

奈良県橿原市

特別史跡 藤原宮跡 保存活用計画書

令和 7 年 7 月

橿原市

序

橿原市には、原始以来の先人の営みが大地に刻まれた歴史的、文化的遺産が数多くあります。これらは、現代を生きる私たちにとって過去と未来を繋ぐかけがえのない財産です。

この貴重な遺産の保護と活用を通してまちづくりに取り組んでいる本市では、このたび国の特別史跡に指定されている藤原宮跡について『特別史跡藤原宮跡保存活用計画書』を作成しました。

今後、この計画書に基づき藤原宮跡を適切に保存管理し、整備、活用をはかりながらより魅力あるまちづくりを進めてまいりたいと思っております。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご指導、ご協力いただきました橿原市文化財審議会委員各位および同審議会第2部会委員各位ならびに関係機関に厚く御礼申し上げます。

令和7年7月

橿原市長 亀田 忠彦

例 言

1. 本書は、奈良県橿原市に所在する特別史跡藤原宮跡の保存活用計画書である。
2. 本計画は、橿原市文化財審議会（委員名簿等は本文中に記載）へ諮問し、同審議会第2部会（委員名簿等は本文中に記載）の調査審議を経て、同審議会からの答申を受け、橿原市が策定した。
3. 本計画の策定にあたっては、文化庁の指導・助言を得た。
4. 本書で使用した写真等のうち、各機関から提供いただいた写真等の資料はそれぞれに注記をおこなっている。特に注記のないものは橿原市が作成、または所蔵する資料である。
5. 本書を作成するにあたり、下記の機関からご協力をいただいた。記して感謝の意を表したい。（順不同、敬称略）
独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所、奈良県立橿原考古学研究所
6. 本書中の史跡等とは、橿原市に所在する国指定史跡名勝に加え埋蔵文化財包蔵地を示している。なお、「史跡」、「特別史跡」、「名勝」を付した記述は、それぞれの指定範囲を表すものとする。ただし、「特別史跡藤原宮跡」の範囲については、「第1章－Ⅱ－2 計画の対象」を参照されたい。
7. 本計画の策定後は、「橿原市内史跡名勝保存活用計画書（平成29年6月）」における「第3章 藤原京関係文化財の保存活用計画」の「Ⅰ．特別史跡 藤原宮跡（P.65～P.125）」は、その効力を失うものとする。あわせて、同保存活用計画書の「第4章 運営・体制及び実施計画」の「Ⅰ．運営・体制の整備について（P.285～287）」及び「Ⅱ．実施計画（P.288～P.296）」の「特別史跡藤原宮跡」に関する部分もその効力を失うものとする。

目 次

序

例 言

第 1 章	計画策定の沿革・目的	1
I.	計画策定の沿革	1
II.	計画策定の目的、対象	1
1.	計画策定の目的	1
2.	計画の対象	1
III.	計画の位置づけ	3
IV.	検討の経緯	3
V.	計画の実施	4
第 2 章	檀原市内の史跡等の保存活用	5
I.	檀原市の概要	5
1.	檀原市の位置、地形・地質及び植生	5
2.	檀原市の歴史	9
3.	檀原市の文化財	22
II.	檀原市内の史跡等の保存活用の課題と方向性	45
1.	檀原市内の史跡等の保存活用の現状と課題	45
2.	檀原市内の史跡等の保存活用の方向性	47
3.	藤原京関係文化財の保存活用の方向性	52
III.	特別史跡藤原宮跡の保存活用計画の構成	63
第 3 章	特別史跡藤原宮跡の概要	66
I.	概要	66
II.	文化財指定状況	67
1.	指定に至る経緯	67
2.	指定説明	67
III.	発掘調査概要	78
IV.	土地利用状況	96
V.	土地所有状況	97
第 4 章	特別史跡藤原宮跡の本質的価値	98
I.	特別史跡藤原宮跡の本質的価値	98
II.	特別史跡藤原宮跡を構成する要素	98
第 5 章	現状及び課題	103
I.	保存管理の現状	103
1.	保存状態	103

2. 管理及び運営	103
II. 活用の現状	104
1. 公開状況	104
2. 活用状況	104
3. 情報発信	105
III. 整備の現状	106
IV. 周辺環境の現状	108
V. 運営・体制の現状	115
VI. 課題	115
第6章 大綱・基本方針	117
I. 大綱	117
II. 基本方針	117
第7章 保存管理	120
I. 保存管理の方針と区域	120
II. 保存管理の方法	122
III. 藤原宮跡内の未指定地における保全方針	125
第8章 周辺環境の保全	126
第9章 活用	127
I. 方向性	127
II. 方法	128
第10章 整備	129
I. 方向性	129
II. 方法	131
1. 主として保存のための整備の方法（案）	131
2. 主として活用のための整備の方法（案）	131
第11章 運営・体制	135
I. 基本的考え方	135
第12章 実施計画	137
第13章 経過観察	139
参考資料	141

第1章 計画策定の沿革・目的

I. 計画策定の沿革

藤原宮跡の保存活用については、平成28年3月作成（平成29年6月発行）の「橿原市内史跡名勝保存活用計画書」に示したが、平成28年度以降、史跡の追加指定や国有化が進み、土地利用等の状況が変化した。また、令和7年1月には、文化庁による「特別史跡藤原宮跡整備基本構想」の改訂と本市が特別史跡藤原宮跡の管理団体に指定されるなど、藤原宮跡の保存管理に関する状況が大きく変化した。現状に即した計画の見直しが必要となった。

II. 計画策定の目的、対象

1. 計画策定の目的

藤原宮の規模や構造等は、これまでの発掘調査により明らかにされてきたものの、その全貌は未解明である。また、藤原宮跡には未指定地が残っており、藤原宮跡全域の史跡指定が達成されていないため、遺跡の確実な保存に向けた追加指定の推進が必要である。

あわせて、文化財の大切さを多くの人々に伝え、理解を促進していくための活用も重要である。

このような状況を踏まえ、藤原宮跡に関する現状と課題を見据えた上で適正な保存活用を図る必要がある。

本計画では、本質的な価値及び構成要素、範囲などを明らかにし、方針を定めることで、市民の誇りである藤原宮跡を次世代に確実に引き継ぐことを目的とする。

2. 計画の対象

本計画の対象は、特別史跡藤原宮跡と特別史跡追加指定予定地を合わせた範囲とする。詳細な区域については、図に示す。（図1）

なお、「第2章－Ⅲ. 特別史跡藤原宮跡の保存活用計画の構成」以降における「特別史跡藤原宮跡」とは、特別史跡指定地と特別史跡追加指定予定地である未指定地を合わせた範囲を指し、特別史跡指定地と未指定地を区別する際は、「特別史跡指定地」あるいは「未指定地」を付して記載する。

また、本計画書における「藤原宮」や「藤原宮跡」が示す範囲は、藤原京の東・西二坊大路と二条大路、六条大路に四周を囲まれた区域とする。

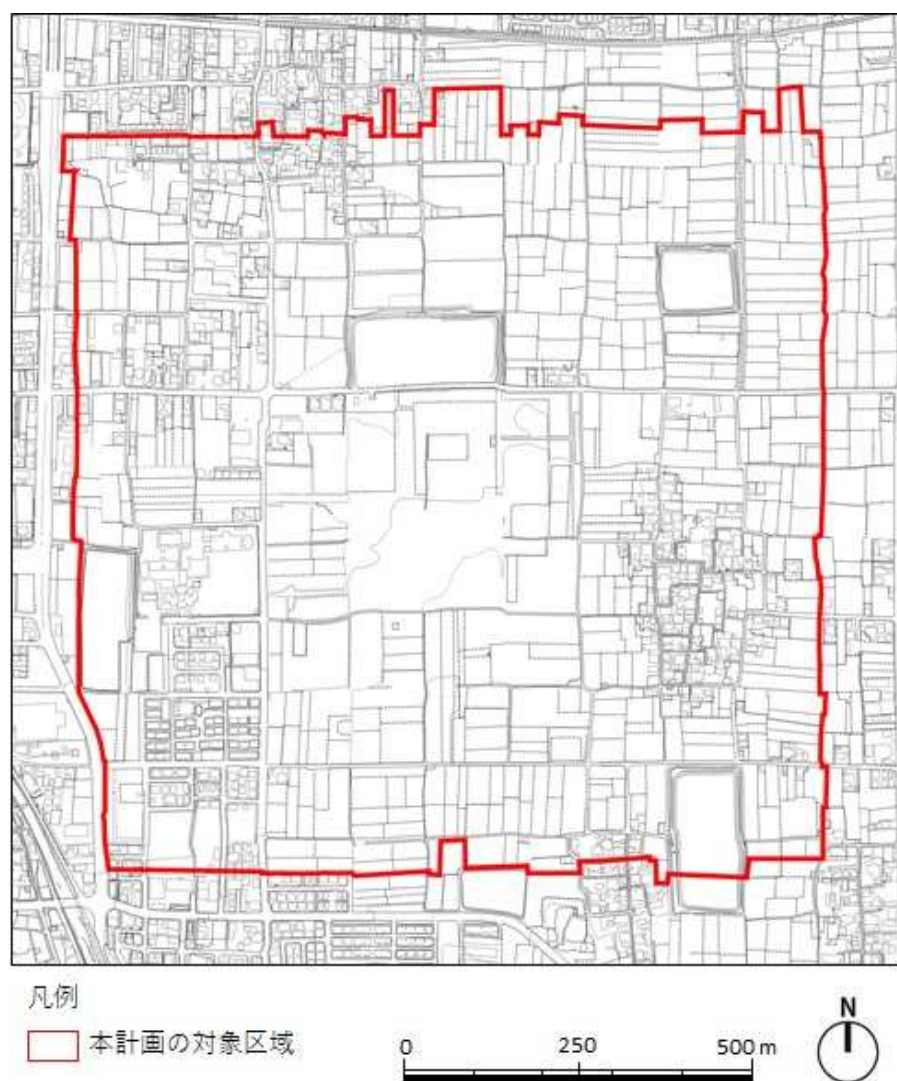


図1 本計画の対象とする区域

Ⅲ. 計画の位置づけ

本計画は、本市の上位計画である「橿原市第4次総合計画」（令和3年3月）や「橿原市内史跡名勝保存活用計画書」、奈良県の「奈良県文化財保存活用大綱」（令和3年6月）などとの整合を図りながら策定するものであり、文化財保護法に基づく保存活用計画として位置づけられる。

また、本計画は、本市の文化財部局を中心に、国や県及び市のまちづくりや観光等の部局、藤原宮跡の保存活用等に係るすべての関係者の連携の元に実行するものである。

Ⅳ. 検討の経緯

本計画の策定にあたっては、「橿原市内史跡名勝保存活用計画書」を基に、橿原市文化財審議会第2部会（以下、「第2部会」と呼ぶ）の調査審議や関係機関の指導を受け、現状に即した情報に修正し、藤原宮跡の保存活用について以下の通り検討した。

本計画書にかかる現況調査に伴う時点修正と各項目の整理を行った後、橿原市文化財審議会に諮問した。その後、橿原市文化財審議会を令和7年2月26日に開催し、第2部会での調査審議を行うことが決定された。第2部会を令和7（2025）年2月27日に開催し、本計画策定の目的、内容、進め方等について説明し、「特別史跡藤原宮跡保存活用計画書（原案）」を示した。

3月25日から4月24日にかけてパブリックコメントを実施した。

その後、5月15日に第2部会を開催し、同部会の意見等を反映した「特別史跡藤原宮跡保存活用計画書（案）」を提示、同部会での調査審議を終了した。

6月4日には橿原市文化財審議会を開催し、第2部会における調査審議内容等を報告するとともに「特別史跡藤原宮跡保存活用計画書（案）」を提示、審議の結果、答申を得た。

表1 橿原市文化財審議会 名簿

	氏 名	所属、役職	委嘱期間
会 長	浦西 勉	元龍谷大学教授	令和5年10月1日から 令和7年9月30日まで
副会長	新海 宏枝	橿原市景観アドバイザー	令和5年10月1日から 令和7年9月30日まで
委 員	池田 淳	大阪芸術大学 非常勤講師	令和5年10月1日から 令和7年9月30日まで
委 員	鈴木 智大	独立行政法人 国立文化財機構 奈良文化財研究所 文化遺産部 建造物遺構研究室長	令和6年4月1日から 令和7年9月30日まで
委 員	鈴木 喜博	奈良国立博物館 名誉館員	令和5年10月1日から 令和7年9月30日まで
委 員	小田 裕樹	独立行政法人 国立文化財機構 奈良文化財研究所 企画調整部 主任研究員	令和5年10月1日から 令和7年9月30日まで

第1章 計画策定の背景及び目的

委員	千賀 久	葛城市歴史博物館 特任館長	令和5年10月1日から 令和7年9月30日まで
委員	西久保 智美	コミュニティライター	令和5年10月1日から 令和7年9月30日まで
委員	森本 育寛	郷土史家	令和5年10月1日から 令和7年9月30日まで
委員	吉田 徳弘	橿原市教育委員会教育長	令和5年10月1日から 令和7年9月30日まで
委員	うすい 卓也	橿原市議会議長	令和7年2月19日から 令和7年9月30日まで
委員	西岡 次郎	橿原市議会副議長	令和7年2月19日から 令和7年9月30日まで

表2 橿原市文化財審議会第2部会 名簿

	氏 名	所属、役職	委嘱期間
部会長	千賀 久	葛城市歴史博物館 特任館長	令和5年10月1日から 令和7年9月30日まで
副部会長	増井 正哉	大阪くらしの今昔館 館長	令和5年10月1日から 令和7年9月30日まで
委員	小田 裕樹	独立行政法人 国立文化財機構 奈良文化財研究所 企画調整部 主任研究員	令和5年10月1日から 令和7年9月30日まで
委員	高橋 知奈津	独立行政法人 国立文化財機構 奈良文化財研究所 文化遺産部 遺跡研究室長	令和7年1月6日から 令和7年9月30日まで
委員	寺崎 保広	奈良大学 名誉教授	令和5年10月1日から 令和7年9月30日まで

V. 計画の実施

本計画の実施期間は令和7年7月28日から令和18年3月31日とする。実施期間が終了した場合は、その時点の状況を踏まえ計画を更新するものとする。

なお、本計画は長期間に及ぶものであるため、特別史跡の指定状況や公有化の進捗、保存活用体制等社会情勢の変化が予想される。その場合は、必要に応じて、随時計画を見直すものとする。

第2章 橿原市内の史跡等の保存活用

I. 橿原市の概要

1. 橿原市の位置、地形・地質及び植生

(1) 位置

本市は、奈良県のほぼ中央に位置し、東西 7.5km、南北 8.3km の広がりを見せ、東は桜井市、西は大和高田市、御所市、南は高取町、明日香村、北は田原本町、広陵町と接している。面積は 39.56 km²で、全体的に起伏が少なく、市内の中央部には飛鳥川、西には曾我川が北へ流れている。また、万葉の時代を偲ばせる大和三山（香具山：標高 152m、畝傍山：同 199m、耳成山：同 139m）がそびえる。694 年には三山が囲む中央部に藤原宮が造営され、その周囲には条坊制を伴う我が国最初の都である藤原京が約 5km 四方に広がっていた。その他、市内には数多くの文化財が点在している。



図2 橿原市の位置

鉄道網では JR と近鉄が縦横に走り、あわせて 13 の駅があり、大和八木駅までは大阪駅から約 45 分、京都駅から約 50 分、関西空港駅から約 1 時間 20 分、名古屋駅から約 1 時間 45 分である。また京奈和自動車道、国道 24 号・165 号・169 号の道路網も発達しており、交通の便が良好である。



写真1 橿原市航空写真（南から）

(2) 地形・地質

1) 地形

本市は、奈良盆地の南端に位置する。市域の南は、その南東にそびえる龍門山系から北西方向に緩やかに下る丘陵地形の北縁にあたるが、大半は南東から北西に緩やかに傾斜する沖積地上にある。市内には東から寺川、米川、飛鳥川、桜川、高取川、曾我川等の諸河川がこの地形の傾斜に沿ってほぼ等間隔に並び北西流する。これら河川は、氾濫を繰り返すことで河川から溢れた土砂の堆積作用を通して流域に微地形として自然堤防を形成している。なかでも市のほぼ中央を流れる飛鳥川は、「万葉集」にも数多く詠まれ、市内を流れる川の代名詞でもある。飛鳥川は明日香村から吉野町に通じる芋峠付近を源流とし、明日香村の栢森、稲淵の集落を通り明日香村の中心部、そして本市の中心部を流下し大和川へと合流する。

また沖積地の中に独立した山容としてそびえる畝傍山と耳成山、そして龍門山系に連なる山脈の一部が風化と侵食を繰り返すことで開析谷が入り組んだ丘陵地形に変貌し、独立した山容をみせる香具山の三つの山が、本市を代表する歴史的景観として秀麗を誇る。

2) 地質

本市の基盤は、中央構造線の北側に分布する領家帯で構成されている。岩石の種類は、主としてマグマが地下深所で冷却されて生まれた深成岩で、花崗岩類や片麻岩類等の岩石群からなり、領家複合岩類と呼ばれている。本市の平坦地の地下の基盤のほとんどは、粗粒花崗岩で占められている。

新生代第三紀中新世中期の火山活動により、畝傍山と耳成山が生まれた。当時の畝傍山や耳成山は、現在のものとは著しく異なり、高さや大きさは倍以上あったと考えられている。その後、周辺の山々とともに、長期にわたり風化と侵食作用を繰り返し低山化していくが、畝傍山と耳成山は火山岩でできているので風化しにくく、山として残った。一方、香具山はハンレイ岩で構成されるため、周囲の花崗岩より風化しにくいので、侵食されず山として残っていく。こうして、大和三山の基礎が築かれた。

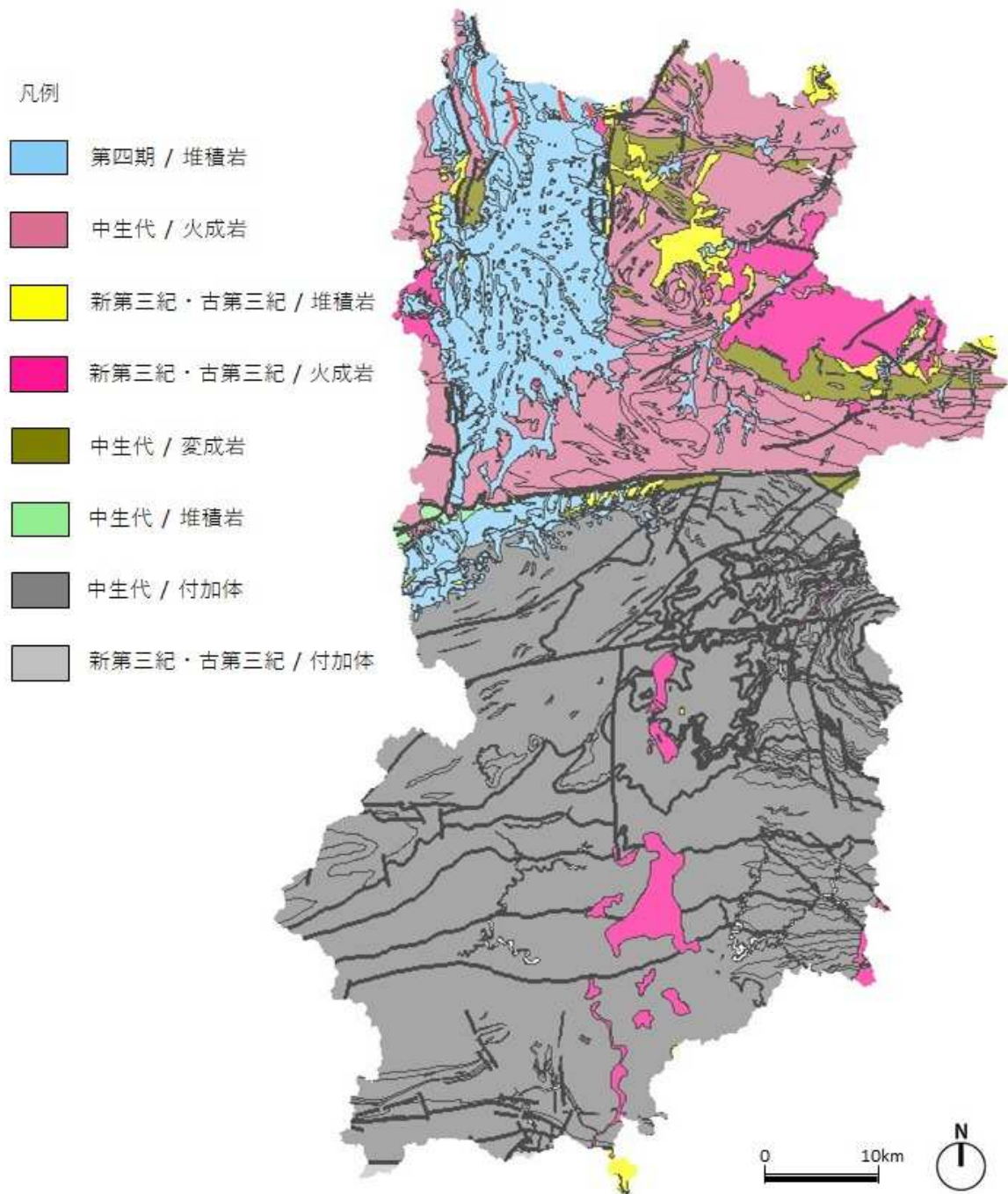


図3 奈良県地質概略図

出典：20万分の1日本シームレス地質図V2, 簡略版, 凡例14版 (©産総研地質調査総合センター)

(3) 植生

植生については、現在、山林で覆われている大和三山について述べる。

大和三山はかつて、アカマツが優占する林分であったが、昭和 48（1973）年頃より、マツクイムシの被害によるアカマツの枯損木が増加しはじめ、昭和 60（1985）年時点でアカマツは全滅状態となり、アカマツの下層木を形成していたアラカシ、ヒノキ、リョウブ等が優占する林分となった。

現在の植生については以下の通りである。

香久山国有林では、常緑広葉樹林である「アラカシ・シラカシ林」が 7.0ha と最も広い面積を占め、「コナラ林」の 1.0ha、「スギ・ヒノキ植林」の 0.8ha と続く。また、国有林の北斜面下部及び南斜面下部等には竹林が広がっており、広葉樹への被圧が懸念される。

畝傍山国有林では、常緑広葉樹林である「アラカシ・シラカシ林」が 24.9ha と最も広い面積を占め、「スギ・ヒノキ植林」の 5.5ha、「コナラ・リョウブ林」の 5.1ha と続く。また、平成 12（2000）年に台風による風倒被害が発生した後、北斜面下部には植栽された「広葉樹植栽林」がまとまりをもってみられ、南斜面下部には天然下種更新が行われている「風倒再生林」がみられる。

耳成山国有林では、常緑広葉樹林である「アラカシ・シラカシ林」が 13.2ha と最も広い面積を占め、「スギ・ヒノキ植林」の 0.5ha、「竹林」の 0.4ha と続く。また、国有林の北西斜面下部には竹林が広がっており、広葉樹への被圧が懸念される。

2. 橿原市の歴史

『古事記』、『日本書紀』において神武天皇により「畝火の白橿原宮に坐しまして天の下治しめきし」とこの橿原の地に宮が置かれて以降、2代綏靖天皇の葛城高丘宮、3代安寧天皇の片塩浮孔宮、4代懿徳天皇の軽曲峽宮、5代孝昭天皇の掖上池心宮、6代孝安天皇の室秋津嶋宮、7代孝霊天皇の黒田盧戸宮、8代孝元天皇の軽境原宮と、現在の本市及びその周辺に宮が営まれた。また初代から4代の天皇の御陵も畝傍山周辺に築かれたと記されているように、本市は我が国発祥の地としての伝承をもつ。

(1) 縄文時代

このように伝承に彩られた本市に人々の足跡を明瞭に示す遺跡として縄文時代晩期、畝傍山南東麓の平地に広がる沼沢地、あるいは湿地帯に半島状に突出した微高地に居住空間を形成した橿原遺跡が営まれた。橿原遺跡からは土器、土偶、土獣、耳飾等の土製品、石器、獣骨類等多彩な遺物が出土している。なかでも土器には遠く東北地方との交流を示す亀ヶ岡式土器（大洞式系土器）をはじめ、器表面の口縁部から胴部にかけて刻線により七宝形文を施す浅鉢形土器が出土している。この浅鉢形土器は「橿原式文様」と呼ばれており、その分布は瀬戸内海東部から関東地方と広範囲に及ぶ。また同時代の遺跡として畝傍山の北西方、曾我川と住吉川との間のほぼ中央には北北東に延びる微地形としての自然堤防が形成され、この堤防の右岸上にある扇状地性低地には土器棺墓や土坑墓と住居跡、貯蔵穴が出土した曲川遺跡がある。そしてその南方では、奈良盆地の沖積地では珍しい埋葬人骨、クリの栽培林が出土した観音寺本馬遺跡が知られる。

(2) 弥生時代

弥生時代では、大規模で全期間を通じて或いは次の古墳時代にわたって連綿と居住域を持続させる集落が出現し、その周辺には小規模で短期的な居住域（集落）、また生産域や方形周溝墓群等で構成される墓域が展開する。前者の集落は拠点集落として発展し、本市では3地域に形成される。集落の立地は本市を流れる主要河川に近接することで共通する。縄文時代晩期の曲川遺跡の北方約1.8km、曾我川右岸の沖積地上に立地する中曽司遺跡、耳成山の東北東約1kmで、寺川と米川に挟まれた複合扇状地上に立地する坪井・大福遺跡、香具山、畝傍山のほぼ中間に位置し、後に藤原宮が置かれた飛鳥川の右岸の河岸台地上に立地する四分遺跡である。これら三つの集落は、拠点集落に相応しい集落の内外を明瞭に分ける環濠がいくつか検出されており、その規模は東西250mから570m、南北500m以上を誇る。この他、拠点集落ではないものの本市の南郊貝吹山西麓で曾我川の右岸河岸段丘上にも、集落遺跡である一町遺跡をはじめ短期的な集落も展開するなど居住空間が大きく拡大される。

(3) 古墳時代

古墳時代は前時代の住空間を基盤に拠点集落が継続するものの、発展形として続くのではなく規模を縮小しながら、前期または中期に終焉を迎える。新たに古墳時代前期に成立した集落として五井遺跡が知られる他、前期の集落の存在が推測可能な前期古墳がわずかながら存在する。本市の北郊、寺川と飛鳥川の合流付近の沖積地上に築かれた全長約62mの前方後円墳弁天塚古墳、畝傍山北西麓にある全長約70mの前方後円墳であるスイセン塚古墳、そし

第2章 橿原市内の史跡等の保存活用

て、先の一町遺跡の東側に位置し、貝吹山から西方へ派生する丘陵に立地する全長約 62m の前方後円墳の新沢千塚 500 号である。このように古墳時代の前期の様相は不明瞭であり空白であるものの、その存在を予測する古墳の僅少性からは弥生時代を基盤とした大規模集落の発展は見られなかった。このことは、中期にあたる 5 世紀になって、新しい集落が数多く出現する様相とは対照的である。

5 世紀代の集落は弥生時代と同様、河川に近接した地域に成立する。曾我遺跡、下明寺遺跡、藤原宮跡下層遺跡、新堂遺跡、四条遺跡、内膳・北八木遺跡、山田道下層遺跡（明日香村）等である。これらの遺跡は古墳時代の土器である布留式土器の系譜に連なる土器とともに甕、鍋、甗、移動式竈等の韓式系土器や陶質土器等の渡来系遺物が伴う点で共通する。また中には轆羽口、埴埴、砥石、炉滓、鉄滓等鍛冶関係遺物を出土し、高度な精錬技術による金属製品の生産を行う集落も出現する。前期より発達する下明寺遺跡を含め、中期の集落には、渡来人が形成した集落、あるいは渡来人との技術交流により成立した集落が随所に見られる。さらに、集落の周辺には奥津城として中小規模の古墳も築かれ、群を構成した。下明寺遺跡における下明寺古墳群、藤原宮跡下層遺跡とその東方で確認された藤原宮跡下層古墳群、四条遺跡における四条古墳群、新堂遺跡における曲川古墳群、内膳・北八木遺跡における内膳古墳群、そして山田道下層遺跡における南山古墳群がそれぞれ該当する。さらに、一集落に留まらず共同の奥津城として 600 基を超える古墳が築かれたのが新沢千塚古墳群である。新沢千塚古墳群には渡来系文物を副葬する古墳も含まれている。この他、集落の様相が判明していない遺跡においても渡来系土器が出土することを発掘調査が明らかにしている。

古墳時代中期、本市は中小豪族に加え渡来人の世界が形成されていた。そして彼らの手により開発と土地利用が大きく進んだ。『日本書紀』には応神 11 年冬 10 月条「剣池、軽池、鹿垣池、厩坂池を作る。」の記録は、その一例証である。

6 世紀、安閑天皇は大倭国の勾金箸（橋）に遷す。勾金橋宮である。宮が置かれた場所は確定できないものの、宮号名から新堂遺跡と曲川遺跡のある周辺に候補地を求めることができる。次の宣化天皇も宮を檜隈廬入野宮に営む。檜隈は本市の南、現在の明日香村にその地名があり、そこは渡来人が集住した地であり、ここに宮が置かれた。また、宣化天皇は崩御後、新沢千塚古墳群の東に接した場所に御陵が築かれる。身狭桃花鳥坂上陵（宣化天皇陵）である。宣化天皇の治世下、中曽司に宗我坐宗我都比古神社が鎮っているようにこの地を含め周辺を領有し、本市の開拓を担う豪族である蘇我稲目は宣化元年に大臣につく。これ以降、蘇我氏は大臣就任を足がかりに欽明天皇の代において皇后を輩出するなど天皇家との関わりを強く深め、併せて渡来系氏族を掌握し、確固たる勢力基盤を確立した。

このように 5 世紀代における渡来人集団の集住とその開拓が進行するなかに天皇家の進出と天皇家の外戚として確固たる地位を確立する蘇我氏により、本市は奈良盆地における各時代の先進地から、国家形成期の我が国の中心地の一つへと飛躍する。この間、新来の思想の受容の開始をみる。『日本書紀』欽明 13（538）年 10 月条に「百濟聖明王（^{また}更の名は聖王）、西部姫氏達率怒唎斯致契等を遣して、釈迦仏の金銅像一軀、幡蓋^{はたきぬがさ}若干、經論若干卷を奉る。」と記され、ここに初めて仏教が伝来した。仏教の受容期は国論が二分する状況を胚胎し、そのため当初蘇我稲目の小墾田の家に安置し祀るなど紆余曲折するが、仏教は確実に我が国に根ざし、精神的支柱として揺るぎない地位を確立してゆく。ここに律令国家形成への条件が順次整ってゆく。

欽明 31 (570) 年蘇我稻目が薨去、欽明 32 (571) 年欽明天皇が崩御する。欽明天皇の御陵は檜隈坂合陵といい、丸山古墳又は梅山古墳（欽明天皇陵）が御陵として、また蘇我稻目の墓は確定に至っていないが、丸山古墳がそれぞれ候補にあがっている。いずれにしても候補となる古墳は前方後円墳であった。しかしその後、天皇陵において伝統的な前方後円墳は築造されず、先進の土木技術や造営思想を反映した新しい形式の古墳が採用されていく。その一例が、推古天皇、竹田皇子合葬の初葬墓の可能性のある植山古墳である。

欽明天皇の崩御以降、敏達天皇、用明天皇、崇峻天皇を経て推古天皇が飛鳥の豊浦宮において即位する。ここに律令国家形成期としての飛鳥時代が幕をあける。

(4) 飛鳥時代

飛鳥時代は明日香村を中心に政治文化が開花するが、その周辺に位置する本市も一翼を担っている。飛鳥時代の前半を主導した蘇我氏の邸宅は飛鳥に多くみられるが、丸山古墳の近傍に輕曲殿、剣池の近傍に石川宅、畝傍山の麓に畝傍の家を構え、皇極 3 (645) 年蘇我入鹿が飛鳥板蓋宮で暗殺（乙巳の変）され蘇我総本家が滅亡するまで存続する。

欽明天皇の治世において伝来した仏教も敏達 13 (582) 年弥勒の石像、仏像の 2 体を石川宅に仏殿を造り安置し、司馬達等の娘嶋等を出家させ祀らせたことや、或いは同 14 (583) 年大野丘の北に塔を建て大会の説斎する等一連の記事からは寺院造営が胎動し、崇峻元 (588) 年蘇我氏により飛鳥寺の造営が始まり、推古 17 (609) 年の飛鳥大仏完成と飛鳥寺の竣工をみることで、名実ともに仏教受容の確立をみる。そして飛鳥寺建立以降、豪族達による氏寺の建立が活発化する。大王家の吉備池廃寺（桜井市吉備）をはじめ、蘇我氏系の田中廃寺、和田廃寺、日向寺、渡来系豪族の輕寺、大窪寺、その他の豪族の久米寺、八木廃寺、膳夫寺、香山寺である。

国家の基盤である官道の整備もこの時期に始まる。『日本書紀』推古 21 (613) 年 11 月条に「掖上池、畝傍池、和珥池を作る。又難波より京に至るまで大道を置く。」と記録されている。この記事の畝傍池は、畝傍山の南麓現在の橿原神宮内にある深田池が該当し、また併記された大道は、地形に規制されない東西の直線道路で最初の官道である横大路をさす。さらに築造時期は確定に至っていないが、やや時代が下った天武元 (672) 年壬申条中に「則ち軍を分りて各上中下の道に當てて屯む。」に記録されている、中ツ道、下ツ道の南北道も敷設されている。これら直線道路の整備は、後の藤原京造営の土地区画基準となる道となった。

天武元 (672) 年、大津宮で崩御した天智天皇の後継争いである壬申の乱が起こる。壬申の乱に勝利した大海人皇子は、後飛鳥岡本宮で即位する。天武天皇である。天武天皇は後飛鳥岡本宮を改修し、飛鳥浄御原宮と宮号を定め、政を執り行うが、その一方で新都の造営を計画する。その造営先とは、まさに橿原の地であった。

新都の計画は『日本書紀』天武 5 (676) 年の条に「是年。新城に都つくらむとす。限りの内の田園は、公私を問わず、皆耕さずして、ことごとくに荒れぬ。しかれども、ついに都をつくらず。」と記され、いったんは中断されるものの再開され、同 13 (684) 年「京師に巡行きたまいひて、宮室之地を定めたまふ。」にみられるように造営は着実に進む。他方、天武天皇の崩御による再度の中断を挟みながらも、次の持統天皇の御世、持統 8 (694) 年「藤原宮に遷り居します。」とする遷都記事、さらに文武天皇の慶雲元 (704) 年「はじめて藤

第2章 橿原市内の史跡等の保存活用

原宮の地を定め、宅宮中に入る百姓一千五百五烟に布を賜ふこと、差あり。」にみられるように、新都藤原京が完成する。ここに、我が国において街区を伴う壮大な首都としての都城が完成する。藤原京は東西約 5.3km、南北約 4.7km または約 5.3km の規模¹をもち、その範囲は現在の本市域の約 49.3%の面積を占めている。京内の街区を東西南北方向の大路、小路で整然と区画し、その中央に宮を置くその平面形態は、最新の中国式都城を直接模倣したものではなく、中国の古典『周礼』考工記匠人宮国条が記す都城の理想形を採用したとの学説もある。そして街区には、薬師寺（本薬師寺）、大官大寺に加え、すでに建立されていた豪族の氏寺はその寺域が区画に収まるよう再配置され、加えて諸王、諸臣等に班給する宅地も藤原宮を中心に位階に応じた規模と位置が決められている等、身分秩序を明確に表示した計画的配置をとる。まさに天皇を中心とした身分秩序体系を具現した都である。

以上のとおり、機能的で集積度の高い藤原京は我が国最初の都城であり、「日本国」成立時の首都である。藤原京のほぼ中央に位置する藤原宮では、持統 8 (694) 年から和銅 3 (710) 年の間、持統、文武、元明の三代にわたる天皇が治めた。大宝律令の制定で律令国家としての体裁が整ったことを、『続日本紀』大宝元 (701) 年正月条は「文物の儀、是に備れり」と高らかに伝えている。そして 33 年ぶりの派遣となった遣唐使は「日本国」の国号を初めて外国に伝え、現代まで続く我が国の外交史上の画期となった。

約 5 万人が居住したと推測される藤原京は、当時の日本で最も高い人口密度を誇ったが、同時に、現代まで続く、多くの都市問題を抱えることになった。8 世紀に入り、大宝令の施行による国政機関の再編のためと推測される、藤原宮官衙地区での建て替えが発掘調査で確認されている。新しい官制下での組織の発展拡大は、藤原京の人口増大や首都としての機能不全を招いたと考えられる。ちょうどこの頃、諸国で疫病の流行が相次ぐようになる。『続日本紀』慶雲 3 (706) 年 3 月条は京、畿内、紀伊、因幡、参河、駿河等での疫病を伝えており、藤原京内における大規模な蔓延をうかがわせる。そのような中、慶雲 4 (707) 年には早くも遷都について議論され、元明天皇は平城京への遷都を決意する。そして和銅 3 (710) 年、都は藤原京から平城京へ遷された。

藤原京は僅か 16 年と短命の首都となったが、ここに我が国に律令国家を成立させた意義は計り知れない。そしてその象徴である藤原京の造営から完成、その後古京へと推移した軌跡を奈良時代後半から平安時代前半にかけて編纂された我が国最初の歌集『万葉集』には藤原京の思いを数々の歌に詠み込んでいる。この他にも『万葉集』には、「大和三山」や周りの情景を題材とした歌も収められていて、当時の人々の心情や自然観を伝えている。

(5) 奈良時代

和銅 3 (710) 年、都は藤原京から平城京に遷された。多くの人々が平城京へと移り住み、藤原宮の主だった殿堂も解体され平城宮へと移築された。藤原京の故地は、左大臣石上朝臣麻呂が留守を預かるが、その翌年、和銅 4 (711) 年に大官大寺が焼亡する。また、石上朝臣麻呂薨去の翌年の養老 2 (718) 年には薬師寺が移建されたと『薬師寺縁起』は記している。

1 現段階での調査成果を基に、藤原京が確実に存在した範囲と規模を記載している。なお、これまでの研究では藤原京を約 5.3km 四方、面積を約 28.09 km²とする見解も提示されているが、本保存活用計画ではこれまでの発掘調査成果を重視し、その見解を採用しない。ただし、今後の調査、研究が進展し、藤原京の規模が確定した場合はその成果に従う。

しかし、藤原京の故地に残された薬師寺の堂塔や田中廃寺、和田廃寺、軽寺など主な私寺は営まれ続けた。残された薬師寺は平安時代頃には本薬師寺と呼ばれていたようで、藤原宗忠の日記『中右記』にはその名が記されている。反面、永寿元（1097）年に東塔跡の心礎から仏舎利が掘り出されたことも伝えており、日記が書かれた以前に寺勢は衰えつつあったようである。また、軽寺は藤原道長の日記『御堂関白記』の中で、寛弘4（1007）年の吉野詣の折に当寺に宿泊したと記録されている。そして、田中廃寺、和田廃寺はその終焉時期は不明ながら奈良時代の瓦が出土し、存続していたことは確かである。この時代、新たな寺院も建立される。奈良時代の中頃、聖武天皇の御世の天平13（743）年に国分寺、国分尼寺の詔が発せられ、平城京の東大寺、法華寺を筆頭に全国で国分寺、国分尼寺が建立され始める。大和国では本市に両寺を建立したとされており、横大路と下ツ道が交叉する南西区域に国分寺が置かれた。伽藍や堂塔は不明ながら、その場所に「国分寺」の石碑が立つ。対して、国分尼寺は藤原宮の東北隅跡地の北方に法花寺町の地名が今なお残ることから、その候補地として考えられている。

他方、寺院以外では、藤原京の跡地を訪れた山部赤人は

故太政大臣藤原家の山池を詠む歌一首（巻3-378）

古の ふるき堤は 年深み 池のなぎさに 水草生ひにけり
の歌を詠み、往時の都の姿が失われてゆく様子を伝えている。

そして、万葉集にみられる古京の姿は、条里制地割りが施工され田園へと変貌した。藤原京の左京職が置かれた跡地に天平2（730）年の『大倭国正税帳』にみえる稲を収納する「香山正倉」をもつ施設が置かれたことが発掘調査で明らかにされ、田園化の進展を示していると考えられる。また、『東大寺文書』等には「飛驒庄」や「高殿庄」が置かれたことが記されているが、藤原宮の朝堂院東第一堂から北東の回廊隅の上層からは建物2棟が確認されており、これら荘園との関連が注目される。

（6）平安時代～室町時代

奈良時代に施工された条里制地割りによる田園は荘園によって経営されるようになるが、平安時代になると国家の土地支配から天皇家、有力貴族、寺院等による土地支配体制へと転換し、領地経営として多くの荘園が置かれるようになる。そしてそれぞれの荘園内にはより効率的に水田経営を行う集落が成立し、後に環濠集落が出現する土壌を育んでゆく。

荘園内の集落は、丘陵の裾部に営まれたものを除いて、条里制地割りによる田園の里堺や坪堺を利用して、区画溝を四周に巡らしたとみられる環濠屋敷として出現する。藤原宮跡では朝堂院東第一堂から同院回廊の北東隅の上層に、平安時代の終わりから鎌倉時代にかけて2区画の屋敷が営まれる。それぞれ主屋と付属建物と井戸等で構成され、後に家屋の建替がなされており、居住空間として継続するようである。この他にも、西北官衙や東方官衙や東南官衙の上層にもそれぞれ環濠屋敷が成立し、それぞれが同一場所での拡張や場所を若干移動させ、幾多の家族が一所に集まり地縁を形成することで、現在に続く高殿、醍醐等の環濠集落を出現させる。喜殿庄をはじめ曲河庄、曾我庄、今井庄、新賀庄、木原庄といった本市

第2章 檜原市内の史跡等の保存活用

の全域で、このように環濠屋敷から環濠集落へと発展したことが、発掘調査で確認された遺構と今に残る歴史的集落²との関係から想定される。

発掘調査で遺構が確認された屋敷跡以外にも多くの荘園が営まれたことが数々の文書に記されていて、これら荘園内においても同様の経過をたどって環濠集落が形成され、荘園領主が奉祭する神を勧請し、或いは産土神、氏祖を祭る神社や寺院を集落内や近傍に建立し、環濠集落が村落へと発展する。

その結果、大和三山をはじめとする歴史的な名所と村落、田園とが織り成す本市ならではの景観を形づくり、その多くが現在の各集落と町名に引き継がれている。

本市で経営された主な荘園と今日の村落（町名）との関係を示すと、以下の通りとなる。

東大寺領

天平勝宝2（756）年初出の「飛驒庄」（飛驒町）、「高殿庄」（高殿町、法花寺町、別所町）、「東喜城庄」（上飛驒町）、「西喜城庄」（城殿町）、「城戸庄、城土郷」（一町）、「豊田庄」（豊田町）

春日社領

寿永2（1183）年に初出の「八木庄」（八木町）、「大嶋庄」（五条野町）

興福寺領

「十市庄」（十市町）、「橋本庄、楠本庄」（葛本町、新賀町、木原町、山之坊町、常盤町）、「坊城庄」（山之坊町等）、「中村庄」（中町）、「小南庄」（太田市町）、「南大垣庄」（新口町）、「新賀庄」（新賀町等）、「西大垣庄」（大垣町等）、「上品寺庄」（上品寺町）、「雲飛庄、大窪寺（庄）」（畝傍町、大久保町）、「曲河庄、鈎河北庄」（曲川町）、「興富庄」（木原町等）、「木原庄」（木原町）、「飯高郷、飯高庄」（飯高町、新口町）、「今井庄」（今井町）、「五位庄」（五井町）、「小畦庄、畦庄」（高殿町周辺）、「雲梯（宇那手）庄、宇那手新堂」（雲梯町、新堂町）、「忌部庄」（忌部町）、「箸喰庄」（光陽町）、「土橋庄」（土橋町）、「新堂庄」（新堂町）、「小垣内、正覚寺」（十市町）、「新口庄」（新口町）、「常葉庄」（常盤町）、「古木本庄」（四条町）、「南喜殿庄」（城殿町）、「吉殿庄」（吉田町）、「輕庄」（大輕町）、「輕国府（輕庄末庄）」（西池尻町）

南都寺社領以外

「喜殿庄」（摂関家領：城殿町）、「曾我庄、北曾我庄」（皇室領：曾我町、小槻町）、「佐位庄」（弘福寺（川原寺）領：常盤町）、「膳夫庄」（多武峯寺（談山神社）領：膳夫町）、「興田庄」（竹林寺から興福寺領：観音寺町）

この荘園経営体制は、新たな時代の幕開けでもあった。荘園経営に直接に携ったのは支配者層から派遣された荘官や在地の者で、その中から有力者が現れることになる。

鎌倉時代には有力者層が武装化、悪党ともよばれた武士団が形成された。これら武士団のある者は、興福寺の衆徒や国民となり、本市域を越えて勢力を伸張させていく。

² 本計画書において、古代の荘園由来の集落を歴史的集落と呼び、近年の開発によって誕生した住宅地と区別する。

室町時代には国衆の中から十市氏と越智氏が頭角を現し、本市を二分して勢力を競うこととなる。十市氏は、主に十市郡を勢力基盤として十市庄に十市城を築き、ここを拠点に遠く竜王山（天理市）に城を築き領地支配を進めた。一方の越智氏は主に高市郡を勢力基盤として、本市の南にそびえる貝吹山に城とその南麓に館（現高取町）を構え、ここを拠点にさらに南の高取山（現高取町）に城を築き領地支配をおこなった。そしてそれぞれの有力家臣団も領内各所に城を築いた。発掘調査で明らかとなった城跡としては、新賀城、戒外山城、軽城、見瀬城、五条野山城等がある。

一方寺院では、香具山南麓にあり、藤原京の時代の創建、或いは奈良時代に大安寺の僧道慈が開基したとし、後に興善寺と呼ばれる寺院は、鎌倉時代、西大寺の僧興正菩薩叡尊が弘安4（1281）年にその文殊堂前で大般若経による供養をおこなったのを契機に、その後寺勢が隆盛した。

興善寺周辺には地名として太師院、照明院、最勝院、遍照院、多聞院、吉祥院等付属寺院の名が残り、寺地の小丘には13世紀後半から14世紀前半にかけて五輪塔や宝篋印塔の墓標を立て、瀬戸焼の瓶子や四耳壺や瓦質の火鉢等を骨蔵器にした墓地が営まれていたことが、その証である。

また、鎌倉時代に親鸞聖人によって開かれた浄土真宗は、室町時代中頃に中興の祖蓮如が本願寺派（一向宗）として勢力を伸張させ、16世紀には本市にもその勢いが及ぶ。蓮如は、天文2（1533）年に一向宗の布教活動の拠点を山科から大坂に移し、大和の宇陀、吉野にも道場を建てて布教活動の拠点とした。そのため、大坂と宇陀、吉野道場の中継地点として、本市の曲川や今井、御坊に道場が建てられることになる。現在、曲川町、今井町、御坊町にはその後裔にあたる徳応寺、称念寺、信光寺が今も薨を誇る。特に今井は、室町時代、興福寺一条院門跡領であった今井庄に本願寺派の今井道場が置かれて寺内町を形成し、大和における本願寺派の拠点へと成長する。そのため、天下統一を目指す織田信長に対して石山本願寺とともに交戦することとなる。そして、天正2（1574）年、織田信長が大和国を平定するに及び、臣下の明智光秀に降伏し、これを境に寺内町から商業の町への道を目指すこととなる。称念寺に伝わる「明智光秀今井郷惣中宛書状」及び「織田信長今井郷惣中宛赦免状」はその転換点を示すものである。そして今井は江戸時代大和国を代表する在郷町（商業都市）へと発展してゆく。

また、横大路と下ツ道が交叉する交通の要所地である八木には「矢木座」が組織され、さらに越智氏が市を開設するなど商業地として発展した。一方、八木を横断する横大路は、その以北が十市郡、以南が高市郡となる郡堺でもあったことから十市氏と越智氏との争乱の舞台ともなり、焼失と復興が繰り返された。このような軌跡を辿りながらも八木は、その後の江戸時代にも商業地として発展してゆく。

（7）江戸時代

室町時代中期、応仁元（1467）年にはじまった応仁の乱を契機として、守護大名の中から有力者が戦国大名に成長し群雄割拠が続いたいわゆる戦国時代が到来する。それに終止符を打った豊臣秀吉の後継者となった徳川家康が、慶長8（1603）年、江戸に幕府を開き、江戸時代が始まる。その後1868年の明治維新までの間、争乱の無い太平の世が続く。

第2章 橿原市内の史跡等の保存活用

本市は幕府領とともに幕府から高取藩、郡山藩をはじめ旗本等に領地が知行され、それぞれが領地経営をおこなった。そのなかの有力旗本である神保氏や多賀氏は、それぞれ池尻（現西池尻町）、曾我（現曾我町）に陣屋を置いた。両陣屋は、現在、畑、市街地へと姿を変えている。

対して今井は幕府領となり、住民自治が認められた在郷町（商業都市）として発展した。その繁栄ぶりから「海の堺、陸の今井」、「大和の金は今井に七分」と称えられ、幕府が発行する貨幣とは別に「今井札」をも発行、高度な住民自治は経済にも及んだ。

また、商業地へと発展した八木には高札場が設けられ、「札の辻」と称せられるようになる。その交通の利点を活かして、商業地に加えて宿場町としても発展、平安時代から続く「長谷寺詣り」や江戸時代後期に隆盛する「お伊勢詣り」、幕末に大流行した「おかげまいり」で往来する人々の接待等もあって、大いに繁栄した。その様子は文人が紀行文等に記しており、『西国三十三所名所図会』では「八木札衢」が紹介され、そこに描かれた札の辻境界のおもむきのある情景は、旧旅籠であった「八木札の辻交流館」がその風情を今に伝えている。また、頼山陽、吉田松陰、森田節斎らと交渉があり、幕末大和を代表する学者の一人である谷三山（1802～1867）を輩出している。

この他、幕末の山陵修復運動の中で、文久3（1863）年に神武天皇陵を皮切りに、畝傍山周辺に営まれた陵墓が整備され、畝傍山山麓の良好な景観の端緒となった。

（8）明治時代～現代

明治20（1887）年に堺県から奈良県が分離、翌年に「市制」と「町村制」が施行され、明治30（1897）年の県下の郡の統廃合を経て、本市の母体となる町村が形づくられていった。これらの町村による区分は、現在でも地域の各種組織等へ受け継がれている。

明治23（1890）年、神武天皇の聖跡顕彰の機運に伴い橿原神宮が畝傍山の南東麓に創建され、昭和初期の橿原神宮公苑整備と記念植樹により、畝傍山東麓に広大で緑豊かな人工樹林が形成された。

明治26（1893）年の高田―桜井間開通に始まる鉄道、昭和15（1940）年奈良―八木区間完成の国道24号といった近代交通の多くが、古代の官道と平行、あるいは路線を踏襲する形で敷設された。古代の交通の要衝が、現代の本市の発展へ大きく貢献することとなったのである。

一方、明治時代に進んだ急激な近代化への転換は、名所、旧跡と歴史的集落、田園が調和した、我が国の伝統的な風景を大きく変貌させてゆくこととなった。この趨勢に対して、名所、旧跡の保存の取り組みが始まった。明治5（1872）年から文化財保存のための法整備についての建議が重ねられ、明治30（1897）年に「古社寺保存法」、大正8（1919）年に「史蹟名勝天然記念物保存法」が制定され、社寺、名所、旧跡等の保存保護が図られたことで、現在の「文化財保護法」へと続く文化財保護制度の基礎が築かれた。本市では、明治35（1902）年に橿原神宮本殿が重要文化財に、大正10（1921）年に本薬師寺跡が史蹟に指定された。

また、江戸時代以来、長く所在地が論争となっていた藤原宮については、歴史学者の喜田貞吉博士が大正4（1915）年に藤原宮を中心とする都城を「藤原京」と名づけた『藤原京』を著し、所在地論争はピークを迎えた。そして、氏が提唱した藤原宮長谷田土壇説は、昭和9（1934）年～昭和18（1943）年にかけて実施された、日本古文化研究所による藤原宮の最

初の発掘調査によって否定されるが、「藤原京」は本市に造営された我が国最初の都城を指す通称として、広く浸透することになった。日本古文化研究所の発掘調査は第二次世界大戦中も継続され、藤原宮の場所や主要な構造が把握されるに至り、昭和21（1946）年に史跡に指定された。

第2次世界大戦後の昭和31（1956）年2月、本市は磯城郡耳成村、高市郡畝傍町、鴨公村、八木町、今井町、真菅村の6か町村が合併、県下5番目の市として誕生した。昭和30年代の後半の高度経済成長期には、大阪の通勤都市圏が拡大する中で人口が10万人を超え、奈良県下では奈良市に次ぐ第2の市に発展した。

そのような中、昭和41（1966）年～昭和44（1969）年には、国道165号バイパスの建設に伴い、奈良県教育委員会の発掘調査で藤原宮の範囲が確定し、宮域内を斜めに横断する建設計画が、宮の西側を迂回するルートに変更された。昭和41（1966）年、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）」が成立、施行され、本市は奈良市、桜井市等とともに「古都」に定められた。昭和45（1970）年には、「飛鳥地方における歴史的風土および文化財の保存等に関する方策について」により、明日香村域とともに藤原宮跡の保全等が閣議決定された。

平成5（1993）年、江戸時代の住民自治による厳格な管理により一度も大火に見舞われることなく、近代以降もそのまちなみが残ってきた今井町が、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。重伝建地区「今井町」は、東西約600m、南北約310m、面積約17.4haの範囲に、「今西家住宅」をはじめとする重要文化財9件、県指定文化財3件、市指定文化財5件を含む約6割を伝統的建造物が占める、我が国でも有数の歴史的市街地である。明治36（1903）年建築の旧高市郡教育博物館（県指定文化財）が今井まちなみ交流センター「花薨」として今井に関する解説、史料等を一堂に集めたビジターセンターの役割を果たしている他、環濠及び土居にあたる随所での遺構表示、解説サイン、案内サイン等が整備されている。まちなみの維持にあたっては、本市教育委員会今井町並保存整備事務所を町内に置き、その保全を担っている。

平成19（2007）年1月には、藤原宮跡や大和三山等を構成資産とする「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」がユネスコ世界遺産の暫定一覧表に記載され、平成27（2015）年4月には、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化、伝統を語るストーリーを文化庁が認定する「日本遺産」の一つとして、藤原宮跡等を含む「日本国創成のとき～飛鳥を翔（かけ）た女性たち～」が、平成29（2017）年4月には、「1400年に渡る悠久の歴史を伝える「最古の国道」～竹内街道・横大路（大道）～」が認定された。

令和6年4月には、「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」について、世界文化遺産登録のための推薦書（素案）を文化庁に提出し、同年9月に文化庁文化審議会世界文化遺産部会において「飛鳥・藤原の宮都」（同日付けで資産名を変更）として、令和6年度の世界文化遺産国内推薦候補に選定された。令和7年1月には、「飛鳥・藤原の宮都」の国内推薦が閣議了解され、推薦書がユネスコへ提出された。

第2章 橿原市内の史跡等の保存活用

表3 関連年表

時代	西暦	年号	主な出来事
縄文			橿原遺跡、曲川遺跡、観音寺本馬遺跡 橿原遺跡出土品（奈良県立橿原考古学研究所附属博物館蔵、重要文化財）
弥生			坪井・大福遺跡、中曾司遺跡、四分遺跡、一町遺跡 水差形土器（一町遺跡、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館蔵、重要文化財） 人物線刻画土器（坪井・大福遺跡、市指定文化財）
古墳	3世紀後半		弁天塚古墳築造 スイセン塚古墳築造 新沢千塚古墳群築造開始 新沢千塚古墳群盛行期、四条遺跡群（四条古墳群を含む）、新堂遺跡と曲川古墳群、内膳・北八木遺跡と内膳古墳群、下明寺遺跡と下明寺古墳群、藤原宮跡下層遺跡と同古墳群、山田道下層遺跡と南山古墳群 大和新沢千塚126号墳出土品（東京国立博物館蔵、重要文化財）
		応神 11	剣池、軽池、鹿垣池、厩坂池を造る。
		安閑 1	安閑天皇、勾の金箸（金橋）宮（橿原市曲川町）を置く。
		宣化 4	宣化天皇を身狭桃花鳥上陵（鳥屋ミサンザイ古墳）に葬る。
	552	欽明 13	百済の聖明王が使者を遣して、金銅仏像・幡・経典を奉上する（仏教公伝）。 蘇我稲目、小墾田の家に仏像を安置し、向原の家を清めて寺とする。
	570	欽明 31	蘇我稲目薨去
	571	欽明 32	欽明天皇崩御、桧隈坂合陵に葬る。
	582	敏達 13	蘇我馬子、石川の宅に仏殿を造る。
	588	崇峻 1	飛鳥衣縫造樹葉の家を壊して飛鳥寺を造り始める。
飛鳥	592	崇峻 5	推古天皇、豊浦宮にて即位する。
	603	推古 11	小墾田宮に遷る。冠位十二階を定める。
	607	推古 15	小野妹子を隋に派遣する。倭国に高市池、藤原池、肩岡池、菅原池を造る。
	612	推古 20	堅塩媛を桧隈大陵（欽明天皇陵）に改葬する。
	613	推古 21	掖上池、畝傍池、和珥池を作る。又難波より京に至るまで大道を置く。
	630	舒明 2	犬上御田歊を唐に派遣する。飛鳥岡本宮に遷る。
	636	舒明 8	岡本宮焼亡、田中宮に遷る。
	639	舒明 11	百済川の側に大宮と大寺を造り始める。
	640	舒明 12	厩坂宮に遷る。百済宮に遷る。
	645	皇極 4	蘇我入鹿暗殺（乙巳の変）
	645	大化 1	難波長柄豊碕宮に遷る。
	646	大化 2	改新の詔を発する。
	655	斉明 1	飛鳥板蓋宮焼亡、飛鳥川原宮に遷る。
	656	斉明 2	後飛鳥岡本宮に遷る。
	663	天智 2	白村江の戦い。
	667	天智 6	近江大津宮に遷る。
	670	天智 9	庚午年籍を作る。
	672	天武 1	壬申の乱。天武天皇、後飛鳥岡本宮（後の飛鳥浄御原宮）にて即位
	673	天武 2	美濃王らを造高市大寺司に任命する。
	676	天武 5	新城に都を造る計画をする。
	680	天武 9	天武天皇、皇后（後の持統天皇）の病氣平癒を祈願して薬師寺を造る。
	684	天武 13	天武天皇、京師を巡行して宮室の地を定める。
	686	朱鳥 1	桧隈寺、軽寺、大窪寺に30年を限りに、各100戸の封戸を与える。

時代	西暦	年号	主な出来事
	688	持統2	天武天皇を大内陵に葬る。
	689	持統3	飛鳥浄御原令を施行する。
	690	持統4	高市皇子、藤原の宮地を觀る。
	691	持統5	新益京の地を鎮める祭りを行う。
	692	持統6	持統天皇、新益京の路を觀る。藤原宮の地を鎮める祭りを行う。
	694	持統8	藤原宮に遷る。
	701	大宝1	大宝律令完成
	702	大宝2	大宝律令を施行する。遣唐使を派遣する。
	704	慶雲1	はじめて藤原宮の地を定める。
	707	慶雲4	遷都について議論が行われる。
	708	和銅1	和同開珎を発行する。
奈良	710	和銅3	平城京に遷都する。石上朝臣麻呂が藤原宮留守司となる。
	711	和銅4	大官大寺焼亡する（『扶桑略記』）。
	712	和銅5	『古事記』完成
	716	靈龜2	大安寺（大官大寺）を平城京左京へ遷寺する。
	718	養老2	薬師寺を平城京右京へ遷寺する。
	720	養老4	『日本書紀』完成
	741	天平13	国分寺、国分尼寺建立の詔
	743	天平15	墾田永年私財法（新田の私有を認める）
	752	天平勝宝4	東大寺大仏開眼法要 『万葉集』編纂 藤原宮上層遺跡
	784	延暦3	長岡京へ遷都する。
平安	794	延暦13	平安京へ遷都する。
	805	延暦24	大和三山の伐採を制限する。
	807	大同2	空海が久米寺で大日経流を講じる（『久米寺略記』）。
	823	弘仁14	大和国へ益田池築造料として新銭1000貫が下賜される。
	825	天長2	益田池の碑文ができる（空海撰、『久米寺縁起』）。
	894	寛平6	遣唐使の廃止 正覚寺地藏菩薩立像（十市町、県指定文化財） 正覚寺天部立像（十市町、県指定文化財）
	942	天慶5	久米寺東院、大塔が焼失
	10世紀末頃		国分寺十一面観音立像（八木町、重要文化財）
	1007	寛弘4	藤原道長、吉野参詣の折に軽寺へ宿泊する（『御堂関白記』）。
	1096	永長元	本薬師寺の東塔から仏舍利が発掘される（『中右記』）。
			正覚寺大日如来坐像（十市町、県指定文化財）
鎌倉	1192	建久3	源頼朝、征夷大將軍に任じられる。
	13世紀初期		正蓮寺大日堂大日如来坐像（小綱町、重要文化財） 聖徳太子立像（大久保町、県指定文化財） 東楽寺南無仏太子立像（曾我町、飛鳥資料館蔵、市指定文化財） 正楽寺阿弥陀如来坐像（五条野町、市指定文化財）
室町	1336	建武3	室町幕府が開かれる。
	1345	康永4	人麿神社本殿（地黄町、重要文化財）
	1443	嘉吉3	瑞花院本堂（飯高町、重要文化財）
	1467	応仁元	応仁の乱がはじまる。
	1478	文明10	正蓮寺大日堂（小綱町、重要文化財）
	1533	天文2	一向宗徒が今井郷に道場をたてる。

第2章 橿原市内の史跡等の保存活用

時代	西暦	年号	主な出来事
	1575 1570	元亀元 天正 3	松永久秀、貝吹城を攻める。 今井が織田信長に降伏する。 織田信長 今井郷惣中宛赦免状（県指定文化財「称念寺文書」）
江戸	1603 17 世紀初期 1614 1638 1650 17 世紀中期 1659 1662 1697 1703 1732 18 世紀後期 1772 1805 1830 1836 1855	慶長 8 慶長 18 寛永 15 慶安 3 万治 2 寛文 2 元禄 10 元禄 16 享保 17 明和 9 文化 2 文政 13 天保 7 安政 2	江戸幕府が開かれる。 入鹿神社本殿（小綱町、市指定文化財） 旧常福寺観音堂（今井町、市指定文化財）、同表門（市指定文化財） 順明寺表門（今井町、市指定文化財） 今西家住宅（今井町、重要文化財） 称念寺本堂（今井町、重要文化財） 久米寺多宝塔（久米町、重要文化財）、京都・仁和寺より移築される（『御記』）。 豊田家住宅（今井町、重要文化財） 音村家住宅（今井町、重要文化財） 称念寺庫裡、客殿、対面所（今井町、市指定文化財） 幕府による山陵の調査 吉川家住宅（山之坊町、県指定文化財） 森村家住宅（新賀町、重要文化財） 旧米谷家住宅（今井町、重要文化財）、上田家住宅（今井町、重要文化財） 河合家住宅（今井町、重要文化財） 称念寺太鼓楼（今井町、市指定文化財） 高木家住宅（今井町、重要文化財）、中橋家住宅（今井町、重要文化財） 旧吉川家住宅（旧中町、県指定文化財） 山尾家住宅（今井町、県指定文化財） 本居宣長が社寺・旧跡を訪れる（『菅笠日記』）。 旧上田家住宅（丸田家住宅）（今井町、県指定文化財） 文政のおかげまいり 織田屋形（～1844 ごろ建築。現：橿原神宮文華殿、重要文化財） 谷三山、私塾興譲館を開く。 橿原神宮本殿（京都御所の内侍所として建立、重要文化財）
明治	1868 1890 1893	明治元 明治 23 明治 26	明治維新 橿原神宮創建（官幣大社） 大阪鉄道、高田・桜井間開通、畝傍駅開業
大正	1915 1918 1919 1921	大正 4 大正 7 大正 8 大正 10	橿原神宮第 1 次整備拡張事業竣工 新沢一遺跡の調査 史蹟名勝天然記念物保存法の制定 本薬師寺跡、大官大寺跡（明日香村）の史蹟指定
昭和	1927 1933 1938 1940 1946 1950 1952 1956 1957 1966 1969	昭和 2 昭和 9 昭和 13 昭和 15 昭和 21 昭和 25 昭和 27 昭和 31 昭和 32 昭和 41 昭和 44	菖蒲池古墳の史蹟指定 日本古文化研究所による藤原宮跡の発掘調査がはじまる。 橿原考古学研究所創立、末永雅雄所長らによる橿原遺跡の発掘調査 橿原神宮第 2 次整備拡張事業、紀元二千六百年奉祝式典举行 藤原宮跡の史蹟指定 文化財保護法の制定 藤原宮跡、本薬師寺跡の特別史跡指定 橿原市の誕生 橿原考古学研究所による新沢千塚古墳群の調査がはじまる。 国道 165 号バイパス敷設に先立つ藤原宮跡の発掘調査がはじまる。 丸山古墳の史蹟指定

第2章 橿原市内の史跡等の保存活用

時代	西暦	年号	主な出来事
	1976	昭和 51	奈良国立文化財研究所による藤原宮跡の発掘調査がはじまる。 藤原宮跡の保存のため、国道 165 号バイパスのルート変更が決定 新沢千塚古墳群の史跡指定 本市の人口が 10 万人をこえる。
	1977	昭和 52	藤原京朱雀大路跡の史跡指定
	1978	昭和 53	千塚資料館開館（現：歴史に憩う橿原市博物館）
平成	1993	平成 5	今井町の重要伝統的建造物群保存地区選定
	2002	平成 14	植山古墳の史跡指定
	2005	平成 17	大和三山 香具山 畝傍山 耳成山の名勝指定
	2009	平成 19	「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」ユネスコ世界遺産暫定一覧表に記載
	2014	平成 26	歴史に憩う橿原市博物館開館
	2015	平成 27	「日本国創成のとき～飛鳥を翔た女性たち～」日本遺産認定
	2017	平成 29	「1400 年に渡る悠久の歴史を伝える「最古の国道」～竹内街道・横大路（大道）～」が日本遺産に認定
令和	2024	令和 6	文化庁へ「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の推薦書（素案）を提出 「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の資産名を「飛鳥・藤原の宮都」に変更 文化庁文化審議会世界文化遺産部会において、「飛鳥・藤原の宮都」が令和 6 年度世界文化遺産国内推薦候補に選定
		令和 7	「飛鳥・藤原の宮都」の国内推薦が閣議了解される。 「飛鳥・藤原の宮都」の推薦書をユネスコへ提出

参考文献：『橿原市史』上・下、橿原市 HP 橿原市のあゆみ など

3. 橿原市の文化財

縄文時代、畝傍山の麓に人が定住して以降、今日まで連綿と続いてきた豊かな歴史、文化が本市を形づくっている。ここで培われた歴史、文化を伝えるものとして様々な文化財がある。それは地中に埋もれている遺跡や、建造された時代から改修や建替えを繰り返し今にその姿を伝える建築物、それぞれの時代の信仰を表す仏像とその様式美や工芸品、伝統的な行事等多多彩である。そして中には、名所、旧跡として紹介されている。

地中に埋もれている遺跡は、本市の地勢の特徴を反映してほぼ全域に展開する。その中で、本市はもとより我が国が歩んできた歴史を物語る上で特に重要な位置を占める藤原宮跡や本薬師寺跡は国の特別史跡に、新沢千塚古墳群、丸山古墳、植山古墳、菖蒲池古墳、藤原京跡（朱雀大路跡 左京七条一・二坊跡、右京七条一坊跡）、大官大寺跡は国の史跡に、それぞれ指定されている。また、地域の特色ある歴史を物語る上で欠かすことのできない遺跡として、小谷古墳や岩船が県の史跡に指定されている。そしてこれら遺跡から出土した資料のなかには、縄文時代、我が国の東西の文化が交流したことを示す橿原遺跡出土品や、古墳時代、国を超えての文化交流を明らかにする新沢千塚 126 号墳出土品は、国の重要文化財に指定されている。

一方、今もその姿を目の当たりにすることができる建造物や仏像、工芸品等は、平安時代から近代にかけての所産で、国の重要文化財や県、市の文化財に指定され、或いは国の重要伝統的建造物群保存地区、同登録文化財に選定、登録されている。特に建造物は、室町時代のものもあるが、多くは江戸時代以降である。そのなかで、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている今井町は、重要文化財 9 件、県指定文化財 3 件の住宅に加え江戸時代の伝統的住宅が纏まって良好に今日に引き継がれており、その時代の建築様式を今に伝える点で特筆される。対して仏像は平安時代、鎌倉時代の作が国の重要文化財、県の文化財に指定されている。

この他、本市の風土を象徴する香具山、畝傍山、耳成山の大和三山は国の名勝に指定され、また伝統的行事としての東坊城のほうらんや火祭り、地黄のススツケ行事が県の民俗文化財に指定されている。

本市における文化財保護法、奈良県文化財保護条例、橿原市文化財保護条例により指定、選定、登録されている文化財は、表 6～表 18 の通りである。

また、指定、選定、登録された文化財に加え、本市の豊かで独特な歴史を形づくっているのが、皇室の始原である神武天皇をはじめとする陵墓が築かれていることである。

本市には 7 基の御陵と陵墓参考地 1 基が畝傍山を中心にその周辺に点在しており、宮内庁が現在も祭祀を行っている。特に畝傍山の周辺には、初代神武天皇陵をはじめ、第 2 代綏靖天皇、第 3 代安寧天皇、第 4 代懿徳天皇の御陵が集中している。市南東部の石川池（剣池）のほとりには第 8 代孝元天皇の御陵、南部の鳥屋の地には第 28 代宣化天皇と第 10 代崇神天皇の皇子倭彦命の御陵と墓がある。また、県下最大の前方後円墳である史跡丸山古墳は、かつては天武・持統天皇を合葬した陵と考えられたため、その後円部の最上段が畝傍陵墓参考地となっている。これらの陵墓は、参考地を除き江戸時代の終わりから明治にかけての時期に修復整備されたものである。

(1) 文化財保護法等による保護状況

本市の文化財の一部は、文化財保護法、奈良県文化財保護条例及び橿原市文化財保護条例に基づいて、国、県、市の文化財に指定、選定、登録されている。その件数は、本市及び市外に所在するものを含め、現在、**国指定文化財**が38件、**重要伝統的建造物群保存地区**が1件、**国登録有形文化財**（建造物）が54件、**国選択記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財**（風俗慣習）が2件ある他、**県指定文化財**が24件、**市指定文化財**が22件である。現在のところ、重要文化的景観、天然記念物の指定はない。また、地下に埋蔵されている文化財が包蔵されている土地を**周知の埋蔵文化財包蔵地**として保護し、その場所において建築・土木行為を行う場合は、発掘に関する届出、通知が義務づけられている。

さらに、本市の特徴の一つとして、歴代の皇室関係の**陵墓**である神武天皇陵、綏靖天皇陵、安寧天皇陵、懿徳天皇陵、孝元天皇陵、宣化天皇陵、倭彦命墓及び陵墓参考地である畝傍陵墓参考地が分布している。これら陵墓等は宮内庁が管理している。そのなかで、丸山古墳の後円部に所在する畝傍陵墓参考地は史跡丸山古墳に指定され、また、神武天皇陵、綏靖天皇陵、懿徳天皇陵、宣化天皇陵、倭彦命墓は埋蔵文化財包蔵地に含まれている。

[国の指定等文化財]

指定文化財38件のうち、37件が市内に所在する。その内訳は、国宝1件（考古資料）、重要文化財27件（建造物16件、彫刻2件、考古資料9件）、特別史跡2件、史跡6件、名勝1件である。選定文化財は1件である。登録有形文化財（建造物）54件のうち1件が県外に所在する。記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財2件のうち1件は、県内各地に残る奈良県の伝統行事の一つである。これらの文化財は、いずれも所有者、管理団体等により適切に管理されている。そして、選定文化財を除く指定、登録文化財は、現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、文化財保護法により、文化庁長官の許可を必要とする。

[県の指定文化財]

県指定の文化財25件の内訳は、有形文化財19件（建造物6件、彫刻4件、工芸品1件、古文書1件、考古資料7件）、無形民俗文化財2件、史跡3件、名勝1件である。そのなかで、有形文化財である建造物6件のうち1件は、市外に所在する。これら文化財は、いずれも所有者、管理団体等により適切に管理されている。そして、指定文化財は、現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、奈良県文化財保護条例により、現状変更の届出が必要となる。

[市の指定文化財]

市指定の文化財22件の内訳は、有形文化財17件（建造物7件、彫刻3件、書跡4件、考古資料2件、歴史資料1件）、有形民俗文化財4件、史跡1件である。これら文化財は、いずれも所有者により適切に管理されている。そして、指定文化財は、現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、橿原市文化財保護条例により、現状変更の届出が必要となる。

この他、埋蔵文化財包蔵地及びその周辺については、以下のような取り扱いが定められている。

第2章 橿原市内の史跡等の保存活用

1) 周知の埋蔵文化財包蔵地

文化財保護法では、「埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地」を周知の埋蔵文化財包蔵地（以下、「遺跡」と称する）と呼ぶ。

奈良県作成の奈良県遺跡地図では、本市に所在する遺跡は全域にわたって分布し、その数は996にのぼる。そのなかで市南部の丘陵に古墳が多く、平地部には各種の遺跡が展開する。遺跡は集落跡、都城跡、官衙跡、城館跡、社寺跡、古墳、横穴墓、その他の墓、生産遺跡、その他の遺跡、散布地と、12種類と多岐に及ぶが、高取町にも広がる新沢千塚古墳群の本市域分に築かれた604基を含め古墳が778基と突出している。そのことは、時代別に集計した遺跡数でも古墳時代の遺跡が他の時代を圧倒する。

一方、遺跡の中で最大規模を誇るのは、遺跡地図で示すように都城跡藤原京跡である。

そして藤原京跡には各時代の遺跡が重層し、また、一つの遺跡でも複数の時代の遺構が存在する複合遺跡となっている。

このように、本市の遺跡は特定の種別や時代、規模において最大の特徴をもつとともに多種多様な遺跡が豊富に存在することが特色である。

平成12（2000）年9月29日付け奈良県教育委員会教育長通知（教文第393号「奈良県における開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱い基準」）の第3項により、遺跡において開発事業を行う場合は、事業内容、位置等の検討から、奈良県は発掘調査、工事立会、慎重工事のいずれかの指示を行うこととされている。

表4 橿原市における遺跡数（種類別）

種類区分	件数
集落跡	75
貝塚	0
都城跡	8
官衙跡	0
城館跡	11
社寺跡	19
古墳	778
横穴墓	11
その他の墓	17
生産遺跡	14
その他の遺跡	9
散布地	54
合計	996

表5 橿原市における遺跡数（時代別）

時代	旧石器	縄文	弥生	古墳	奈良	平安	中世	近世	その他	合計
件数	0	26	67	779	73	33	45	14	106	1143

（両表共通）

1. 遺跡の種類及び時代は、埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則（文部科学省令）第一条

第一項第三号に規定する遺跡の種類（時代）に基づく。

2. 奈良県遺跡地図（奈良県）より作成
3. 両表にあげる件数は、複数の種類区分または時代を有する遺跡が多く含まれるため、その合計は一致しない。

第2章 橿原市内の史跡等の保存活用

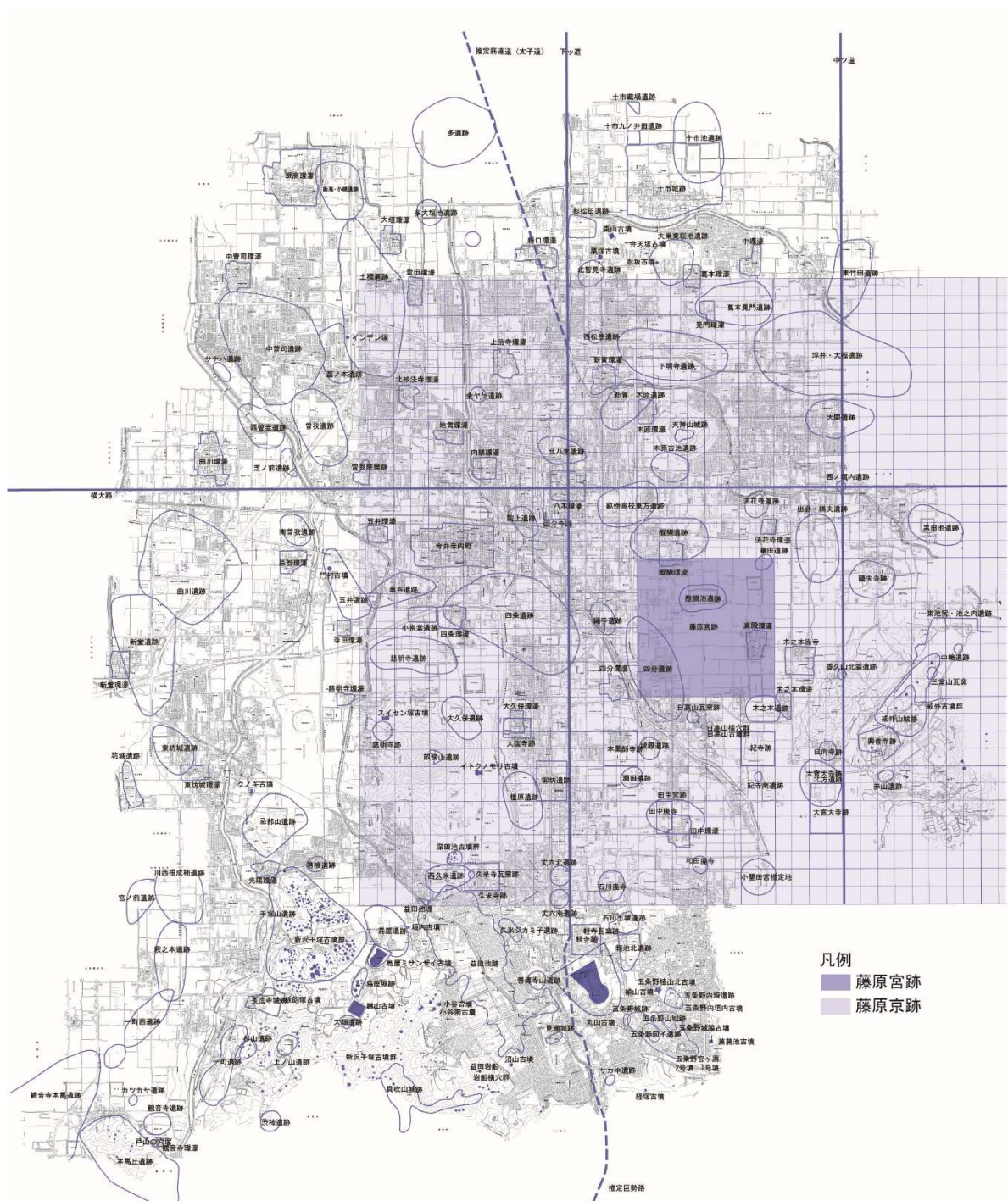


図4 橿原市内の遺跡分布図

2) 周知の埋蔵文化財包蔵地における重要遺跡

奈良県は、「奈良県における開発事業に伴う埋蔵文化財取扱い基準」（教文第 393 号）に基づき、埋蔵文化財包蔵地の中でも特に重要な遺跡を「重要地域・重要遺跡」に定めている。

藤原宮をほぼ中心として条坊が敷設された藤原京跡は、重要遺跡として定められており、さらに、以下の地域は重点地区に位置づけられている。

平成 12（2000）年 11 月 1 日付け奈良県教育委員会教育長通知（教文第 394 号「重要地域・重要遺跡の決定とその取扱いについて 重要遺跡藤原京跡における埋蔵文化財取扱い基準」）の第 3 項により、重点地区内で実施される開発事業については、原則として発掘調査を実施することとされている。

また、令和 6（2024）年 10 月 8 日付け奈良県知事通知（文財第 377 号「重要遺跡藤原京跡における埋蔵文化財取扱い基準の一部変更について」）において、“「飛鳥・藤原の宮都」の構成資産候補範囲における開発事業に際しては、遺跡の本質的価値を示す遺構保護の指導を徹底することとする。”の文言が追加された。（詳細は巻末参考資料を参照）

重要遺跡「藤原京跡」内重点地区

＜宮及び寺院等＞

藤原宮、大官大寺跡、本薬師寺跡、紀寺跡、国分寺跡、膳夫寺跡、興善寺跡、木之本廃寺、田中廃寺、和田廃寺、石川廃寺、久米寺跡、大窪寺跡、日向寺跡、小墾田宮推定地、吉備池廃寺、山田寺跡周辺、奥山廃寺

＜京条坊関連＞

京極にかかる部分、宮周辺地域

重要遺跡藤原京跡が所在する橿原市と明日香村域については、昭和 63（1988）年に奈良県教育委員会の主導のもと、奈良国立文化財研究所（現奈良文化財研究所）、奈良県立橿原考古学研究所、橿原市教育委員会、明日香村教育委員会の担当者による調整会議が発足し、「飛鳥・藤原四者会議」として 2 か月に一度の間隔で開催してきた。その後、藤原京域外での条坊遺構の検出（大藤原京跡）によって藤原京域が桜井市域まで拡大したため、平成 8（1996）年から桜井市教育委員会を加えた 5 機関の「飛鳥・藤原京五者会議」において、埋蔵文化財届出の取扱いや発掘調査の時期や担当機関などの調整を図り、飛鳥・藤原時代の重要遺跡と埋蔵文化財包蔵地の保護にあたっている。

飛鳥・藤原京五者会議

＜構成機関＞

奈良県地域創造部 文化財課
独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 都城発掘調査部（飛鳥・藤原地区）
奈良県立橿原考古学研究所
橿原市 文化財保存活用課
桜井市教育委員会 文化財課
明日香村教育委員会 文化財課

3) 周知の埋蔵文化財包蔵地外における取り扱いについて

昭和 52 (1977) 年 3 月 10 日付け奈良県教育委員会教育長通知 (教文第 688 号「開発事業にともなう埋蔵文化財の取扱いについて」) 及び平成 12 (2000) 年 9 月 29 日付け奈良県教育委員会教育長通知 (教文第 393 号「奈良県における開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱い基準」) の第 5 項により、地中に埋蔵されている埋蔵文化財の本来的な性格上、周知の埋蔵文化財包蔵地以外の地にも重要な遺跡が多数埋蔵されていることが予想されることから、周知の埋蔵文化財包蔵地以外の地においても、開発面積が 10,000 m²を超える大規模開発事業を行う場合は、事前に現地踏査を行い、遺跡の存在が確認された場合は、周知の埋蔵文化財包蔵地として取扱うこととされている。

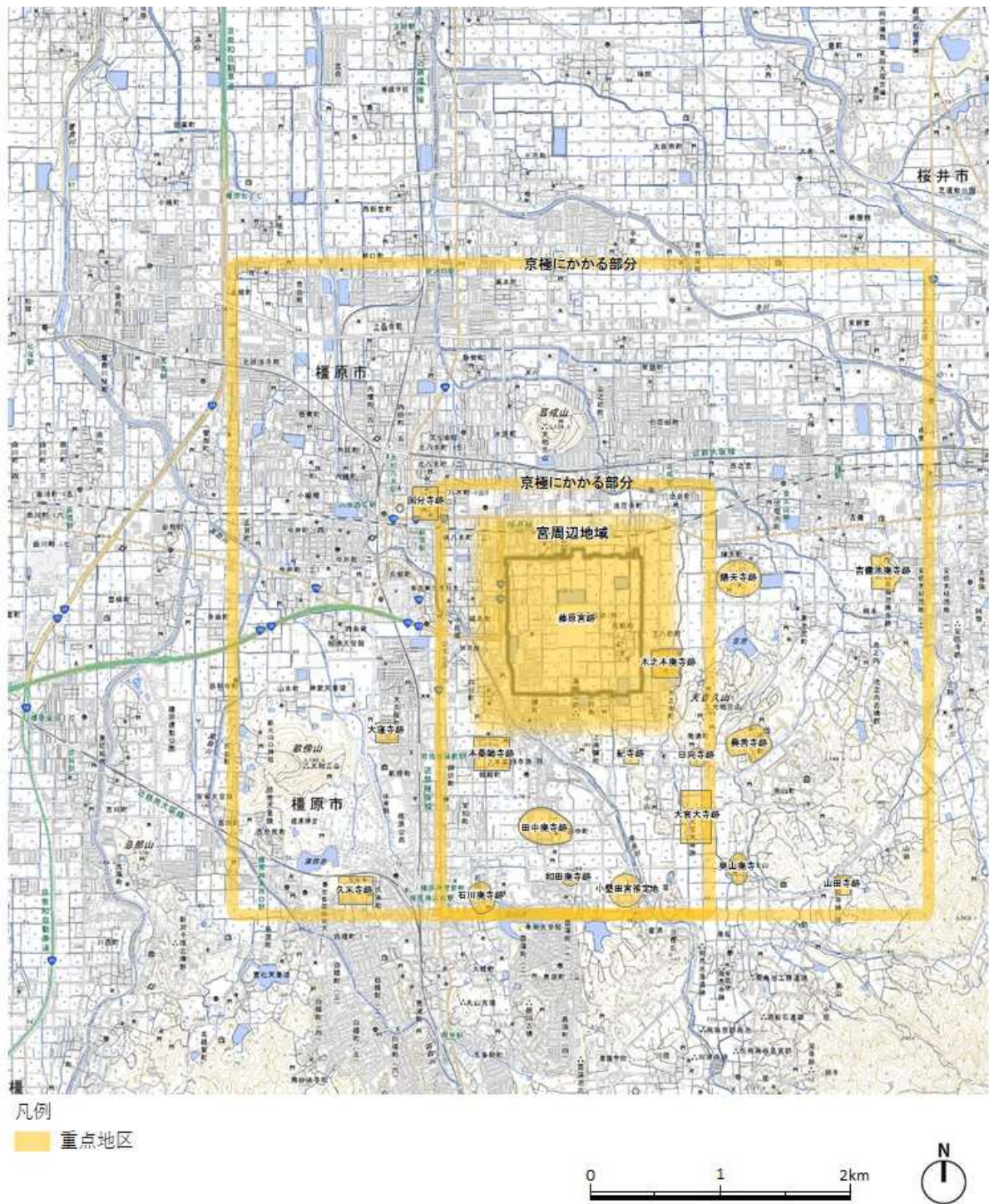


図5 重要遺跡「藤原京跡」の重点地区（地理院地図を加工して作成）
（出典：国土地理院ウェブサイト）

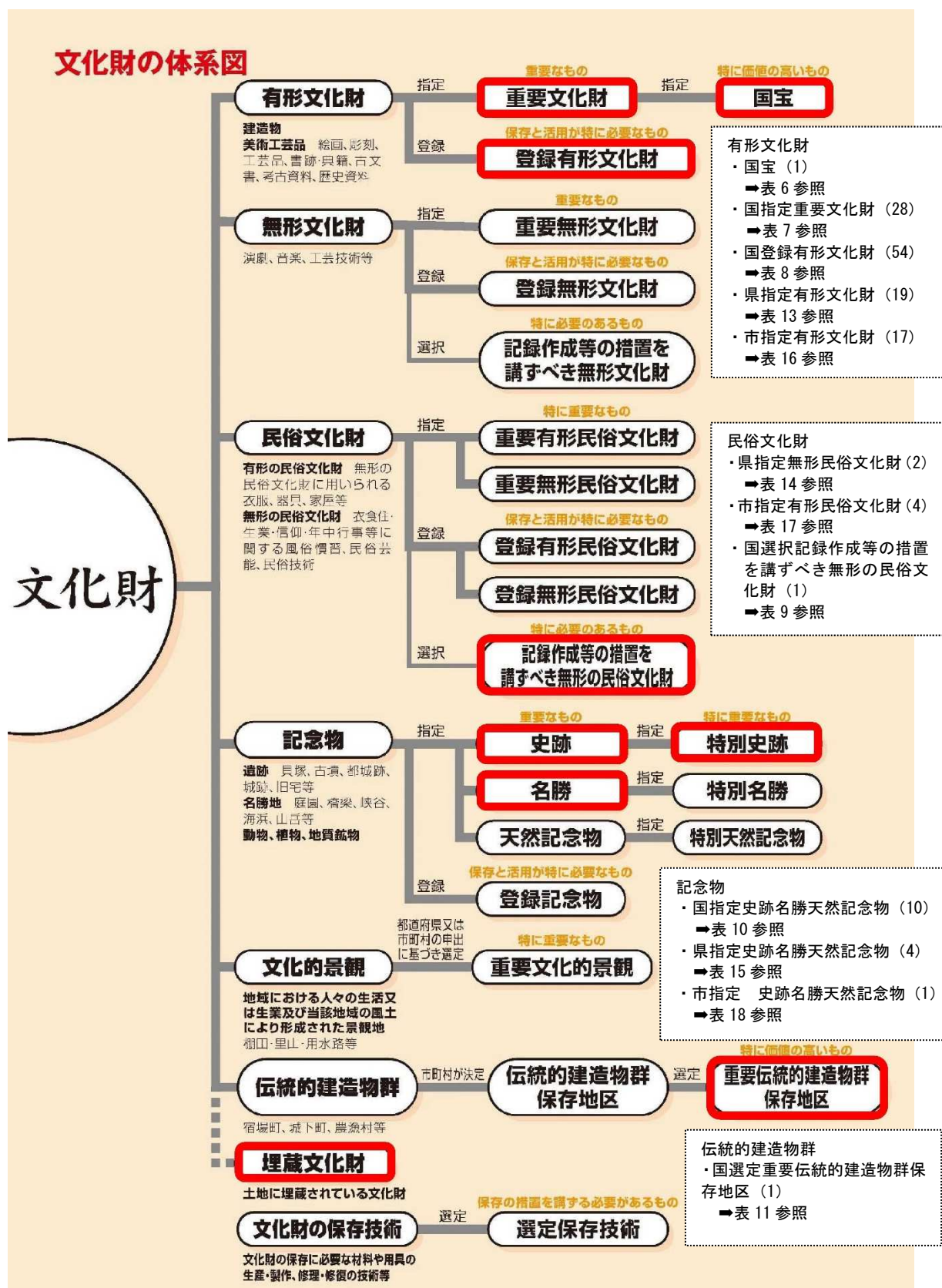


図6 文化財保護法に基づく文化財（国指定、国登録、国選定、国選択文化財）の体系（体系図を一部加工）
（出典：文化庁ウェブサイト）

※図中赤枠で示したものは、榎原市内に存在するもの

第2章 橿原市内の史跡等の保存活用

表6 国指定 有形文化財-国宝-

番号	種類	名称	数量	所在地（保管施設）、所有者（管理団体）	時代	指定年月日
1	考古資料	奈良県藤ノ木古墳出土品	一括	畝傍町50-2（橿原考古学研究所附属博物館）、文化庁	古墳時代	S63.6.6

表7 国指定 有形文化財-重要文化財-

番号	種類	名称	数量	所在地（保管施設）、所有者（管理団体）	時代	指定年月日
1	建造物	高木家住宅	1棟	今井町1丁目6-9、個人	江戸時代後期	S47.5.15
2	建造物	河合家住宅	2棟	今井町1丁目7-8、個人	江戸時代後期	S51.5.20
3	建造物	旧米谷家住宅	2棟	今井町1丁目10-11、文化庁（橿原市）	江戸時代中期	S47.5.15
4	建造物	音村家住宅	1棟	今井町1丁目10-13、個人	江戸時代中期	S47.5.15
5	建造物	中橋家住宅	1棟	今井町3丁目1-15、個人	江戸時代後期	S47.5.15
6	建造物	称念寺本堂	1棟	今井町3丁目2-29、称念寺	江戸時代前期	H14.5.23
7	建造物	豊田家住宅	2棟	今井町3丁目8-12、個人	江戸時代前期 寛文2年	S47.5.15
8	建造物	今西家住宅	1棟	今井町3丁目9-25、公財十市県主今西家保存会	江戸時代前期 慶安3年	S32.6.18
9	建造物	上田家住宅	1棟	今井町4丁目4-25、個人	江戸時代中期	S47.5.15
10	建造物	久米寺多宝塔	1基	久米町502、久米寺	江戸時代前期	S51.5.20
11	建造物	橿原神宮本殿	1棟	久米町934、橿原神宮	江戸時代後期 安政2年	M35.7.31
12	建造物	旧織田屋形（橿原神宮文華殿）	2棟	久米町934、橿原神宮	江戸時代末期 天保15年	S42.6.15
13	建造物	人麿神社本殿	1棟	地黄町445、地黄町	室町時代前期	S54.5.21
14	建造物	正蓮寺大日堂	1棟	小綱町311、小綱町	室町時代中期 文明10年	S18.6.9
15	建造物	森村家住宅	4棟	新賀町408、個人	江戸時代中期 享保17年	H元.9.2
16	建造物	瑞花院本堂	1棟	飯高町371、瑞花院	室町時代前期 康永4年	M40.8.28
17	彫刻	木造大日如来坐像	1軀	小綱町311、小綱町	鎌倉時代	T8.4.12
18	彫刻	木造十一面観音立像	1軀	八木町2丁目6-15、国分寺	平安時代	T15.8.30
19	考古資料	奈良県橿原遺跡出土品	一括	畝傍町50-2（橿原考古学研究所附属博物館）、奈良県	縄文時代晩期	H14.6.26
20	考古資料	大和唐古遺跡出土品	一括	畝傍町50-2（橿原考古学研究所附属博物館）、奈良県	弥生時代	S42.6.15
21	考古資料	水注形土器	1箇	畝傍町50-2（橿原考古学研究所附属博物館）、奈良県	弥生時代中期	S42.6.15
22	考古資料	奈良県黒塚古墳出土品	一括	畝傍町50-2（橿原考古学研究所附属博物館）、文化庁	古墳時代	H16.6.8
23	考古資料	奈良県島の山古墳出土品	一括	畝傍町50-2（橿原考古学研究所附属博物館）、文化庁	古墳時代	H10.6.30

第2章 橿原市内の史跡等の保存活用

番号	種類	名称	数量	所在地（保管施設）、所有者（管理団体）	時代	指定年月日
24	考古資料	奈良県メスリ山古墳出土品	一括	畝傍町 50-2（橿原考古学研究所附属博物館）、奈良県	古墳時代	H17.6.9
25	考古資料	大和御坊山第三号墳出土品	一括	畝傍町 50-2（橿原考古学研究所附属博物館）、奈良県	古墳時代	S56.6.9
26	考古資料	大和国高市郡牽牛子塚古墳出土品	一括	畝傍町 50-2（橿原考古学研究所附属博物館）、奈良県	古墳時代	S28.11.14
27	考古資料	大和新沢千塚一二六号墳出土品	一括	東京都台東区上野公園 13-9（東京国立博物館）、独法国立文化財機構	古墳時代	S54.6.6
28	考古資料	太安萬侶墓誌	1枚	畝傍町 50-2（橿原考古学研究所附属博物館）、文化庁	奈良時代	S56.6.9
29	考古資料	ホケノ山古墳出土品	一括	畝傍町 50-2（橿原考古学研究所附属博物館）、奈良県	古墳時代	R6.8.27

表8 国登録 有形文化財

番号	種類	名称	数量	所在地、所有者（管理団体）	時代	登録年月日
1	建造物	旧六十八銀行八木支店（旧和歌山銀行橿原支店）	1棟	八木町 1丁目 501-2、個人	昭和 3 年	H18.10.18
2	建造物	河合家住宅主屋	1棟	北八木町 2丁目 154-1、個人	江戸時代後期	H21.8.7
3	建造物	河合家住宅乾蔵	1棟	北八木町 2丁目 154-1、個人	江戸時代後期	H21.8.7
4	建造物	河合家住宅内蔵及び渡廊下	1棟	北八木町 2丁目 154-1、個人	江戸時代末期	H21.8.7
5	建造物	河合家住宅露地門	1棟	北八木町 2丁目 154-1、個人	江戸時代末期	H21.8.7
6	建造物	河合家住宅離れ座敷及び茶室	1棟	北八木町 2丁目 168-1、個人	大正 10 年	H21.8.7
7	建造物	河合家住宅長屋門	1棟	北八木町 2丁目 168-1、個人	大正 11 年	H21.8.7
8	建造物	河合家住宅塀	1棟	北八木町 2丁目 168-1、個人	大正 11 年	H21.8.7
9	建造物	河合源七郎家住宅主屋	1棟	北八木町 2丁目 155、個人	明治時代中期	H21.11.2
10	建造物	河合源七郎家住宅内蔵	1棟	北八木町 2丁目 155、個人	明治時代中期	H21.11.2
11	建造物	河合源七郎家住宅外蔵	1棟	北八木町 2丁目 155、個人	明治時代中期	H21.11.2
12	建造物	河合源七郎家住宅貴賓口	1棟	北八木町 2丁目 155、個人	明治時代中期	H21.11.2
13	建造物	河合源七郎家住宅離れ座敷及び茶室	1棟	北八木町 2丁目 155、個人	大正時代前期	H21.11.2
14	建造物	河合源七郎家住宅中門及び塀	1棟	北八木町 2丁目 155、個人	大正時代前期	H21.11.2
15	建造物	河合家源七郎住宅境界塀	1棟	北八木町 2丁目 155、個人	大正時代前期	H21.11.2
16	建造物	奈良県立畝傍高等学校本館北館	1棟	八木町 3丁目 13-2、奈良県	昭和 8 年	H24.8.13
17	建造物	奈良県立畝傍高等学校本館南館	1棟	八木町 3丁目 13-2、奈良県	昭和 8 年	H24.8.13
18	建造物	奈良県立畝傍高等学校本館渡廊下	1棟	八木町 3丁目 13-2、奈良県	昭和 8 年	H24.8.13

第2章 橿原市内の史跡等の保存活用

番号	種類	名称	数量	所在地、所有者（管理団体）	時代	登録年月日
19	建造物	奈良県立畝傍高等学校倉庫（旧動力室）	1棟	八木町3丁目13-2、奈良県	昭和8年	H24.8.13
20	建造物	岡本家住宅店舗兼主屋	1棟	八木町2丁目380、個人	明治39年	H28.11.29
21	建造物	岡本家住宅渡廊下	1棟	八木町2丁目380、個人	明治39年	H28.11.29
22	建造物	岡本家住宅離れ	1棟	八木町2丁目380、個人	明治39年	H28.11.29
23	建造物	岡本家住宅内蔵	1棟	八木町2丁目380、個人	明治39年	H28.11.29
24	建造物	岡本家住宅大離れ	1棟	八木町2丁目380、個人	明治39年	H28.11.29
25	建造物	岡本家住宅物置	1棟	八木町2丁目380、個人	明治39年	H28.11.29
26	建造物	岡橋家住宅主屋・茶室及び渡廊下	1棟	小槻町586-1、法人	大正6年 昭和前期増築	R2.8.17
27	建造物	岡橋家住宅離座敷	1棟	小槻町586-1、法人	江戸末期	R2.8.17
28	建造物	岡橋家住宅山守出頭宿泊所	1棟	小槻町586-1、法人	昭和前期	R2.8.17
29	建造物	岡橋家住宅山守宿泊所	1棟	小槻町586-1、法人	昭和前期	R2.8.17
30	建造物	岡橋家住宅内蔵	1棟	小槻町586-1、法人	大正8年	R2.8.17
31	建造物	岡橋家住宅本蔵	1棟	小槻町586-1、法人	大正6年	R2.8.17
32	建造物	岡橋家住宅瀬戸物蔵	1棟	小槻町586-1、法人	明治20年頃	R2.8.17
33	建造物	岡橋家住宅東米蔵	1棟	小槻町586-1、法人	大正8年	R2.8.17
34	建造物	岡橋家住宅南米蔵	1棟	小槻町586-1、法人	昭和前期	R2.8.17
35	建造物	岡橋家住宅北米蔵	1棟	小槻町586-1、法人	大正後期	R2.8.17
36	建造物	岡橋家住宅新乾蔵	1棟	小槻町586-1、法人	昭和13年	R2.8.17
37	建造物	岡橋家住宅西納屋及び庭門	1棟	小槻町586-1、法人	昭和前期	R2.8.17
38	建造物	岡橋家住宅東納屋及び高塀	1棟	小槻町586-1、法人	昭和前期	R2.8.17
39	建造物	岡橋家住宅長屋門	1棟	小槻町586-1、法人	昭和前期	R2.8.17
40	建造物	岡橋家住宅東門及び土塀	1棟	小槻町586-1、法人	昭和前期	R2.8.17
41	建造物	浄楽寺本堂	1棟	中町279、浄楽寺	明治20年	R5.2.27
42	建造物	浄楽寺門	1棟	中町279、浄楽寺	明治中期	R5.2.27
43	建造物	瑞穂酢（大西家住宅）主屋	1棟	中町267、個人	大正前期	R5.2.27
44	建造物	瑞穂酢（大西家住宅）内蔵及び北築地塀	1棟	中町267、個人	明治24年	R5.2.27
45	建造物	瑞穂酢（大西家住宅）旧味噌蔵	1棟	中町267、個人	大正前期	R5.2.27
46	建造物	瑞穂酢（大西家住宅）北蔵	1棟	中町267、個人	明治中期	R5.2.27

第2章 橿原市内の史跡等の保存活用

番号	種類	名称	数量	所在地、所有者（管理団体）	時代	登録年月日
47	建造物	瑞穂酢（大西家住宅） 中蔵	1棟	中町267、 個人	明治後期	R5.2.27
48	建造物	瑞穂酢（大西家住宅） 南蔵	1棟	中町267、 個人	大正前期	R5.2.27
49	建造物	瑞穂酢（大西家住宅） 旧麹室及び築地塀	1棟	中町267、 個人	大正前期	R5.2.27
50	建造物	瑞穂酢（大西家住宅） 米蔵	1棟	中町267、 個人	大正前期	R5.2.27
51	建造物	瑞穂酢（大西家住宅） 旧充填場	1棟	中町267、 個人	大正前期	R5.2.27
52	建造物	瑞穂酢（大西家住宅） 旧仕込み場	1棟	中町267、 個人	大正前期	R5.2.27
53	建造物	瑞穂酢（大西家住宅） 門屋及び中門	1棟	中町267、 個人	大正前期	R5.2.27
54	建造物	堺市茶室黄梅庵	1棟	堺市堺区百舌鳥夕雲町 2丁目大仙公園内、堺市	江戸時代中期	H15.1.31

表9 国選択 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財

番号	種別1	種別2	名称	所在都道府県、地域、保護団体名	選択基準	選択年月日
1	風俗慣習	祭礼（信仰）	大和の野神行事	奈良県、 奈良市野神行事保存会、 大和高田市野神行事保存会、 大和郡山市野神行事保存会、 天理市野神行事保存会、 橿原市野神行事保存会、 桜井市野神行事保存会、 御所市野神行事保存会、 川西町野神行事保存会、 三宅町野神行事保存会、 田原本町野神行事保存会	（一）由来、内容等において我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの	S58.12.16
2	風俗慣習	年中行事	東坊城のホーランヤ	奈良県、 ホーランヤ奉賛会	（一）由来、内容等において我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの	R2.3.16

表10 国指定 史跡名勝天然記念物

番号	種類	名称	所在地、所有者（管理団体）	時代	指定年月日
1	特別史跡	藤原宮跡	高殿町他、 国・橿原市他 （橿原市）	飛鳥時代	S21.11.21 （史） S27.3.29 （特） S52.2.22 S55.12.9 S58.3.28 S61.2.12 H元.8.14 H5.12.21 H19.7.26 H22.8.5 H24.1.24 H25.3.27 H26.3.18 H27.3.10 H28.3.1 H28.10.3 H29.10.13 H30.10.15 R1.10.16 R3.3.26 R4.11.10 R5.3.20 R6.2.21 R6.10.11 R7.3.10
2	特別史跡	本薬師寺跡	城殿町、 国・橿原市他 （橿原市）	飛鳥時代	T10.3.3 （史） S27.3.29 （特）
3	史跡	菖蒲池古墳	菖蒲町、 橿原市他（橿原市）	古墳時代後期	S2.4.8 H27.10.7
4	史跡	丸山古墳	五条野町他、 国・奈良県・橿原市他	古墳時代後期	S44.5.23 S58.1.12 H28.3.1
5	史跡	新沢千塚古墳群	川西町他、 奈良県・橿原市他	古墳時代	S51.3.31
6	史跡	植山古墳	五条野町、 橿原市	古墳時代	H14.3.19 H15.8.27
7	史跡	藤原京跡 朱雀大路跡 左京七条一・二坊跡、 右京七条一坊跡	別所町他、 国、奈良県、橿原市他	飛鳥時代	S53.10.4 H23.2.7 H27.3.10 H29.10.13 H30.10.15 R1.10.16 R3.10.11 R5.9.28 R6.10.11
8	史跡	大官大寺跡	南浦町、 個人（橿原市）	飛鳥時代	R6.2.21
9	名勝	大和三山 香具山 畝傍山 耳成山	畝傍町他、 国他	（全時代に存在）	H17.7.14

第2章 橿原市内の史跡等の保存活用

表 11 国選定 重要伝統的建造物群保存地区

番号	種類	名称	所在地	時代	選定年月日
1	重要伝統的建造物群	橿原市今井町 伝統的建造物群保存地区	今井町1、2、3、4丁目の一部	江戸時代	H 5.12.8

表 12 参考：重要美術品認定物件

番号	種類	名称	数量	所在地、所有者	時代	認定年月日
1	重要美術品	浄国寺石造燈籠	1基	一町1204、 一町自治会	鎌倉時代初期	S17. 5.30

表 13 県指定 有形文化財

番号	種類	名称	数量	所在地(保管施設)、所有者(管理団体)	時代	指定年月日
1	建造物	吉川家住宅	3棟	山之坊町388、 個人	江戸時代前期 元禄16年	S55. 3.28
2	建造物	旧上田家住宅	5棟	今井町4丁目474、 法人	江戸時代後期 文化2年	S56. 3.17
3	建造物	山尾家住宅	5棟	今井町1丁目3- 22、個人	江戸時代後期	S60. 3.15
4	建造物	旧高市郡教育博物館	1棟	今井町2丁目82、 橿原市	明治時代 明治36年	H 2. 3. 9
5	建造物	日本聖公会八木基督教会	1棟	南八木町、 日本聖公会八木基督教会	昭和11年	R6.3.22
6	建造物	旧吉川家住宅	1棟	大和郡山市矢田町 545(大和民俗公園)、奈良県	江戸時代中期	S52. 5.22
7	彫刻	木造聖徳太子 (南無仏太子)	1躯	大久保町(国源寺)、 大久保町自治会	鎌倉時代 正安4年	S53. 3.28
8	彫刻	木造天部立像	1躯	十市町(正覚寺)、 十市町自治会	平安時代	S63. 3.22
9	彫刻	木造地藏菩薩立像	1躯	十市町(正覚寺)、 十市町自治会	平安時代	S63. 3.22
10	彫刻	木造大日如来坐像	1躯	十市町(正覚寺)、 正覚寺	平安時代	H19. 3.30
11	工芸品	鍮	1本	五条野町、 個人	室町時代	S48. 3.15
12	古文書	称念寺文書	1,134点	今井町3丁目2番 29号、称念寺	桃山時代～ 昭和時代	R3.3.12
13	考古資料	圭頭太刀	1口	畝傍町50-2(橿原 考古学研究所附属博 物館)、奈良県	飛鳥時代	S34. 2. 5
14	考古資料	銅鐸	1口	畝傍町50-2(橿原 考古学研究所附属博 物館)、奈良県	弥生時代中期	H17. 3.29
15	考古資料	下池山古墳出土品	一括	畝傍町50-2(橿原 考古学研究所附属博 物館)、奈良県	古墳時代	H18. 3.31

第2章 橿原市内の史跡等の保存活用

番号	種類	名称	数量	所在地(保管施設)、所有者(管理団体)	時代	指定年月日
16	考古資料	大和天神山古墳出土木棺	1基	畝傍町50-2(橿原考古学研究所附属博物館)、奈良県	古墳時代	H20.3.28
17	考古資料	馬見二ノ谷遺跡出土品	一括	畝傍町1(奈良県立橿原考古学研究所)、奈良県	旧石器時代	H30.2.2
18	考古資料	興福寺旧境内出土将棋駒・習書木簡・題箋軸	31点	畝傍町1(奈良県立橿原考古学研究所)、奈良県	平安時代	R5.3.24

表14 県指定 無形民俗文化財

番号	種類	名称	所在地 管理者	時代	指定年月日
1	無形民俗	東坊城のホーランヤ	東坊城町 ホーランヤ奉賛会		S57.3.12
2	無形民俗	地黄のススツケ行事 (ノグツツァン)	地黄町 地黄区		H5.3.5

表15 県指定 史跡名勝天然記念物

番号	種類	名称	所在地 所有者(管理団体)	時代	指定年月日
1	史跡	小谷古墳	鳥屋町716 鳥屋町	古墳時代	S50.3.31
2	史跡	岩船	見瀬町1656 見瀬町	古墳時代	S51.3.30
3	史跡	益田池の堤 附樋管	鳥屋町 県住宅供給公社他	平安時代	S55.3.28
4	名勝	森村家庭園	新賀町408 個人		S59.3.14

表16 市指定 有形文化財

番号	種類	名称	数量	所在地(保管施設)、所有者	時代	指定年月日
1	建造物	順明寺表門	1棟	今井町4丁目11-4、順明寺代表役員	江戸時代寛永15年	H6.11.7
2	建造物	旧常福寺観音堂 付棟札2枚	1棟	今井町3丁目162、春日神社氏子総代	江戸時代慶長18年	S51.12.1
3	建造物	入鹿神社本殿	1棟	小綱町355、小綱町	江戸時代初期	S55.3.17
4	建造物	称念寺太鼓楼	1棟	今井町3丁目2-29、称念寺	江戸時代弘化2年	H6.11.7
5	建造物	旧常福寺表門	1棟	今井町3丁目6-4、春日神社氏子総代	江戸時代前期	H6.11.7
6	建造物	称念寺庫裡及び 客殿、対面所	2棟	今井町3丁目2-29、称念寺	江戸時代前期	H10.3.20
7	建造物	東の平田家(旧旅籠)	1棟	北八木町2丁目160、橿原市	江戸時代後期	H22.6.25

第2章 橿原市内の史跡等の保存活用

番号	種類	名称	数量	所在地（保管施設）、所有者	時代	指定年月日
8	彫刻	木造南無仏太子立像	1 軀	明日香村奥山 601（飛鳥資料館）、東楽寺太子講	鎌倉時代	S56.3.31
9	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	五条野町、正楽寺	鎌倉時代	S56.3.31
10	彫刻	木造不空絹索観音立像 源次作 台座裏に永禄六年卯月等の銘がある	1 軀	大久保町、大久保町自治会	室町時代 永禄6年	R2.3.27
11	書跡	町中掟書家持借家印形帳	1 冊	今井町、個人	江戸時代 明和元年	S50.12.4
12	書跡	御支配御替リニ付町中家持借家判形帳	1 冊	今井町、個人	江戸時代 享保元年	S53.7.22
13	書跡	大和国十市郡之内上品寺村検地帳	1 冊	上品寺町、個人	安土・桃山時代 文禄4年	S55.3.17
14	書跡	和州十市郡木原村御検地帳	1 冊	木原町、個人	安土・桃山時代 文禄4年	H10.3.20
15	考古資料	坪井遺跡出土人物線刻画土器	1 点	川西町 858-1（歴史に憩う橿原市博物館、橿原市	弥生時代中期	H10.3.20
16	考古資料	八卦占い木簡	1 点	川西町 858-1（歴史に憩う橿原市博物館、橿原市	飛鳥時代	R4.3.29
17	歴史資料	今井絵図	1 舗	今井町 1 丁目、個人	江戸時代初期	H22.6.25

表 17 市指定 有形民俗文化財

番号	種類	名称	数量	所在地（保管施設）、所有者	時代	指定年月日
1	有形民俗	百人一首絵馬	14 面	川西町 858-1（歴史に憩う橿原市博物館）、橿原市	江戸時代 弘化3年	S50.12.4
2	有形民俗	十市の地車（だんじり）	7 台	十市町、（十市御縣坐神社境内他）、北ノ辻、上ヶ田北垣内、上ヶ田南垣内、市場東垣内、市場西垣内、中殿垣内、南垣内	江戸時代・幕末～明治時代中期	R3.2.22
3	有形民俗	今井の地車（だんじり）	2 台	今井町、（春日神社境内）、今井町自治会	明治10年・大正時代	R3.2.22
4	有形民俗	小綱の地車（だんじり）	1 台	小綱町、（入鹿神社境内）小綱町自治会	江戸時代・幕末～明治時代初期	R3.2.22

表 18 市指定 史跡名勝天然記念物

番号	種類	名称	数量	所在地、所有者	時代	指定年月日
1	史跡	沼山古墳	1 基	白橿町 8 丁目 2193 の一部、橿原市	古墳時代後期	R6.7.5

表 19 参考：無形民俗文化財以外の年中行事

番号	名称	開催時期	場所	住所
1	虚空蔵さん	4月の第1日曜日	保寿院	膳夫町
2	八釣山地蔵尊春季大祭	4月の第4日曜日	興福寺	下八釣町
3	久米寺練供養	5月3日	久米寺	久米町
4	御厨子観音花祭り	5月の第2日曜日	妙法寺（御厨子観音）	東池尻町
5	今井町並み散歩	5月の第2土曜日～第3日曜日	今井町地内	今井町
6	おふさ観音バラまつり	5月15日～6月30日 10月19日～11月30日	おふさ観音	小房町
7	シャカシャカ祭	6月5日	上品寺町地内	上品寺町
8	すももの荒神さん	6月28日	小綱町地内	小綱町
9	あじさい祈願	6月の第3日曜日	久米寺	久米町
10	大日さん	7月15日	正蓮寺大日堂	小綱町
11	おふさ観音夏祭り	7月17日	おふさ観音	小房町
12	でんそそ祭り	7月28日	畝火山口神社	大谷町
13	風鈴まつり	7月1日～8月31日	おふさ観音	小房町
14	今井灯火会	8月の第1土曜日	今井町地内	今井町
15	愛宕祭	8月23日～24日	八木町地内	八木町
16	子ども相撲	9月14日	三柱神社	膳夫町
17	橿原夢の森フェスティバル	10月19日～20日	橿原神宮周辺	久米町
18	本薬師寺まつり	10月の第2月曜日	本薬師寺跡	城殿町
19	秋祭り	10月の第4土曜日・日曜日	今井町地内	今井町
20	橿原菊花展	10月20日～11月23日	橿原神宮	久米町
21	イルミネーションINかしはら	12月～1月	八木駅周辺	

出典：橿原市 HP 歳時記より市内の文化財関連行事

表 20 参考：万葉歌碑（県設置）

番号	巻数	作者	所在地	場所	揮毫者	役職名等	建立年
1	2-185	草壁皇子の宮の舎人	南浦町	万葉の森	山田 正	橿原神宮宮司	H9
2	2-231	笠金村歌集	南浦町	万葉の森	今井 凌雪	書家	H9
3	18-4109	大伴家持	南浦町	万葉の森	飛鳥 弘文	飛鳥坐神社 宮司	H9
4	5-822	大伴旅人	南浦町	万葉の森	今西 宗一	談山神社 研書会	H9
5	6-925	山部赤人	南浦町	万葉の森	扇谷 弘尚	川原寺住職	H9
6	10-1942	作者不詳	南浦町	万葉の森	上村 松篁	日本画家	H9

第2章 橿原市内の史跡等の保存活用

7	5-798	山上憶良	南浦町	万葉の森	杉岡 華邨	書 家	H 9
8	7-1118	柿本人麻呂	南浦町	万葉の森	木山 照道	大神神社宮司	H 9
9	19-4140	大伴家持	南浦町	万葉の森	吉田 文之	工 芸 作 家	H 9

表 21 参考：万葉歌碑（市設置）

番号	巻数	作者	所在地	場所	揮毫者	役職名等	建立年
1	12-3087	柿本人麻呂	中曾司町	磐余神社	岡橋 邦領	日 本 画 家	S48
2	4-760	大伴坂上郎女	東竹田町	竹田神社	久我 高照	法華寺門跡	S55
3	8-1619	大伴家持	常盤町	春日神社	平田 華邑	書 家	S58
4	16-3788	作者不詳	木原町	木原古池	石井 庄司	東海大学教授	S54
5	2-208	柿本人麻呂	地黄町	人麿神社	前川 佐美雄	歌 人	S57
6	12-3100	作者不詳	雲梯町	河俣神社	松田 英治		S44
7	3-426	柿本人麻呂	南浦町	古 池	杉岡 正美	書 家	S59
8	1-28	持統天皇	醍醐町	醍醐池	犬養 孝	大阪大学 名誉教授	S51
9	3-416	大津皇子	東池尻町	妙法寺	入江 泰吉	写 真 家	S57
10	2-202	伝 桧隈女王	木之本町	畝尾都多 本神社	猪熊 兼繁	京 都 大 学 名 誉 教 授	S53
11	1-2	舒明天皇	南浦町	天香久山	北吉 茂矩		S45
12	10-1812	柿本人麻呂	南浦町	天香山神 社	末永 雅雄	関西大学 名誉教授	S53
13	10-2289	作者不詳	別所町	別所池	司馬 遼太郎	作 家	S58
14	7-1096	作者不詳	明日香村 小 山	紀 寺 跡	清水 公照	東大寺長老	S56
15	2-200	柿本人麻呂	四分町	鷺栖神社	山本 雨宝	飛鳥寺住職	S59
16	3-334	大伴旅人	城殿町	本薬師寺 跡	黒岩 重吾	作 家	S56
17	16-3786	作者不詳	大久保町	大久保町 公民館	池田 源太	龍谷大学教授	S54
18	3-390	紀 皇 女	石川町	剣 池	辰巳 利文	市文化協会 会 長	S51
19	7-1335	作者不詳	大谷町	畝傍山口 神社	樋口 清之	國學院大学 教 授	S54
20	11-2656	作者不詳	大軽町	春日神社	小清水 卓二	奈良女子大学 名 誉 教 授	S55
21	1-13	中大兄皇子	白 檜 町	近隣公園 沼山古墳	久松 潜一	国 文 学 者	S49
22	2-207	柿本人麻呂	見瀬町	牟佐坐 神社	昆布 富明	書 家	H 9
23	2-197	柿本人麻呂	今井町	華 薨	柿本 善也	奈良県知事	H11

出典：橿原市資料

(2) 陵墓

本市には、以下の8基の陵墓（参考地1基を含む）が点在しており、宮内庁が管理を行っている。特に、畝傍山の周辺には、初代神武天皇陵をはじめ、第2代綏靖天皇陵、第3代安寧天皇陵、第4代懿徳天皇陵の4基が集まっている。市南東部の石川池（劔池）のほとりには第8代孝元天皇陵が、市南部の鳥屋の地には第28代宣化天皇陵と倭彦命墓（第10代崇神天皇の皇子）がある。また、県下最大の前方後円墳である丸山古墳は、その名のとおりかつては円墳と考えられていたことから、石室を含む後円部の上段が陵墓参考地になっている。なお、明治14（1881）年に野口王墓古墳が天武・持統天皇陵に治定されるまで、天武天皇・持統天皇の合葬陵と考えられたこともあった。これらの陵墓は、江戸時代の終わりから明治にかけての時期に修復整備が行われたものである。その際、神武天皇陵には多大な費用が投入されたことが記録されている。

表 22 橿原市内の陵墓一覧

区分	陵墓等の名称（ ）書は遺跡名称
陵 墓	神 武 天 皇 畝 傍 山 東 北 陵
	綏 靖 天 皇 桃 花 鳥 田 丘 上 陵
	安 寧 天 皇 畝 傍 山 西 南 御 陰 井 上 陵
	懿 徳 天 皇 畝 傍 山 南 織 沙 溪 上 陵
	孝 元 天 皇 劔 池 嶋 上 陵
	宣化天皇身狭桃花鳥坂上陵（鳥屋ミサンザイ古墳）
	崇神天皇皇子倭彦命墓（榊山古墳）
陵墓参考地	畝 傍 陵 墓 参 考 地 （ 丸 山 古 墳 ）

※陵墓等の名称は、宮内庁が定める陵墓名による。



図7 橿原市内の陵墓位置図

(3) 橿原市の文化財を取り巻く自然的、社会的変化

1) 大規模な開発計画、都市基盤整備等

現在、本市の大規模な開発計画、都市基盤整備については、本市の文化財に大きく影響を及ぼさないよう、文化財部局との適切な協議のもとで進められている。

2) 環境問題

名勝大和三山では、台風等による風倒被害が見られることがあるが、林野庁近畿中国森林管理局奈良森林管理事務所（以下、「林野庁」と称する。）により適宜植栽等が行われている。なお、史跡及び名勝における虫害が報告されているが適切な対応を実施している。

上記以外では、本市の文化財に大きな影響を及ぼすような環境問題は、現在のところ確認されていない。

今後影響を与える可能性が考えられる事項（大気汚染等）については、下記法令に基づき予防措置を講じている。

表 23 環境問題に係る法令

名称	制定年月日	概要
橿原市環境基本条例	平成 24 年 9 月 26 日	・ 橿原市（以下「市」という。）において良好な環境を保全し、及び創造するための基本理念を定め、並びに市、市民、市民団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

3) 自然災害

本市の文化財に大きな影響を及ぼすような自然災害は、現在のところ確認されていない。気候変動による大雨の影響で倒木被害や土砂災害が生じているが、適切な対応を実施している。

4) 観光

近年の本市への来訪者は、年によって一定の増加傾向を示す年と減少傾向を示す年が混在しているものの、全体的に高い水準を維持しており、平均して年間約 490 万人である。

来訪者が集中する時期には、車両渋滞が発生している。

5) 人口変化

近年の本市の人口は減少しており、令和 6 年 4 月 1 日時点では約 11 万 9 千人である。本市の文化財に大きな影響を及ぼすような変化は生じていない。

第2章 橿原市内の史跡等の保存活用

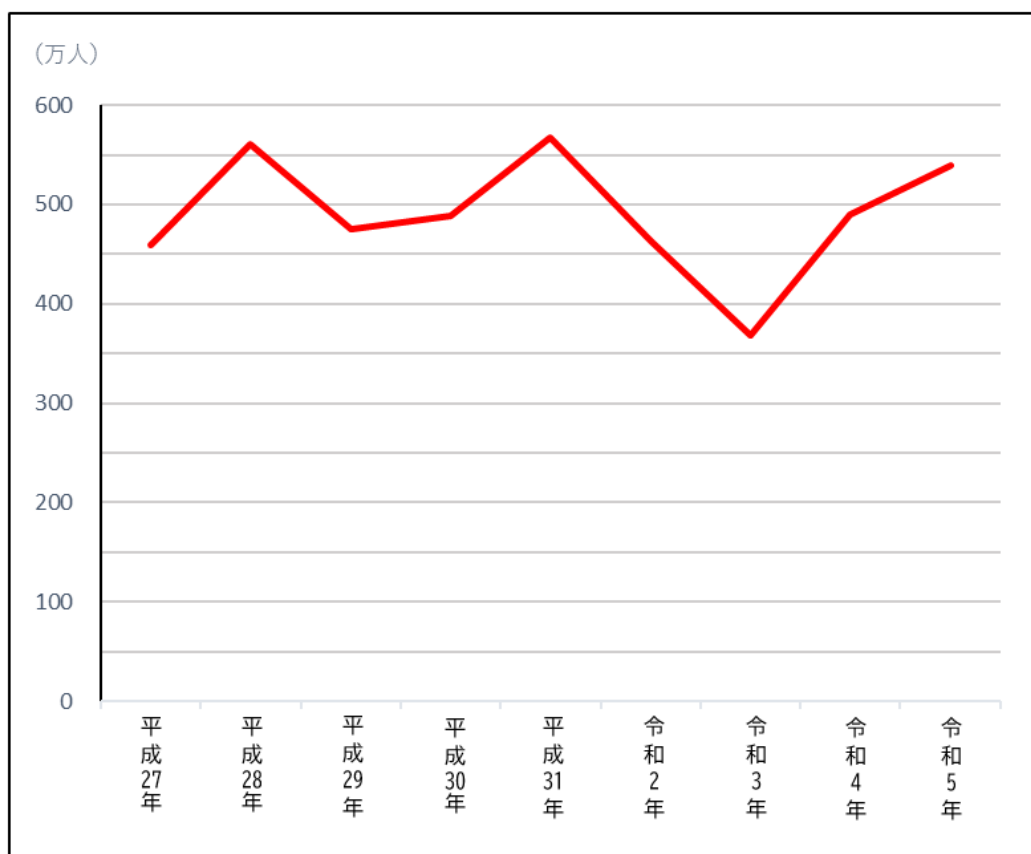


図8 橿原市観光客数の推移

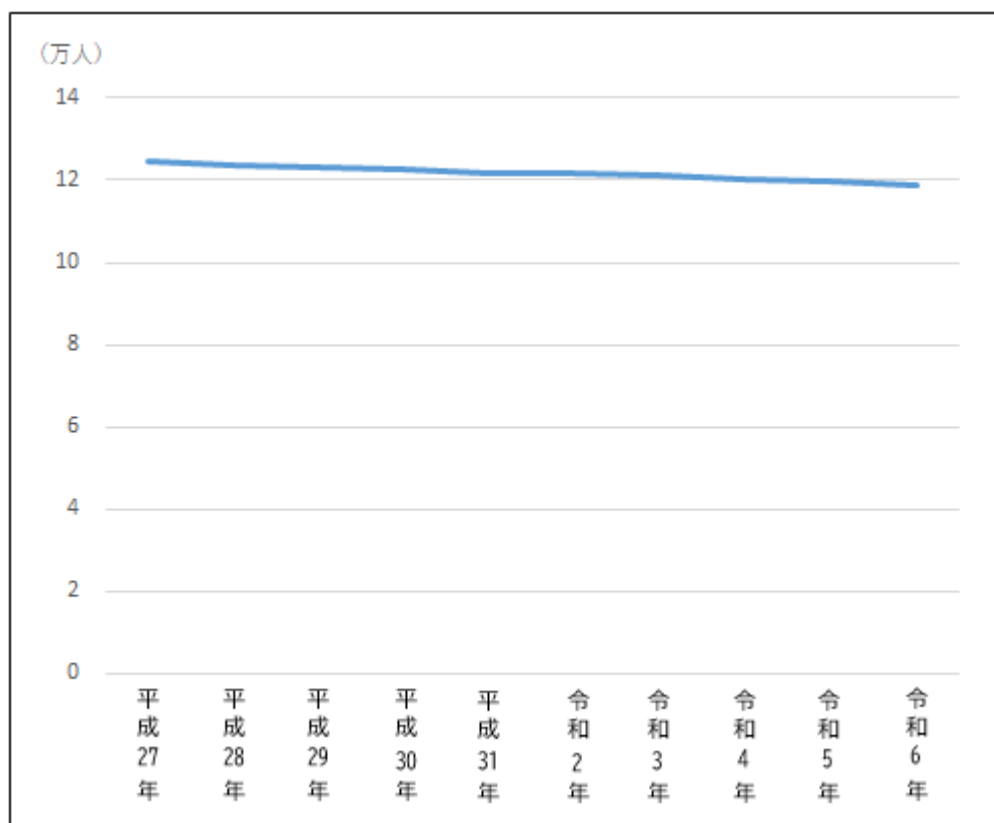


図9 橿原市人口の推移

Ⅱ．橿原市内の史跡等の保存活用の課題と方向性

1．橿原市内の史跡等の保存活用の現状と課題

本市の史跡等については、「同章－Ⅰ－3－（1）文化財保護法等による保護状況」（P.23～29）で述べたとおり、文化財保護法及び奈良県・奈良県教育委員会通知等の諸規定により、地下に埋蔵されている遺構・遺物は良好に保存されている。しかし、史跡等は市内全域に数多く存在し、しかもその時代や遺構の種類、そこに包含される遺物の種別も様々である。

中には、藤原京以前の遺跡として周知されていた本市の土橋遺跡の発掘調査により、藤原京の西京極大路跡が確認され、藤原京の研究及び保護措置の進展に大きく寄与した事例もある。

一方、史跡等周辺における宅地化や高層建物等の建築により、史跡等を理解するための重要な近望景観に重大な影響が出る事例もある。

このような現状を踏まえ、史跡等における新知見や史跡等を取り巻く環境を市民へ広く周知し、史跡等の保存と環境の保全の必要性を啓発していくことを考慮し、本市の史跡等の保存活用についての課題を、以下の通り整理する。

<保存管理>

課題1：市内全体としての保存管理の推進

本市の史跡等は、原始から近世のものまで幅広く、その分布は市内のほぼ全域に見られる。そのため、史跡等の保存管理にあたっては、市内全体を総体的に捉えた保存管理が必要である。

課題2：継続的な発掘調査、研究の実施

本市の大部分には、埋蔵文化財包蔵地の存在が周知されており、建築・土木行為を行う際には必要に応じて発掘調査が行われているが、市内全ての埋蔵文化財包蔵地の範囲や価値が明らかになっているわけではない。また、本市の埋蔵文化財包蔵地の発掘調査と研究は、奈良文化財研究所、奈良県立橿原考古学研究所、本市等が実施しており、重要遺跡藤原京跡の発掘調査については、「飛鳥・藤原京五者会議」により調整を図りながら実施している。今後も発掘調査の緊急度を明確にし、担当する機関で調整を図りながら、継続的な発掘調査・研究を行う必要がある。

課題3：国指定史跡名勝の保存活用計画の策定

現在、本市において国指定史跡名勝の保存管理のため策定した計画は、『橿原市内史跡名勝保存活用計画』（平成28〔2016〕年）があるものの、丸山古墳、植山古墳に関しては『史跡丸山古墳保存管理計画』（昭和57〔1982〕年）と『植山古墳公園基本計画及び基本設計』（平成15〔2003〕年）所収の「保存管理計画」が策定されているのみであり、保存活用計画は未策定である。また、新沢千塚古墳群に関しても保存活用計画が未策定である。

これら未策定の史跡について、その特性に応じた保存管理のために保存活用計画の策定が必要である。

<活用>

課題4：地域の誇りとなる史跡等の活用

史跡等は地域の歴史を物語る重要なものであるが、市内での建築・土木行為にあたっては、必要に応じて埋蔵文化財包蔵地の発掘調査が必要となるなど、市民にとって負担と感ずる場合もある。しかし、史跡等を市民が負担と感ずるのではなく、地域の誇りと感ずるような史跡等の活用のあり方を検討するとともに、市民の理解と協力を得るための取り組みが必要である。

<整備>

課題5：調査、研究成果の発信、整備への反映

先に示したように、本市の埋蔵文化財包蔵地の発掘調査と研究は、奈良文化財研究所、奈良県立橿原考古学研究所、本市等により行われており、その成果は日本の歴史の解明に活かされている。今後は、史跡等の重要性のさらなる普及、啓発のために、これらの成果を広く発信し、整備へと反映させることが必要である。

課題6：地域活性化へと繋がる史跡等の活用のための整備

本市にとって史跡等は、地域活性化を図る資源として重要なものであり、現在、歴史に憩う橿原市博物館等によりその価値を伝える取り組みを行っている。また、指定されている史跡名勝を保存管理し、その価値を伝えるための遺構の平面表示と解説する施設、来訪者の安全性、快適性に資する施設の整備等、活用に向けた環境整備に取り組んでいる。しかしながら、十分に整えられてはいない。

<運営体制>

課題7：周辺自治体との連携

本市の史跡等は、市内全体にわたり分布している。特に、本市の最大の遺跡である藤原京跡は、我が国最初の都城と「日本国」の誕生を物語る飛鳥時代の遺跡であり、京域は桜井市や明日香村に広がる。そして、桜井市や明日香村には、この藤原京の成立過程を示す極めて関係が深い多くの史跡等が存在している。そのため、本市の史跡等の保存管理、活用にあたっては、これら自治体の施策との連携を図る必要がある。

2. 檀原市内の史跡等の保存活用の方向性

(1) 基本的な考え方

**市民生活との調和を図りながら、
市内全体にわたる史跡等の総合的な保存活用を推進する**

本市には、原始から近世にわたる幅広い時代の史跡名勝、埋蔵文化財包蔵地が広範囲に分布する。また、奈良時代以降に整えられた条里制地割による田園を今に伝えとともに、その経営母体である古代の荘園に由来する歴史的集落が、現在もその営みを継続し、史跡及び埋蔵文化財包蔵地の地下に埋蔵されている遺構・遺物を良好に保存してきた。これらは、良好な歴史的風土や風致景観を形づくり、本市の重要な特徴となっている。

史跡等は、先人が創りあげ、世代を超えて伝えてきた遺産であり、地域の個性や魅力、アイデンティティの源である。また、本市の特徴的な歴史的風土や風致景観は、地域の活性化や産業の育成、観光に活用できる重要な資源である。加えて、国の政治、文化の中心であった藤原京や万葉集にも詠まれた大和三山、多くの古墳や陵墓等は、学校教育や社会教育に活用できる本物の教材でもある。

このような史跡等と歴史的風土や風致景観を保存し、次代へ継承していくとともに、現代における市民の生活との調和を図り、個々の史跡等とともに、相互の関係性と歴史的風土や風致景観を含めた総合的な保存活用を推進する。これにより、市の総合計画に謳われた「人とともに、歴史とともに、やさしく強いまち かしはら」(まちづくりの理念)、「はじまりから未来へ、つながりきらめくまち かしはら」(将来ビジョン)の実現を果たしていく。

(2) 基本方針

<保存管理>

方針1：市内における史跡等の位置づけを明確にした保存管理の推進

市内全体にわたる史跡等の総合的な保存管理を実施していくためには、市内の史跡等全てを対象とした統一的な基準を関係者が共有するとともに、個々の史跡等だけでなく、史跡等相互の関連性を明らかにし、本市の歴史を語る上での特色や重要性を踏まえた体系的な保存管理を推進していく必要がある。そこで、全市を区域区分し、各史跡等の特性を踏まえた史跡の新規の指定や追加指定、公有化等を進める。また、必要に応じて史跡等の範囲においても区域区分を行い、区域毎の保存管理の方針を定めるなど区域の特性にあった保存管理を行う。

方針2：計画的な調査、研究の実施（史跡等における新知見を反映した保存活用計画）

史跡等の保存活用を適切に実施するためには、その範囲や価値を明確にする継続的な調査と研究が必要である。調査と研究の実施にあたっては、歴史的 중요性と保存活用や整備等の必要性の観点から、各史跡等に優先順位を設定し、調査等の年次計画を策定するなど、計画的な調査と研究を行う。そのため、各調査機関の協力や連携体制の強化を図る。また、調査と研究の成果を、適宜、保存活用計画に反映する。

方針3：関連法令の適切な運用、調整（史跡等の関係性、歴史的風土や風致景観に配慮した保存管理）

史跡等は、それ自体が価値を持つだけでなく、周辺環境と一体となって歴史的風土や風致景観を形づくるものも少なくなく、周辺環境と一体としてその価値を考えることが重要である。そのため、文化財保護法による史跡名勝の指定に加えて、都市計画法や古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）・景観法・森林法・農業振興地域の整備に関する法律等の関連法令を適切に運用し、史跡等の保存管理を行う。

<活用>

方針4：史跡等が物語る地域の歴史、文化に配慮した事業の展開

史跡等は地域の誇りであり、かつ国民の共通の財産であるとともに、本市の重要な観光資源でもある。史跡等を保護し観光資源として活用するためには、市民の理解と協力が重要である。そこで、史跡等の整備や市内の建築・土木行為の実施にあたっては、史跡等が物語る地域の歴史と文化を十分に把握し、調和を図るとともに、積極的に地域の歴史を紹介するなど、史跡等を活かすという視点を持って事業の展開に努める。

<整備>

方針5：各史跡等の関係性に配慮した保存と活用のための整備

史跡等の本質的価値を来訪者に伝えるためには、適切な保存措置のもと、活用に利する整備が必要である。また、各史跡等の個々の価値とともに、他の史跡等との関係性や、関連する史跡等を一体として見た時の価値をも適切に伝えることが重要である。そのためには、史跡等の適切な活用や整備に努める。さらに歴史に憩う橿原市博物館をはじめとするビジターセンター等を通じた総合的な解説や史跡等を周遊できるルート整備等、関連する史跡等との関係性に配慮した活用や整備を図る。

<運営・体制>

方針6：多様な関係者が参画・連携する保存活用体制の構築

史跡等の保存活用にあっては、国・奈良県・本市が適切な役割分担を図りながら、史跡等で関係が深い周辺自治体を含めて相互に連携した体制づくりを行う。また、行政機関の文化財担当部局だけでなく、行政機関内の他の関係部局や専門家・学識経験者・土地所有者・開発行為者・市民・ボランティア等の参画・連携による体制を整える。さらに、保存活用に関わる人材の育成に努める。

(3) 区域毎の保存管理の方向性

1) 区域区分の目的

「方針1」を踏まえ、市内の史跡等の保存管理の共通の視点と、市内における各史跡等の位置づけを明確にするために、既存の制度を踏まえて本市を区域区分し、区域毎の方向性を整理する。

2) 区域区分と保存管理の方向性

区域区分と区域毎の方向性は、既存の制度を基本とし、これまでの発掘調査の成果、史跡名勝の指定状況・土地利用・景観・各種関連法令・各種関連計画及び総合的な史跡等の保存活用計画を策定している明日香村の施策等との整合性に配慮し、以下のように整理する。

表 24 区域区分と区域毎の保存管理の方向性

区域区分	範囲	保存管理の方向性	建築・土木行為の取扱い
史跡等最優先区域	・国指定史跡名勝の指定地 ・県指定史跡名勝の指定地 ・市指定史跡の指定地	文化財の保存を最優先する。	・史跡名勝指定地については、保存活用計画に基づき現状変更等を規制する。 国指定 ・「現状変更等許可申請・協議」を橿原市及び奈良県を經由して文化庁に提出。許可、同意条件を執行しなければならない。 県指定 ・「現状変更等許可申請」を橿原市を經由して奈良県に提出。許可条件を執行しなければならない。 市指定 ・「現状変更等届」を橿原市に提出。必要に応じて事前に発掘調査を実施する。
史跡等優先区域	・埋蔵文化財包蔵地の中で、重要地域・重要遺跡の重点地区に定められている範囲^{1, 2}	文化財の保存を優先する。	工事着手の 60 日前までに「埋蔵文化財発掘届出・通知」を橿原市を經由して奈良県に提出⁵。 原則として事前に発掘調査を実施する。
史跡等配慮区域	・上記以外の埋蔵文化財包蔵地³	文化財の保存に配慮する。	工事着手の 60 日前までに「埋蔵文化財発掘届出・通知」を橿原市を經由して奈良県に提出⁵。 必要に応じて事前に発掘調査を実施する。
史跡等注意区域	・上記以外の範囲⁴	文化財の存在に十分に注意し、遺跡の存在が確認されれば、文化財の保存に配慮する。	10,000 m²を超える大規模開発事業を行う場合は、事前に現地踏査を行い、遺跡の存在が確認された場合、必要に応じて事前に発掘調査を実施する。

第2章 橿原市内の史跡等の保存活用

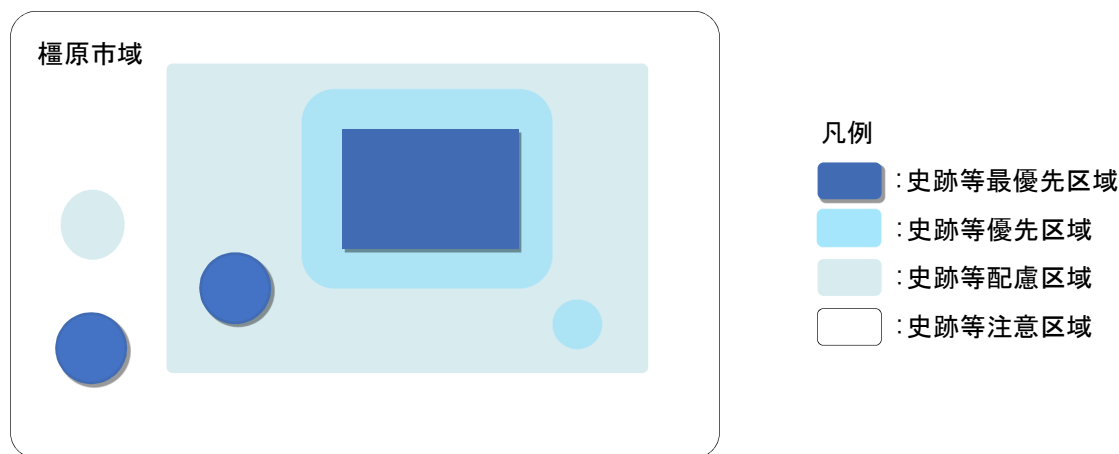


図10 区域区分概念図

- 1：平成12（2000）年11月1日付け奈良県教育委員会教育長通知（教文第394号「重要地域・重要遺跡の決定とその取扱いについて 重要遺跡藤原京跡における埋蔵文化財取扱い基準」）の第3項により、重点地区内で実施される開発事業については、発掘調査を要することとされている。
- 2：令和6（2024）年10月8日付け奈良県知事通知（文財第377号「重要遺跡藤原京跡における埋蔵文化財取扱い基準の一部変更について」）において、『「飛鳥・藤原の宮都」の構成資産候補範囲における開発事業に際しては、遺跡の本質的価値を示す遺構保護の指導を徹底することとする。』の文言が追加された。（詳細は巻末参考資料を参照）
- 3：平成12（2000）年9月29日付け奈良県教育委員会教育長通知（教文第393号「奈良県における開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱い基準」）の第3項により、周知の埋蔵文化財包蔵地内において開発事業を行う場合は、事業内容、位置等の検討から、奈良県は発掘調査、工事立会、慎重工事のいずれかの指示を行うこととされている。
- 4：平成12（2000）年9月29日付け奈良県教育委員会教育長通知（教文第393号「奈良県における開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱い基準」）の第5項により、10,000㎡を超える大規模開発事業を行う場合は、事前に現地踏査を行い、遺跡の存在が確認された場合は、周知の埋蔵文化財包蔵地として取扱うこととされている。
- 5：文化財保護法第93条により、土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、文化庁長官に届け出なければならない。同法第188条により、文化庁長官に提出すべき届書は、都道府県の教育委員会を経由することとされ、平成12（2000）年4月3日奈良県教育委員会通知（教文第331号）で、市町村を通じて県に届け出なければならない、とされている。また、文化財保護法第94条により、国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び法第97条において「国の機関等」と総称する。）が、第93条第1項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、第93条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は当該発掘に係る事業計画の策定にあたって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

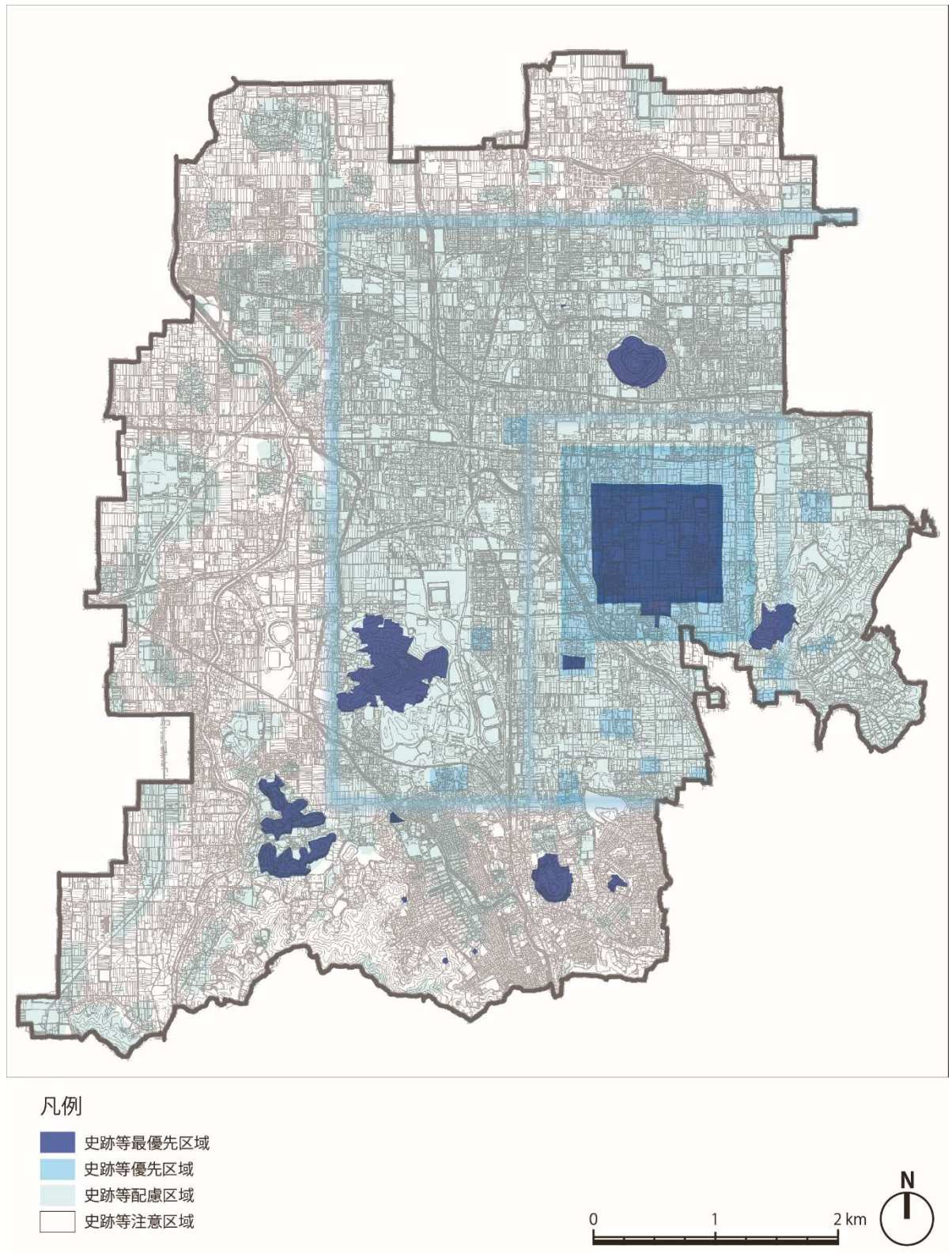


図 11 区域区分図

3. 藤原京関係文化財の保存活用の方向性

本市の大部分を占め、隣接する桜井市と明日香村にも広がっていた藤原京は、我が国最初の都城であり、その姿を現在に伝える藤原京に関する史跡等は、日本を代表する文化財群と言える。

藤原京に関する史跡等は、我が国初の都城建設のきっかけとなった東アジアの交流や、東アジア全体における都城の展開を表す文化遺産として、一国を超えた国際的な価値を有すると考えられるため、令和7（2025）年1月に、藤原京の宮殿跡である特別史跡藤原宮跡等を構成資産とする「飛鳥・藤原の宮都」の推薦書がユネスコへ提出された。

本市には、特別史跡藤原宮跡を含め藤原京に関する歴史、学術上の価値を有する史跡等が複数存在する。これらの保存活用にあたっては、藤原京を構成する要素としての位置づけや藤原京との歴史的な関係性を踏まえた一体的な保存活用を目指すことが望ましい。

以上を踏まえ、藤原京に関する歴史や学術上の価値を有する史跡等を**藤原京関係文化財**として一体的に捉え、以下にその価値と保存活用上の課題を整理した上で、保存活用の方向性を整理する。

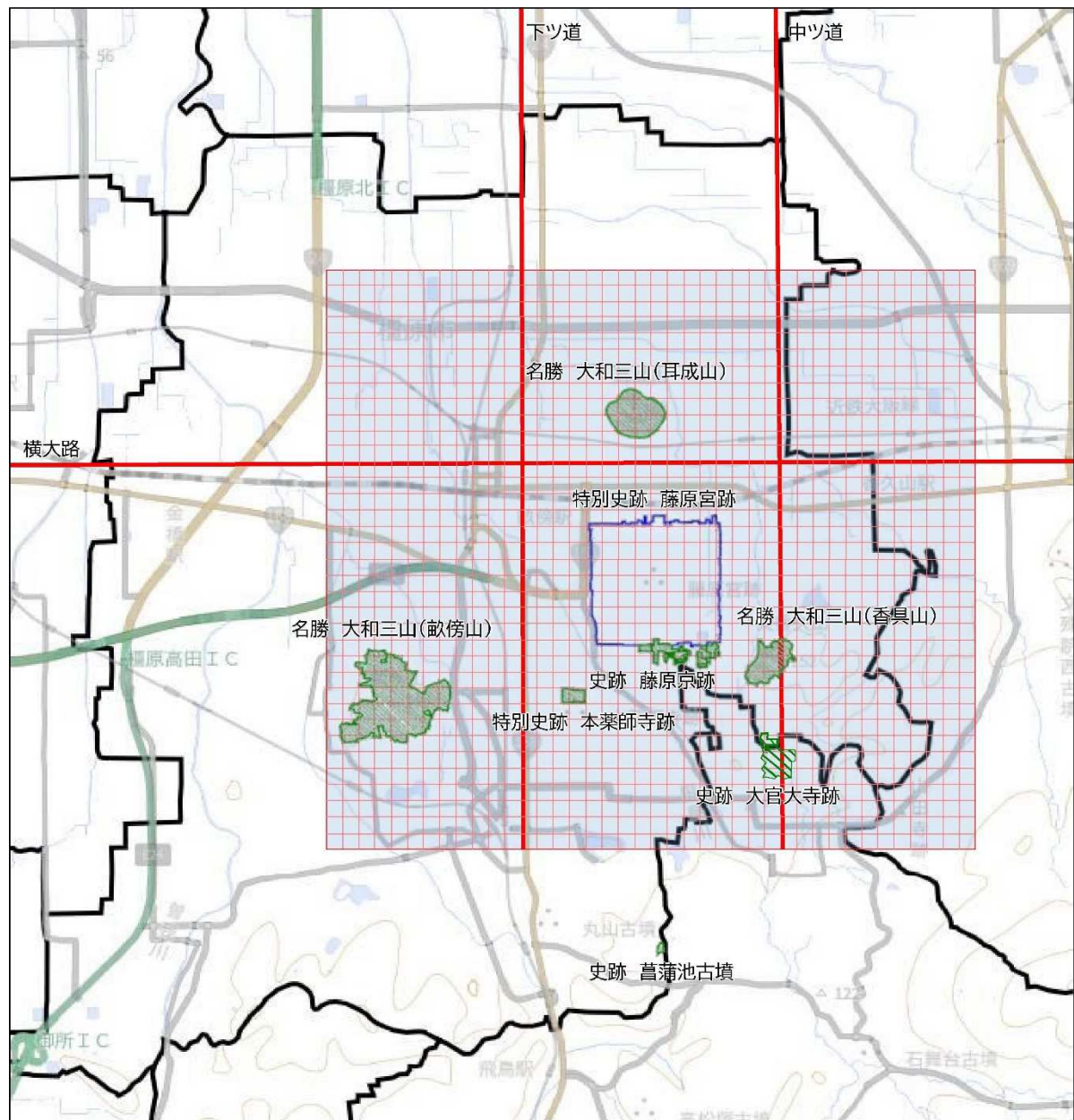
（1）藤原京関係文化財の価値

日本の古代国家の形成から成立を表す文化財

6世紀末から8世紀初めに日本の中心地となった本市と桜井市、明日香村に広がる「飛鳥・藤原」の地を舞台に、古墳時代に終止符を打ち、中国や朝鮮半島からの新来の技術、文化を受容し、仏教の国家宗教化と国家寺院の建立、そして藤原京の完成をもって律令国家が誕生した。中国を中心とする東アジア文明圏のなかで、我が国の新たな国づくりの時代に生まれた政治、文化、宗教等は、現代の政治、文化等の基盤となっている。これらは、本市の飛鳥時代の特色の根幹を言い表している。

その後、和銅3（710）年の平城京遷都によって藤原京関係文化財のある地は古京となり、条里制地割による田園へとその姿を変えた。そして荘園やその後発達した歴史的集落による営々とした田園経営が、地下に埋蔵されている遺構・遺物を良好に保存し、史跡等と一体となって歴史的風土や風致景観を形づくってきた。

なお、藤原京関係文化財を構成する史跡等は、その多くが地下に埋蔵されているとともに広範囲に分布するため、現時点において全てが把握されているわけではなく、今後の調査、研究の進展、成果により、徐々に全貌が明らかとなっていくものである。現時点での藤原京関係文化財の分布状況は次頁に示す通りである。



凡例

藤原京関係文化財

重要遺跡藤原京跡

☐ 本計画の対象区域

一 市町村界

 その他の国指定史跡名勝

A horizontal number line with three tick marks. The first tick mark is labeled '0', the second is labeled '1', and the third is labeled '2km'.



図 12 藤原京関係文化財分布図（地理院地図を加工して作成）
（出典：国土地理院ウェブサイト）

(2) 藤原京関係文化財の類型

藤原京は、大陸に由来する都城の造営理念の影響を受けて造営された我が国最初の都城である。さらに藤原京の中心である藤原宮は、大和三山のほぼ中央に置かれ、三山が王宮を守護する三山鎮護の思想（中国の神仙思想にある「蓬莱、方丈、瀛州」という三神山になぞらえたと考えられる三つの山）を具現化している。そして、藤原宮を中心に、東西南北に碁盤目状に敷設された条坊道路によって区切られた街区が整然と広がる京をもつ。京内には、親王、諸王、官人等の宅地や国家寺院である薬師寺（本薬師寺）と大官大寺の二大寺をはじめ、氏族が建立した寺院が薨を誇る。そして藤原京で活躍した親王、諸王、官人等は死後、推古天皇の治世により始まった飛鳥時代の皇族、貴人の墳墓が集中する藤原京以南の丘陵地に墳墓を築いた。藤原京の造営により、生と死の空間が明確化された。その記憶として、一部は地上に表出しているものの、その多くは地下に埋蔵され遺跡となり、これら藤原京に関わるさまざまな史跡等が、藤原京関係文化財である。

藤原京関係文化財は、さまざまな史跡等が存在し、その一部は、先に述べているように国の史跡名勝に指定されている。

このように、さまざまな史跡等で構成される藤原京関係文化財を、その特性に応じて、以下の3類型に整理する。

1. 藤原京の中核となる史跡（例：特別史跡藤原宮跡、史跡藤原京跡、特別史跡本薬師寺跡、史跡大官大寺跡）
2. 藤原宮の造営に深く関わり、万葉集等にも記される景観（例：名勝大和三山）
3. 飛鳥時代の皇族、貴人の墳墓（例：史跡菖蒲池古墳）

(3) 藤原京関係文化財の保存活用の課題

<保存管理>

課題1：藤原京関係文化財の価値の確実な保存

藤原京関係文化財は、継続的な発掘調査等の調査、研究が行われているとともに、その価値の中核を担うものは国指定史跡名勝として保護されている。宮殿跡、寺院跡、古墳や名勝といった種別、保存すべき本質的価値、指定面積、土地利用状況等の現況に即した保存活用のもと、藤原京関係文化財の中核を確実に保存していく必要がある。

課題2：藤原京関係文化財と密接な関連性を有する遺跡の保存

藤原京関係文化財と密接な関連性を有する遺跡の多くは、未解明である。今後の発掘調査や研究によって、歴史、学術上価値の高い遺跡が発見された場合は、所有者と十分な協議のもと、速やかに国の史跡、または、名勝の指定を行い、積極的に保存を図る必要がある。



写真2 二条大路と西三坊坊間小路の発掘調査
藤原京関係文化財は市域に広く広がっている。
(出典：『図録 橿原市の文化財』，橿原市)

課題3：藤原京関係文化財の歴史的風土や周辺環境の保全

藤原京関係文化財の価値を表す要素の多くは、地下に埋蔵されている遺構・遺物であるが、地上においても、藤原宮の造営思想を表す地形や景観が維持されている。また、地上には地下に埋蔵されている遺構・遺物を良好に保存してきた条里制地割による田園や古代の荘園に由来する歴史的集落が維持されており、史跡等と一体となって歴史的風土や周辺環境を形づくっている。

現在、古都保存法や本市の景観計画で定める歴史的景観として、特別史跡藤原宮跡からの周辺景観や遠望景観に関する保全措置が運用されているが、史跡等の本質的価値の観点から見たこれらの歴史的風土や周辺環境を適切に保全していく必要がある。



写真3 特別史跡藤原宮跡から見た香具山
藤原宮跡と周辺地域とが一体となって歴史的風土・周辺景観を形づくっている。

<活用>

課題4：藤原京関係文化財の価値を伝える活用の推進

藤原京関係文化財の価値を理解するには、個々の史跡等が藤原京においてどのような位置づけであったかについて総合的な視点が必要である。一方で、藤原京関係文化財は、広範囲に分布しており、これらの関係性を把握して価値を理解することは市民や来訪者にとって容易ではない。従って、藤原京関係文化財の活用にあたっては、個々の文化財の位置づけと関係性を意識した総合的な視点による解説を行うことが必要である。

また、広大な範囲に分布する藤原京関係文化財は、現代の市民生活の場と重なっており、特に特別史跡藤原宮跡は本市の中心部に隣接した広大で開放的な空間を形づくっている。このような立地、空間的な特性を踏まえ、現代の市民生活と調和した活用を推進する必要がある。

<整備>

課題5：藤原京関係文化財の適切な保存及び活用のための整備

藤原京関係文化財の一部は、遺構を保存するための暫定的な覆屋施設や、活用のための遺構の復元整備が行われている。また、来訪者の安全性、快適性に資する施設として便所や多目的広場、解説サイン、案内サイン等の設置にも取り組んでいるが、土地利用状況や公有化状況の制限から、最小限の設置にとどまり十分とは言えない。

今後、藤原京関係文化財の価値を維持していくためには、遺構の保存方法及びその価値を来訪者に伝えるための環境整備や遺跡の表現等を検討し、適切な整備を進めることが必要である。



写真4 特別史跡本薬師寺跡の解説サイン
藤原京関係文化財を適切に活用するための整備が進められている。

<運営・体制>

課題6：周辺自治体や多様な関係者が参画・連携する保存活用体制の構築

藤原京関係文化財は、隣接する桜井市や明日香村に広がるものも含まれている。これらの保存活用は、現在、国や各自治体及び土地所有者等が個別に実施しており、相互の連携が十分に行われているとは言いがたい。また、市民や来訪者が文化財の保存活用に関わる機会が多いとは言えない。しかし、「飛鳥・藤原の宮都」の世界遺産登録への進展に併せて、周辺自治体や関係者との相互連携が徐々に進んでいる。今後、藤原京関係文化財の効果的な保存活用を行うためにも、周辺自治体や多様な関係者が参画・連携する体制づくりが必要である。

課題7：藤原京関係文化財への影響や保存活用状況の把握と対応

藤原京関係文化財への大きな影響については、まちづくりや観光等の部局と文化財部局との調整により適切な措置が講じられているが、今後も藤原京関係文化財への影響を把握し、状況に応じて適切に対応していくことが重要となる。また、保存活用の取り組みが管理者等で行われているが、それらを一括して把握しているところはない。

藤原京関係文化財の適切な保存活用を図っていくためにも、文化財への影響の把握と適切な対応を図るとともに、保存活用状況を一括して把握するための仕組みや体制づくりが必要である。

(4) 藤原京関係文化財の保存活用の方向性**1) 基本的な考え方**

藤原京関係文化財と、関連性を有する文化財が分布する地域も一体的に保存活用等を行うことで、藤原京関係文化財が有する価値を次世代へと確実に保存し、継承する。

藤原京関係文化財の価値を適切に保存していくためには、古代東アジア諸国との政治や文化・宗教等の緊密な交流を物語る遺構・遺物が地下に埋蔵されている史跡と、藤原宮の選地において重要な役割を果たした名勝を保存管理するとともに、藤原宮の造営思想を表す歴史的風土、風致景観である周辺地域も一体として保全していく必要がある。

そこで、藤原京関係文化財が有する価値を保存、保全し、継承するには史跡名勝の適切な保存管理等を効果的に推進するために、文化財保護法による史跡名勝の指定に加えて、関連法令を適切に運用する。また、藤原京関係文化財と密接な関連性を有する文化財や、それらが分布する地域との一体的な取り組みに努める。

2) 基本方針**<保存管理>****方針1：藤原京関係文化財の価値の中核を担う国指定史跡名勝を確実に保存する****(課題1に対応)**

藤原京関係文化財の価値を確実に保存するために、その価値の中核を担う国指定史跡名勝を確実に保存する。また、藤原京関係文化財は「藤原京の中核となる史跡」、「藤原宮の造営に深く関わり、万葉集等にも記される景観」及び「飛鳥時代の皇族、貴人の墳墓」の3類型に整理されることから、この類型を踏まえ、特に国指定史跡名勝を構成する諸要素を分類(表25～表27、図13～15)し、保存管理を行う。

方針2：藤原京関係文化財に関わる可能性がある範囲の保護を図る**(課題2に対応)**

藤原京関係文化財の価値を確実に保存するとともに、その価値の向上を目指し、藤原京関係文化財として歴史、学術上高い価値を有する史跡等が分布する可能性が高い範囲について保護を推進する。建築・土木行為を行う際は、必要に応じて事前に発掘調査を行うこ

第2章 橿原市内の史跡等の保存活用

とし、今後の調査、研究により高い価値を有することが明確となった範囲については、速やかに国の史跡名勝への指定による保護措置を図る。

方針3：藤原京関係文化財の歴史的風土や周辺環境を保全する

(課題3に対応)

藤原京関係文化財を構成する史跡等の価値を向上させるため、藤原宮の造営思想を表す地形や景観及び条里制地割による田園や古代の荘園に由来する歴史的集落が一体となって形づくっている、歴史的風土や周辺環境の保全を図る。特に、特別史跡藤原宮跡と名勝大和三山より具現化された三山鎮護の思想を表す景観は、その骨格と言えるものであることから、重点的に保全に取り組む。

これら歴史的風土や周辺環境の保全にあたっては、関連法令を適切に運用することとする。

<活用>

方針4：藤原京関係文化財の価値を教育、地域づくりに活用する

(課題4に対応)

藤原京関係文化財への理解、関心を深め、将来に継承していくことができるよう、教育、地域づくりへの活用を推進する。

藤原京関係文化財の価値についての教育にあたっては、個々の史跡等が藤原京においてどのような位置づけであったのかについての総合的な視点のもとで実施することとし、広範囲に分布する藤原京関係文化財の価値についての教育及び活用にあたっては、個々の文化財の位置づけや関係性を意識した総合的な視点による解説を行う。

また、広大な範囲に分布する藤原京関係文化財が、現代の市民生活の場と重なっている。特に特別史跡藤原宮跡は広大で開放的な空間であることから、遺跡等の価値を損なわないことを前提に、現代の市民生活と調和し、地域づくりに貢献する活用を推進する。

<整備>

方針5：藤原京関係文化財の価値を確実に保存するための適切な措置を実施する

(課題5に対応)

藤原京関係文化財の価値を確実に保存するために、遺構の保存処理、保存環境の改善、防災対策を含めた保存施設の設置等、適切な措置を実施する。実施にあたっては、整備後の維持管理及び地上における市民生活、活用の影響等について十分な検討を行う。

方針6：藤原京関係文化財を活用するための環境基盤の整備、効果的な遺跡の整備を推進する

(課題5に対応)

藤原京関係文化財への来訪者の受け入れや、価値の解説を行うために必要な環境基盤と効果的な遺跡の整備を推進する。環境基盤の整備については、来訪者が藤原京関係文化財を快適かつ効率的に周遊できるよう、藤原京関係文化財を繋ぐ周遊ルートの設定や、来訪者の安全性、快適性に資する施設としての案内サイン等の整備を推進する。

効果的な遺跡表現の整備については、個々の遺跡等の特性を踏まえて、遺跡の範囲を地上で体感できるような表現、特別史跡藤原宮跡から見た名勝大和三山の眺望や名勝大和三山の相互関係等といった視覚的な繋がりを意識した表現、飛鳥時代の皇族、貴人の墳墓の立地や墳丘の形状に関する理解を促す表現を推進する。

＜運営・体制＞

方針7：国、県、市等が参画・連携する保存活用体制を構築する

（課題6に対応）

藤原京関係文化財の保存活用を実施し、推進するために、「飛鳥・藤原京五者会議」における史跡等の現状変更及び建築・土木行為に係る協議、調整を今後も継続するとともに、国、県、市が適切な役割分担を図りながら相互に連携した保存活用体制を構築する。特に、藤原京関係文化財の関係性を確認できる景観を保全するため、その代表的な視点場となる甘樫丘からの遠望景観を保全する取り組みについては、明日香村との連携を図る。

また、藤原京関係文化財の効果的な保存活用を行うためには、行政機関の文化財関連部局だけでなく、行政機関内の多様な関係部局や専門家・学識経験者・土地所有者・開発事業者・市民・ボランティア等が参画・連携する体制を整える。

方針8：藤原京関係文化財への影響の定期的な観察と保存管理状況に係る情報の継続的な更新を行う

（課題7に対応）

藤原京関係文化財を構成する史跡等を適切に管理するために、地上における人間活動や自然環境の変化による藤原京関係文化財への影響の有無を経過観察する必要がある。そのためには適切な経過観察の指標、実施方法、実施主体を設定する。

経過観察によって得られた情報は、保存活用体制を構成する周辺自治体や関係者間で一体的に管理、共有を行うとともに、継続的に更新を行う。

第2章 榎原市内の史跡等の保存活用

表 25 藤原京の中核となる史跡を構成する諸要素の分類³
(例：特別史跡藤原宮跡、史跡藤原京跡、特別史跡本薬師寺跡、史跡大官大寺跡)

分類	分類の考え方
本質的価値を表す諸要素及び密接に関わる諸要素	ア 本質的価値を表す諸要素 ・「藤原京の中核となる史跡」の本質的価値を表す物証であり、厳密な保存管理を行う必要があるもの
	① 地上に表出している遺構・遺物 ・地上に表出している遺構・遺物で、現在の保存状態を維持し、き損した場合は学術的観点から適切に復旧、修理を行うもの
	② 地下に埋蔵されている遺構・遺物 ・地下に埋蔵されている遺構・遺物で、現在の覆土された保存状態を維持するもの
	イ 本質的価値を表す諸要素と密接に関わる諸要素 ・史跡が有する価値との関係性を踏まえ、適切な保存管理を行う必要があるもの
	① 条里制地割による田園、古代の荘園由来の歴史的集落 ・地下に埋蔵されている遺構・遺物を良好に保存してきた条里制地割による田園及びその管理設備、また営農母体となった古代の荘園由来の歴史的集落で、今後も維持することが望まれるもの
その他の諸要素	② 信仰関連施設 ・史跡の遺構・遺物を今日まで伝えてきた信仰に関わる寺社等で、今後も維持することが望まれるもの
	ウ 保存管理のための施設 ・史跡を保存し、適切な維持管理を行うもの
	エ 価値解説のための施設 ・史跡の価値を伝えるための施設としての機能を発揮できるよう適切な維持管理を行うもの（解説サイン等）
	オ 来訪者の安全性、快適性に資する施設 ・来訪者の安全性、快適性を確保するための施設としての機能を発揮できるよう適切な維持管理を行うもの（ビジターセンター、便所、駐車場、案内サイン等）
周辺に位置する、史跡と密接に関わる諸要素	カ 本質的価値と関わりのない施設 ・歴史的集落や田園管理設備を除く、近年の建築・土木行為で建設された住宅地や建築物及び工作物等で、現在の位置での維持の必要性を検討し、必要に応じて撤去、史跡指定地外への移設を行うもの
	キ 歴史的風土や周辺環境 ・藤原京における立地や造営過程を表す地形、景観で、史跡と一体的な保全が望まれるもの
	ク 重要遺跡藤原京跡重点地区 ・藤原京を構成する遺跡、史跡周辺に分布する地下に埋蔵されている遺構・遺物で、史跡との関係性を踏まえた保全が望まれるもの

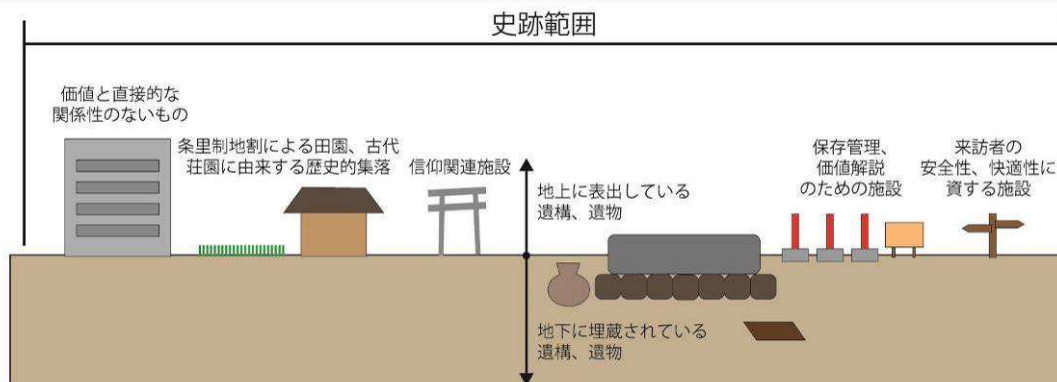


図 13 諸要素のイメージ

3 表 25～27 は、標準的な考え方として整理したものであり、個別の藤原京関係文化財の構成要素の特定にあたっては、類型毎の考え方を踏まえた上で、個別の特性に応じて適宜必要な要素を加除し、整理を行う必要がある。

表 26 藤原宮の造営に深く関わり、万葉集等にも記される景観を構成する諸要素の分類（例：名勝大和三山）

分類		分類の考え方
本質的価値を表す諸要素及び密接に関わる諸要素	ア 本質的価値を表す諸要素	・ 藤原宮の造営に深く関わり、万葉集等にも記される景観を構成する名勝の本質的価値を表す物証となるもので、厳密な保存管理を行う必要があるもの
	① 自然的要素	・ 神々が天下る神聖性と、芸術の題材や歴史的名所としての価値をもつ地形や樹叢で、現在の保存状態を維持するもの
	② 神社	・ 神々が天下る神聖性と、芸術の題材や歴史的名所としての価値をもつ神社で、現在の保存状態を維持するもの
その他の諸要素	ウ 保存管理のための施設	・ 名勝を保存し、適切な維持管理を行うもの
	エ 価値解説のための施設	・ 名勝の価値を伝えるための施設としての機能を発揮できるように適切な維持管理を行うもの（遊歩道、解説サイン等）
	オ 来訪者の安全性、快適性に資する施設	・ 来訪者の安全性、快適性を確保するための施設としての機能を発揮できるように適切な維持管理を行うもの（便所、案内サイン等）
	カ 本質的価値と関わりのない施設	・ 近年の建築・土木行為で建設された住宅地や建築物及び工作物等で、現在の位置での維持の必要性を検討し、必要に応じて撤去、名勝指定地外への移設を行うもの
周辺に位置する、名勝と密接に関わる諸要素	キ 歴史的風土や周辺環境	・ 藤原宮における立地を表す地形、景観で、名勝と一体的な保全が望まれるもの
	ク 周辺関連資産	・ 名勝周辺に分布する関連性の高い資産で、藤原宮及び名勝との関係性を踏まえた保全が望まれるもの

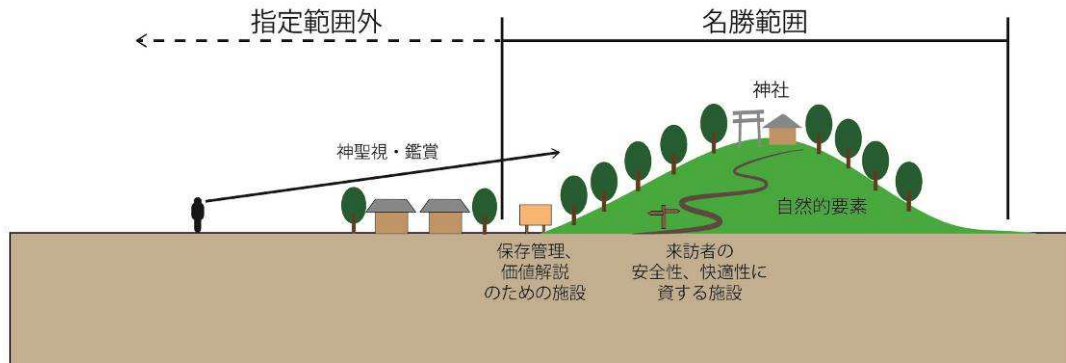


図 14 諸要素のイメージ

第2章 橿原市内の史跡等の保存活用

表 27 飛鳥時代の皇族、貴人の墳墓を構成する諸要素の分類（例：史跡菖蒲池古墳）

分類		分類の考え方
本質的価値を表す諸要素及び密接に関わる諸要素	ア 本質的価値を表す諸要素	・飛鳥時代の皇族、貴人の墳墓を構成する史跡の本質的価値を表す物証となるもので、厳密な保存管理を行う必要があるもの
	① 地上に表出している遺構・遺物	・地上に表出している遺構・遺物で、現在の保存状態を維持し、き損した場合は学術的観点から適切に復旧、修理を行うもの
	② 地下に埋蔵されている遺構・遺物	・地下に埋蔵されている遺構・遺物で、現在の覆土された保存状態を維持する必要があるもの
その他の諸要素	ウ 保存管理のための施設	・史跡を保存し、適切な維持管理を行うもの
	エ 価値解説のための施設	・史跡の価値を伝えるための施設としての機能を発揮できるよう適切な維持管理を行うもの（解説サイン等）
	オ 来訪者の安全性、快適性に資する施設	・来訪者の安全性、快適性を確保するための施設としての機能を発揮できるよう適切な維持管理を行うもの（便所、駐車場、案内サイン等）
	カ 本質的価値と関わりのない施設	・近年の建築・土木行為で建設された住宅地や建築物及び工作物等で、現在の位置での維持の必要性を検討し、必要に応じて撤去、史跡指定地外への移設を行うもの
周辺に位置する、史跡と密接に関わる諸要素	キ 歴史的風土や周辺環境	・藤原京との立地関係を表す地形、景観で、史跡と一体的な保全が望まれるもの
	ク 周辺関連資産	・同種の墳墓及び史跡周辺に分布する地下に埋蔵されている遺構・遺物で、藤原京及び史跡との関係性を踏まえた保全が望まれるもの

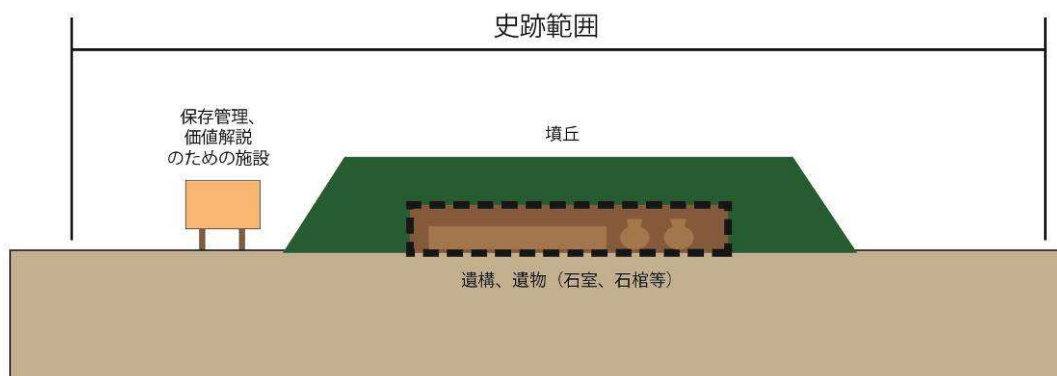


図 15 諸要素のイメージ

※墳墓の遺存状態により、状況は異なる。

Ⅲ. 特別史跡藤原宮跡の保存活用計画の構成

特別史跡藤原宮跡の保存活用計画の構成は、以下の通りである。

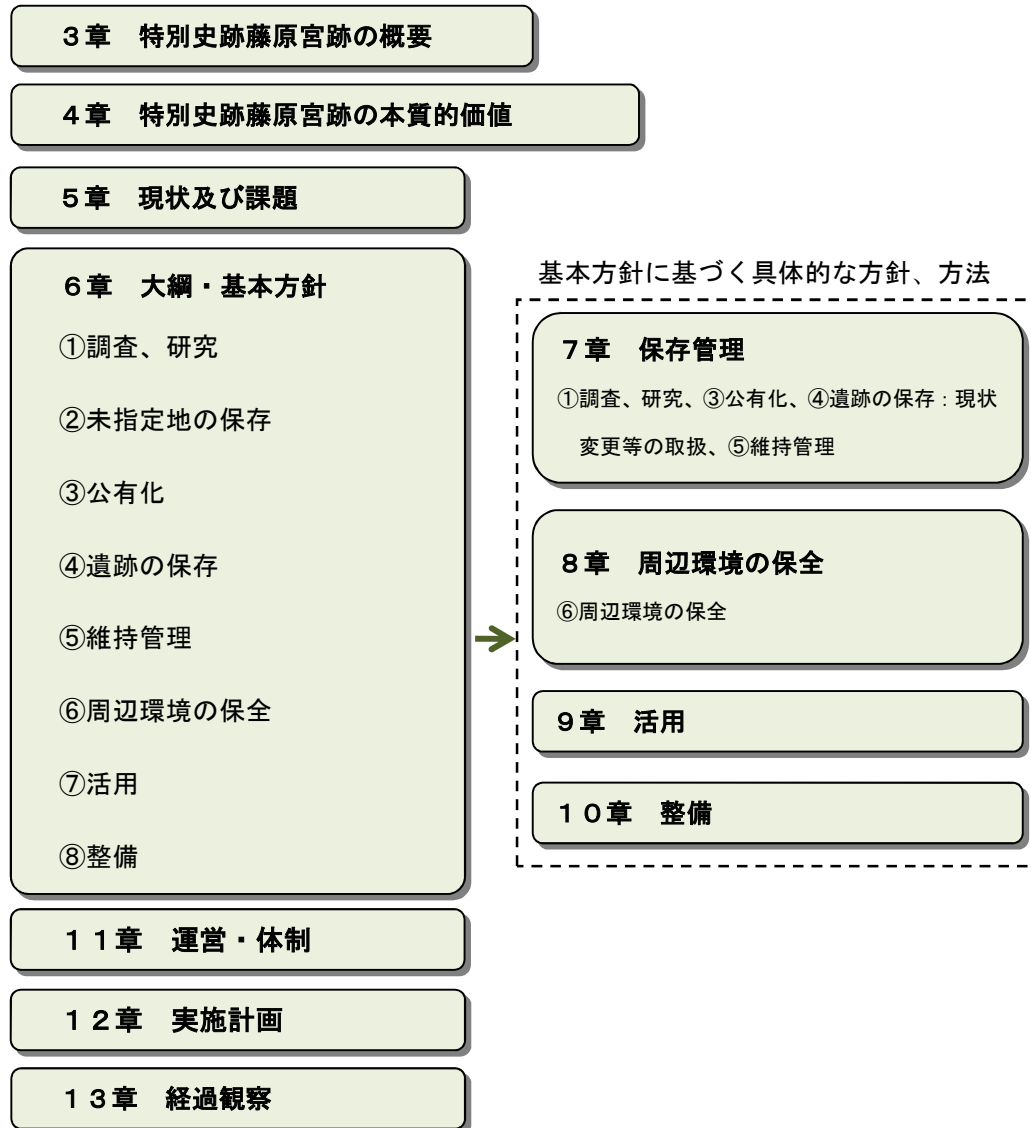


図16 特別史跡 藤原宮跡の保存活用計画の構成

「第3章 特別史跡藤原宮跡の概要」では、以下の項目について現況を整理する。

- I. 概要
- II. 文化財指定状況
- III. 発掘調査概要
- IV. 土地利用状況
- V. 土地所有状況

第2章 橿原市内の史跡等の保存活用

「第4章 特別史跡藤原宮跡の本質的価値」では、「第3章 特別史跡藤原宮跡の概要」の「Ⅱ. 文化財指定状況」において整理した国指定史跡名勝の指定説明を踏まえ、その本質的価値を示す。さらに、本質的価値を踏まえ、特別史跡藤原宮跡を構成する諸要素を分類し、その位置等を示す。

分類にあたっては、本質的価値との関係性を踏まえ、以下の分類を基本とする。

表 28 特別史跡藤原宮跡を構成する要素の分類

分類	
本質的価値を表す諸要素及び密接に関わる諸要素	ア 本質的価値を表す諸要素
	イ 本質的価値を表す諸要素と密接に関わる諸要素
その他の諸要素	ウ 保存管理のための施設
	エ 価値解説のための施設
	オ 来訪者の安全性、快適性に資する施設
	カ 本質的価値と関わりのない施設
周辺に位置する、史跡名勝と密接に関わる諸要素	キ 歴史的風土や周辺環境
	ク 重要遺跡藤原京跡重点地区、周辺関連資産

「第5章 現状及び課題」では、以上に整理した内容を踏まえ、保存管理、活用、整備、周辺環境、運営・体制についての現状及び課題を整理する。

「第6章 大綱・基本方針」では、以上に整理した内容を踏まえ、特別史跡藤原宮跡の望ましい将来像を示す本計画の大綱を定め、保存活用に関する8項目【①調査、研究、②未指定地の保存、③公有化、④遺跡の保存、⑤維持管理、⑥周辺環境の保全、⑦活用、⑧整備】について、基本方針を定める。

「第7章 保存管理」では、「第6章 大綱・基本方針」のうち、①調査、研究、②未指定地の保存、③公有化、④遺跡の保存、⑤維持管理に関する基本方針に則った特別史跡藤原宮跡の保存管理の方針及び特別史跡藤原宮跡を構成する要素の保存管理の方法を定めるとともに、④遺跡の保存については、現状変更等の取扱基準を定める。

「第8章 周辺環境の保全」では、「第6章 大綱・基本方針」の⑥周辺環境の保全に関する基本方針に則った特別史跡藤原宮跡の保全方針について示す。

「第9章 活用」、「第10章 整備」では、それぞれ、「第6章 大綱・基本方針」の⑦活用、⑧整備に関する基本方針に則った具体的な方向性及び方法を示す。

「第11章 運営・体制」では、「第7章 保存管理」、「第8章 周辺環境の保全」、「第9章 活用」、「第10章 整備」で定めた施策を実施する上での、運営・体制の方向性を示す。

「第12章 実施計画」では、「第7章 保存管理」、「第8章 周辺環境の保全」、「第9章 活用」、「第10章 整備」にまとめた保存活用の基本的な考え方をもとに、短期間に実施すべき施策、中長期の展望の下に実施すべき施策を整理し、各施策を示す。

「第13章 経過観察」では、「第7章 保存管理」、「第8章 周辺環境の保全」、「第9章 活用」、「第10章 整備」の状況を把握するための経過観察の対象、指標、手法、観察周期を定め、継続的な経過観察を行うことを計画する。なお、これら項目については、必要に応じて見直し等を行うこととする。

第3章 特別史跡藤原宮跡の概要

I. 概要

藤原宮⁴は、持統8(694)年に飛鳥浄御原宮より遷都した我が国最初の都城藤原京のほぼ中央に位置して、中国由来の三山が王宮を守護する三山鎮護の思想をも取り入れ、大和三山に囲まれた場所に置かれた宮殿である。

律令国家の宮殿として、前代までの飛鳥において分散していた政務施設を1か所に集約し機能的に政治を行った。藤原宮は、一辺約1,044m四方の敷地に東西約925m、南北約907m、想定高約5.5mの瓦葺の掘立柱大垣が囲み、各辺3か所に礎石建ち瓦葺の門を配置する。

藤原宮には、その中枢として中央部に北から天皇の居所である内裏、元旦朝賀の儀や外国使節の謁見等の儀式、儀礼を行う大極殿院、政務を行う朝堂院、官人が参集し待機する朝集殿院の殿堂が並ぶ。殿堂に採用された建物は、内裏が古来の掘立柱建物で、大極殿院、朝堂院、朝集殿院が礎石建ち瓦葺建物であり、伝統と革新を融合させた独自の殿堂形式が創造されている。そして、その両側には一本柱塀で区画した敷地に掘立柱建物で構成された官衙群を整然と配置する。大宝元(701)年に大宝律令が制定され、官衙地区の改造が行われたが、藤原宮で成立した宮殿形式は、後の平城宮、平安宮にさらに発展した形態として受け継がれる。

このように藤原宮で創造された宮殿形式は、律令国家の成立とその政治体制の態様を示し、また、それ以降の都城の発展を考える上で重要である。

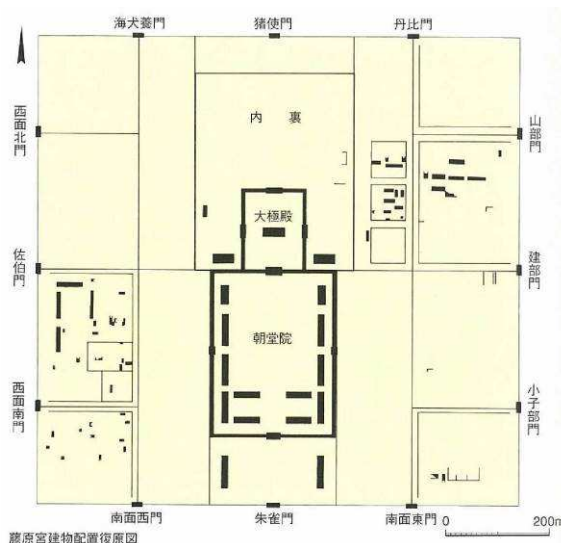


図17 藤原宮建物配置復元図
(出典：『飛鳥・藤原京展 奈良文化財研究所
創立50周年記念』、朝日新聞社、平成14年6月)



写真5 藤原宮跡(南から)



写真6 藤原宮大極殿跡(北西から)

⁴ 東西南北の四周を藤原京の東・西二坊大路と六条大路・二条大路に囲まれた約1キロメートル四方の宮殿

Ⅱ. 文化財指定状況

1. 指定に至る経緯

藤原宮は、律令国家の成立期の7世紀末に造営された我が国最初の都城藤原京の宮殿である。持統8(694)年に前代の宮である飛鳥浄御原宮から藤原宮(京)へ遷居(遷都)して以来、文武天皇の治世を経て元明天皇の和銅3(710)年に平城京に遷都するまでの、3代16年間の都であった。藤原宮の所在は、『万葉集』巻1-52 藤原宮の御井の歌により大和三山(名勝指定:香具山、畝傍山、耳成山)に囲まれた処と詠われているが、長らく不明であったことから所在地を巡って論争が繰り広げられた。その後、昭和9(1934)年から昭和18(1943)年にかけて民間の研究機関である日本古文化研究所により藤原宮の有力な候補地である現高殿町に遺る土壇を含む一帯の測量調査と発掘調査が実施され、大極殿院跡、朝堂院跡、朝集殿院跡及び回廊跡が確認され、ここに藤原宮の所在が確定されるとともに論争に終止符が打たれた。この成果を受け、昭和21(1946)年11月21日(文部省告示第120号)に藤原宮跡として史跡の指定を受けた。この時の指定地及び面積は大極殿院跡、朝堂院跡、朝集殿院跡及び回廊跡等を対象に206,664.466 m²であった。そして昭和27(1952)年3月29日(特別史跡指定:文化財保護委員会告示第34号)により、当該史跡は特別史跡の指定を受けた。

昭和40(1965)年に藤原宮の推定地域内に国道165号バイパスの建設が計画され、奈良県教育委員会が昭和41(1966)年から同43(1968)年にかけて建設の可否を決定する発掘調査を実施し、ここに藤原宮の規模が明らかとなった。この成果により国道165号バイパスのルート変更がなされた。その後昭和45(1970)年特別史跡藤原宮跡を含む飛鳥地方の遺跡の調査、保存を国家的事業と位置づける「飛鳥地方における歴史的風土および文化財の保存等に関する方策」として閣議決定がなされた。この決定により奈良国立文化財研究所に飛鳥藤原宮跡発掘調査部が設置され、継続的に藤原宮跡の発掘調査が実施されることとなった。奈良国立文化財研究所による学術調査は現在も継続され、藤原宮の構造等を順次解明する成果をあげている。これらの成果を受け、昭和52(1977)年2月22日(文部省告示第20号)以降、令和7(2025)年まで23次に亘る追加指定が行われ、現在、特別史跡指定面積は1,016,430.92 m²である。

2. 指定説明

■名称: 藤原宮跡

■種別: 特別史跡

■指定年月日: 昭和21年11月21日(史跡指定: 文部省告示第120号)

昭和27年3月29日(特別史跡指定: 文化財保護委員会告示第34号)

■追加指定年月日: 昭和52年2月22日(文部省告示第20号)

昭和55年12月9日(文部省告示第179号)

昭和58年3月28日(文部省告示第33号)

昭和61年2月12日(文部省告示第15号)

平成元年8月14日(文部省告示第112号)

平成5年12月21日(文部省告示第151号)

平成19年7月26日(文部科学省告示第107号)

平成22年8月5日(文部科学省告示第126号)

第3章 特別史跡藤原宮跡の概要

平成24年1月24日（文部科学省告示第7号）
平成25年3月27日（文部科学省告示第43号）
平成26年3月18日（文部科学省告示第33号）
平成27年3月10日（文部科学省告示第41号）
平成28年3月1日（文部科学省告示第30号）
平成28年10月3日（文部科学省告示第143号）
平成29年10月13日（文部科学省告示第140号）
平成30年10月15日（文部科学省告示第192号）
令和元年10月16日（文部科学省告示第80号）
令和3年3月26日（文部科学省告示第47号）
令和4年11月10日（文部科学省告示第142号）
令和5年3月20日（文部科学省告示第15号）
令和6年2月21日（文部科学省告示第13号）
令和6年10月11日（文部科学省告示第143号）
令和7年3月10日（文部科学省告示第24号）

■所在地：奈良県橿原市高殿町、醍醐町、別所町、飛驒町、四分町、縄手町、木之本町、法花寺町

■指定基準：史跡の部 2（都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡、その他政治に関する遺跡）

■管理団体：奈良県橿原市：令和7年1月30日（2025.01.30）

■指定説明：（昭和21〔1946〕年指定時）

藤原宮は、持統天皇、文武天皇及び元明天皇の皇居にして持統天皇8年12月（694）飛鳥浄御原宮より此の宮に遷らせられ文武天皇の御代を経て元明天皇和銅3年3月（710）平城宮に遷らせ給う迄御3代約15年3箇月ましませり此の宮趾の位置規模に付ては古来定説存せざりしが、最近鴨公村（現醍醐町、高殿町、別所町）の内に於て平城宮の朝堂趾と殆ど同様の配置を為せる遺構発見せられ、其の主要部の一たる朝堂院趾の規模闡明せられ爰に藤原宮趾に付き重要なる資料を得るに至れり。蓋し藤原宮は文武天皇大宝元年（701）頃に至り其の宮城及都城に付き拡張せられたるものの如く其の経緯は尚詳かならざる点ありと雖、朝堂院趾は目下の当該宮趾に関する唯一の遺構として貴重なり。

地は北に耳成山を控え東は天香具山に近く、西南方稍遠く畝傍山を望みて三山鼎立せる内に位置し、萬葉集の藤原宮御井歌に詠ぜられたる藤原宮の地形に適へり。朝堂院趾は東西約130間（234 m）、南北328間（590.4 m）余に亘る広汎なる地域を占むるものにして其の規模は北端部中央に南面して位する7間4間の大極殿あり。其の四周には廻廊を過らし、東西両廻廊中に南北に長さ各々1棟の殿堂、大極殿を中心として東西に相対し南廻廊の中央部に門を開き、又北廻廊の中央部にも建築物の遺構を存す。而して南廻廊は東及西に延びて夫々南折延長176間余にして内側に矩折し長方形の一區画を形成して、其の南廻廊中央部に門を開く。内部に12棟の朝堂あり。即ち中央部に広場を設けて其の東西両側に夫々南北に長さ4棟の朝堂を南北に連ね、又地域の南端部には東西に長さ4棟の朝堂ありて東西に各々2棟外南北に並列せり。此の朝堂の区域の南に接し朝集殿の一劃ありてまた廻廊に圍繞せられ、南廻廊中央部に門を開き内部に南北に長さ朝集殿東西に相対す。此等

の殿堂廻廊及門等の趾は殆ど纏て地下に埋没せるも、其の基壇礎石及栗石等遺存して舊規模極めてよく察せられるのみならず、大極殿は今に土壇（俗称大宮堂）を止め、地下に栗石存して景観を偲ばしむるものあり。又朝集殿両廻廊の東端部に近く堀建柱1基検出せられ。且地域内には各所に所謂白鳳時代の特色を示せる古瓦等出土せり。本朝堂院趾の規模は平城宮の朝堂院趾より広大にして、其の殿堂の宏壮なる配置の整然なるは雄渾なる皇謨の一端を今に顕示するものとして貴重なるのみならず、又目下の処、条坊制に基く宮趾の最古の遺蹟として國史上価値極めて高し。

■指定説明（昭和52〔1977〕年追加指定時）

昭和21年11月21日史跡指定され、昭和27年3月29日特別史跡指定された藤原宮跡については、昭和41年から昭和44年まで奈良県教育委員会が、また昭和44年から奈良国立文化財研究所が発掘調査した結果、藤原宮の宮域が100ヘクタールの正方形に近いものであることが推定されるに至り、さらに南門跡および南限が確認され、大極殿廻廊東部地区では、礎石建物や玉石池を含む庭園遺構が発見された。このほか西方官衙諸遺構の検出、北面中門跡とその東西に取りつく北面大垣の発見など大きな成果があげられて来た。

よって今回は、特に多量の木簡の出土や北面中門跡・礎石建物及び庭園遺構等の検出を見た内裏地区を中心に既指定地の北方部分を追加指定するものである。

■指定説明（昭和55〔1980〕年追加指定時）

藤原宮跡は、持統天皇8年（694年）から和銅3年（710年）の平城京遷都までの16年間政治の中心であつた宮跡である。大極殿跡、朝堂院跡、朝集殿跡、廻廊等の地域は、既に指定されている。今回は奈良国立文化財研究所の発掘調査により初めてその一部を確認した内裏地域を含め、宮跡の未指定地域を追加指定し、その保存及び活用を図るものである。

■指定説明（昭和58〔1983〕年追加指定時）

今回追加指定しようとする所は、宮跡南辺西門の西半部（推定）から西辺南門の南半部（推定）までの間の大垣・外堀・内堀遺構である。南側では、大垣心～外堀心24.1メートル、外堀幅6.2メートル、外堀深さ1メートル、大垣心～内堀心11.7メートル、内堀幅1.8メートル、内堀深さ0.7メートル、西側では、大垣心～外堀心～外堀心22.7メートル、外堀幅10メートル、外堀深さ1.3～1.7メートル、大垣心～内堀心11.6メートル、内堀幅2.2メートル、内堀深さ0.7メートルの概数が得られている。大垣は掘立柱塼で、柱間寸法は2.7メートルである。外堀から木簡片1点が出土したほか、土器類・瓦類・土製品・木製品・銭貨等が出土している。

昭和56年から57年にかけて奈良国立文化財研究所が実施した発掘調査の成果に基づき宮跡の西南隅部を追加指定し、既指定地と同様、保存を図る。

■指定説明（昭和61〔1986〕年追加指定時）

今回の追加指定は、奈良県教育委員会及び奈良国立文化財研究所が実施した発掘調査成果を踏まえ、宮跡西北隅部の一部、宮跡北辺推定西門付近の大垣・外堀・内堀遺構を含む地域である。この付近では、大垣心～外堀心23.6メートル、外堀幅5.5メートル、大垣心～内堀心12メートル、内堀幅2メートルの概数が得られている。今回の追加指定は、前回の宮跡西南隅部の追加指定同様、宮跡の外郭遺構の一部の保存を図ることを目的としたもので、これまでの指定地と一体化してその保存を図ろうとするものである。

第3章 特別史跡藤原宮跡の概要

■指定説明（平成元〔1989〕年追加指定時）

藤原宮跡の西端部において、西面大垣跡とその内濠・外濠跡を含む長さ 434 メートル・幅 50 メートルの範囲、および西面中門から宮内に向かう東西道路部分の長さ東西 180 メートル・幅 50 メートルの範囲を追加指定する。これは、朝堂院・内裏を含む中央部に限られた既指定地に加えて、宮跡の四隅と宮城門跡を追加指定していこうとする従来の方針にそうもので、今回は住居地区に隣接し、近年県道奈良橿原線が附近に開通したことにより、開発が迫る宮跡西側部分を追加指定し、本特別史跡の一帯としての保存を図ろうとするものである。

■指定説明（平成 5〔1993〕年追加指定時）

特別史跡藤原宮跡は、すでに中央部分および西側大垣部分 58.1 ha が指定され、計画的な発掘調査によって、内裏、大極殿、朝堂院、官衙域、外郭門等の構造が明らかになり、また木簡をはじめ多くの出土資料により、新発見が提供されつつある。

外郭門跡を含む大垣跡は、宮域と京城を画する施設であり、宮跡の範囲を明確にする重要な遺構である。したがって、今後、未指定の西側大垣の一部と東側大垣について追加指定を進める予定である。今回は、同意の得られた宮域の東南隅の大垣遺構について、追加指定を行う。すなわち、内側・外側の側溝を含む大垣と外側側溝のさらに外側の外周帯および条・坊大路の側溝までの幅約 80m（面積約 15,400 平方メートル）を追加指定し、宮跡を画する大垣、および京城との関連遺構の保存を図りたい。

■指定説明（平成 19〔2007〕年追加指定時）

藤原宮跡は、大和盆地南端部の大和三山を擁する平野部に所在する、持統天皇 8 年（694）から和銅 3 年（710）まで首都であった藤原京の中心部に営まれた宮跡である。その造営は天武天皇の末年に始まり、天皇の死没により一時中断するも持統天皇が再開、持統天皇 8 年に飛鳥浄御原宮から遷都した。宮の規模は、東西約 925 メートル、南北約 907 メートルで、四周は掘立柱大垣によって外部と画され、大垣の外側に外濠を、内側に内濠を設けた。外濠と宮の周辺の条坊街路との間には外周帯という広い空地があり、平城宮等とは異なる藤原宮の特徴をなす。宮の 4 面には門が 3 か所ずつ合計 12 の宮城門が開く。宮内の構造は、中軸線に沿って北から内裏・大極殿院・朝堂院・朝集殿が配され、その東西には、宮城門から基盤目状に延びる宮内道路を基準に官衙群が配されていた。わが国古代都城を代表するものであることから、昭和 21 年に史跡指定、同 27 年に特別史跡に指定され、その後宮域西南隅、西北隅、東南隅および西面大垣を中心とした幅約 50 メートルの範囲等が順次追加されている。現在までに外周帯を含む宮跡の約 55%が指定範囲となっている。

今回、条件の整った西面外周帯の一部および大垣内部の一部を追加指定し、保護の万全を期そうとするものである。

■指定説明（平成 22〔2010〕年追加指定時）

藤原宮跡は、大和盆地南端部の大和三山を擁する平野部に所在する、持統天皇 8 年（694）から和銅 3 年（710）まで首都であった藤原京の中心部に営まれた宮跡である。その造営は天武天皇の末年に始まり、天皇の死没により一時中断するも持統天皇が再開、持統天皇 8 年に飛鳥浄御原宮から遷都した。

宮の規模は、東西約 925 メートル、南北約 907 メートルで、四周は掘立柱大垣によって外部と画され、大垣の外側に外濠を、内側に内濠を設けた。外濠と宮の周辺の条坊街路との間

には外周帯という広い空閑地があり、平城宮等とは異なる藤原宮の特徴をなす。宮の4面には門が3か所ずつ合計12の宮城門が開く。宮内の構造は、中軸線に沿って北から内裏・大極殿院・朝堂院・朝集殿が配され、その東西には、宮城門から基盤目状に延びる宮内道路を基準に官衙群が配されていた。わが国古代都城を代表するものであることから、昭和21年に史跡指定、同27年に特別史跡に指定され、その後宮域西南隅、西北隅、東南隅および西面大垣を中心とした幅約50メートルの範囲、および西面大垣の外側に設けられた外周帯等が順次追加されている。現在までに宮跡の約57.2%の面積が指定範囲となっている。

今回は、条件の整った、西面大垣の東側沿い、東面大垣を含む東外周帯と東面大垣の西側沿い一帯、それに南面中門正面一帯の地域を追加指定し、保護の万全を期そうとするものである。

■ 指定説明（平成24〔2012〕年（追加指定時）

藤原宮跡は、大和盆地南端部の大和三山を擁する平野部に所在する、持統天皇8年(694)から和銅3年(710)まで首都であった藤原京の中心部に営まれた宮跡である。その造営は天武天皇の末年に始まり、天皇の死没により一時中断するも持統天皇が再開、持統天皇8年に飛鳥浄御原宮から遷都した。

宮の規模は、東西約925メートル、南北約907メートルで、四周は掘立柱大垣によって外部と画され、大垣の外側に外濠を、内側に内濠を設けた。外濠と宮の周辺の条坊街路との間には外周帯という広い空閑地があり、平城宮等とは異なる藤原宮の特徴をなす。宮の4面には門が3か所ずつ合計12の宮城門が開く。宮内の構造は、中軸線に沿って北から内裏・大極殿院・朝堂院・朝集殿が配され、その東西には、宮城門から基盤目状に延びる宮内道路を基準に官衙群が配されていた。わが国古代都城を代表するものであることから、昭和21年に史跡指定、同27年に特別史跡に指定され、その後宮域西南隅、西北隅、東南隅および西面大垣を中心とした幅約50メートルの範囲、および西面大垣の外側に設けられた外周帯等が順次追加されている。現在までに、外周帯を含めた推定藤原宮域（面積約109万562平方メートル）の約79%の面積が指定範囲となっている。

今回は、条件の整った、宮跡東側部および西側部を追加指定し、保護の万全を期そうとするものである。

■ 指定説明（平成25〔2013〕年追加指定時）

藤原宮跡は、大和盆地南端部の大和三山を擁する平野部に所在する、持統天皇8年(694)から和銅3年(710)まで都であった藤原京の中心部に営まれた宮跡である。その造営は天武天皇の末年に始まり、天皇の死没により一時中断するも持統天皇が再開、持統天皇8年に飛鳥浄御原宮から遷都した。

宮の規模は、東西約925メートル、南北約907メートルで、四周は掘立柱大垣によって外部と画され、大垣の外側に外濠を、内側に内濠を設けた。外濠と宮の周辺の条坊街路との間には外周帯という広い空閑地があり、平城宮等とは異なる藤原宮の特徴をなす。宮の4面には門が3か所ずつ合計12の宮城門が開く。宮内の構造は、中軸線に沿って北から内裏・大極殿院・朝堂院・朝集殿が配され、その東西には、宮城門から基盤目状に延びる宮内道路を基準に官衙群が配されていた。わが国古代都城を代表するものであることから、昭和21年に史跡指定、同27年に特別史跡に指定され、その後宮域西南隅、西北隅、東南

第3章 特別史跡藤原宮跡の概要

隅および西面大垣を中心とした幅約 50 メートルの範囲、および西面大垣の外側に設けられた外周帯等が順次追加されている。

今回、宮跡東側部、西側部および南端部の条件の整った宮南面等 6 か所を追加指定し、保護の万全を図ろうとするものである。

■指定説明（平成 26〔2014〕年追加指定時）

藤原宮跡は、大和盆地南端部の大和三山を擁する平野部に所在する、持統天皇 8 年(694)から和銅 3 年(710)まで都であった藤原京の中心部に営まれた宮跡である。その造営は天武天皇の末年に始まり、天皇の死没により一時中断するも持統天皇が再開、持統天皇 8 年に飛鳥浄御原宮から遷都した。

宮の規模は、東西約 925 メートル、南北約 907 メートルで、四周は掘立柱大垣によって外部と区画され、大垣の外側に外濠を、内側に内濠を設けた。外濠と宮の周辺の条坊街路との間には外周帯という広い空地があり、平城宮等とは異なる藤原宮の特徴をなす。

宮の 4 面には門が 3 か所ずつ合計 12 の宮城門が開く。宮内の構造は、中軸線に沿って北から内裏・大極殿院・朝堂院・朝集殿が配され、その東西には、宮城門から碁盤目状に延びる宮内道路を基準に官衙群が配されていた。わが国古代都城を代表するものであることから、昭和 21 年に史跡指定、同 27 年に特別史跡に指定され、その後、宮域西南隅、西北隅、東南隅および西面大垣を中心とした幅約 50 メートルの範囲、および西面大垣の外側に設けられた外周帯等が順次追加されている。

平成 23 年に奈良文化財研究所により行われた発掘調査で、礎石立ちの東面中門の南端 1 間分と、それに取り付く東面大垣の掘立柱穴列を検出した。藤原宮跡を考える上で重要な遺構であり、保存の措置が必要になった。

そこで今回、宮跡東面中門の跡地など条件の整った部分を追加指定し、保護の万全を図ろうとするものである。

■指定説明（平成 27〔2015〕年追加指定時）

藤原宮跡は、大和盆地南端部の大和三山を擁する平野部に所在する、持統天皇 8 (694) 年から和銅 3 (710) 年まで都であった藤原京の中心部に営まれた宮跡である。その造営は天武天皇の末年に始まり、天皇の死没により一時中断するも持統天皇が再開、持統天皇 8 (694) 年に飛鳥浄御原宮から遷都した。

宮の規模は、東西約 925 メートル、南北約 907 メートルで、四周は掘立柱大垣によって外部と区画され、大垣の外側に外濠を、内側に内濠を設けた。外濠と宮の周辺の条坊街路との間には外周帯という広い空地があり、平城宮等とは異なる藤原宮の特徴をなす。

宮の 4 面には門が 3 か所ずつ合計 12 の宮城門が開く。宮内の構造は、中軸線に沿って北から内裏・大極殿院・朝堂院・朝集殿が配され、その東西には、宮城門から碁盤目状に延びる宮内道路を基準に官衙群が配されていた。わが国古代都城を代表するものであることから、昭和 21 年に史跡指定、同 27 年に特別史跡に指定され、その後、宮域西南隅、西北隅、東南隅および西面大垣を中心とした幅約 50 メートルの範囲、および西面大垣の外側に設けられた外周帯等が順次追加されている。

今回は、条件の整った宮南面等 6 か所を追加指定し、保護の万全を図るものである。

■指定説明（平成 28〔2016〕年追加指定時）

藤原宮跡は、大和盆地南端部の大和三山を擁する平野部に所在する、持統天皇 8（694）年から和銅 3（710）年まで都であった藤原京の中心部に営まれた宮跡である。その造営は天武天皇の末年に始まり、天皇の死没により一時中断するも持統天皇が再開、持統天皇 8（694）年に飛鳥浄御原宮から遷都した。

宮の規模は、東西約 925 メートル、南北約 907 メートルで、四周は掘立柱大垣によって外部と区画され、大垣の外側に外濠を、内側に内濠を設けた。外濠と宮の周辺の条坊街路との間には外周帯という広い空閑地があり、平城宮等とは異なる藤原宮の特徴をなす。

宮の 4 面には門が 3 か所ずつ合計 12 の宮城門が開く。宮内の構造は、中軸線に沿って北から内裏・大極殿院・朝堂院・朝集殿が配され、その東西には、宮城門から基盤目状に延びる宮内道路を基準に官衙群が配されていた。わが国古代都城を代表するものであることから、昭和 21 年に史跡指定、同 27 年に特別史跡に指定され、その後、宮域西南隅、西北隅、東南隅および西面大垣を中心とした幅約 50 メートルの範囲、および西面大垣の外側に設けられた外周帯等が順次追加されている。

今回は、北西部の大垣、西方官衙地区、南東部の大垣などを追加指定し、保護の万全を図るものである。

■指定説明（平成 29〔2017〕年追加指定時）

藤原宮跡は、大和盆地南端部の大和三山を擁する平野部に所在する、持統天皇 8 年（694）年から和銅 3 年（710）まで都であった藤原京の中心部に営まれた宮跡である。

その造営は天武天皇の末年にはじまり、天皇の死没により一時中断するも持統天皇が再開、持統天皇 8 年に飛鳥浄御原宮から遷都した。

宮の規模は、東西約 925 メートル、南北約 907 メートルで、四周は掘立柱大垣によって外部と区画され、大垣の外側に外濠を、内側に内濠を設けた。外濠と宮の周辺の条坊街路との間には外周帯という広い空閑地があり、平城宮等とは異なる藤原宮の特徴をなす。

宮の四面には門が三か所ずつ合計 12 の宮城門が開く。宮内の構造は、中軸線に沿って北から内裏・大極殿院・朝堂院・朝集殿が配され、その東西には、宮城門から基盤目状に延びる宮内道路を基準に官衙群が配されていた。我が国古代都城を代表するものであることから昭和 21 年に史跡に指定、同 27 年に特別史跡に指定され、その後、宮域西南隅、西北隅、東南隅及び西面大垣を中心とした幅約 50 メートルの範囲、及び西面大垣の外側に設けられた外周帯等が順次追加指定されている。

今回は、北側の外周帯などを追加指定し、保護の万全を図るものである。

■指定説明（平成 30〔2018〕年追加指定時）

藤原宮跡は、大和盆地南端部の大和三山を擁する平野部に所在する、持統天皇 8 年（694）年から和銅 3 年（710）まで都であった藤原京の中心部に営まれた宮跡である。

その造営は天武天皇の末年に始まり、天皇の死没により一時中断するも持統天皇が再開、持統天皇 8 年に飛鳥浄御原宮から遷都した。

宮の規模は、東西約 925 メートル、南北約 907 メートルで、四周は掘立柱大垣によって外部と区画され、大垣の外側に外濠を、内側に内濠を設けた。外濠と宮の周辺の条坊街路との間には外周帯という広い空閑地があり、平城宮等とは異なる藤原宮の特徴をなす。

宮の四面には門が三箇所ずつ合計 12 の宮城門が開く。宮内の構造は、中軸線に沿って北から内裏・大極殿院・朝堂院・朝集殿が配され、その東西には、宮城門から基盤目状に延

第3章 特別史跡藤原宮跡の概要

びる宮内道路を基準に官衙群が配されていた。我が国古代都城を代表するものであることから昭和21年に史跡に指定、同27年に特別史跡に指定され、その後、宮城西南隅、西北隅、東南隅及び西面大垣を中心とした幅約50メートルの範囲、及び西面大垣の外側に設けられた外周帯等が順次追加指定されている。

今回は、北端部や南西部等で条件の整った部分について追加指定し、保護の万全を図るものである。

■指定説明（令和元〔2019〕年追加指定時）

藤原宮跡は、大和盆地南端部の大和三山を擁する平野部に所在する、持統天皇8年(694)から和銅3年(710)まで都であった藤原京の中心部に営まれた宮跡である。その造営は天武天皇の末年に始まり、天皇の死没により一時中断するも持統天皇が再開、持統天皇8年に飛鳥浄御原宮から遷都した。

宮の規模は、東西約925メートル、南北約907メートルで、四周は掘立柱大垣によって外部と区画され、大垣の外側に外濠を、内側に内濠を設けた。外濠と宮の周辺の条坊街路との間には外周帯という広い空閑地があり、平城宮等とは異なる藤原宮の特徴をなす。

宮の四面には門が三か所ずつ合計12の宮城門が開く。宮内の構造は、中軸線に沿って北から内裏・大極殿院・朝堂院・朝集殿が配され、その東西には、宮城門から碁盤目状に延びる宮内道路を基準に官衙群が配されていた。我が国古代都城を代表するものであることから昭和21年に史跡に指定、同27年に特別史跡に指定され、その後、宮城西南隅、西北隅、東南隅及び西面大垣を中心とした幅約50メートルの範囲、及び西面大垣の外側に設けられた外周帯等が順次追加指定されている。

今回は、北端部や南端部等で条件の整った部分について追加指定し、保護の万全を図るものである。

■指定説明（令和3〔2021〕年追加指定時）

藤原宮跡は、大和盆地南端部の大和三山を擁する平野部に所在する、持統天皇8年(694)から和銅3年(710)まで都であった藤原京の中心部に営まれた宮跡である。その造営は天武天皇の末年に始まり、天皇の死没により一時中断するも持統天皇が再開、持統天皇8年に飛鳥浄御原宮から遷都した。

宮の規模は、東西約925メートル、南北約907メートルで、四周は掘立柱大垣によって外部と区画され、大垣の外側に外濠を、内側に内濠を設けた。外濠と宮の周辺の条坊街路との間には外周帯という広い空閑地があり、平城宮等とは異なる藤原宮の特徴をなす。

宮の四面には門が三か所ずつ合計12の宮城門が開く。宮内の構造は、中軸線に沿って北から内裏・大極殿院・朝堂院・朝集殿が配され、その東西には、宮城門から碁盤目状に延びる宮内道路を基準に官衙群が配されていた。我が国古代都城を代表するものであることから昭和21年に史跡に指定、同27年に特別史跡に指定され、その後、宮城西南隅、西北隅、東南隅及び西面大垣を中心とした幅約50メートルの範囲、及び西面大垣の外側に設けられた外周帯等が順次追加指定されている。

今回は、北部外周帯付近等で条件の整った部分について追加指定し、保護の万全を図るものである。

■指定説明（令和4〔2022〕年追加指定時）

藤原宮跡は、大和盆地南端部の大和三山を擁する平野部に所在する、持統天皇 8 年(694)から和銅 3 年(710)まで都であった藤原京の中心部に営まれた宮跡である。その造営は天武天皇の末年に始まり、天皇の死没により一時中断するも持統天皇が再開、持統天皇 8 年に飛鳥浄御原宮から遷都した。

宮の規模は、東西約 925 メートル、南北約 907 メートルで、四周は掘立柱大垣によって外部と区画され、大垣の外側に外濠を、内側に内濠を設けた。外濠と宮の周辺の条坊街路との間には外周帯という広い空閑地があり、平城宮等とは異なる藤原宮の特徴をなす。

宮の四面には門が三か所ずつ合計 12 の宮城門が開く。宮内の構造は、中軸線に沿って北から内裏・大極殿院・朝堂院・朝集殿が配され、その東西には、宮城門から基盤目状に延びる宮内道路を基準に官衙群が配されていた。我が国古代都城を代表するものであることから昭和 21 年(1946)に史跡に指定、同 27 年に特別史跡に指定され、その後、宮域西南隅、西北隅、東南隅及び西面大垣を中心とした幅約 50 メートルの範囲、及び西面大垣の外側に設けられた外周帯等が順次追加指定されている。

今回は、指定地南西部等で条件の整った部分について追加指定し、保護の万全を図るものである。

■指定説明(令和 5〔2023〕年追加指定時)

藤原宮跡は、大和盆地南端部の大和三山を擁する平野部に所在する、持統天皇 8 年(694)から和銅 3 年(710)まで都であった藤原京の中心部に営まれた宮跡である。その造営は天武天皇の末年に始まり、天皇の死没により一時中断するも持統天皇が再開、持統天皇 8 年に飛鳥浄御原宮から遷都した。

宮の規模は、東西約 925 メートル、南北約 907 メートルで、四周は掘立柱大垣によって外部と区画され、大垣の外側に外濠を、内側に内濠を設けた。外濠と宮の周辺の条坊街路との間には外周帯という広い空閑地があり、平城宮等とは異なる藤原宮の特徴をなす。

宮の四面には門が三か所ずつ合計 12 の宮城門が開く。宮内の構造は、中軸線に沿って北から内裏・大極殿院・朝堂院・朝集殿が配され、その東西には、宮城門から基盤目状に延びる宮内道路を基準に官衙群が配されていた。我が国古代都城を代表するものであることから昭和 21 年(1946)に史跡に指定、同 27 年に特別史跡に指定され、その後、宮域西南隅、西北隅、東南隅及び西面大垣を中心とした幅約 50 メートルの範囲、及び西面大垣の外側に設けられた外周帯等が順次追加指定されている。

今回は、橿原市が所有または管理する市道・里道・水路・準用河川等の条件の整った部分について追加指定し、保護の万全を図るものである。

■指定説明(令和 6〔2024〕年追加指定時)

藤原宮跡は、大和盆地南端部の大和三山を擁する平野部に所在する、持統天皇 8 年(694)から和銅 3 年(710)まで都であった藤原京の中心部に営まれた宮跡である。その造営は天武天皇の末年に始まり、天皇の死没により一時中断するも持統天皇が再開、持統天皇 8 年に飛鳥浄御原宮から遷都した。

宮の規模は、東西約 925 メートル、南北約 907 メートルで、四周は掘立柱大垣によって外部と区画され、大垣の外側に外濠を、内側に内濠を設けた。外濠と宮の周辺の条坊街路との間には外周帯という広い空閑地があり、平城宮等とは異なる藤原宮の特徴をなす。

第3章 特別史跡藤原宮跡の概要

宮の四面には門が三か所ずつ合計 12 の宮城門が開く。宮内の構造は、中軸線に沿って北から内裏・大極殿院・朝堂院・朝集殿が配され、その東西には、宮城門から碁盤目状に延びる宮内道路を基準に官衙群が配されていた。我が国古代都城を代表するものであることから昭和 21 年（1946）に史跡に指定、同 27 年に特別史跡に指定され、その後、宮域西南隅、西北隅、東南隅及び西面大垣を中心とした幅約 50 メートルの範囲、及び西面大垣の外側に設けられた外周帯等が順次追加指定されている。

今回は、西北官衙地区等条件の整った部分について追加指定し、保護の万全を図るものである。

■指定説明（令和 7〔2025〕年追加指定時）

藤原宮跡は、大和盆地南端部の大和三山を擁する平野部に所在する、持統天皇 8 年（694）から和銅 3 年（710）まで都であった藤原京の中心部に営まれた宮跡である。その造営は天武天皇の末年に始まり、天皇の死没により一時中断するも持統天皇が再開、持統天皇 8 年に飛鳥浄御原宮から遷都した。

宮の規模は、東西約 925 メートル、南北約 907 メートルで、四周は掘立柱大垣によって外部と区画され、大垣の外側に外濠を、内側に内濠を設けた。外濠と宮の周辺の条坊街路との間には外周帯という広い空地があり、平城宮等とは異なる藤原宮の特徴をなす。

宮の四面には門が三か所ずつ合計 12 の宮城門が開く。宮内の構造は、中軸線に沿って北から内裏・大極殿院・朝堂院・朝集殿が配され、その東西には、宮城門から碁盤目状に延びる宮内道路を基準に官衙群が配されていた。我が国の古代都城を代表するものであることから昭和 21 年（1946）に史跡指定、同 27 年に特別史跡に指定され、その後、宮域西南隅、西北隅、東南隅及び西面大垣を中心とした幅約 50 メートルの範囲、及び西面大垣の外側に設けられた外周帯等が順次追加指定されている。

今回は、条件の整った部分について追加指定し、保護の万全を図るものである。

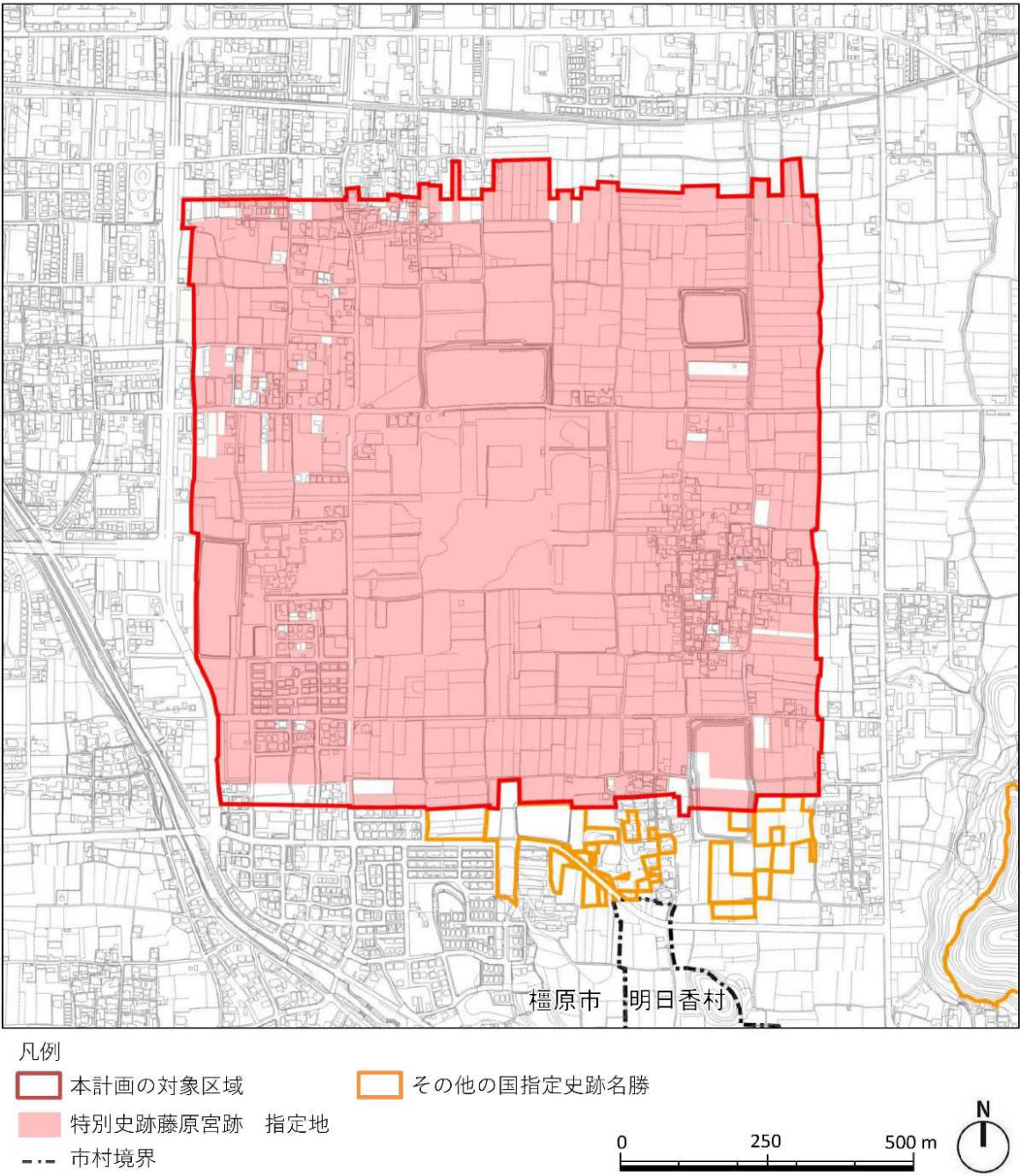


図 18 特別史跡藤原宮跡 指定地

Ⅲ. 発掘調査概要

平城京遷都の後、藤原京の故地は条里制地割が施工され再び耕地化したために、藤原宮の所在地について大宮土壇と長谷田土壇の2か所が長く候補地とされてきた。大宮土壇周辺であることが確定したのは、日本古文化研究所が実施した、昭和9（1934）年に始まる発掘調査の成果による。大宮土壇が大型建物の基壇跡であることを確認、その様子は新聞で「七間に四間の大殿堂趾は明か」と報道された。昭和18（1943）年に戦況の悪化に伴い中断されるまで、東西合わせて12棟の殿堂と広い朝庭からなる朝堂院、各施設を仕切る回廊や門の規模など宮中枢部の配置が明らかとなった。

その後約20年が経過して、藤原宮の推定地域内を南西から北東に横切る形で国道165号バイパスの建設が計画され、昭和41（1966）年に始まる奈良県教育委員会による発掘調査が行われた。北面と東西両面を区切る掘立柱塀と外濠等を確認し、未解明であった藤原宮の規模が明らかとなったのである。発掘された遺構からは2000点を超える木簡が出土、我が国の律令国家成立時期の行政機構や執政に関する多くの成果があった。その後、規模が明らかとなった藤原宮の保存運動が起こり、国道165号バイパスは藤原宮の西へ避ける形に路線変更され、地下に埋蔵されている遺構・遺物の破壊は回避された。

飛鳥地方及び藤原宮跡の歴史的重要性に鑑み、昭和45（1970）年閣議決定の「飛鳥地方における歴史的風土および文化財の保存等に関する方策」に基づき、飛鳥地方及び特別史跡を含む藤原宮跡の発掘調査を奈良国立文化財研究所が担当することとなった。奈良県教育委員会の発掘調査が終了する昭和43（1968）年、藤原宮跡内に奈良国立文化財研究所が飛鳥藤原宮跡発掘調査部を設置し、昭和44（1969）年から発掘調査を開始した。以後、小規模な緊急発掘調査の一部を橿原市教育委員会が担当した他は、ほぼ奈良文化財研究所が発掘調査を担当している。

第1次調査では、藤原宮の南辺中央にある朱雀門周辺を調査し、藤原宮の南面中門（朱雀門）と藤原宮の南限が確認された。なお、藤原宮の四辺に配された12の門のうち、藤原宮第18次調査で北面中門、藤原宮第27次調査で東面北門、藤原宮第37次調査で西面中門、藤原宮第96次調査で西面南門、飛鳥藤原第168-2次調査で東面中門が確認されている。

藤原宮の構造は、東、中央、西の3区画に分かれる。宮の中枢部と呼ばれている中央区は、北から内裏、大極殿院、朝堂院、朝集殿院が南北に並ぶ。中枢部の東西両翼と内裏の北には国政事務機関が配置された官衙地区があり、北の区画を内裏北官衙地区、東の区画を東方官衙地区、西の区画を西方官衙地区と呼んでいる。また、朝集殿院に開口する朱雀門を除く11の門は官衙地区に開口する。藤原宮とその街区である藤原京の条坊道路とは、外周帯と呼ばれる幅約50mのベルト地帯で隔離されており、平城京より後の日本の都城にはみられない特色となっている。

現在の皇居にあたる内裏地区に関しては、約2割強を占める醍醐池の中央部分には地下に埋蔵されている遺構・遺物が失われている可能性があり、その北方の大部分は未調査である。なお大極殿院の東で発掘調査が実施され、東楼や建物群などを検出している。

天皇の執務空間である大極殿院では、藤原宮第20・21次調査で回廊の北辺と西辺を調査、幅6～9mを測る造営期の南北運河を大極殿の北で検出した。682～684年にあたる年代や天武朝の役職名のある木簡が運河から出土し、藤原宮の造営が天武朝までさかのぼることが実証された。飛鳥藤原第148次調査で調査した大極殿院南門（朝堂院北門）では、従来の復元説より東西に長い

東西 35m×南北 10m の建物に復元できることが明らかとなった。さらに地鎮のために埋納されたとみられる須恵器平瓶と富本銭、水晶が出土した。

飛鳥藤原第 200 次調査では、大極殿の後方、大極殿を囲む東面北回廊から大極殿の後方に向かって延びる回廊跡（大極殿後方東回廊）とともに、大極殿後方にも建物基壇跡の一部を検出した。そして飛鳥藤原第 210 次調査では、第 200 次調査で検出した基壇跡の西端とともに西面北回廊に取りつく回廊跡（大極殿後方西回廊）を検出し、大極殿の後方に後殿が存在することを明らかにした。後殿の存在は、これまでの大極殿院には大極殿しかないとのこれまでの見解を覆すとともに、大極殿院と前期難波宮内裏前殿区画が共通する構造から、藤原宮と前期難波宮は密接に関係する可能性が高いとする重要な成果をあげた。

大臣や諸臣の執務空間と国家儀式の場である朝堂院地区では、平成 11（1999）年から計画調査が継続されており、日本古文化研究所が明らかにした 12 棟の殿堂の細部構造が解明されつつある。朝堂院の東半分を調査対象とし、西半分は現状保存とする文化庁の調査方針のもと、東半の 6 棟のうち東第 5 堂を除く 5 棟の調査が行われている。その結果、北の東第 1 堂のみ床面張りで梁行の広い格の高い建物、東第 2、3、4、6 堂は長大な高床板張りの建物であることが判明している。また、大極殿院南門の南（朝堂院）の飛鳥藤原第 153 次調査では、南門の南階段から 21m 南、朝堂院の中軸上の 1 基とその北東に、東辺が南北方位に乗る三角形に配置された 3 基の柱穴が検出された。飛鳥藤原第 189 次調査では、これら検出された柱穴が大宝元年の元旦朝賀の儀式に立てられた鳥形幢・日幢・月幢・青龍幡・朱雀幡・白虎幡・玄武幡のうち、鳥形幢・日幢・青龍幡・朱雀幡を立てた幢幡遺構であることを明らかにし、『続日本紀』大宝元年正月朔の記述を実証する成果をあげている。

西方官衙地区では、藤原宮第 5～9 次調査で南北 50m にも及ぶ長大な掘立柱建物を検出、その後の調査でも塀で区切られた小区画の存在が明らかになった。下層遺跡で弥生時代から古墳時代までの集落遺跡である四分遺跡の生活域、墓域、生産域に関する貴重な成果を得ている。

東方官衙地区では、内裏の東にあたる地区の計画調査が長く実施され、一辺約 70m の方形区画が南北に 3 区画並ぶ状況や、長大な東西棟建物を含む一辺 100m 以上の大区画の存在が明らかになっている。南限でも高所寺池改修に伴う一連の事前調査で、南面大垣の内外から六条大路までの外周帯に関する成果がある。平成 24（2012）年には、飛鳥藤原 175 次調査が行われ、藤原宮の官衙地区内で初めて礎石建物を発見した。格の高い特別な施設が存在が想定され、藤原宮の構造に関する重要な知見を加えた。その下層遺跡として、藤原宮の造営にあたり削平された 6 世紀代の古墳群及び総柱建物群、5 世紀代の独立棟持柱建物を含む施設、さらに藤原宮造営以前にさかのぼる集落遺跡等さまざまな成果もあがっている。

しかしながら、現在、発掘調査面積は藤原宮域の 14% 弱で、宮内に配置されたその他の官衙や天皇祭祀に関わる儀式空間等は未解明である。

第3章 特別史跡藤原宮跡の概要



写真7 内裏地区

(出典：『飛鳥藤原のみやこ』，奈良国立文化財研究所)



写真8 藤原宮内裏東官衙地区（北西から）

(出典：『飛鳥藤原のみやこ』，奈良国立文化財研究所)

第3章 特別史跡藤原宮跡の概要

表 29 特別史跡藤原宮跡発掘調査一覧(指定面積 1,016,430.92㎡ 調査面積:135,146.6㎡〔事前立会除く〕)

調査年次	調査の目的・期間等	調査結果
昭和9年～昭和14年	日本古文化研究所(黒板勝美)が藤原宮の所在を解明するために昭和9年から昭和15年にかけて実施した大宮土壇を含む高殿町一帯の計画的発掘調査である。この調査により、藤原宮の位置が確定した。	大宮土壇を中心にその東西に大規模な殿堂、また前面には左右対称に6棟の壮大な殿堂が配置され、これらの殿堂を回廊が取り囲んでいたことを明らかにされた。検出された殿堂の配置は平城宮、平安宮と同じ形態であり、藤原宮の大極殿と朝堂院であることが確認された。
昭和41年～昭和44年	国道165号バイパス建設計画に伴う緊急発掘調査である。奈良県教育委員会を事務局とする藤原宮跡調査指導委員会により昭和41年から昭和44年にかけて、藤原宮の範囲解明を目的に発掘調査が実施された。当該調査により藤原宮の範囲が確定し、道路計画が変更され、藤原宮跡の保存が図られる。	内裏を画する掘立柱塀をはじめ、宮域を画する大垣の東北隅部及び北面と西面の大垣が検出された。ここに藤原宮の一辺(東西幅)が920mであることが判明した。また、「大宝三年」の記年銘木簡をはじめ「大君」と墨書された木簡など宮殿関係の木簡が多く出土し、この場所が藤原宮であることが確実に証明された。
藤原宮第1次調査	奈良国立文化財研究所が昭和44年12月22日から昭和45年5月25日にかけて、1,500㎡を対象として実施した宮城南辺の内容確認調査である。	日本古文化研究所による発掘調査で検出された朝堂院南門を再検出。基壇施設及び礎石はほとんど失われているものの、門を建造する礎石据付穴の最下部と根固め石を検出。検出された門は梁行2間(柱間間隔4.8m)、桁行3間分(柱間間隔4.8m)である。また南門を挟んで北約10m、南約20mのそれぞれの地点で東西溝を検出。北溝は内濠、南溝は外濠となる。
藤原宮第2次調査	奈良国立文化財研究所が昭和45年7月15日から同年11月30日にかけて、300㎡を対象として実施した大宮土壇(大極殿)の東南地域の内容確認調査である。	朝堂院回廊から30mの場所で、東西棟の礎石建物の一部を検出。検出した建物はその北側柱通りで、桁行6間、梁行1間分(柱間間隔ともに約4.5m)である。また、建物の北6mには池状遺構が存在する可能性を確認した。
藤原宮第3次調査	橿原市営住宅建設に伴い奈良国立文化財研究所が昭和46年7月から同年11月にかけて、600㎡を対象として実施した事前調査である。	南北棟2、東西棟1棟からなる掘立柱建物3棟、井戸1基を検出。
藤原宮第4次調査	奈良国立文化財研究所が昭和46年11月から昭和47年5月にかけて、1,800㎡を対象とし第2次調査地周辺の内容確認調査である。	内裏の東外郭を限る施設掘立柱塀6間分、礎敷、玉石で護岸された溝をはじめとする南北溝11条と東西溝1条を検出。玉石護岸の溝とその東隣の溝から木簡が出土。
藤原宮第5次～第9次調査	橿原市鴨公小学校建設に伴い奈良国立文化財研究所が昭和47年3月から昭和48年9月にかけて、15,000㎡を対象として実施した事前調査である。	藤原宮朝堂院の西側に形成された官衙地区の調査で、前後2時期の遺構を検出。前時期の遺構は藤原宮当初の利用形態である。当該期の遺構として京内条坊道路と同一道路の築造により4つの区画を形成し、その東南区画内において一本柱塀で囲まれた空間に倉庫風の総柱建物1棟を検出。後期の遺構は藤原宮の整備された時期の利用形態である。当該期の遺構としては、道路が埋め戻され一大区画に改変されるとともに桁行18間(総長49.9m)の長大な東西棟建物とその南方の東西に同規模の南北棟建物を整然と配置し、建物間には東西幅50mに及ぶ広い空間が設けられた官衙建物を検出。官衙の性格として平城宮、平安宮の状況から馬寮が候補に上げられる。
藤原宮第10次調査	橿原市営四分団地造成工事に伴い奈良国立文化財研究所により、昭和48年10月1日から昭和49年7月12日にかけて2,400㎡を対象として西辺地区の事前調査である。	西面大垣跡である一本柱塀28間分(柱間間隔2.66m≒9尺)と大垣の東11.8mの地点で大垣と併走する幅約2mの溝(内濠)及びその東方で掘立柱建物6棟を検出。
藤原宮第11次調査	資材置場造成に伴い奈良国立文化財研究所により昭和49年1月から同年3月及び昭和50年1月にかけて250㎡を対象として実施した事前調査である。	藤原宮内に築かれた東西に延びる道路遺構(先行条坊)と内裏西外郭を限る掘立柱柵1条7間分(柱間間隔2.95m)を検出。当該掘立柱柵の検出により藤原宮第4次調査で検出された同柵との距離から内裏の東西幅が305mであることが判明した。
藤原宮第12次調査	作業小屋建設に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和49年3月18日から同年3月20日に36㎡を対象として実施した西外官衙地区の事前調査である。	耕作溝を除き、顕著な遺構は検出されなかった。
藤原宮第13次調査	倉庫建設に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和49年4月10日から同年4月17日にかけて400㎡を対象として実施した南面外周帯(左京)の事前調査である。	土坑・石組(平安時代)を検出した。

第3章 特別史跡藤原宮跡の概要

調査年次	調査の目的・期間等	調査結果
藤原宮第14次調査	住宅建設に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和49年10月21日にかけて10㎡を対象として実施した東方官衙南地区の事前調査である。	溝、柱穴?等を検出した。
藤原宮第15次調査	奈良国立文化財研究所により昭和49年5月から同年7月にかけて400㎡を対象として実施した東南隅の内容確認調査である。	藤原宮跡第1次調査で検出された外濠、奈良県教育委員会の調査で確認された東面大垣が交差する地点の調査であるが、当該想定遺構は検出されなかった。その一方で、藤原宮期の門と一本柱塀からなる区画施設を検出。
藤原宮第16次調査	奈良国立文化財研究所により昭和49年11月から昭和50年3月にかけて約2,275㎡を対象として実施した大極殿の西外郭の内容確認調査である。	藤原宮内の建物整備前に築造された東西及び南北の道路とその交差点（先行条坊）とこれら道路を埋め後に建てられた建物を検出。当該検出道路は、藤原京の条坊道路（東西走路：四条条間小路、南北道路：西一坊坊間小路）の延長上に正しく位置し、藤原宮京の造営過程を解明する上で重要な成果と位置づけられる。
藤原宮第18次調査	奈良国立文化財研究所により昭和50年6月から昭和51年1月にかけて2,650㎡を対象として実施した北面中門の内容確認調査である。	藤原京朱雀大路計画線上における南北道路（路面幅員15.0m）と、この道路の両側溝を埋め立てて築かれた桁行5間（総長25.2m）、梁行2間（総長10.1m）の礎石建てとなる北面中門及び当該門から東西に築かれた北面大垣、そしてそれに付属する内濠と外濠を検出。外濠からは瓦・土器とともに「虬王 猪使門」と門号を記した木簡をはじめ500点を超える木簡が出土。
藤原宮第18－7次調査	民家改築に伴い奈良国立文化財研究所により昭和51年2月にかけて6.5㎡を対象として実施した藤原宮東外濠の内容確認調査である。	藤原宮東面大垣の外に掘られていた外濠の一部を検出。外濠から「大宮口官奴婢」と記された木簡を含む36点の木簡が出土。
藤原宮第19－1次調査	家屋新築に伴い、奈良国立文化財研究所が昭和51年5月にかけて13.5㎡を対象として同18－7次の南方で実施した東外濠の内容確認調査である。	幅5.3m、深さ0.7mで断面逆台形となる外濠を検出。
藤原宮第19－2次調査	農業用倉庫の建設に伴い、奈良国立文化財研究所により、昭和51年10月から同年11月にかけて200㎡を対象として実施した南面内濠の事前調査である。	幅2.1～2.6m、深さ1mで断面逆台形となる内濠を検出。内濠から表に「且鮭者速欲等云□□」裏に「以上博士御前白 官守官」と墨書された木簡等を含む多量の木屑が出土。
藤原宮第20次調査	奈良国立文化財研究所により昭和52年2月から同年7月及び同年12月にかけて2,450㎡を対象として実施した大極殿北側の内容確認調査である。	藤原宮大極殿等の整備において埋め戻された藤原京条坊計画線（朱雀大路及び四条条間小路計画線）と宮の本格整備に関わる大溝（運河）と大極殿を囲む北回廊を検出。大溝からは「藤原宮の造営開始の一端を示す資料である壬午、庚申、癸未（天武11～13年）」などの記年銘をはじめ、天武14年制の冠位「進大肆」等が記された木簡が出土。
藤原宮第21次調査	奈良国立文化財研究所により昭和52年12月から昭和53年3月にかけて1,440㎡を対象として実施した大極殿西方に位置する西殿の内容確認調査である。	西殿、西殿から南北に延びる回廊（西面回廊）の一部などを検出。
藤原宮第21－1次調査	農業用倉庫建設に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和52年4月から同年5月にかけて140㎡を対象として実施した東方官衙地区の事前調査である。	藤原京条坊計画線（四条条間小路・西二坊坊間小路）の一部、官衙施設を囲む一本柱塀の一部を検出。
藤原宮第22次調査	農業用倉庫新築に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和53年3月6日から同年3月31日にかけて160㎡を対象として実施した内裏内郭東南隅付近の事前調査である。	内裏の南限と想定される東西に延びる一本柱塀とその北側で玉石組の溝（雨落ち溝）の一部と3回の造替があった掘立柱建物を検出。
藤原宮第23－4次調査	農業用倉庫新築に伴い、奈良国立文化財研究所により同年11月8日から同年11月15日にかけて70㎡を対象として実施した事前調査である。	掘立柱建物の一部を検出。藤原宮東方官衙地区で初めて本格的な建物遺構の検出である。
藤原宮第23－5次調査	奈良国立文化財研究所により昭和54年3月7日から同年4月5日にかけて130㎡を対象として実施した西面大垣と外濠の内容確認調査である。	西面大垣となる一本柱塀とその外濠を検出。この調査で大垣と外濠の一部が明らかとなった。
藤原宮第24次調査	奈良国立文化財研究所により昭和53年9月11日から昭和54年3月7日にかけて2,200㎡を対象として実施した東面大垣の内容確認調査である	藤原宮東面大垣とその内濠及び外濠、そして外濠に東接して宮城内を守護する詰所（杖舎）或いは馬停とみられる掘立柱建物1棟と井戸及び土坑等を検出。内濠・外濠・井戸からは1,007点の木簡が出土し、「官奴司」「口都支宮奴婢」「櫛衣」と記された木簡が含まれていた。周辺に官奴司が置かれていた可能性を示す。

第3章 特別史跡藤原宮跡の概要

調査年次	調査の目的・期間等	調査結果
藤原宮第26次調査	駐車場建設に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和53年11月28日から同年12月21日にかけて570㎡を対象として第10次調査の東隣地の事前調査である。	北側に底がつく掘立柱建物1棟と土坑を検出。
藤原宮第27次調査	奈良国立文化財研究所により昭和54年9月6日から昭和55年3月27日にかけて2,200㎡を対象として実施した東面北門の内容確認調査である。	東西2間、南北5間の礎石建物となる北門と当該門に取り付く東面大垣である一本柱塀、そして大垣の内と外に配置されている内濠、外濠を検出。また内濠の西隣と外濠の東隣から掘立柱建物も併せて検出。 外濠からは「少子部門」「建部門」の門号を記した木簡が出土。
藤原宮第27-2次調査	家屋新築に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和54年4月13日から同年5月19日にかけて350㎡を対象として実施した西方官衙地区の事前調査である。	東西に延びる溝と溝に併走する一本柱塀を検出。当該遺構は、藤原京条坊計画線である四条大路相当地点から丁度1町北に位置している。
藤原宮第27-3次調査	家屋新築に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和54年4月27日から同年5月7日にかけて80㎡を対象として実施した東面外濠の事前調査である。	外濠を検出。
藤原宮第27-6次調査	家屋新築に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和54年5月10日から同年5月19日にかけて180㎡を対象とした事前調査である。	藤原宮の遺構は検出されなかった。
藤原宮第29次調査	奈良国立文化財研究所により昭和55年4月2日から昭和56年3月31日にかけて第27次調査に南接する地点で3,000㎡を対象として実施した東面大垣の内容確認調査である。	第24次、第27次で検出した東面大垣、内濠、外濠を検出。 第24・27次調査と併せて内濠・外濠の検出長は133mに及ぶ。また北門の南側梁行き真柱に接続する大垣の一本柱塀も95mとなる。
藤原宮第29-3次調査	農業用倉庫の建設に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和55年5月14日から同年5月23日にかけて100㎡を対象として実施した事前調査である。	柱掘形の平面形が一边約1mとなる掘立柱建物の一部を検出。北側の第23-4次で検出した建物と形状と規模に共通性がみられ、同一官衙に配置された建物と理解される。
藤原宮第29-6次調査	体育館等の建設のための仮進入路築造に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和55年9月25日から同年9月30日にかけて200㎡を対象として実施した南面西門付近の事前調査である。	南面大垣の一本柱塀3間分と内濠、外濠の一部を検出。大垣の柱間寸法は東面大垣の柱間寸法と一致する。
藤原宮第29-10次調査	駐車場造成に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和55年8月18日から同年8月25日にかけて50㎡を対象として実施した事前調査である。	藤原京条坊計画線の一つである東一坊大路の東側溝を検出。
藤原宮第30次調査	奈良国立文化財研究所により昭和55年7月15日から昭和56年1月13日にかけて第29次調査の西接する水田のうち1,193㎡を対象として実施した東方官衙地域の内容確認調査である。	藤原京条坊計画線の一つである東二坊坊間小路と桁行12間（総長35.2m）、梁行2間（総長5.86m）の長大な東西棟の掘立柱建物2棟と素掘り井戸1基を検出。 長大な建物及び配置は、第5から第9次で検出された西方官衙地区の建物配置と共通する。
藤原宮第32次調査	奈良国立文化財研究所により昭和56年1月26日から同年4月27日にかけて第29次に東接する地点を、1,100㎡を対象として実施した東面大垣の外周帯の内容確認調査である。	外濠から東36m・41mの地点で、外濠と併走する南北溝2条を検出。外濠よりの溝は、東二坊大路の路面に左右に配置された側溝の西側溝に相当する。外濠から溝の間には藤原宮期の建物が存在しないことが判明。 外濠と東二坊大路西側溝の間が外周帯となる。
藤原宮第33次調査	橿原市鴨公幼稚園運動場建設に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和56年4月6日から同年6月8日にかけて1,250㎡を対象として実施した西方官衙地域の事前調査である。	内濠の一部と井戸1基を検出。 第5～第9次調査で検出した長大な建物に南接する地点から、当該地でも同様の建物の存在が予想されたが、そのような形跡はみられなかった。この場所は北に配置された長大な建物群に伴う広い空地として利用されていた。
藤原宮第33-4次調査	民家新築に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和56年11月20日から同年12月4日にかけて349㎡を対象として実施した事前調査である。	藤原京条坊計画線の一つである東二坊坊間路の一部と掘立柱建物2棟を検出。
藤原宮第33-6次調査	家屋新築に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和57年3月18日から同年3月30日にかけて第5次～第9次調査に北接する水田について120㎡を対象として実施した事前調査である。	藤原京条坊計画線の一つである四条大路南側溝の一部を検出。
藤原宮第34次調査	奈良国立文化財研究所により昭和56年5月22日から昭和57年3月18日にかけて1,462㎡を対象として実施した西南隅地域の内容確認調査である。	藤原宮西面大垣と南面大垣が接続する大垣西南角と内濠の西南角、そして西面外濠及び南面外濠を検出。

第3章 特別史跡藤原宮跡の概要

調査年次	調査の目的・期間等	調査結果
藤原宮第35次調査	奈良国立文化財研究所により昭和57年2月1日から同年5月10日にかけて第30次調査に西隣で2,000㎡を対象に実施した東方官衙の内容確認調査である。	第30次調査で検出した東西棟建物の西妻部分とその西方7.3mで東の建物と柱筋を揃えた桁行11間（総長29.3m）、梁行2間（総長5.86m）の東西建物と当該建物の西約6mで北と南に庇が付く東西建物等を検出。検出した建物は、その規模や配置において西方官衙地区で検出した建物配置と共通性が認められる。
藤原宮第36次調査	奈良国立文化財研究所により昭和57年11月17日から昭和58年5月18日にかけて1,220㎡を対象として実施した西北の大垣等の内容確認調査である。	藤原宮の北面外濠と同西面外濠の合流地点及び同内濠の合流地点を検出。北面外濠は、大きく湾曲し西面外濠に合流する。また内濠の合流地点では、合流地点以西に溝を掘り込み西面外濠へ排水処理を行っている。西面外濠から藤原宮期から13世紀代の土器が出土。
藤原宮第37次調査	奈良国立文化財研究所により昭和58年8月1日から同年12月3日にかけて1,008㎡を対象として実施した西面中門地域の内容確認調査である。	西面大垣の一本柱塀4間分を検出。このうち北端の柱より北側に柱が存在しない空地地がある。この空地地が中門跡となる。中門跡は後世の土地利用により、基壇等の痕跡は留めていなかった。中門の西側からは外濠を検出し、外濠から門に使用された唐居敷が出土。また門の礎石も土坑から出土。
藤原宮第37-2次調査	道路拡幅工事に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和58年4月18日から同年5月7日にかけて350㎡を対象として実施した西南部の事前調査である。	弥生土器編年である畿内第5様式の土器を含む溝と7世紀初頭まで存続する溝を検出するものの、藤原宮に関連する遺構は検出されなかった。
藤原宮第37-5次調査	駐在所新築に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和58年8月1日から同年8月2日にかけて21㎡を対象として実施した西方官衙地区の事前調査である。	藤原宮関連の遺構は検出されなかった。後世の土地利用により削平されたとみられる。
藤原宮第37-6次調査	児童公園建設に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和58年8月5日から同年9月13日にかけて630㎡を対象として実施した南面外周帯の内容確認調査である。	六条大路北側溝から藤原宮南面外濠を繋ぐ幅5mの南北溝を検出。
藤原宮第37-11次調査	駐車場造成に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和58年10月24日に10㎡を対象として実施した東方官衙地区の事前調査である。	遺構は検出されなかった。
藤原宮第37-17次調査	住宅建設に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和58年12月12・13日にかけて12㎡を対象として実施した事前調査である。	沼状の落ち込みを検出するが、藤原宮関連の遺構は検出されなかった。
藤原宮第38次調査	奈良国立文化財研究所により昭和58年12月1日から昭和59年3月28日にかけて第35次調査に西接する水田を、1,380㎡を対象として実施した東方官衙地区の内容確認調査である。	第35次調査で検出された北と南に庇が付く東西建物の西妻を含む柱列4間分を検出。当該建物は桁行9間（総長26.37m）、梁行3間（総長8.18m）の規模となる。また、当該建物の西8mの場所南と東に庇が付く南北等建物の一部、さらに18.5mの地点で当該官衙の一区画を画する南北に延びる一本柱塀とこれに西接して築かれた南北道路（宮内道路）を検出。
藤原宮第41次調査	奈良国立文化財研究所により昭和59年4月3日から同年10月20日にかけて第38次調査に西接する水田を、1,260㎡を対象として実施した東方官衙地区の内容確認調査である。	調査区東端で北に屈曲する一本柱塀及び南に屈曲する一本柱塀とその間に敷設された道路を検出。当該道路は、第38次調査で検出された南北道路と合流する。
藤原宮第44次調査	奈良国立文化財研究所により昭和59年10月22日から昭和60年4月22日にかけて第41次調査に北接する水田を、1,750㎡を対象として実施した東方官衙地区の内容確認調査である。	第41次調査で検出された北に屈曲する一本柱塀の南北塀と総柱建物と東西建物とその後に変更されて新たに築かれた敷地内を東西に2等分する地点で南北の一本塀と桁行14間、梁行3間の東西棟建物とその西北と東北に配置された南北棟建物各1棟の一部を検出。
藤原宮第41-8次調査	農業用倉庫改築に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和59年8月7日から同年8月9日にかけて10㎡を対象として実施した東方官衙地区内の事前調査である。	建物あるいは一本柱塀とみられる柱穴2基を検出。
藤原宮第41-12次調査	住宅新築等に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和59年11月19日から同年11月29日にかけて150㎡を対象として実施した西方官衙地区内の事前調査である。	藤原宮関連の遺構は遺存していなかった。
藤原宮第45-4次調査	住宅の新築に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和60年8月5日から同年8月26日にかけて194㎡を対象として実施した西北隅周辺の事前調査である。	弥生時代から鎌倉時代までの遺物を含む沼或いは川と見られる落ち込みを検出。

第3章 特別史跡藤原宮跡の概要

調査年次	調査の目的・期間等	調査結果
藤原宮第48－3次調査	住宅の新築に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和61年4月8日から同年5月9日にかけて第35次調査とは東西に延びる市道を挟んで南接する水田を、302㎡を対象として実施した東方官衙地区の事前調査である。	藤原京条坊計画線の一つである四条条間小路とその両側溝及びその北側で南に広縁ふうの露台が付く桁行6間以上、梁行2間以上の東西棟建物を検出。 第30・35・38次で検出した官衙地区の一連の建物とみられ、既検出建物と当該建物の間には25mの空地をあわせ持つことが判明した。
藤原宮第48－4次調査	住宅建設に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和61年5月19日から同年6月10日にかけて300㎡を対象として実施した南面外濠の事前調査である。	掘立柱建物1棟と南北に延びる一本柱塀の一部を検出。時期は不明ながら建物方位から藤原宮期の可能性がある。
藤原宮第48－5次調査	消防倉庫建築に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和61年5月22日に7㎡を対象として実施した西南外周帯の事前調査である。	藤原宮関係の遺構は検出されなかった。
藤原宮第48－9次調査	倉庫新築に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和60年6月30日から同年7月1日にかけて18㎡を対象として実施した東南官衙地区内の事前調査である。	藤原宮関係の遺構は検出されなかった。
藤原宮第48－11次調査	駐車場造成に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和61年11月10日から同年11月17日にかけて88㎡を対象として実施した西方官衙地区の事前調査である。	藤原宮関係の遺構は検出されなかった。
藤原宮第51次調査	宅地造成に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和61年12月5日から昭和62年4月23日にかけて2,240㎡を対象として実施した西南辺域の事前調査である。	藤原京条坊計画線の一つである六条条間小路と西二坊坊間小路とその交差点を検出。 藤原宮関係として道路交差点の東側南寄りで南北棟の掘立柱建物2棟等を検出。
藤原宮第54－9次調査	鴨公幼稚園進入道路の建設に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和62年8月26日から同年9月16日にかけて560㎡を対象として実施した西方官衙地区の事前調査である。	藤原京条坊計画線の一つである西二坊坊間小路を検出。藤原宮期の遺構として南北棟の掘立柱建物の一部と土坑を検出。
藤原宮第54－15・57次調査	住宅の改築に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和62年10月5日から同年12月3日にかけて第51次調査に東接する場所において1,239㎡を対象として実施した西南辺域の事前調査である。	第51次調査で検出した藤原京条坊計画線の一つである六条条間小路の東延長部分とその南に建てられた南北棟の掘立柱建物1棟を検出。
藤原宮第54－16次調査	樫原市の下排水工事に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和62年11月24日から同年11月27日にかけて107㎡を対象として実施した西面大垣の事前調査である。	西面大垣と内濠、外濠を検出。
藤原宮第54－22次調査	駐車場建設に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和63年2月1日から同年2月9日にかけて170㎡を対象として実施した西北隅地域の事前調査である。	宮の西北隅の外濠と二条大路の外周帯に位置し、よって藤原宮に関連する遺構は検出されなかった。
藤原宮第55次調査	奈良国立文化財研究所により昭和62年5月11日から同年12月14日にかけて第44次調査の西接する水田について2,150㎡を対象として実施した藤原宮東方官衙並びに内裏東外郭地域の内容確認調査である。	藤原京条坊計画線の一つである東一坊坊間小路とその両側溝及びそれに付帯する建物と一本柱の東西塀を検出。 また藤原宮としての内裏東外郭の東を限る南北塀を14間分（40m）とその東5mの地点で当該塀に併走する基幹排水路である東大溝、さらに東において官衙地区を区画する南北溝及び第44次調査で検出した官衙の西を限る一本柱塀と南北溝、そして内裏内の建物として桁行8間、梁2件以上の南北棟建物を検出。
藤原宮第58次調査	奈良国立文化財研究所により昭和62年12月18日から平成元年5月22日にかけて1,000㎡を対象として実施した内裏東外郭及び同東方官衙地区の内容確認調査である。	藤原京条坊計画線である東一坊坊間小路とこの道路の東及び西側をそれぞれ北と南に区画する一本柱塀と区画溝、さらに区画内から北と南に庇が付く東西棟の掘立柱建物をはじめ整然と配置された建物群を検出。これらの建物群は、藤原宮と京の造営の為の役所或いは離宮とみられる。 藤原宮に係る遺構として内裏と東方官衙地区を画する南北の一本柱塀とこれに併走する基幹水路、さらに東方官衙地区の西端を限る南北の溝をそれぞれ検出。 また東方官衙地区からは北と南を区画する東西に延びる幅12.5mの宮内道路と一本柱塀及び南北等の掘立柱建物を検出。

第3章 特別史跡藤原宮跡の概要

調査年次	調査の目的・期間等	調査結果
藤原宮第58－1次調査	奈良国立文化財研究所により昭和63年4月11日から同年5月19日にかけて170㎡を対象として実施した西面南門地域の内容確認調査である。	南門の基壇や礎石等は残存していなかったが、南門に取り付く大垣及び内濠、外濠、そして五条大路を検出。内濠から硫黄、白雲母、白石英、磁鉄鉱等の鉱物及び「石硫黄」、「黒石英」、「外葉口」と記された木簡が出土。
藤原宮第58－2次調査	住宅新築に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和63年4月25日から同年5月17日にかけて第5から第9次調査に南接する水田について195㎡を対象として実施した西方官衙地区の事前調査である。	南に庇が付く東西棟の掘立柱建物の一部とその東南付近で土坑1基を検出。
藤原宮第58－9次調査	市道拡幅工事に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和63年8月1日から同年8月10日にかけて第10次及び第29次調査に南接する道路において120㎡を対象として実施した西面大垣地区の事前調査である。	西面大垣、内濠の一部を検出。
藤原宮第58－11次調査	住宅の新築に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和63年10月25日から同年11月9日にかけて122㎡を対象として実施した西北部の事前調査である。	藤原京条坊計画線の一つである四条条間小路と西二坊坊間小路の交差点を検出。
藤原宮第58－19次調査	下排水路の改修に伴い、奈良国立文化財研究所により69㎡を対象として実施した南面大垣の事前調査である。	南面大垣の一本柱塀である柱穴1基と内濠、外濠を検出。
藤原宮第59次調査	四分団地建替に伴い、奈良国立文化財研究所により昭和63年8月6日から同年12月3日にかけて2,673㎡を対象として実施した西方官衙地区の事前調査である。	建物を囲む一本柱塀の東南角部分とその内側から総柱からなる掘立柱建物、そして塀の東において桁行4間、梁行2間の東西棟の掘立柱建物と木組の井戸1基を検出。
藤原宮第60－10次調査	四分団地建替に伴い、奈良国立文化財研究所により平成元年8月28日から同年9月30日にかけて第10次調査の東南隅に重複する形で600㎡を対象として実施した西方官衙地区の事前調査である。	掘立柱建物3棟と土坑3基を検出。
藤原宮第60－13次調査	住宅新築に伴い、奈良国立文化財研究所により平成元年10月23日から同年10月23日にかけて100㎡を対象として実施した西方官衙地区の事前調査である。	南北棟の掘立柱建物1棟を検出。
藤原宮第60－15次調査	四分団地建替に伴い、奈良国立文化財研究所により平成2年1月16日から同年1月30日にかけて190㎡を対象として実施した西南隅の事前調査である。	南北溝、掘立柱建物2棟を検出。
藤原宮第60－16次調査	下排水路の改修に伴い、奈良国立文化財研究所により平成2年1月12日から同年1月18日にかけて70㎡を対象として実施した西方官衙地区内の事前調査である。	遺構は検出されなかった。
藤原宮第60－20次調査	下排水路の改修に伴い、奈良国立文化財研究所により平成2年3月22日から同年4月2日にかけて230㎡を対象として実施した南面西門地域の事前調査である。	既存水路により平面による遺構検出は不可能であり、調査区東壁面で内濠を検出。
藤原宮第61次調査	奈良国立文化財研究所により平成2年4月25日から同年8月29日にかけて第58次調査の東接地に対して1,100㎡を対象として実施した東方官衙地区の内容確認調査である。	内裏と東方官衙地区を画する南北の一本柱塀とこれに併走する基幹水路と当該溝を跨ぐ施設、その東側で東方官衙地区が形成される南北溝と東方官衙西限を示す2時期からなる一本柱塀及び雨落ち溝を検出。基幹水路から「己亥年九月七日」、「中務省牒口守省」と記された木簡等が出土。
藤原宮第63－2次調査	住宅の新築に伴い、奈良国立文化財研究所により平成2年4月9日から同年4月11日にかけて36㎡を対象として実施した内裏西外郭地域の事前調査である。	14世紀代の遺物が出土する東西溝等を検出したものの、藤原宮に関わる遺構は検出されなかった。遺構は削平されたとみられる。
藤原宮第63－5次調査	市道拡幅に伴い、奈良国立文化財研究所により平成2年5月21日から同年5月24日にかけて152㎡を対象として実施した西方官衙地区内の事前調査である。	藤原京条坊計画線の一つである五条大路南側溝の一部を検出。
藤原宮第63－8次調査	倉庫建設に伴い、奈良国立文化財研究所により平成2年8月10日から同年10月22日にかけて1,262㎡を対象として実施した西方官衙地区内の事前調査である。	調査区の南に延びて行く南北の一本柱塀とこれに取り付く東西の一本柱塀及び両塀により区切られた敷地内で桁行4間、梁行2間の南北棟の掘立柱建物2棟及び桁行5間、梁行2間の東西棟の掘立柱建物1棟を検出。
藤原宮第63－10次調査	倉庫新築に伴い、奈良国立文化財研究所により平成2年12月11日から同年12月21日にかけて146㎡を対象として実施した西方官衙地区内の事前調査である。	第5～9次調査で検出した藤原京条坊計画線に伴う一本柱塀の延長部分と第58－2次調査で検出した南に庇が付く東西建物の庇と南側柱西端部分と新たに掘立柱建物を検出。また、西方官衙の建物の一部を検出。

第3章 特別史跡藤原宮跡の概要

調査年次	調査の目的・期間等	調査結果
藤原宮第 63－11 次調査	資材置場建設に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 3 年 1 月 10 日から同年 1 月 16 日にかけて 82 m ² を対象として実施した西北隅における外周帯の事前調査である。	外周帯に位置するため、藤原宮に関わる顕著な遺構は検出されなかった。
藤原宮西南隅・ 樞教委 1991－2 次	住宅新築に伴い、樞原市教育委員会により平成 3 年 4 月 15 日から同年 5 月 31 日にかけて 600 m ² を対象として実施した藤原宮西南隅外周帯の事前調査である。	調査区の全域で宮外濠を検出した。
藤原宮西南隅(2 次)・ 樞教委 1991－21 次	住宅新築に伴い、樞原市教育委員会により平成 3 年 12 月 11 日から同年 12 月 14 日にかけて 40 m ² を対象として 1991－2 次調査の西隣接地で実施した藤原宮西南隅外周帯の事前調査である。	調査区の全域で宮外濠を検出した。
藤原宮第 66 次調査	農協移転に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 3 年 8 月 6 日から同年 9 月 2 日にかけて 315 m ² を対象として実施した西方官衙地区の事前調査である。	藤原宮関係の顕著な遺構は検出されなかった。
藤原宮第 66－2～4 次調査	住宅の新築及び駐車場造成に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 3 年 4 月 4 日から同年 4 月 11 日にかけて 185 m ² を対象として実施した西方官衙地区の事前調査である。	沼状遺構と中世の環濠居館の環濠を一部検出。藤原宮に関わる顕著な遺構は検出されなかった。
藤原宮第 66－7 次調査	道路建設に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 3 年 8 月 1 日から同年 8 月 5 日にかけて 60 m ² を対象として実施した西方官衙地区の事前調査である。	藤原京条坊計画線の一つである六条条間小路とその北側溝を検出。南側溝は削平されていた。北側溝の南 11m 上で性格の異なる東西溝を検出。
藤原宮第 66－9 次調査	下水道工事に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 3 年 9 月 17 日から同年 9 月 21 日にかけて 40 m ² を対象として実施した南面大垣の事前調査である。	南面大垣の一本柱塀の柱穴 1 基、内濠、外濠を検出。
藤原宮第 66－11 次調査	個人住宅の新築に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 3 年 11 月 9 日から同年 12 月 16 日にかけて 221 m ² を対象として実施した西面大垣の事前調査である。	西面大垣の一本柱塀を 5 間分検出。
藤原宮第 66－14 次調査	高所寺池上樋改修に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 4 年 2 月 5・6 日にかけて 13.5 m ² を対象として実施した東南隅の事前調査である。	調査区の西半は大きく削平されていた。 柱穴 1 基を検出。
藤原宮第 66－15 次調査	四分団地建設に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 4 年 2 月 12 日から同年 4 月 13 日にかけて 800 m ² を対象として実施した西方官衙地区の事前調査である。	藤原京条坊計画線の一つである西一坊大路の西側溝を検出。 藤原宮に関わる遺構として桁行 6 間、梁行 2 間の内部を東西に間仕切りのある東西棟掘立柱建物 1 棟と蒸籠組の井戸 1 基を検出。
藤原宮第 66－16 次調査	歩道整備に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 4 年 2 月 24・25 日にかけて 70 m ² を対象として実施した西方官衙地区の事前調査である。	藤原宮の遺構は削平により、検出されなかった。
藤原宮第 67 次調査	奈良国立文化財研究所により、平成 3 年 4 月 17 日から平成 5 年 4 月 6 日にかけて 2,000 m ² を対象として実施した 61 次調査で検出した東方官衙地区内の中央官衙ブロックの内容確認調査である。	藤原京条坊計画線の一つである四条条間小路と藤原宮造営の役所とみられる桁行 5 間以上、梁行 2 間の東西棟掘立柱建物と桁行 4 間、梁行 2 間の南北棟掘立柱建物の 2 棟及び土坑を検出。 中央官衙ブロックからはそのほぼ中央において旧路面である四条条間小路上に床張りの桁行 7 間、梁行 3 間の東西棟掘立柱建物(正殿)と正殿の南側柱両端から東西に延びる一本柱塀、さらに正殿の東妻柱列と柱筋を揃えてその東南方に桁行 3 間以上、梁行 3 間の東西棟掘立柱建物、そして東北方に桁行き 3 間以上、梁行 2 間の南北棟掘立柱建物、また正殿の西妻柱列と柱筋を揃えてその背面に桁行 7 間の東西棟掘立柱建物、そして前面に桁行 6 間、梁行 2 間の東西棟掘立柱建物を配置する建物群を検出。 また、正殿の両翼から延びる一本柱塀から当該官衙施設には前庭空間が設けられていたとみられる。
藤原宮第 68 次調査	四分団地建替に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 3 年 9 月 6 日から同年 11 月 26 日及び同年 12 月 6 日から平成 4 年 2 月 6 日の 2 回にわけて 1,460 m ² を対象として実施した西方官衙地区の事前調査である。	掘立柱建物 4 棟、同塀 2 条、土坑 3 基を検出。

第3章 特別史跡藤原宮跡の概要

調査年次	調査の目的・期間等	調査結果
藤原宮第69－4次調査	歩道整備に伴い、奈良国立文化財研究所により平成4年8月5日から同年8月25日にかけて95㎡を対象として実施した南面西門の事前調査である。	内濠を検出するものの、西門の存在を示す痕跡は認められなかった。
藤原宮第69－6～8次調査	個人住宅の新築に伴い、奈良国立文化財研究所により平成4年9月16・17日にかけて15㎡を対象として実施した西方官衙地区の事前調査である。	藤原宮に関わる遺構は検出されなかった。
藤原宮第69－9次調査	県道の建設に伴い、奈良国立文化財研究所により平成4年10月13日から同年12月2日にかけて580㎡を対象として実施した西南隅地域の外周帯の事前調査である。	藤原宮直前の桁行2間以上、梁行2間の総柱の掘立柱建物1棟を検出。 なお藤原宮に関わる遺構は検出されなかった。
藤原宮第69－15次調査	四分団地建替に伴い、奈良国立文化財研究所により平成5年3月16日から同年4月15日にかけて230㎡を対象として実施した西方官衙地区の事前調査である。	遺構は検出されなかった。
藤原宮第70次調査	奈良国立文化財研究所により平成4年9月30日から同年11月27日にかけて750㎡を対象として実施した内裏西外郭西南隅の内容確認調査である。	藤原京条坊計画線の一つである四条大路とその両側溝を検出。 藤原宮に関わる遺構として、内裏外郭を限る一本柱塀の西南隅部分とその西約9mの地点で南北に延びる幅約4m、深さ1mの基幹水路（西大溝）及び、内裏南外郭の一本柱塀の延長線上に当たる基幹水路上で東西、南北とも2間となる橋の橋脚跡を検出。
藤原宮第71次調査	奈良国立文化財研究所により平成5年4月6日から同年8月4日にかけて第67次調査に南接する1,100㎡を対象として実施した東方官衙地区の内容確認調査である。	藤原宮造営に関わる建物として南妻部分の位置が不揃いとなるものの梁行2間で、桁行が6間・4間以上・6間以上の3棟の建物が並列する南北棟掘立柱建物とその東で梁行3間、桁行2間以上の南北棟掘立柱建物1棟、そしてこれら建物の西で北に庇が付く梁行2間、桁行4間以上と梁行2間、桁行3間、さらに東で梁行2間、桁行6間以上となる東西棟掘立柱建物3棟を検出。 藤原宮の遺構として第67次調査で検出した東方官衙中央ブロックの南を限る一本柱塀とその前面に築造された幅9.9mの宮内東西道路とその南から東方官衙南ブロックを形成する一本柱塀を検出。 また中央ブロックでは改変後の状況として敷地内における石敷の施工と南辺中央における桁行2間、梁行1間の門を検出。
藤原宮第71－2次調査	宅地造成に伴い、奈良国立文化財研究所により平成5年4月13日から同年5月17日にかけて280㎡を対象として実施した西方官衙地区の事前調査である。	藤原京条坊計画線の一つである六条条間小路は、後世の削平により検出されなかった。
藤原宮第71－4次調査	個人住宅建替に伴い奈良国立文化財研究所により平成5年5月17日に6㎡を対象として実施した北面外周帯の事前調査である。	藤原宮に関わる遺構は検出されなかった。
藤原宮第71－7次調査	駐車場建設に伴い、奈良国立文化財研究所により平成5年9月16・17日に30㎡を対象として実施した北面外周帯の事前調査である。	時期不明の柱穴2基を検出。
藤原宮第71－15次調査	個人住宅の新築に伴い、奈良国立文化財研究所により平成6年3月7日から同年3月14日にかけて第66－3・同4次調査の間を、80㎡を対象として実施した事前調査である。	中世居館の環濠の南濠を検出。藤原宮関係の遺構は検出されなかった。
藤原宮第72次調査	四分団地建替に伴い、奈良国立文化財研究所により平成5年8月5日から同年10月28日にかけて1,030㎡を対象として実施した西方官衙地区の事前調査である。	藤原京条坊計画線の一つである西二坊坊間小路の東側溝とその東で桁行、梁行とも3間となる総柱の掘立柱建物1棟とその西隣で縦板組の井戸1基を検出。 藤原宮に関わる顕著な遺構は、検出されなかった。
藤原宮第73次調査	四分団地建替に伴い、奈良国立文化財研究所により平成5年10月21日から同年11月30日にかけて650㎡を対象として実施した西方官衙地区の事前調査である。	併走する2本の南北溝を検出。
藤原宮第75－1次調査	道路築造に伴い、奈良国立文化財研究所により平成6年4月4日から同年4月21日にかけて100㎡を対象として実施した西面外濠の事前調査である。	外濠を検出。
藤原宮第75－6次調査	市営住宅の建設に伴い、奈良国立文化財研究所により平成6年7月14日から同年8月2日にかけて84㎡を対象として実施した西方官衙地区の事前調査である。	桁行3間、梁行2間の南北棟掘立柱建物1棟とその北で幅1mの東西溝を検出。

第3章 特別史跡藤原宮跡の概要

調査年次	調査の目的・期間等	調査結果
藤原宮第 75－13 次調査	市道拡幅に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 6 年 11 月 10 日から同年 12 月 8 日にかけて 384 ㎡を対象として実施した東方官衙地区の事前調査である。	藤原京条坊計画線の一つである東二坊坊間小路とその両側溝をはじめ東面内濠、同大垣、同外濠及び藤原宮域を画する東二坊大路とその両側溝を検出。
藤原宮第 75－14 次調査	歩道拡幅に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 7 年 1 月 23 日から同年 1 月 27 日にかけて 70 ㎡を対象として実施した西方官衙北地区内の事前調査である。	西面内濠想定位置で沼状遺構の一部を検出。
藤原宮第 75－18 次調査	団地造成に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 7 年 3 月 7 日から同年 3 月 27 日にかけて 270 ㎡を対象として実施した西南官衙地区の事前調査である。	桁行 5 間以上、梁行 2 間の南北棟掘立柱建物 1 棟と井戸 2 基を検出。
藤原宮第 76 次調査	四分団地建替に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 6 年 8 月 1 日から同年 10 月 5 日にかけて 2,050 ㎡を対象として実施した西方官衙地区の事前調査である。	当該調査地に隣接して実施された北及び東側の第 6・8・9 次及び第 63－8 次調査で検出した官衙ブロックの南を限る西南隅を含む一本柱塀とその南で桁行 5 間以上、梁行 2 間の南北棟掘立柱建物を含む 4 棟の建物及び 2 条の一本柱塀を検出。 当該官衙ブロックは、東西 87.5～88m、南北 58.2～58.8m であることが明らかとなった。
藤原宮第 77 次調査	改良住宅の建設に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 6 年 12 月 1 日から平成 7 年 2 月 7 日にかけて 630 ㎡を対象として実施した西南官衙地区の事前調査である。	藤原京条坊計画線の一つである西二坊坊間小路の東側溝を検出。
藤原宮第 78 次調査	奈良国立文化財研究所により平成 7 年 3 月 22 日から同年 7 月 19 日にかけて 1,608 ㎡を対象として実施した東方官衙地区中央官衙ブロックの東辺の内容確認調査である。	藤原京条坊計画線の一つである四条条間小路と東一坊大路の交差点と東一坊大路東側溝併走する一本柱塀、そして官衙ブロックが形成される以前に建造された北・南に庇が付く桁行 13 間、梁行 2 間の東西棟掘立柱建物、第 71 次調査で一部検出され、桁行 8 間、梁行 2 間となる南北棟掘立柱建物 1 棟と井戸 1 基を検出。 中央官衙ブロックの東を限る一本柱塀と第 67 次調査で検出した正殿の東南隅柱から東に延びる一本柱塀の接続部分とその南で桁行 6 間、梁行 3 間の東西棟掘立柱建物、そして東南隅にいて桁行、梁行ともに 3 間となる掘立柱建物を検出。 また改変後の建物として第 67 次調査で検出した建物の東妻部分と東北隅付近で並列する 3 棟の南北棟掘立柱建物を検出。
藤原宮第 78－1 次調査	農小屋の新築に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 7 年 4 月 13 日から同年 4 月 20 日にかけて 25 ㎡を対象として実施した東方官衙南地区内の事前調査である。	4 時期からなる建物の柱穴が重複した状態で検出。
藤原宮第 78－5 次調査	農業用倉庫建替に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 7 年 8 月 28・29 日にかけて 16 ㎡を対象として実施した東方官衙南地区内の事前調査である。	藤原京条坊計画線の一つである四条大路上にあたり、遺構は検出されなかった。
藤原宮第 78－4 次調査	個人住宅の新築に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 7 年 6 月 26～28 日にかけて 21 ㎡を対象として実施した西方官衙北地区内の事前調査である。	遺構は検出されなかった。
藤原宮第 78－7 次調査	市道拡幅に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 7 年 11 月 13 日から同年 12 月 15 日にかけて 400 ㎡を対象として実施した東方官衙地区中央官衙ブロック北辺の事前調査である。	第 67 次調査で検出した東西棟掘立柱の北側柱及びその東で東西に延びる一本柱塀を検出。当該建物は桁行 7 間、梁行 2 間であることが確定。また、東西建物に重複して東に庇が付く桁行 6 間、梁行 2 間の東西棟掘立柱建物 1 等検出。
藤原宮第 79 次調査	保育所建設に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 7 年 6 月 26 日から同年 10 月 12 日にかけて 1,320 ㎡を対象として実施した西方官衙南地区内の事前調査である。	官衙区画 B の東を限る一本柱塀とその内側東南隅で 3 時期の重複する井戸 3 基を検出。 一番新しい井戸から 「□□□□□□□□□□乎其 (符録) 鬼小 (符録) 今□□□」 と記された呪符木簡が出土。

第3章 特別史跡藤原宮跡の概要

調査年次	調査の目的・期間等	調査結果
藤原宮第80次調査	宅地造成に伴い、奈良国立文化財研究所により平成7年10月16日から平成8年2月5日にかけて第79次調査に西接地について1,320㎡を対象として実施した西方官衙南地区内の事前調査である。	藤原京条坊計画線の一つである五条大路とその両側溝を検出。 官衙区画Bの西と南を限る一本柱塀とその交差点部を併せて検出。また、区画塀で囲まれた敷地内から第76次調査で検出した南北棟掘立柱建物の南妻部分と西側一本柱塀の西側で桁行3間、梁行2間の南北棟掘立柱建物1棟と蒸籠組の井戸1基を検出。 井戸に使用された木材は、年輪年代測定の結果、天武11(682)年に伐採されたヒノキを加工したものであることが判明。
藤原宮第82次調査	道路造成に伴い、奈良国立文化財研究所により平成8年10月7日から平成9年2月7日にかけて1,800㎡を対象として実施した西方官衙南地区内の事前調査である。	藤原京条坊計画線の一つである五条大路とその北側溝、西二坊坊間小路とその両側溝と両路の交差点を検出。
藤原宮第81～6次調査	個人住宅新築に伴い、奈良国立文化財研究所により平成8年9月4・5日にかけて11㎡を対象として実施した北面外濠の事前調査である。	外濠とその南側で柱穴1基を検出。
藤原宮第83～7次調査	醍醐池南岸の擁壁改修に伴い、奈良国立文化財研究所により平成9年9月30日から同年10月20日にかけて168㎡を対象として実施した内裏南辺地区の事前調査である。	藤原京条坊計画線の一つである南北道路(京内朱雀大路の北延長上)の東側溝とその東で藤原宮・京造営にかかる資材運搬用の南北大溝(運河)を検出。 藤原宮として内裏内郭を囲む南面の一本柱東西塀1条とその南で同方向の一本柱塀を検出。
藤原宮第83～12次調査	醍醐池西南隅の取水口補修に伴い、奈良国立文化財研究所により平成10年2月25～27日にかけて12㎡を対象として実施した内裏南辺地区の事前調査である。	東西方向の石組溝1条を検出。
藤原宮第85次調査	宅地造成に伴い、奈良国立文化財研究所により平成9年4月7日から同年6月25日にかけて703㎡を対象として実施した西方官衙南地区内の事前調査である。	桁行4間、梁行3間の南北棟掘立柱建物1棟を検出。
藤原宮第94次調査	公民館建設に伴い、奈良国立文化財研究所により平成10年11月20日から平成11年3月17日にかけて1,260㎡を対象として実施した西北官衙南地区の事前調査である。	藤原京条坊計画線敷設時期とみられる掘立柱建物3棟と藤原宮に関わる土坑1基を検出。
藤原宮第96次調査	縄手池の護岸工事に伴い、奈良国立文化財研究所により平成11年2月8日から同年3月1日にかけて204㎡を対象として実施した西面南門、西面大垣の事前調査である。	藤原京条坊計画線の一つである五条大路北側溝と南門想定位置からは、礎石据付穴・基壇地業も遺存していなかったが、門から北に延びる大垣の一本柱塀19間分を検出。
藤原宮第99～2次調査	個人住宅の改築に伴い、奈良国立文化財研究所により平成11年7月5～8日にかけて12㎡を対象として実施した東方官衙南地区の事前調査である。	柱穴1基を検出。
藤原宮第100次調査	奈良国立文化財研究所により平成11年7月1日から同年11月11日にかけて2,070㎡を対象として実施した内裏地区の事前調査である。	藤原京条坊計画線の一つである四条大路と東一坊坊間小路とその交差点と当該道路によって区画された西南区画に巡らされた東と南の一本柱塀及びこれらを全体的にやや東に新たに作り変えた同様の遺構を検出。 藤原宮の遺構として、上記の区画を利用して西南区画に礎石建ちの四面庇付東西建物とその東に一本柱南北塀と南北溝、そしてやや建造時期が後となる礎石建ち複廊である朝堂院回廊の東北隅部と回廊内・外側の雨落溝と外側雨落溝さらに北に延びる溝を検出。また、回廊東北隅に接続する内裏外郭南辺の一本柱区画塀を検出。
飛鳥藤原第107次調査	奈良文化財研究所により平成12年3月23日から同年11月2日にかけて3,140㎡を対象として実施した朝堂院東北隅一帯の内容確認調査である。	藤原京条坊計画線の一つである四条大路の南側溝、同東一坊坊間小路とその両側溝、藤原宮造営時の東西に延びる排水溝等を検出。 藤原宮朝堂院関係として朝堂院東第一堂の北半部と北面回廊9間分、東面回廊12間分と、それぞれの雨落ち溝を検出。
飛鳥藤原第108～5次調査	資材置場建設に伴い、奈良文化財研究所により平成12年5月15日から同年5月24日にかけて300㎡を対象として実施した東方官衙北地区の事前調査である。	藤原京条坊計画線の一つである東二坊坊間路とその両側溝と官衙建物として桁行10間(総長29.3m)、梁行2間(総長6.4m)の東西棟掘立柱建物の南側柱部分及び土坑1基を検出。

第3章 特別史跡藤原宮跡の概要

調査年次	調査の目的・期間等	調査結果
飛鳥藤原第 108－8 次調査	道路築造に伴い、奈良文化財研究所により平成 12 年 10 月 30 日から同年 11 月 22 日にかけて 350 ㎡を対象として実施した西北官衙地区の事前調査である。	藤原宮式軒丸瓦 4 点のみ出土し、遺構は検出されなかった。
飛鳥藤原第 108－10 次調査	縄手池東岸の護岸整備に伴い、奈良文化財研究所により平成 12 年 11 月 13 日から同年 11 月 29 日にかけて 225 ㎡を対象として実施した西方官衙南地区の事前調査である。	西面外濠の一部と瓦溜りを検出。
飛鳥藤原第 108－11 次調査	市道拡幅工事に伴い、奈良国立文化財研究所により平成 12 年 11 月 27 日から同年 12 月 20 日にかけて 470 ㎡を対象として実施した東北官衙、東方官衙北地区の事前調査である。	藤原京条坊計画線の一つである三条大路北側溝を検出。宮の北辺付近で南北に並ぶ桁行 8 間（総長 20.8m）となる南北棟掘立柱建物 2 棟の西側柱部分を検出。その他土坑 1 基を検出。
飛鳥藤原第 114－9 次調査	住宅の建替えに伴い、奈良文化財研究所により平成 14 年 2 月 12 日から同年 2 月 19 日にかけて 90 ㎡を対象として実施した東方官衙南地区の事前調査である。	集落に伴う攪乱が激しく、遺構は検出されなかった。
飛鳥藤原第 114－10 次調査	住宅の建替えに伴い、奈良文化財研究所により平成 14 年 2 月 26 日から同年 3 月 4 日にかけて 22 ㎡を対象として実施した東方官衙南地区の事前調査である。	掘立柱建物の東北隅部分を検出。
飛鳥藤原第 117 次調査	奈良文化財研究所により平成 13 年 10 月 9 日から平成 14 年 5 月 7 日にかけて約 1,700 ㎡を対象として実施した大極殿地区の内容確認調査である。	第 100 次調査で検出した礎石建ち東西建物の西妻部分を検出。当該建物は『続日本紀』に記載されている東楼に相当し、桁行 9 間、梁行 4 間として確定できた。また大極殿院では桁行 7 間、梁行 2 間の東門とその北・南に延びる梁行 2 間の複廊となる東面回廊の一部と回廊に伴う雨落ち溝を検出。
飛鳥藤原第 118 次調査	高所寺池堤防の改修に伴い、奈良文化財研究所により平成 13 年 10 月 29 日から平成 14 年 2 月 20 日にかけて 1,830 ㎡を対象として実施した東南官衙地区の事前調査である。	藤原京条坊計画線の一つである六条条間小路、同東二坊坊間小路を検出。 また、南面大垣の一本柱塀と内濠、外濠の一部、その北で東西 23 間（総長 61m）の一本柱区画塀とその両端の柱穴から北に屈曲する一本柱塀とその西で南北棟の掘立柱建物 1 棟、南に庇が付く東西棟掘立柱建物 1 棟等を検出。
飛鳥藤原第 120 次調査	奈良文化財研究所により平成 14 年 4 月 3 日から同年 8 月 30 日にかけて 1,100 ㎡を対象として実施した朝堂院東第二堂と同東面回廊の内容確認調査である。	東第二堂及び東面回廊造営のために掘られた溝、そして東第二堂の一部（梁行 5 間、桁行 4 間分）とその西側で朝廷に敷かれていた礎敷き及び東面回廊の一部（梁行 2 間、桁行 5 間分）と回廊に伴う雨落ち溝を検出。 東第二堂は身舎の東西に庇付き、西側庇にはさらに孫庇が付く切妻式の礎石建ち建物であることが判明した。
飛鳥藤原第 124 次調査	高所寺池堤防改修に伴い、奈良文化財研究所により平成 14 年 10 月 24 日から平成 14 年 12 月 20 日にかけて 1,100 ㎡を対象として実施した東南官衙地区の事前調査である。	南面大垣の一本柱塀と内濠、外濠の一部及び六条大路北側溝を検出。
飛鳥藤原第 125 次調査	奈良文化財研究所により平成 15 年 1 月 8 日から同年 4 月 9 日にかけて 970 ㎡を対象として実施した朝堂院東第二堂、朝堂院東門と東面回廊の内容確認調査である。	東第二堂の南約 3 分の 1 にあたる礎石掘付掘方とその東、東面回廊部分で東門の北 3 分の 1 部分と東面北回廊の取り付け部分、そして門及び回廊の雨落ち溝を検出。 東第二堂は第 120 次調査での検出部分と併せて桁行 15 間、梁行 5 間の南北棟礎石建ち瓦葺建物となる。 東門は、桁行 3 間、梁行 2 間の八脚門に復元される。
飛鳥藤原第 127－1 次調査	個人住宅建設に伴い、奈良文化財研究所により平成 15 年 7 月 2 日から同年 7 月 10 日にかけて 14.5 ㎡を対象として実施した西南辺の外周帯の事前調査である。	外周帯に位置し、遺構は検出されなかった。
飛鳥藤原第 127－8 次調査	農業用水路改修に伴い、奈良文化財研究所により平成 16 年 2 月 12 日から同年 3 月 2 日にかけて 240 ㎡を対象として実施した内裏東官衙地区の事前調査である。	内裏東官衙地区の官衙 B 区画の南辺を限る一本柱塀の柱穴 1 基、その北で幅約 6.5m の石敷きとその北辺と南面に東西に延びる石組み溝、石敷きの南で桁行 7 間となる南北棟の掘立柱建物の西側柱部分とその南で掘立柱建物の西側柱部分をそれぞれ検出。
飛鳥藤原第 128 次調査	奈良文化財研究所により平成 15 年 4 月 1 日から同年 7 月 30 日にかけて 1,024 ㎡を対象として実施した朝堂院東南隅、朝集殿院東北隅の内容確認調査である	東面回廊と南面回廊とその交点（東南隅）と雨落ち溝、そして南面回廊に接続する朝集殿院東面回廊の一部等を検出。

第3章 特別史跡藤原宮跡の概要

調査年次	調査の目的・期間等	調査結果
飛鳥藤原第132次調査	奈良文化財研究所により平成16年1月7日から同年5月18日にかけて1,011㎡を対象として実施した朝堂院東第三堂と同東面回廊の内容確認調査である。	東第三堂の南半部の礎石据付掘形45か所（梁行5間を4間に変更、桁行9間分）と東回廊の一部（梁行2間、桁行1間分）と回廊に伴う雨落ち溝を検出。 東第三堂は南北棟切妻造りの礎石建ち瓦葺建物となる。
飛鳥藤原第133－11次調査	農業用水路改修に伴い、奈良文化財研究所により平成17年1月11日から同年2月2日にかけて270㎡を対象として実施した朝堂院東地区・内裏東官衙地区の事前調査である。	掘立柱建物2棟、同堀2条、石組み溝1条を検出。
飛鳥藤原第136次調査	奈良文化財研究所により平成16年10月6日から平成17年11月17日にかけて2,062㎡を対象として実施した朝堂院東第六堂の内容確認調査である。	東第六堂造営において施工基準を示す堂を囲む幅50cmの溝と東第六堂の礎石据付掘形を検出。 東第六堂は桁行12間（総長49.3m）、梁行4間（総長11.2m）の東西棟切妻造りの礎石建ち瓦葺建物である。 また、東第六堂の下層から藤原京造営前の「新城」段階の2時期の掘立柱建物を併せて検出。
飛鳥藤原第138－2次調査	市道拡幅に伴い、奈良文化財研究所により平成17年11月7日から平成18年1月24日にかけて559㎡を対象として実施した内裏地区・内裏東官衙地区の事前調査である。	内裏地区から第22次調査で検出した四面庇の東西棟建物の西南隅部分とその西側で南北に延びる一本柱塀と石敷き、そして東側で内裏の東を限る南北の一本柱塀と基幹水路及び東官衙地区の中央官衙ブロックの西限の一本柱塀等を検出。
飛鳥藤原第138－3次調査	農業用水路改修に伴い、奈良文化財研究所により平成18年1月11日から同年2月24日にかけて277㎡を対象として実施した朝堂院東地区の事前調査である。	藤原京条坊計画線の一つである五条条間小路の北側溝を検出。 藤原宮関係として掘立柱建物3棟、東西堀1条、東西に延びる石組み溝1条、五条大路想定位置より北2mの地点で官衙の一区画を区画する東西の溝1条を検出。
飛鳥藤原第142次調査	奈良文化財研究所により平成18年4月4日から同年7月12日にかけて760㎡を対象として実施した朝堂院東第四堂と同東面回廊の内容確認調査である。	東第四堂の礎石据付掘方とその北側で石敷き及び東面回廊の一部を検出。 東第四堂は、南北棟切妻造りの礎石建ち瓦葺建物で桁行15間、梁行4間（造営開始においては5間で計画）となる。
飛鳥藤原第148次調査	奈良文化財研究所により平成19年4月1日から同年11月12日にかけて1,560㎡を対象として実施した大極殿院南門の内容確認調査である。	藤原宮造営時の資材運搬用運河とその運河を埋めて築かれた南門基壇を確認。南門基壇の北・南面には幅24.7mの階段が取り付け。基壇規模は東西40.1m、南北14.4mを測る。 また、南門に接続する西回廊内から地鎮遺構を確認。地鎮遺構には銅銭（富本銭）9枚と水晶9点と液体を入れた須恵器平瓶1点が納められていた。藤原宮で初めて確認された地鎮具である。
飛鳥藤原第149－10次調査	農業用水路改修に伴い、奈良文化財研究所により平成20年1月30日から同年2月22日にかけて240㎡を対象として実施した朝堂院東地区の事前調査である。	四面庇又は南北に庇が付く二面庇の東西棟建物の西妻部分と北側に庇が付く東西棟建物の2棟を検出した。
飛鳥藤原第152－6次	埋設管付替に伴い、奈良文化財研究所により平成20年11月25日から平成21年2月23日にかけて合計345㎡を対象として実施した内裏西官衙地区の事前調査である。	水路の新設区間に62.5㎡の調査区を設定、残りは工事立会として遺構面に達していないことを確認した。宮先行条坊の四条条間路に近い位置にある宮内道路の両側溝と中世の土坑を検出した。
飛鳥藤原第152－7次	農業用水路改修に伴い、奈良文化財研究所により平成21年1月13日から同年2月16日にかけて合計210㎡を対象として実施した朝堂院東地区・南面大垣の事前調査である。	水路堆積土で残存状態は良好ではないが、北から先行条坊（六条条間路北側溝）、東方官衙の一区画と見られる南限の堀（柱穴）、内濠、南面大垣（柱穴）、外濠を検出した。
飛鳥藤原第152－9次	史跡地の植栽整備に伴い、奈良文化財研究所により平成21年3月16日に6㎡を対象として実施した朝堂院東地区の事前立会である。	遺構面に達しなかった。
飛鳥藤原第153次	奈良文化財研究所により平成20年4月1日から同年11月11日にかけて1,650㎡を対象として実施した朝堂院朝廷の内容確認調査である。	儀式に用いられた幡竿を設置した遺構を検出した。また、大極殿院南門下層へ続く幅4m、深さ2mの運河と、大極殿院南門の南で北東に向きを変える幅2m、深さ0.7mの斜行溝を検出した。
飛鳥藤原第158－1次	看板設置に伴い、奈良文化財研究所により平成21年6月3日に4㎡を対象として実施した大極殿院南門、朝堂院東門、西門、南門の事前立会である。	列柱設置に伴う解説板（掘方の広さ1㎡）の設置。遺構面に達しなかった。

第3章 特別史跡藤原宮跡の概要

調査年次	調査の目的・期間等	調査結果
飛鳥藤原第158―2次	史跡地の植栽整備に伴い、奈良文化財研究所により平成21年8月17日から同年8月18日にかけて8,400㎡を対象として実施した朝堂院と朝堂院東地区の事前立会である。	遺構面に達しなかった。
飛鳥藤原第160次	奈良文化財研究所により平成21年7月1日から平成22年2月26日にかけて1,425㎡を対象として実施した朝堂院回廊・大極殿院回廊の内容確認調査である。	大極殿院南面と朝堂院北面回廊を検出した。また、これら回廊の建設により付け替えされた藤原宮造営期の運河3条を検出した。
飛鳥藤原第162―1次	住宅建設に伴い、奈良文化財研究所により平成22年4月22日から同年4月30日にかけて28㎡を対象として実施した東方官衙南地区の事前調査である。	施設の正殿クラスと見られる建物と塀の柱穴を確認した。
飛鳥藤原第162―2次	看板設置に伴い、奈良文化財研究所により平成22年4月28日に4㎡を対象として実施した、大極殿院南門、朝堂院東門、朝堂院南門、朝堂院西門の事前立会である。	列柱設置に伴う解説板（掘り方の広さ1㎡）の設置。遺構面に達しなかった。
飛鳥藤原第163次調査	奈良文化財研究所により平成22年4月2日から平成23年1月24日にかけて1,500㎡を対象として実施した朝堂院朝庭の内容確認調査である。	藤原宮造営に係る物資運搬用の運河を追加確認したほか、朝庭広場の整備に関わる成果があった。
飛鳥藤原第168―1次調査	建物建設に伴い、奈良文化財研究所により平成23年4月4日から同年4月22日にかけて101.5㎡を対象として実施した東方官衙北地区の事前調査である。	藤原宮の遺構は検出されなかった。古墳時代中期の大溝が検出されたことから、大きく削平されている模様。ガラス小玉鋳型片出土。
飛鳥藤原第168―2次調査	建物建設に伴い、奈良文化財研究所により平成23年7月19日から同年8月30日にかけて204㎡を対象として実施した東面中門と大垣の事前調査である。	東面中門（建部門）の礎石据付穴6基（桁行1間分・梁行2間分）。柱間17尺（5.04m）等間で既知の宮城門と同規模。東面中門の位置が確定するとともに、先行条坊の四条大路南側溝も検出。門に取り付く東面大垣も検出し、この地区での東限が確定した。
飛鳥藤原第168―3次調査	看板設置に伴い、奈良文化財研究所により平成23年4月27日に4㎡を対象として実施した大極殿院南門、朝堂院東門・南門・西門の事前立会である。	列柱設置に伴う解説板（掘り方の広さ1㎡）の設置。遺構面に達しなかった。
飛鳥藤原第168―4次調査	建物建設に伴い、奈良文化財研究所により平成23年8月9日に3㎡を対象として実施した外周帯の事前立会である。	遺構面に達しなかった。
飛鳥藤原第168―5・6・7次調査	建物建設に伴い、奈良文化財研究所により平成23年9月7日から同年10月24日にかけて176.1㎡を対象として実施した東方官衙北地区の事前調査及び事前立会である。	先行四条条間路の南側溝を、168―7次調査で検出した。
飛鳥藤原第169次調査	奈良文化財研究所により平成23年4月4日から同年12月15日にかけて1,350㎡を対象として実施した朝堂院朝庭の内容確認調査である。	藤原宮期の礫敷広場と石詰暗渠、宮造営期の先行条坊の側溝、運河（幅約9m、深さ約2m）と宮造営期の東西棟2棟、南北棟1棟、不明棟1棟、南北塀1条を検出。
飛鳥藤原第174次調査	奈良文化財研究所により平成24年4月2日から同年12月17日にかけて1,850㎡を対象として実施した朝堂院朝庭の内容確認調査である。	礫敷広場と広場に設けられた不整形の窪みを検出。窪みを埋めた整地土には木屑溜りがあり、礫敷広場の整備の中で建築廃材を処分した状況が判明した。また宮造営期では、第169次調査検出の建物と一群となる掘立柱建物3棟を検出した。
飛鳥藤原第175次調査	奈良文化財研究所により平成24年4月2日から同年6月25日にかけて494㎡を対象として実施した東方官衙北地区の内容確認調査である。	区画塀（南辺）と内部の東西棟建物、外部にあたる南には礎石建物を検出した。また宮造営期の建物・溝・大土坑、藤原宮期後とみていた総柱建物等も併せて検出した。礎石建物は官衙地区では初の検出である。
飛鳥藤原第179次調査	奈良文化財研究所により平成25年4月8日から同年5月28日と同年9月17日から平成26年3月19日にかけて1,430㎡を対象として実施した朝堂院朝庭の内容確認調査である。	礫敷広場及び排水用東西溝の続き、仮設的な区画施設・遮蔽施設と考えられる東西柱列を検出した。造営期では、大小複数の沼状遺構を検出、その性格について貴重な資料を得た。
飛鳥藤原第181―7次	個人住宅の浄化槽設置工事に伴い、奈良文化財研究所により平成26年7月28日から30日にかけて6㎡を対象として実施した外周帯の事前調査である。	藤原宮期の遺構面を検出したが、顕著な遺構は発見されなかった。
飛鳥藤原第182次調査	奈良文化財研究所により平成26年4月1日から平成27年2月25日にかけて1,450㎡を対象として実施した大極殿院の内容確認調査である。	藤原宮期の礫敷広場、平城京遷都後に建てられた奈良時代の建物とその地鎮に係る埋納遺構を検出した。宮造営期以前では、先行条坊の朱雀大路東側溝や四条大路北側溝、造営期の運河、6世紀の円墳とその周溝から埴輪・須恵器・耳環・玉類等が出土した。

第3章 特別史跡藤原宮跡の概要

調査年次	調査の目的・期間等	調査結果
飛鳥藤原第183次調査	奈良文化財研究所により平成26年10月1日から同年12月25日にかけて973㎡を対象として実施した東方官衙北地区の内容確認調査である。	飛鳥藤原175次調査で見つかった礎石建物が東西4間×南北3間の東西棟総柱建物であることが判明、その西で礎石建物と柱筋を揃える大型建物を検出した。先行条坊の東一坊大路の東西道路側溝と東西溝1条を検出した。礎石建物柱穴から、佐波利鉤が出土した。
飛鳥藤原第186次調査	奈良文化財研究所により平成27年4月2日から平成28年2月26日にかけて1,548㎡を対象として実施した大極殿院の内容確認調査である。	大極殿南面階段痕跡と大極殿院内庭礎敷広場や藤原宮造営に関わる運河が明らかとなった。
飛鳥藤原第189次調査	奈良文化財研究所により平成28年6月20日から同年12月1日にかけて870㎡を対象として実施した朝堂院北端（大極殿院南門の前面）の内容確認調査である。	礎敷広場と大宝元年元日朝賀に関わる儀式で立てられた幢幡の遺構が発見された。
飛鳥藤原第190次調査	奈良文化財研究所により平成28年10月4日から平成29年2月6日にかけて480㎡を対象として実施した大極殿院の内容確認調査である。	大極殿院東面回廊東門と東面南回廊の規模、構造、位置関係が明らかになった。
飛鳥藤原第191次調査	農業用水路改修に伴い、奈良文化財研究所により平成29年1月10日から同年2月2日にかけて635.7㎡を対象として実施した外周帯の事前調査である。	藤原宮南面大垣外濠の可能性のある東西溝を検出した。
飛鳥藤原第192-7次調査	農業用水路改修に伴い、奈良文化財研究所により平成29年11月27日から同年12月15日にかけて182㎡を対象として実施した外周帯の事前調査である。	
飛鳥藤原第195次調査	奈良文化財研究所により平成29年10月4日から平成30年3月27日にかけて594㎡を対象として実施した大極殿院の内容確認調査である。	大極殿院東面北回廊と北面東回廊を確認した。宮造営に関連する2時期の整地層と溝を確認した。
飛鳥藤原第197-4次調査	農業用水路改修に伴い、奈良文化財研究所により平成30年11月19日から同年12月14日にかけて216㎡を対象として実施した外周帯の事前調査である。	朱雀大路西側溝の可能性の南北溝1条、宮造営期の井戸1基等が出土した。
飛鳥藤原第198次調査	奈良文化財研究所により平成30年5月28日から同年12月5日にかけて1,050㎡を対象として実施した大極殿院の内容確認調査である。	大極殿院北面東回廊、大極殿院北門、礎敷きと宮造営に関連する運河、先行朱雀大路等を確認した。
飛鳥藤原第200次調査	奈良文化財研究所により平成31年4月23日から令和元年10月23日にかけて1,179㎡を対象として実施した大極殿院の内容確認調査である。	大極殿院北東部において、大極殿後方東回廊、東面南・北回廊、掘立柱塼と宮造営期の溝を確認した。
飛鳥藤原第201-3次調査	既設水路改修に伴い、奈良文化財研究所により令和元年11月18日から同年12月12日にかけて195㎡を対象として実施した外周帯の事前調査である。	先行東一坊坊間路両側溝を推定位置付近で確認した。
飛鳥藤原第204-1次調査	建物建設に伴い、奈良文化財研究所により令和2年4月7日から同年5月11日にかけて10㎡を対象として実施した東方官衙南地区の事前調査及び事前立会である。	藤原宮期の遺構は確認されなかった。
飛鳥藤原第205次調査	奈良文化財研究所により令和2年5月25日から同年11月26日にかけて1,505㎡を対象として実施した大極殿院の内容確認調査である。	大極殿院東面北回廊と宮造営期の溝、土坑を確認した。
飛鳥藤原第208次調査	奈良文化財研究所により令和3年4月12日から同年10月29日にかけて1,904㎡を対象として実施した大極殿院の内容確認調査である。	大極殿後方東回廊、基壇、礎敷き、宮造営に関わる運河と先行朱雀大路等を確認した。
飛鳥藤原第210次調査	奈良文化財研究所により令和4年5月9日から同年8月26日にかけて1,179㎡を対象として実施した大極殿院の内容確認調査である。	大極殿後殿基壇と大極殿後方西回廊を確認した。

令和6（2024）年12月現在

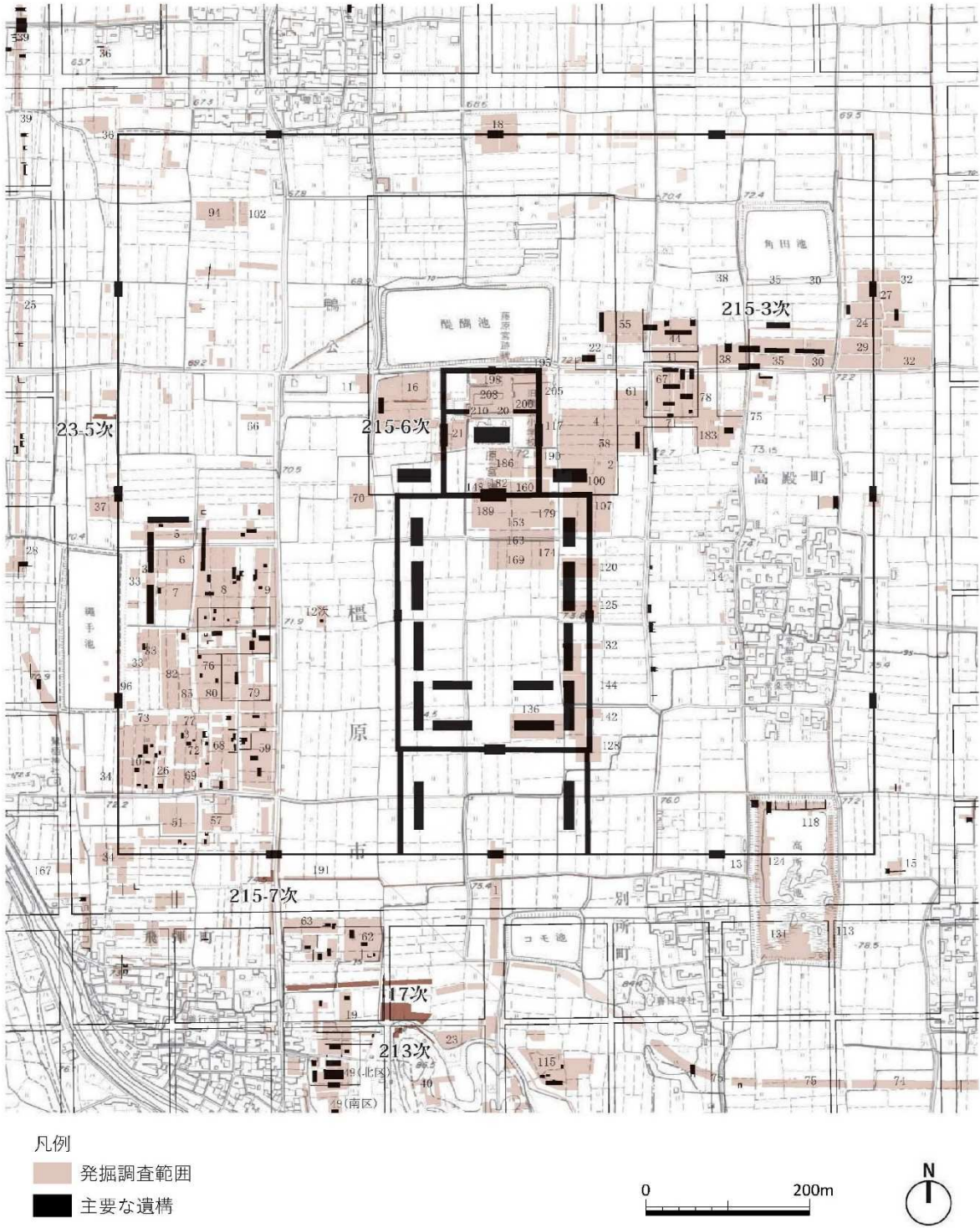


図19 特別史跡発掘調査範囲図
(出典：『奈良文化財研究所 発掘調査報告 2024』，奈良文化財研究所，2024)

IV. 土地利用状況

特別史跡指定地は、「宮中枢部」⁵については、大部分が史跡整備地（公共空地）及び田となっている。それ以外の東西官衙等の位置する範囲は、田、畑に加え、歴史的集落や住宅地（住宅用地）、溜池（水面）、小学校等の公共施設（公益施設用地）等、多様な土地利用がなされている。周辺には住宅地、田を中心に、一部に商業地（店舗等）が広がる。

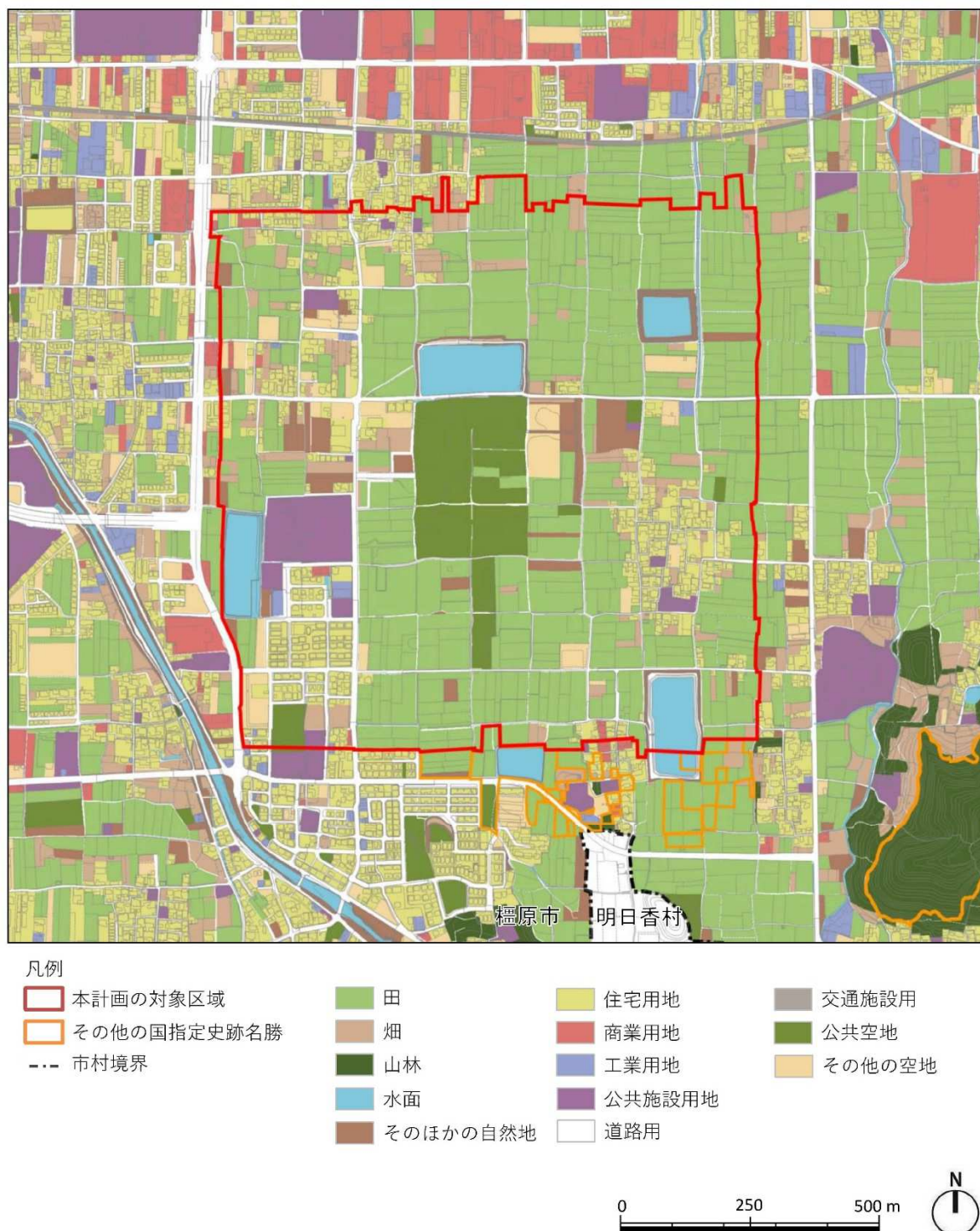


図 20 土地利用現況（出典：平成 26 年度橿原市都市計画基礎調査）

⁵ 内裏、大極殿院、朝堂院、朝集殿院を内包する範囲で、藤原宮跡保護のため最も早く史跡指定された範囲

V. 土地所有状況

特別史跡指定地の約 57.52 % が、国有地となっている。

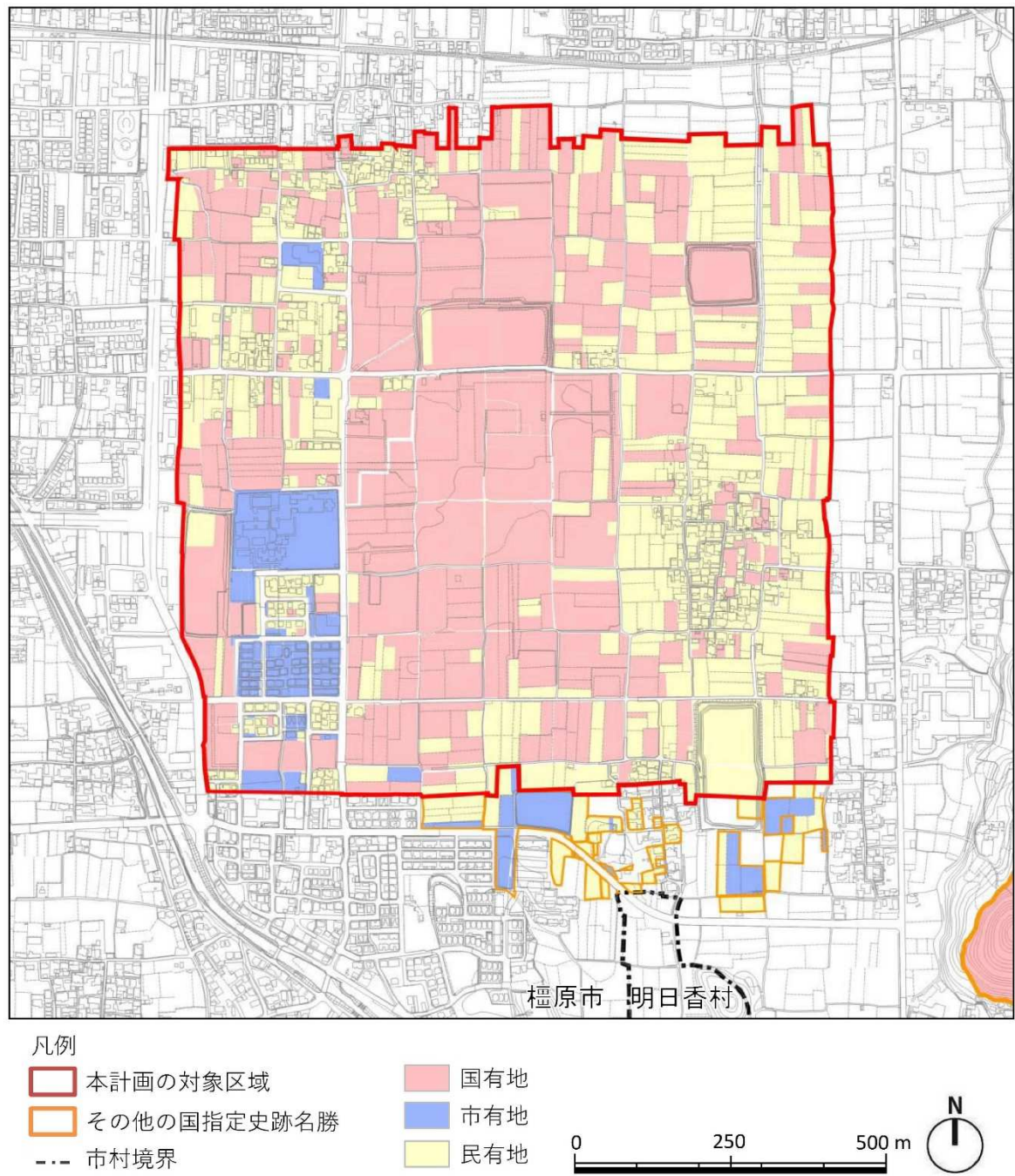


図 21 土地所有現況

第4章 特別史跡藤原宮跡の本質的価値

I. 特別史跡藤原宮跡の本質的価値

「第3章―II. 文化財指定状況」において整理した指定説明を踏まえ、藤原宮跡の本質的価値を以下の通り整理する。

- ・特別史跡藤原宮跡は、我が国最初の都城藤原京の中心に位置し、首都の成立を象徴する宮殿跡
- ・持統8（694）年から和銅3（710）年の平城京遷都までの16年間政治が執り行われた、四周を巡る大垣により周囲と隔絶した宮殿に、初めて瓦葺礎石建ち建物が採用された殿堂と官衙を機能的に配置
- ・天武朝からの造営過程を物語る運河、管理施設
- ・古代東アジアの宮殿の造営思想である三山鎮護の思想を具現化した名勝大和三山の眺望

II. 特別史跡藤原宮跡を構成する要素

特別史跡藤原宮跡の本質的価値を踏まえ、「第2章―II―3―（2）藤原京関係文化財の類型」（P.54）、及び諸要素の分類（P.60）及び「特別史跡藤原宮跡整備基本構想（改訂版）」に基づき、特別史跡藤原宮跡を構成する要素を以下の通り整理する（表30及び図22～24）。

表30 特別史跡藤原宮跡を構成する要素

分類	諸要素
ア 本質的価値を表す諸要素	① 地上に表出している地形
	② 地下に埋蔵されている遺構・遺物
イ 本質的価値を表す諸要素と密接に関わる諸要素	条里制地割による田園、古代の荘園由来の歴史的集落
ウ 本質的価値を表す諸要素と関わり調整が必要な諸要素	信仰関連施設
	・大極殿跡（基壇跡と一体となった土壇状の地形）
	・内裏、大極殿院、朝堂院、朝集殿院、官衙、大垣、宮城門、濠等の遺構（宮殿・官衙跡 [東西南北を大路に囲まれ、大垣を巡らした東西約 925m、南北約 907m の範囲]の遺構）
	・宮殿・官衙跡の造営過程を物語る遺構（先行条坊跡、運河跡、管理施設跡）
	・遺物（礎石、瓦、土器、木製品等）
	・田園
	・醍醐、高殿、別所等の歴史的集落
	・鴨公神社（玉垣、鎮守の杜）
	・小宮土壇（鎮守の樹）

分類	諸要素
エ その他の諸要素	① 保存管理のための施設 該当なし
	② 価値解説のための施設 ・地下遺構の平面表示 大極殿、朝堂院四門 西南隅、南面、西面の大垣 西面南門、内濠、外濠の位置 東面中門の一部、東方官衙地区の一部 ・標柱サイン、解説サイン ・ビジターセンター ・万葉歌碑（持統天皇御製歌）
	③ 来訪者の安全性、快適性に資する施設 ・案内サイン ・多目的広場、遊歩道 ・トイレ・ベンチ・日よけ ・来訪者用駐車場 ・バス停（橿原市コミュニティバス等） ・樹木（多目的広場その他） ・花園植栽（菜の花、ハナハス、コスモス等）
	④ 本質的価値と関わりのない施設 ・道路、水路、溜池等の土木構造物部分 ・電柱等地上の工作物 ・現代建築物（公共施設、集合住宅等）
オ 周辺に位置し、史跡と密接に関わる諸要素	① 歴史的風土、周辺環境 ・藤原宮域から大和三山を望む眺望景観 ・史跡藤原京跡朱雀大路跡左京七条一・二坊跡右京七条一坊跡との一体感ある景観 ・万葉集に詠まれた整地された平坦地 ・飛鳥川
	② 史跡周辺の遺跡 ・宮及び寺院等：藤原宮、大官大寺跡、本薬師寺跡、紀寺跡、膳夫寺跡、興善寺跡、木之本廃寺、田中廃寺、和田廃寺、石川廃寺、久米寺跡、大窪寺跡、日向寺跡、小墾田宮推定地、吉備池廃寺、山田寺跡周辺、奥山廃寺 ・京条坊関連：京極にかかる部分、宮周辺地域、日高山瓦窯跡、日高山横穴

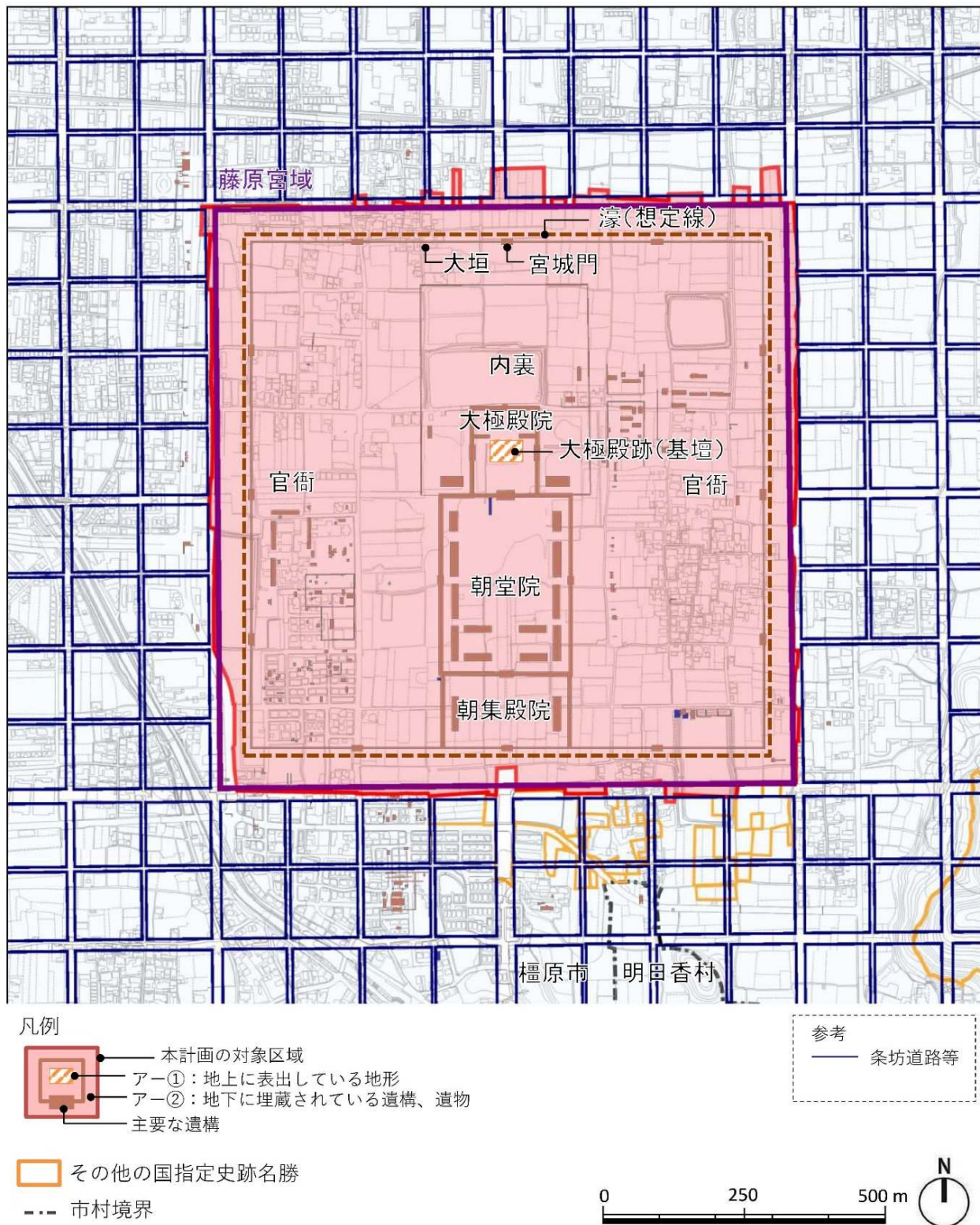


図22 (ア) 本質的価値を表す諸要素 位置図

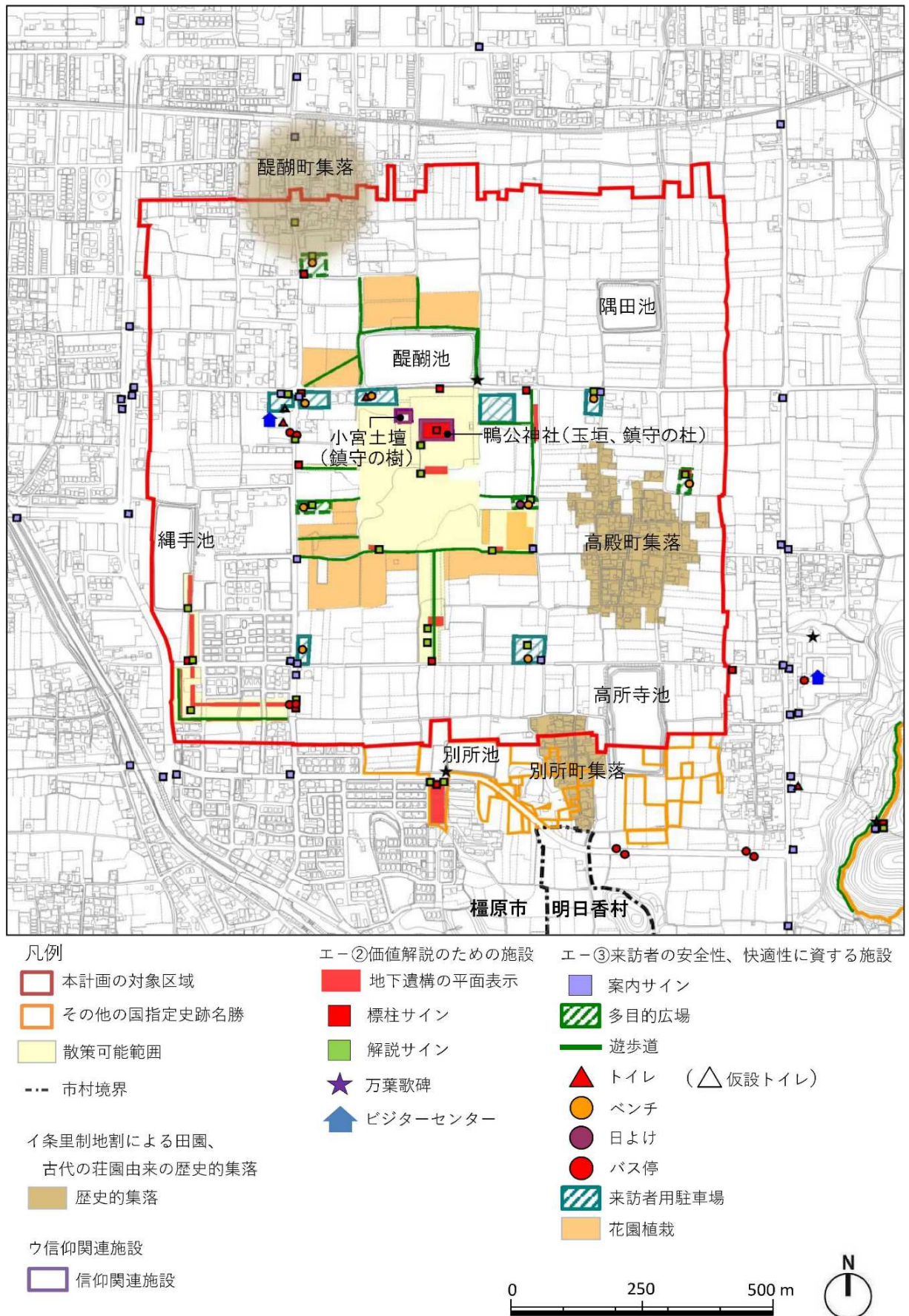


図23 (イ) 本質的価値を表す諸要素と密接に関わる諸要素(エ) その他の諸要素(②、③) 位置図

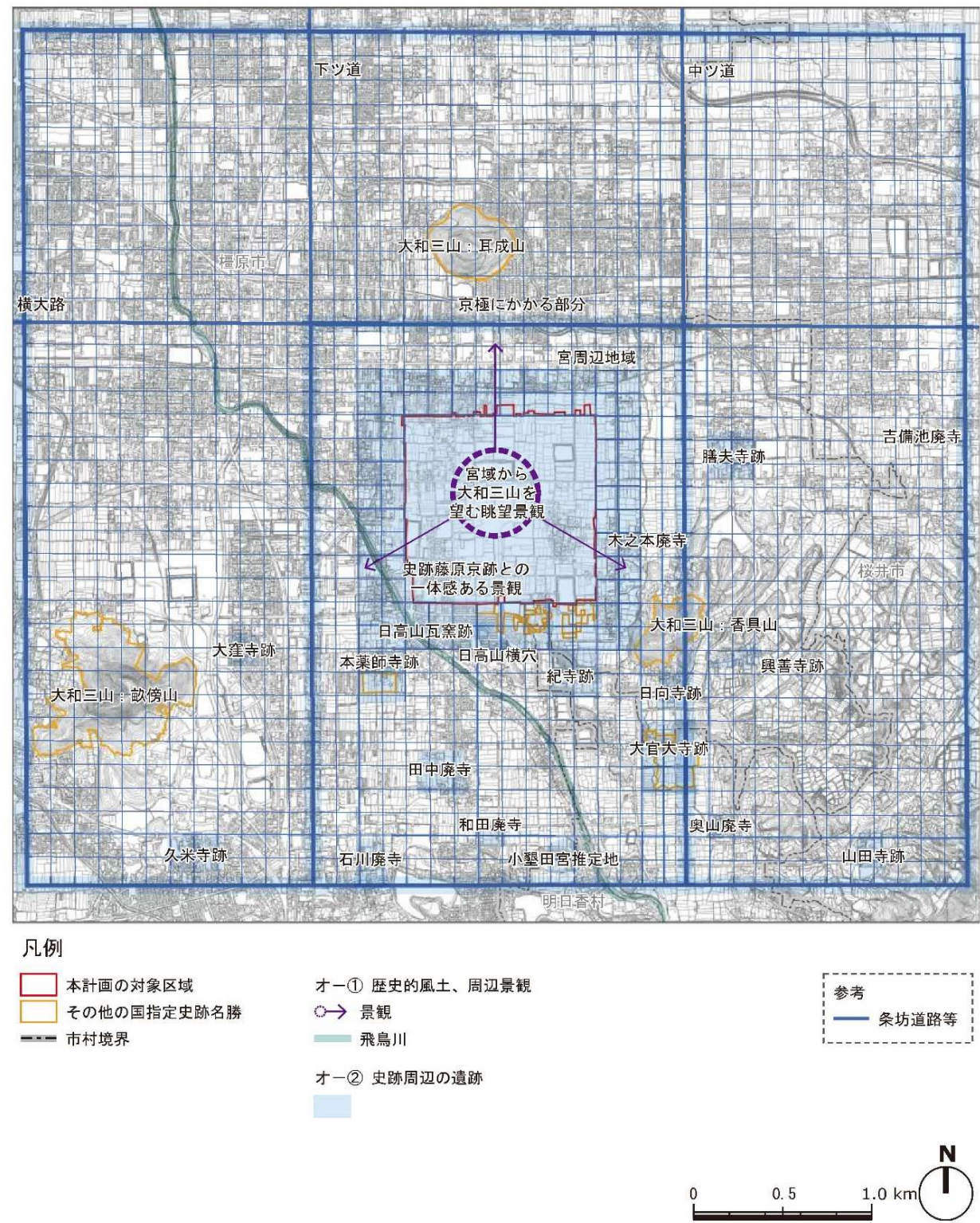


図24 (オ) 周辺に位置し史跡と密接に関わる諸要素 位置図

第5章 現状及び課題

I. 保存管理の現状

1. 保存状態

- ・藤原宮は、平城遷都後に施工された条里制地割による田園に変貌し、昭和9（1934）年より始まる発掘調査により発見されるまで地下に埋もれていたため、有機物を含む遺構・遺物が良好に保存されている。
- ・地上に表出している大極殿の基壇跡は基壇跡そのものを大宮土壇、基壇上を鴨公神社鎮守の杜と称して信仰の対象として長く保存されてきた。また、大極殿院の西回廊上には小宮土壇と呼ばれる高まりがあり、日本古文化研究所の発掘調査によって瓦塚と判明したが、地域住民により大宮土壇とともに信仰の対象とされている⁶。
- ・特別史跡内には、藤原宮の大部分（宮殿〔内裏〕、政庁〔大極殿院、朝堂院、朝集殿院、東西官衙地区、大垣〕）が含まれており、文化財保護法に基づき現状変更等が厳しく制限されているとともに十分な覆土が成されており、地下に埋蔵されている遺構・遺物は良好に保存されている。
- ・藤原宮域での未指定地は、埋蔵文化財包蔵地の中でも特に重要な重点地区に位置づけられており、建築・土木行為を行う際は原則として発掘調査を行うよう定められている。加えて、地下に埋蔵されている遺構・遺物に影響を与えない範囲、工法を採用するよう指導をしており、現在未指定地に位置する公共施設等についてもそのような工法が採られている。

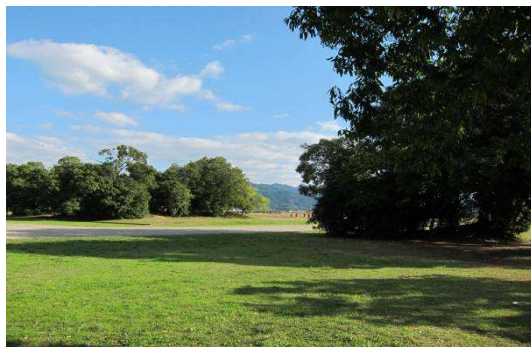


写真9 大宮土壇（左）と小宮土壇（右）

2. 管理及び運営

- ・現在、特別史跡藤原宮跡の維持管理は、文化庁（文化財第二課）、奈良県（文化財課）、管理団体である橿原市（文化財保存活用課・世界遺産登録推進課）の各機関が連携のもと、その他民間の土地所有者の協力を得ながら実施している。
- ・文化庁は、特別史跡内の国有地全体での草刈、便益施設の清掃等を実施している。特に草刈は、周囲の住宅の市民生活や田園等における営農行為に支障がないよう、農繁期や水利施設の清掃時期等を考慮して作業を実施している。
- ・橿原市は、日常の見回り等を実施している。
- ・奈良文化財研究所は、発掘調査計画に基づく発掘調査を継続している。
- ・花の植栽等一部国有地の美化に関しては、地域住民で組織された「藤原宮跡整備協力委員会」と橿原市が協力している（次頁①）。

6 出典：『藤原宮跡発掘調査報告1』，日本古文化研究所

Ⅱ. 活用の現状

1. 公開状況

- ・国有地内に散策可能な史跡整備地を有しており、終日立ち入り可能である（図 23）。入場料の徴収は行っていない。
- ・来訪者は、大極殿院跡や朝堂院跡、内裏跡、西南隅から南面大垣跡の一部、西面南門跡や東面中門跡等で遺構の平面表示等を見学することができる。
- ・大宮土壇と鴨公神社鎮守の杜及び小宮土壇は、現在も信仰に関連するものとして維持されている。

表 31 藤原宮跡の来訪者数

年度	H28	H29	H30	H31・R1	R2	R3	R4	R5
来訪者数（人）	14,732	15,779	20,689	17,950	5,815	9,729	16,044	15,089

（参考：橿原市藤原京資料室入室者数）

2. 活用状況

- ・数多くの周遊モデルコースや観光ウォーキングイベントにも組み込まれている他、下記のような事業が実施されている。

①特別史跡藤原宮跡 花園植栽整備事業

特別史跡藤原宮跡の本格整備の着手にはかなりの時間を要する。このため本格整備までの間、暫定整備の一環として本市が国有地の一部を借用し、季節の花を植栽する事業を所有者である文化庁に提案し、同意を得た。時に世界遺産暫定一覧表に記載される「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の構成資産の一つとして特別史跡藤原宮跡があがっていたこと、特別史跡藤原宮跡の整備への取組みに意欲的に参加したいという地域住民からの要望もあり、平成 18（2006）年より今日まで継続している。現在まで、生物学的要因等による一部品種の植栽の中止、区域拡大及び変更といった修正を図り、特別史跡藤原宮跡の知名度や来訪者数の増加と、特別史跡の美観向上に繋げている。

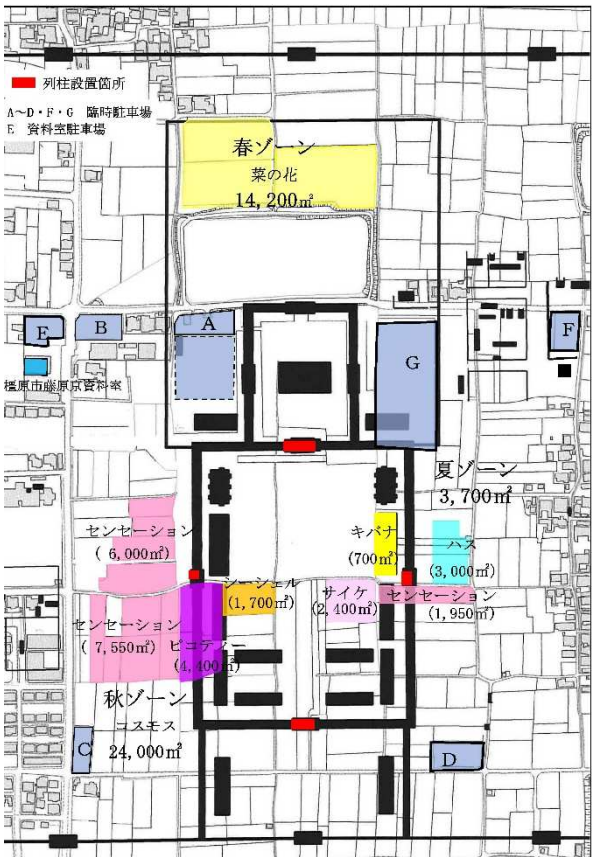


図 25 令和 7（2025）年度植栽事業範囲

○事業開始年：平成 18（2006）年度

○実施体制：橿原市・藤原宮跡整備協力委員会（平成 18〔2006〕年 5 月設立）

②藤原京創都 1300 年記念事業及びその後の関連事業

「藤原京創都 1300 年記念祭」は、藤原京の創都 1300 年を記念して、大いなる文化遺産を多くの人々に知ってもらい、驚き、楽しみ、感動して、21 世紀へ語り継ぐ場とするとともに、これからの活力醸成、地域文化の発展をより身近に体験し、創造する場とすることを基本理念に開催された。会期中、全国に「特別史跡藤原宮跡」を発信するためのさまざまなイベントが行われ、また奈良国立文化財研究所（現 奈良文化財研究所）、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館等の関連施設において、さまざまな特別展が開催された。

主催：橿原市・藤原京創都 1300 年記念事業実行委員会

後援：文化庁、奈良県他

会期：平成 7（1995）年 3 月 29 日（水）～同年 5 月 21 日（日）の 54 日間

最終入場者数：631,772 人

また、藤原京創都 1300 年記念事業の後継として、史跡のイメージアップを目的としたライトアップや燈火イルミネーションなどの夜型のイベント：「ライトアップ・ムーンライト IN 藤原京」（平成 22〔2010〕年度まで）や、藤原京と歴史に関する体験学習型の昼型イベント：「藤原京ラビリンス」（平成 23〔2011〕年度から平成 25〔2013〕年度）が行われてきた。



写真 10 平成 24（2012）年藤原京ラビリンスの様子

3. 情報発信

- ・奈良文化財研究所藤原宮跡資料室では、藤原宮跡をはじめとした飛鳥・藤原地域の遺跡の発掘調査において出土した遺物を展示している。
- ・橿原市藤原京資料室では、「飛鳥・藤原の宮都」の構成資産の写真・解説パネルや、柱や瓦などの出土品を展示している。
- ・本市の HP や広報誌等、各種媒体による広報活動を行っている他、以下のような取組を実施している。

①発掘調査、現地説明会

特別史跡藤原宮跡では、奈良文化財研究所が継続して発掘調査を実施し、その成果について現地説明会が開催されている（表 32）。

②特別史跡藤原宮跡パンフレット

世界遺産登録を目指す「飛鳥・藤原」について、世界遺産としての価値の概要や市内に存在する資産の概要など、国内外からの来訪者に広く紹介するための解説パンフレットを作成しており、特別史跡藤原宮跡についても掲載している。

③1/1000 藤原京復元模型

同章Ⅱ－2－②で述べた藤原京創都 1300 年記念事業の一環として、約 5m×7m の大きさを製作した我が国初の都城を再現した 1/1000 藤原京復元模型を、橿原市藤原京資料室で展示公開している。

表 32 特別史跡藤原宮跡 現地説明会一覧

(資料：奈良文化財研究所HP)

実施年月日	調査回数
平成 28 (2016) 年 10 月 2 日	飛鳥藤原第 189 次
平成 29 (2017) 年 1 月 28 日	飛鳥藤原第 190 次
平成 30 (2018) 年 3 月 3 日	飛鳥藤原第 195 次
平成 30 (2018) 年 9 月 15 日	飛鳥藤原第 198 次
令和元 (2019) 年 10 月 6 日	飛鳥藤原第 200 次
令和 2 (2020) 年 11 月 7 日	飛鳥藤原第 205 次
令和 3 (2021) 年 10 月 2 日	飛鳥藤原第 208 次
令和 4 (2022) 年 8 月 6 日	飛鳥藤原第 210 次



写真 11 藤原京復元模型



写真 12 藤原宮の再現映像の上映

Ⅲ. 整備の現状

特別史跡藤原宮跡の整備については、文化庁が平成 13 (2001) 年 2 月に整備基本構想を策定し、令和 7 (2025) 年 1 月 23 日に改訂を行っている。改訂版整備基本構想では、整備基本方針において「ユニバーサルデザインに配慮し、特別史跡藤原宮跡に関わる全ての人が安全・安心にすごせる整備を行う。」ことが明記された。また、藤原宮跡を内裏、大極殿院、朝堂院、朝集殿院が配置されていた殿堂地区と、その周囲の官衙地区に区分（官衙地区は現在の土地利用

状況等をふまえ、殿堂外郭エリア、集落エリア、利便施設エリア、大垣エリアに細分) しており、各地区毎の整備の方向性が示されている。なお、構想に続く整備基本計画は未策定である。

これまで、文化庁の国有化事業の進捗に合わせて部分的な整備が行われてきた。以下、今日までに実施された整備状況について述べる。

- ・特別史跡指定地には、特別史跡藤原宮跡の価値解説の施設としての遺構の名称や内容を示す標柱サイン、解説サインと来訪者の安全性、快適性に資する施設としての案内サインが各所に設置されており、国有地の拡大に伴い随時増築、更新が行われている。また、水路等の危険箇所については転落防止柵が設置されるなど、来訪者の安全に直結する設備の整備も進んでいる。



写真 13 標柱サイン



写真 14 解説サイン

- ・国有地において、藤原宮の大極殿跡周辺、大垣跡の一部（南面、西南隅、西面）、西面南門跡、東面中門跡の一部について、建物の柱跡等を表す地下遺構の平面表示が文化庁により整備されている。

○藤原宮の大極殿院跡周辺：鴨公小学校移転に伴い、昭和 51（1976）年度に大極殿及び朝堂院地区の第 1 次暫定整備計画を策定し、その跡地等を同年度～56（1981）年度にかけて盛土、凝灰岩による基壇縁の表示、芝張、植栽等の整備が実施された。

○大垣跡の一部（南面、西南隅、西面）：昭和 56～57（1981～1982）年の奈良国立文化財研究所による藤原宮第 34 次調査で検出された、西南隅地域の大垣跡、外濠跡、内濠跡に関する成果を受け、昭和 60（1985）年度、63（1988）年度に藤原宮の外郭に関わる公園整備が初めて実施された。西南隅から南面にかけての大垣跡の盛土による表示、外濠、内濠跡の一部表示を行ったことにより、藤原宮の一角ではあるが、藤原宮域と構造が地上に表示されるようになった。

○西面南門跡：大垣跡の列柱及び西面南門の唐居敷の復元が実施された。「藤原宮の宮城門」として 2 か国語の解説サインが設置されている。

○東面中門跡：平成 24（2012）年の奈良文化財研究所の発掘調査により東面中門跡の一部が良好な状態で発見されたことを受け、平成 26（2014）年度に藤原宮の東限を表す地下遺構の平面表示が実施された。

- ・北面西門跡：平成 7（1995）年に醍醐町自治会により、「傳藤原宮海犬養門趾」の解説サインが設置されている。水路中の礎石とともに、北限を表す唯一の解説サインである。



写真 15 唐居敷の復元



写真 16 藤原宮の宮城門の解説サイン



写真 17 地下遺構の平面表示（大極殿院南門）



写真 18 「傳藤原宮海犬養門趾」の解説サイン

- ・本市では、特別史跡藤原宮跡の整備対策事業の一環として、所有者である文化庁との協議のもと、朝堂院四門の列柱表示を平成 18（2006）年度から実施し（平成 23〔2011〕年度から通年実施）、藤原宮の重要施設の領域表示を行っている。
- ・持統天皇御製歌の「春過ぎて 夏来るらし 白栲の 衣乾したり 天の香具山」が記された万葉歌碑が、醍醐池堤に設置されている。
- ・来訪者の安全性、快適性に資する施設として、便益施設（仮設トイレを含む）が設置されている他、来訪者の増加する期間は駐車場としても利用可能な多目的広場が整備されている。
- ・特別史跡内及び近隣には、奈良文化財研究所藤原宮跡資料室、橿原市藤原京資料室といったビジターセンターが整備されており、藤原京の復元模型や出土遺物が常設展示されている。

IV. 周辺環境の現状

藤原宮は、東アジアの宮殿の造営思想である三山鎮護の思想を具現化した宮殿である。現在も、藤原宮の造営思想を実感できる藤原宮域から名勝大和三山を三方に望む景観や、都城建設のために人工的に整地されたことを表す地形がみられる。そして、藤原宮の南面に配置された藤原京の重要施設が密集する空間である史跡藤原京跡の他、藤原宮の西南には飛鳥川が流れ、当時の環境を今に伝えている。そのため、これらの環境との一体的保全が望まれる。

特別史跡藤原宮跡及び周辺に適用される関連法令による規制は、以下の通りである。

①都市計画法（用途地域、高度地区、風致地区）

特別史跡指定地は、大部分が市街化調整区域、西側の一部は市街化区域（用途地域：第一種住居地域、高度地区：15m高度地区及び15m斜線高度地区）に指定されている。また、中央部は第1種風致地区、第3種風致地区に指定されている。

指定地周辺は、西側が市街化区域（用途地域：第一種住居地域、高度地区：15m高度地区）、東・北・南側は大部分が市街化調整区域に指定されている（図26、27）。

②古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）

特別史跡指定地の中央部が歴史的風土特別保存地区、さらにその外側が歴史的風土保存区域に指定されている（図28）。

③景観法に基づく檜原市景観計画及び檜原市景観条例

特別史跡指定地は周辺景観保全エリア（大和三山眺望景観保全地区）に指定され、周囲は周辺景観保全エリア、遠望景観保全エリア（以上、大和三山眺望景観保全地区）、自然風致保全エリア、沿道市街地エリア、専用住宅地エリア、田園・住宅地エリア（以上、一般地区）に指定されている（図29）。

また、藤原宮跡から名勝大和三山を眺める方向を「視線のみち」と位置づけ、重要眺望景観に指定されている。大和三山の山並みの高さ2分の1以上を眺望する高さ基準を設けることで、眺望景観の保全を図っている（図30、31）。

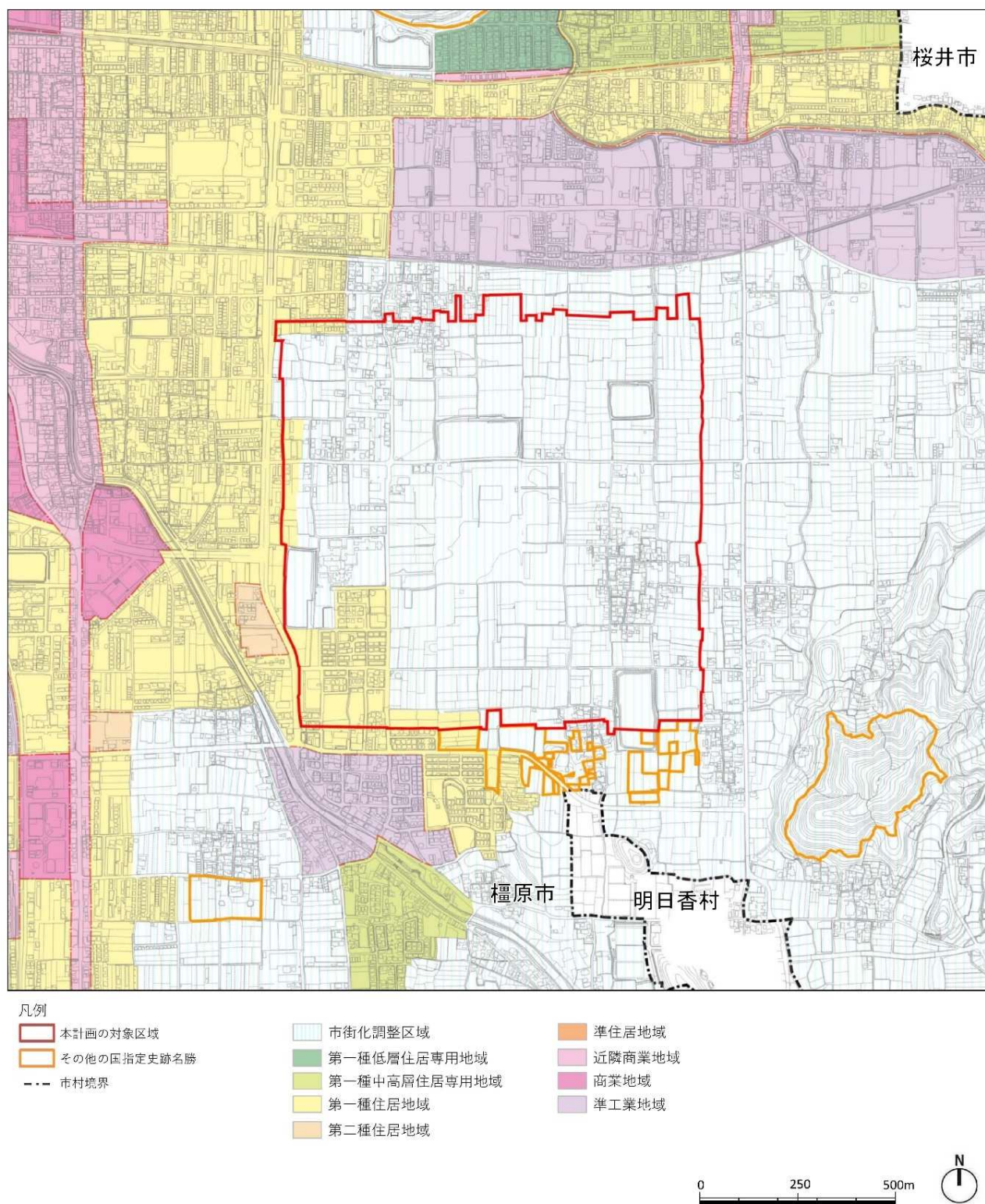


図 26 都市計画法（用途地域）

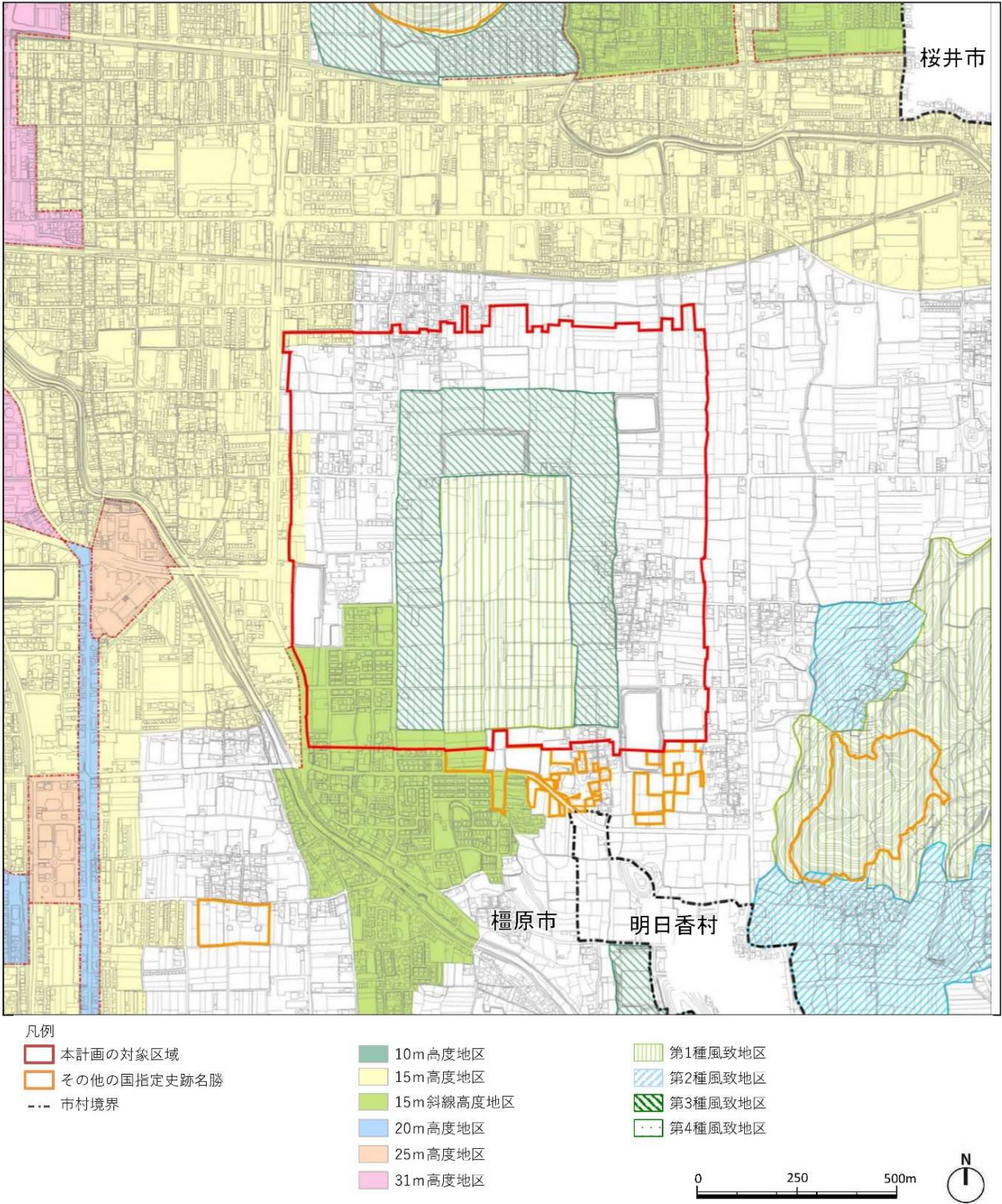


図 27 都市計画法（高度地区、風致地区）

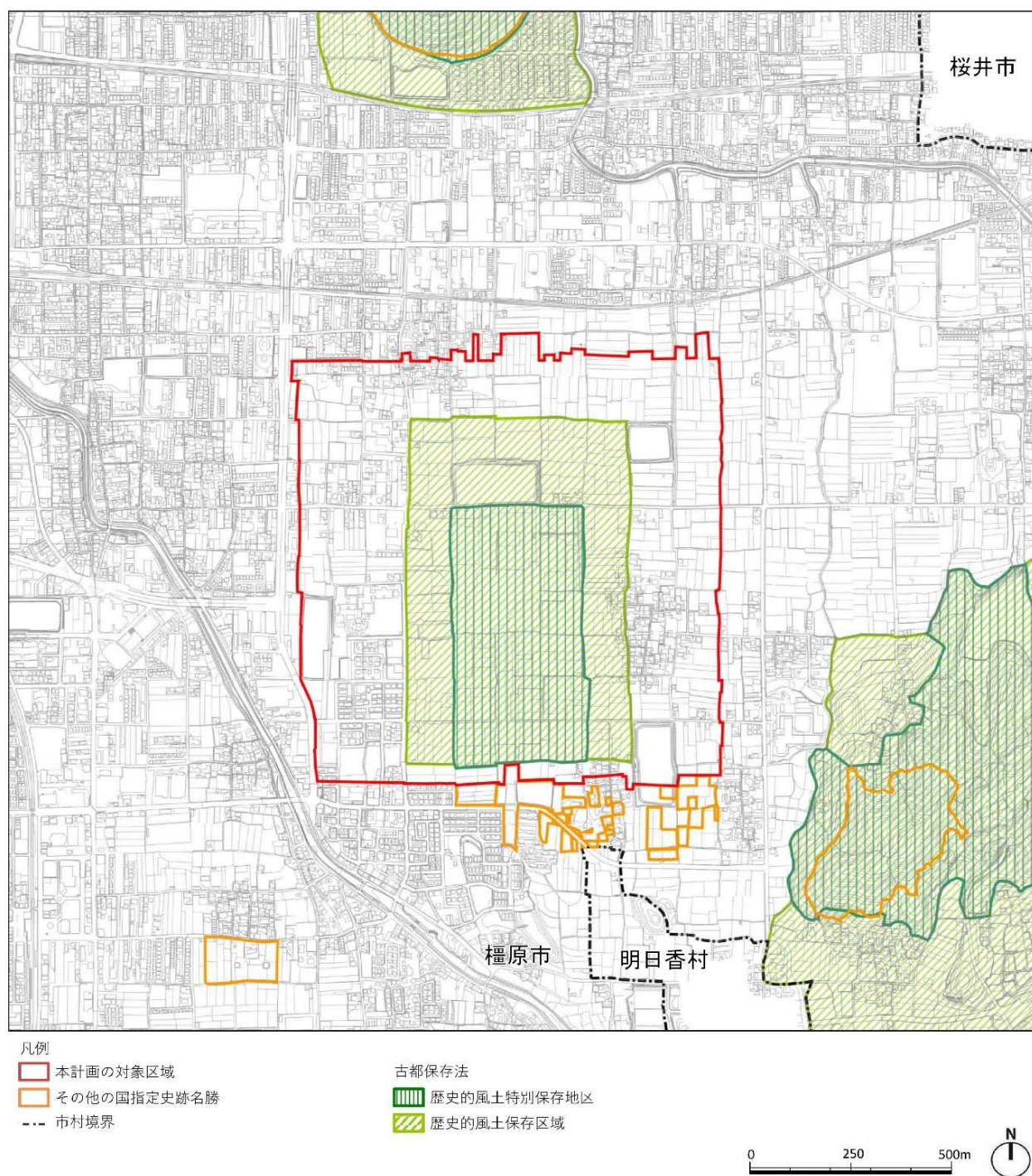


図 28 古都保存法

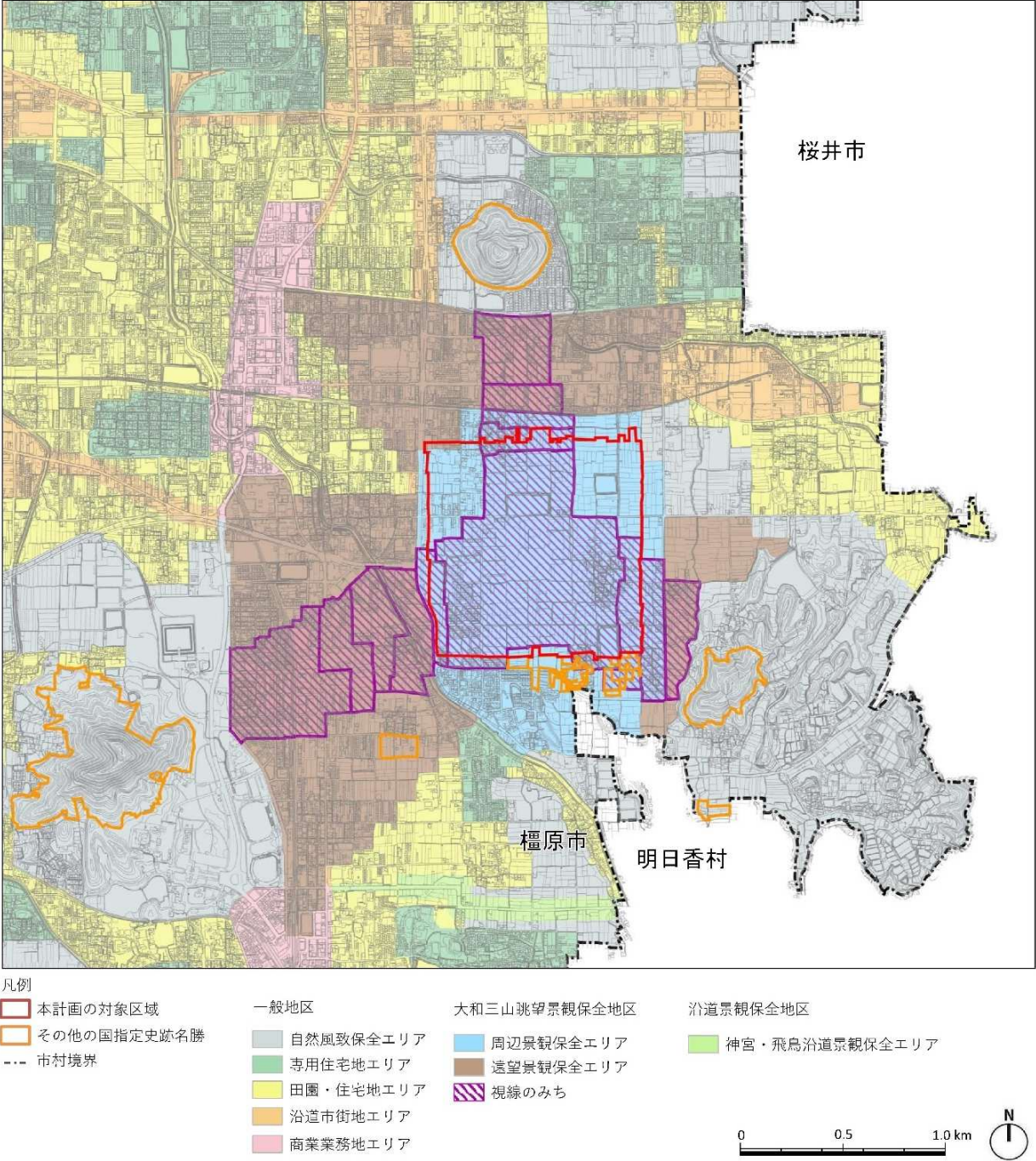


図 29 檀原市景観計画

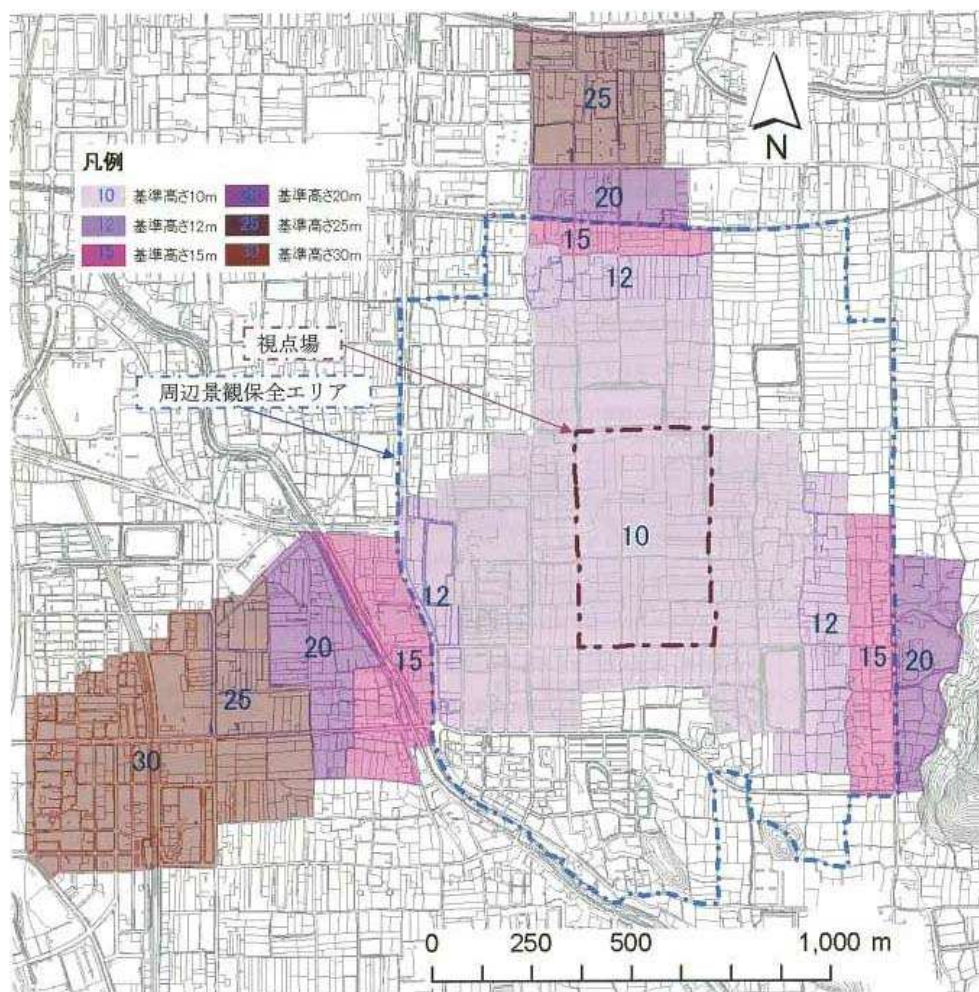


図30 大和三山眺望景観保全地区建築物、工作物の基準高さ指定図
(出典：『大和三山眺望景観保全計画』，橿原市，平成24年1月)

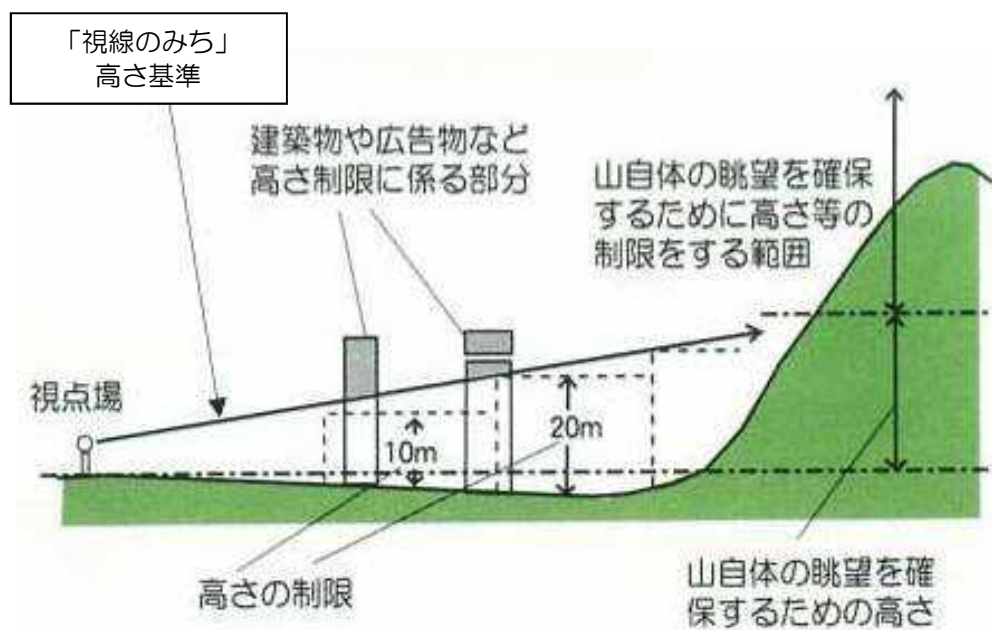


図31 大和三山眺望景観保全地区建築物等の高さ規制イメージ図
(出典：『大和三山眺望景観保全計画』，橿原市，平成24年1月)

V. 運営・体制の現状

現在は本市、国、奈良県、近隣市村、奈良文化財研究所や奈良県立橿原考古学研究所等の調査担当機関、地域住民、ボランティア等の関係機関や団体が個別に様々な取組を進めており、一部においては連携が図られている。

VI. 課題

先に述べたⅠ～Ⅴまでの現状を踏まえた上で、以下の通り課題を整理する。

<特別史跡指定地の保存管理>

現在の発掘調査の進捗状況では、藤原宮の全貌は未解明であり、特別史跡藤原宮跡を適切に保存していくための情報が不足している。大極殿跡基壇の遺構については、降雨等による表土流出を防ぐ必要がある。特別史跡指定地や周辺の市有地には公共建築物があり、今後の方針が求められている。

<特別史跡指定地周辺の保存管理>

既に指定された大垣跡周辺より内側の宮内官衙地区等には未指定地が残るため、遺跡の確実な保存に向けた、藤原宮跡全域の史跡指定が達成されていない。

既に宮（国政）と京（都）の運営に関わる重要施設が密集することが判明している史跡藤原京跡以外の、藤原宮を取り巻く地区の中には、藤原宮と密接な関係性を有する遺構等が数多く存在すると考えられる。特別史跡藤原宮跡と一体となった保存を図るためには、特別史跡藤原宮跡周辺域の発掘調査による解明と、成果を踏まえた適切な保護が不十分である。

また三山鎮護の思想を具現化した特別史跡藤原宮跡から見る名勝大和三山の眺望と、名勝大和三山における特別史跡藤原宮跡の視点場周辺の景観保全が十分に果たせていない。

<活用>

藤原京関係文化財の中核である特別史跡藤原宮跡は、藤原宮のみならず藤原京全体の価値を伝えるための活用を牽引していく必要がある。しかしながら広大な面積を有するため、活用には維持管理の現状を踏まえ、営農や市民生活等の周辺環境等に応じた配慮が必要である。

また、特別史跡藤原宮跡における啓発事業は「特別史跡藤原宮跡 花園植栽整備事業」のみ毎年行われており、その他の継続して行う啓発活用の手法が少ない。

<整備>

特別史跡藤原宮跡は、条坊で区画された広大な藤原京を端的に表わす史跡である。平成 13（2001）年に文化庁が整備基本構想を策定し、令和 7（2025）年 1 月に改訂したが、整備基本計画は策定されていない。

第5章 現状及び課題

また特別史跡藤原宮跡内は一部舗装されている箇所があるものの、遊歩道としての機能はなく、移動に配慮が必要な方や様々な方が快適に楽しめる環境にはなっていない。来訪者の快適性に資する便益施設の設置も必要である。

そのほか近年の国有地の拡大に応じた整備が不十分である。

＜運営・体制＞

運営に関わる機関や団体が多く、一部においては連携が図られているものの、十分とは言えない。特に情報共有が不足していることから、連携の必要性を検討できていないところもある。保存管理、活用を円滑に行うためには、関係機関や団体相互における共通認識をもつことが必要である。

第6章 大綱・基本方針

以上に整理した「第3章 特別史跡藤原宮跡の概要」、「第4章 特別史跡藤原宮跡の本質的価値」、「第5章 現状及び課題」を踏まえ、本計画の大綱及び基本方針を以下の通り定める。

I. 大綱

藤原宮跡の調査研究を継続し、遺跡の保存を図るとともに、広大な遺跡の活用と管理が持続可能な整備を行う。整備にあたっては、地域住民をはじめ行政・関係機関・関係者の理解と協力のもとに行い、整備の効果が広く還元されることを目指す。そして、地域住民はもとより広く国民が保存と活用に参加できる機会を創出し、藤原宮跡を次世代へと継承する。

II. 基本方針

①調査、研究：藤原宮の全貌解明

昭和9（1934）年に始まる発掘調査による藤原宮の所在の確定以降、奈良国立文化財研究所を中心に発掘調査が進められ、藤原宮の規模や構造等が明らかにされてきた。しかし、現在、発掘調査面積は藤原宮域の14%弱で、天皇祭祀に関わる儀式空間や宮内に配置された多くの官衙等は未解明である。この点、同種同様の遺跡である特別史跡平城宮跡では、既に40%弱の発掘調査が行われて規模や構造に関わる多くの知見が得られ、その調査成果に基づき整備事業が進められていることに留意すべきである。

藤原宮域を確実に保存するためには、追加指定が必要な範囲、保存管理、活用の在り方を明確にする必要がある。そのためには、今後も継続的な発掘調査を進め、我が国最初の都城の中心となった宮殿の全貌を解明することが重要である。引き続き本市は、奈良文化財研究所の発掘調査をはじめとする調査、研究に協力する。

②未指定地の保存：追加指定の推進及び実効的な施策の検討

昭和21（1946）年の史跡指定以降23回にわたり追加指定が行われ、特別史跡の指定地は藤原宮全域に及んでいるものの、現在住居地域として利用されている範囲を中心に一部未指定地が残る。

藤原宮跡の本質的価値を確実に保存し、遺跡の完全性を担保するために、上記の調査、研究の成果を踏まえ、藤原宮跡の本質的価値を表す要素が分布する未指定地の追加指定を、所有者との十分な協議のもと、積極的に推進する。

未指定地は、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地である。奈良県は「重要遺跡藤原京跡における埋蔵文化財取り扱い基準【令和6（2024）年10月8日付け奈良県知事通知（文財第377号）】」（詳細は巻末参考資料を参照）を策定し、この基準に基づき藤原宮跡の本質的

第6章 大綱・基本方針

価値を表す要素の保護を行っている。なお、確実に遺跡の保存をするための実効的な施策を検討する。

③公有化：特別史跡指定地の積極的な国有化の推進

現在、特別史跡内の約 57.52%、中枢部（内裏、大極殿院、朝堂院、朝集殿院を内包する範囲）では約 91%が国有地となっている（令和 7 年 3 月現在）。保護に万全を期し、整備・活用の利便性を向上させるため、『特別史跡藤原宮跡整備基本構想』に基づく早期の整備実現を目指し、土地所有者等との十分な協議のもと、より一層の国有化を推進する。

④遺跡の保存：特別史跡指定地の現状変更の規制による保存

現在、特別史跡指定地は文化財保護法に基づき厳しく現状変更等が規制されているとともに、約 57.52%が国有化されている。また、大部分が市街化調整区域に含まれ、市街化区域も公共施設や住居地域であるため、建築・土木行為により価値が消失する可能性は低い。

また、地下に埋蔵されている遺構・遺物の上部は適切な厚さの覆土がなされ、地上には地下に埋蔵されている遺構・遺物を良好に保存してきた条里制地割による田園とその管理設備、営農母体となった古代の荘園由来の歴史的集落が維持されている。

今後も、特別史跡指定地については、学術調査や文化財の価値を伝えるための活用に係る行為等を除き文化財保護法に基づく現状変更等の行為の規制を継続する。

⑤維持管理：管理団体指定に基づいた適切な維持管理

広大な特別史跡指定地では、営農や防災等の市民生活に配慮した適切な維持管理が必要である。

本市が令和 7 年 1 月に管理団体に指定されたことに伴い、藤原宮跡の適切な維持管理を文化庁と連携し適切に行う。

また、花園植栽整備事業を継続し、特別史跡の美観維持と荒廃防止に努める。

⑥周辺環境の保全：東アジアの宮殿の造営思想を表す名勝大和三山への眺望、史跡藤原京跡との一体感のある景観、立地環境を表す地形との一体的な保全

藤原宮は、古代東アジアの宮殿の造営思想である三山鎮護の思想を具現化した宮殿である。現在も、藤原宮の造営思想が実感できる藤原宮域から名勝大和三山を三方に望む景観や立地環境、宮殿建設のために人工的に整地されたことを表す地形との一体的な保全が望まれる。また、周辺には、藤原京の重要施設が密集する空間である史跡藤原京跡等の特別史跡藤原宮跡と密接な関連性を有する史跡等が数多く存在し、これらとの一体的な保存も望まれる。

以上のような景観や要素は特別史跡指定地だけでなく、その外側にも広がるものであることを踏まえ、現在適用されている都市計画法（用途地域、風致地区、高度地区）、古都保存法、景観法に基づく橿原市景観計画及び橿原市景観条例を適切に運用し、保全を図る。

⑦活用：藤原京関係文化財等を訪れるきっかけとなる活用の検討

近年、文化財を単に凍結保存するだけでなく、地域の「たから」として適切に活用することで、文化振興とともに地域活性化を図ることがこれまで以上に求められている。

また、藤原宮跡は、藤原京跡の中心にあつて本市を代表する文化財であるとともに、令和 7 (2025) 年 1 月にユネスコへ推薦書を提出した「飛鳥・藤原の宮都」(平成 19 (2007) 年 1 月、世界遺産暫定一覧表記載の「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」) の中核となる構成資産である。従つて、藤原宮跡だけでなく、その他の藤原京関係文化財や、世界遺産構成資産候補をはじめとする、飛鳥・藤原の宮都に関連する文化財との関連性を踏まえつつ、それら文化財を訪れるきっかけとなるハードの整備やソフト事業などを積極的に企画する。

⑧整備：橿原市及び藤原京関係文化財を代表する遺跡としての環境整備の検討

地下に埋蔵されている遺構の保存が必須であることから、遺構の保存を前提に、来訪者へ価値を伝えるための整備を行い、来訪者が感動し、特別史跡藤原宮跡及び三山鎮護の思想の価値等を知るきっかけとなる場を目指す。

本格整備までは相当の時間を要することから、当面は暫定整備や現在実施している本市と地域住民による花園植栽整備事業を継続し、解説機能や、来訪者の安全性、快適性に資する施設の充実を図る。

特別史跡藤原宮跡に関わる全ての人が安全・安心にすごせるために、特別史跡藤原宮跡の価値を損なわない範囲でバリアフリー化を行う。

第7章 保存管理

I. 保存管理の方針と区域

「第2章－Ⅱ－2－（3）区域毎の保存管理の方向性」（P.49）において史跡等最優先区域に位置づける特別史跡藤原宮跡指定地（図32）の保存管理にあたっては、「第2章－Ⅲ．特別史跡藤原宮跡の保存活用計画の構成」（P.63）において示した「第6章 大綱・基本方針」の①調査、研究、②未指定地の保存、③公有化、④遺跡の保存、⑤維持管理について、「第6章－Ⅱ．基本方針」に則った特別史跡藤原宮跡の保存管理の方針を以下の通り定める（表33）。

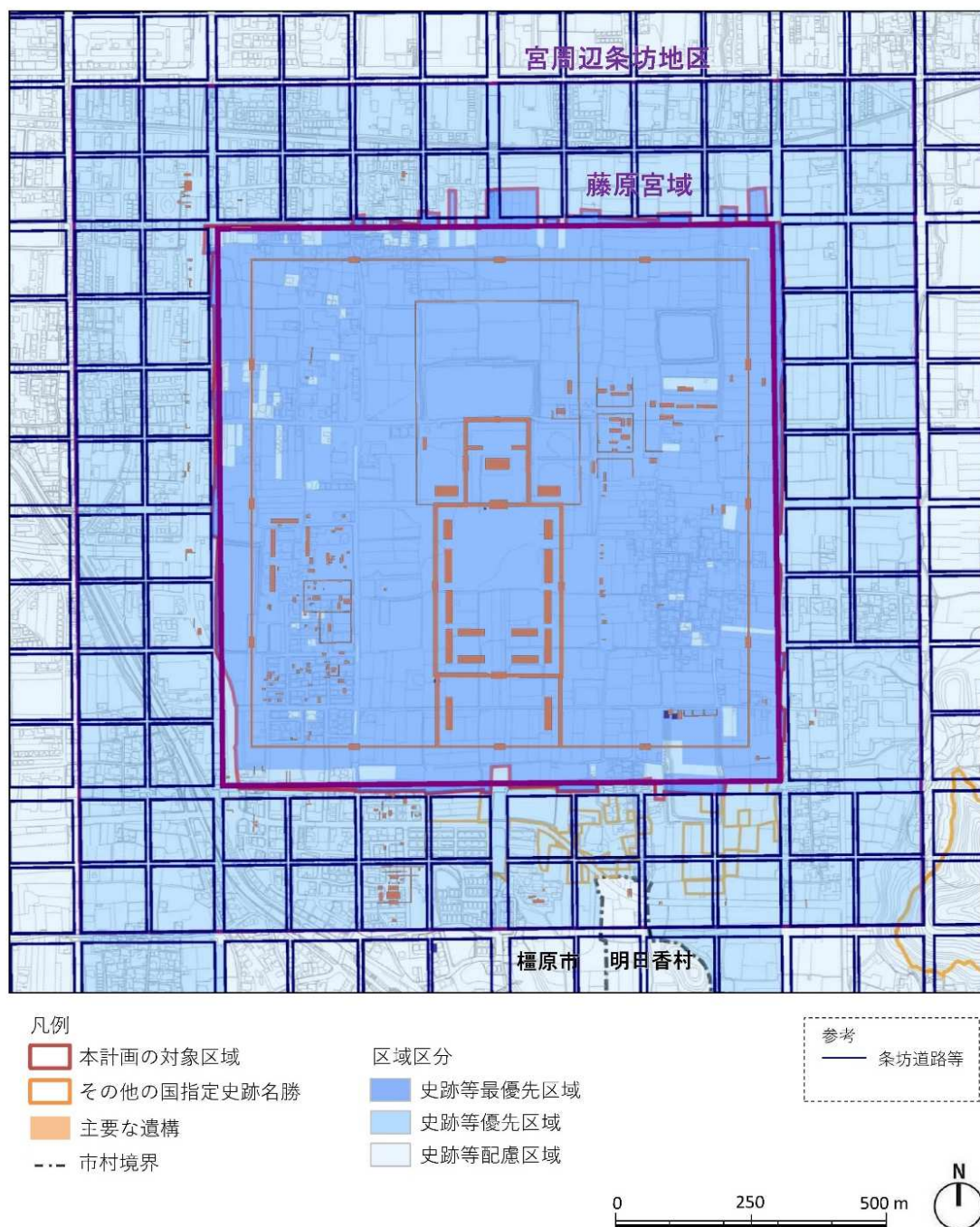


図32 区域区分（特別史跡藤原宮跡）

表 33 特別史跡藤原宮跡の保存管理の方針

区域	対象	方針
史跡等最優先区域	特別史跡指定地	①調査、研究 ・藤原宮の中心である内裏、大極殿院、朝堂院、朝集殿院のうち、大極殿院、朝堂院については、東半分を発掘調査対象とし西半分を現状保存する文化庁の方針のもと、計画的な発掘調査が実施されている。今後も、内裏、大極殿院と朝堂院、朝集殿院の様相を解明するための発掘調査、研究を継続する。また、官衙については、今後、発掘調査の計画を立てる。発掘調査で判明した遺構・遺物について研究を進め、これら成果に基づいた保存活用の在り方を明確にする。 ③公有化 ・民有地の所有者との十分な協議のもと、より一層の国有化を推進する。 ④遺跡の保存：現状変更等の取扱 ・地下に埋蔵されている遺構・遺物を確実に保存することが必須であることから、現状変更等は原則許可しない。ただし、次節で示す現状変更等の取扱基準（表 35）に記載のある項目については、史跡の本質的価値を損なわない範囲と方法を採用し、景観に悪影響を与えない場合に限り認める。 ⑤維持管理 ・本質的価値を表す諸要素については、所有者の協力を得ながら、現状維持のための適切な維持管理を行う。 ・本市が令和 7 年 1 月に管理団体に指定されたことに伴い、藤原宮跡の適切な維持管理を文化庁と連携し適切に行う。 ・既存施設の修復等にあたっては、地下に埋蔵されている遺構・遺物の保存を前提に、橿原市景観計画に基づく形態、高さ、意匠等の誘導により、落ち着いた集落景観と名勝大和三山への眺望の保全を図る。（大和三山眺望景観保全地区の「視点場」及び「周辺環境保全エリア」、「視線のみち」）
史跡等優先区域	特別史跡未指定地	②未指定地の保存：追加指定の推進及び実効的な施策の検討 ・本質的価値を表す要素が分布する未指定地の追加指定を、所有者との十分な協議のもと、積極的に推進する。 ・未指定地は、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地である。奈良県の「重要遺跡藤原京跡における埋蔵文化財取り扱い基準【令和 6（2024）年 10 月 8 日付け奈良県知事通知（文財第 377 号）】」（詳細は巻末参考資料を参照）に基づき、藤原宮跡の本質的価値を表す要素の保護を行う。 なお、確実に遺跡の保存をするための実効的な施策を検討する。

II. 保存管理の方法

前節「I. 保存管理の方針と区域」において定めた方針に則った特別史跡藤原宮跡を構成する要素の保存管理の方法を以下の通り定める（表34）。また、現状変更等の取扱基準については以下の通りである（表35）。

表34 特別史跡藤原宮跡を構成する要素の保存管理の方法

分類	諸要素	方法
ア 本質的価値を表す諸要素	①地上に表出している地形	・大極殿跡（基壇跡と一体となった土壇状の地形） ・今日まで地上に表出した状態で維持されており、古くより鎮守の杜として地域住民により適切に維持管理がなされ、現在は特別史跡の中心として良好に保存されていることを踏まえ、今後も、定期的なモニタリングによって現在の保存状態が悪化しないよう維持管理を行うことを前提に、露出展示を継続する。保存状態の悪化が確認された際は、速やかに保存処理や保存環境の改善等を講じる。
	②地下に埋蔵されている遺構・遺物	・調査、研究等の成果を踏まえ適切な厚さの保護層を維持する。 ・活用のための整備を行う際は、事前にその必要性、地下に埋蔵されている遺構・遺物、景観への影響を慎重に検討した上で、地下に埋蔵されている遺構・遺物に影響を与えない、かつ可逆性を持つ方法を採用する。
イ 本質的価値を表す諸要素と密接に関わる諸要素	条里制地割による田園、古代の荘園由来の歴史的集落	・田園 ・醍醐、高殿、別所等の歴史的集落 ・条里制地割による田園の維持によって地下に埋蔵されている遺構・遺物を良好に保存してきた要素であることから、当面は所有者による維持管理を継続し、歴史的な景観に調和しているものについては、本質的価値を担保する地下に埋蔵されている遺構・遺物を損なわない範囲で景観的に調和させていくよう協力を求めている。
ウ 本質的価値を表す諸要素と関わり調整が必要な諸要素	信仰関連施設	・鴨公神社（玉垣、鎮守の杜） ・小宮土壇（鎮守の樹） ・現状維持のための管理を行う。毀損した場合には適切に復旧を行う。

分類	諸要素	方法
エ その他の諸要素	① 保存管理のための施設	該当なし
	② 価値解説のための施設	地下遺構の平面表示 大極殿、朝堂院四門 西南隅、南面、西面の大垣 西面南門、内濠、外濠の位置 東面中門の一部、東方官衙地区の一部
		地下に埋蔵されている遺構の規模を表す重要な施設であるため、適切に維持管理を行う。現在、大極殿の縁石や朝堂院四門、西南隅、南面、西面の大垣、西面南門、内濠、外濠の位置表示、東面中門及び東方官衙地区の一部を表示しているが、今後、より効果的な表現、配置等の検討を行った上で早期の整備等が必要である。その際は、遺構・遺物に影響を与えない、かつ景観に配慮した工法とする。
		- 標柱サイン、解説サイン - ビジターセンター
		遺跡の内容、価値、現在位置に関する情報を来訪者に適切に伝えるために重要な施設であるため、適切に維持管理、改善を行う。今後の調査成果により解説情報の更新の必要がある場合は、活用のための整備と一体的な検討を行い、効果的な再配置等の検討を行った上で改善する。その際は、地下に埋蔵されている遺構・遺物に影響を与えない、かつ景観に配慮した工法とする。
		万葉歌碑(持統天皇御製歌)
	③ 来訪者の安全性、快適性に資する施設	来訪者の受け入れに必要な施設であるため、適切に維持管理を行う。既存のものについては、適切かつ効率の良い配置を検討し、必要に応じて維持、移設、新設を図る。
		- 案内サイン - 多目的広場、遊歩道 - トイレ・ベンチ・日よけ - 来訪者用駐車場 - バス停(橿原市コミュニティバス等)
		- 樹木(多目的広場その他) - 現在の田園景観を形づくる要素として当面は現状を維持し、営農や市民生活に配慮しながら適切に剪定、刈伐を行う。
		- 花園植栽(菜の花、ハナハス、コスモス等) - 来訪者の増加と史跡への理解に貢献していることから、当面は国や地域住民の協力のもと継続し、必要に応じて改善等を行う。

第7章 保存管理

分類		諸要素	方法
	④本質的価値と関わりのない施設	・道路、水路、溜池等の土木構造物部分	・地下に埋蔵されている遺構・遺物の保護を前提に、営農や市民生活に配慮しながら適切な維持管理を行うとともに、転落防止柵及びガードレール等の色彩等について景観への配慮を図る。
		・電柱等地上の工作物	・地下に埋蔵されている遺構・遺物への影響を考慮すると地中化は困難であるため、営農や市民生活に配慮しつつ現状を維持し、色彩等景観への配慮を推進することとし、事業者等への協力を求めている。
		・現代建築物（公共施設、集合住宅等）	・地下に埋蔵されている遺構・遺物の保存と景観への配慮を前提に所有者による維持管理を優先し、将来の国有化を推進する。

表 35 現状変更等の取扱基準

特別史跡指定地における以下の行為については、史跡の本質的価値を損なわない範囲と方法を採用し、景観に悪影響を与えない場合に限り認める。 ○史跡の解明や保存活用の検討のための調査、研究 ○保存活用のための整備 ○史跡活用のためのイベント（ただし、仮設に際し掘削を伴わないものに限る） ○市民生活に必要なライフライン（地下埋設物〔電気、ガス、上下水道等〕、交通施設〔道路、標識、信号機等〕、防災上必要な施設等）の設置、修繕 ○営農に関すること ○既存建築面積を大幅に超えない増改築

Ⅲ. 藤原宮跡内の未指定地における保全方針

藤原宮跡内の未指定地にも藤原宮に関わる遺構・遺物が地下に埋蔵されていることから保全を図る必要がある。そのため、以下の方針を定める。

- ・ 藤原宮域の全貌解明のために、発掘調査等の調査、研究を計画的に実施する。
- ・ 現時点で地下に埋蔵されている遺構・遺物の存在が確実なことから、追加指定を計画的に実施し、必要に応じて国有化を推進する。
- ・ 建築・土木行為を行う場合は発掘調査を実施し、地下に埋蔵されている遺構・遺物に影響を与える可能性のない工法を採用するよう指導を行う。
- ・ 未指定地は、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地である。奈良県は「重要遺跡藤原京跡における埋蔵文化財取り扱い基準【令和6（2024）年10月8日付け奈良県知事通知（文財第377号）】」（詳細は巻末参考資料を参照）を策定し、この基準に基づき藤原宮跡の本質的価値を表す要素の保護を行っている。なお、確実に遺跡の保存をするための実効的な施策を検討する。
- ・ 都市計画法、古都保存法、景観法等に基づく規制を適切に運用し、保全を図る。

第8章 周辺環境の保全

「第2章－Ⅱ－2－（3）区域毎の保存管理の方向性」（P.49）において史跡等最優先区域に位置づける特別史跡藤原宮跡の周辺環境との一体的な保全にあたっては、「第2章－Ⅲ．特別史跡藤原宮跡の保存活用計画の構成」（P.63）において示した「第6章 大綱・基本方針」の⑥周辺環境の保全について、「第6章－Ⅱ．基本方針」に則った藤原宮跡の周辺に位置する史跡と密接に関わる諸要素（P.99）の保全方針を以下の通り定める。

- ・ 藤原宮跡の周辺には、史跡藤原京跡及び重要遺跡藤原京跡の宮周辺の条坊地区が存在する。そのため、建築・土木行為を行う場合は、文化財保護法を遵守する。
- ・ 文化財保護法に基づき発掘調査が必要となった場合、発掘調査を実施する。
- ・ 発掘調査により重要な遺構が確認された場合は、適切な保存を行うとともに、所有者と十分な協議のもと、追加指定を行い、必要に応じて公有化を推進する。
- ・ 都市計画法、古都保存法、景観法等に基づく規制を適切に運用し、歴史的風土や周辺環境の保全を図る。
- ・ 藤原京関係文化財については、既に策定した「橿原市内史跡名勝保存活用計画書」において保存活用の方針を定めており、引き続き同計画書に基づき保全する。

第9章 活用

I. 方向性

藤原宮跡の価値を確実に保存し、次世代に継承していくための活用の方向性を以下の通り示す。

①我が国最初の都城の中心を訪れるきっかけとなる場づくり

- ・我が国最初の首都の成立を象徴する宮殿を感じることができる魅力的な空間を創出し藤原宮跡を訪れるきっかけとなる場を目指す。

②藤原宮の殿堂、官衙配置を表現する活用の推進

- ・藤原宮には、大極殿院や内裏といった中枢区画から東西の官衙に配置された小規模区画まで、律令政治に基づく役割に対応した多くの区画と、その内部に建ち並んだ建物が存在する。これらの区画の規模や役割に応じた建物を来訪者が理解し、広大な藤原宮の価値をより理解できる場を目指す。

③学校教育、生涯学習への活用促進

- ・将来世代へ藤原宮跡の価値を継承していくために、本市の文化財の代表例としての藤原京関係文化財や世界遺産の価値、日本遺産のストーリーを活用した出前講座の開催やパンフレット等の作成によって情報発信を行う。また、学校教育の場においては「飛鳥・藤原の宮都」の副読本を作成し活用する。

④地域の活性化に繋がる仕組みづくり

- ・藤原宮跡の理解と親しみを深める啓発事業を地域住民等と連携して行い、来訪者だけでなく地域の人々も楽しめ、地域が潤う仕組みづくりを行う。
- ・現在行っている本市と地域住民による花園植栽整備事業等、市民参加による特別史跡藤原宮跡の活用についての支援を継続する。

⑤来訪者が安全に訪れ、地域住民が安心して生活できる環境づくり

- ・多くの人々を藤原宮跡に呼び、活用を進める上でも来訪者の安全性の確保と地域住民が安心して生活できる環境の両立を目指す。

⑥多様な人々が藤原宮の魅力に触れ、憩いの場としての活用

- ・来訪者が藤原宮への関心を持ち、より深く価値を理解することに繋げるため、ガイダンス機能を充実させる。
- ・藤原宮跡内の国有地は、地域住民をはじめとした多くの人々の憩いの場として親しまれている。多様な人々が藤原宮の魅力に触れ、憩いの場としての活用を目指す。

⑦周辺に位置する文化財の魅力を発信する情報提供

- ・特別史跡藤原宮跡周辺の藤原京関係文化財との一体的な活用を目指し、情報提供のための整備を行う。また、平成27（2015）年に「日本国創成のとき～飛鳥を翔た女性たち～」が最初の日本遺産となり、特別史跡藤原宮跡もその構成文化財に認定された。女帝や万葉歌人の女性の活躍をテーマとした情報提供等を行っており、更に充実するよう内容や手法について検討を行う。

Ⅱ．方法

本市の文化財の活用拠点である歴史に憩う橿原市博物館、橿原市藤原京資料室や市内の各施設、奈良文化財研究所藤原宮跡資料室等関係調査機関との連携等を踏まえた活用の方法について今後検討を進める。

①学校教育における活用の手法例

- ・「日本国誕生と大宝律令」、「飛鳥の宮殿と藤原宮」、「藤原宮と藤原京」、「天武天皇と持統天皇」等、藤原宮の歴史的意義等をわかりやすく伝える歴史文化の学習のカリキュラムを作成する。

②社会教育における活用の手法例

- ・上記と連携した幅広い年代を対象とした生涯学習での講座や、飛鳥・橿原ユネスコ協会事業における「飛鳥・藤原」学習の推進等を行う。

③地域における活用の手法例

- ・本市と地域住民による花園植栽整備事業は広く親しまれ、特別史跡藤原宮跡の理解浸透に貢献しているため、内容や効果の検討を進めつつ、当面の間は継続する。現在も来訪者の安全性、快適性に資する施設として便益施設や案内サイン等の対応を図っているが、今後、来訪者の更なる増加も考えられることから、利便性の向上の必要性や、周辺の営農や市民生活への影響を把握するための経過観察を行う。
- ・奈良文化財研究所の発掘調査現地説明会等による公開状況をもとに、最新の発掘調査成果を踏まえた活用を推進する。
- ・遺物の展示は、奈良文化財研究所藤原宮跡資料室及び橿原市藤原京資料室において行う。

④周辺文化財との連携における活用の手法例

- ・日本遺産「日本国創成のとき～飛鳥を翔た女性たち～」は、飛鳥時代に活躍した女帝や万葉歌人等の5人の女性たちのストーリーとなっており、歴史を身近に感じられるものとなっている。これまで歴史に関心を抱いてこなかった層に対して、その魅力と重要性の啓発に貢献している。今後は、5人の女性たちのストーリーに基づいた周遊マップを作製し、周辺文化財との連携を一層推進する。

第10章 整備

I. 方向性

文化庁が策定した『特別史跡藤原宮跡整備基本構想』では、整備を進めるにあたって以下に示す5つの整備基本方針（基本的理念）を定めている。

- ① 周辺の田園風景との調和を十分に考慮した整備を行う。
- ② 遺跡の保存をより確かなものとし、歴史の理解をたすけ、継続的な活用と管理に配慮した整備を行う。
- ③ 地域住民をはじめ行政・関係機関及び来訪者の理解と協力のもとに整備を行う。
- ④ 飛鳥・藤原京域等の諸遺跡に関する調査・研究の進展に配慮し、広域的・長期的な視野のもとに計画的に整備を行う。
- ⑤ ユニバーサルデザインに配慮し、特別史跡藤原宮跡に関わる全ての人が安全・安心にすごせる整備を行う。

本保存活用計画ではこの理念を念頭に置いて、特別史跡藤原宮跡を殿堂地区（内裏、大極殿院、朝堂院、朝集殿院）と官衙地区（殿堂に隣接し藤原宮域を表す四周の大垣までに配置された官衙）に区分し、以下の通り整理する（図33、表36）。

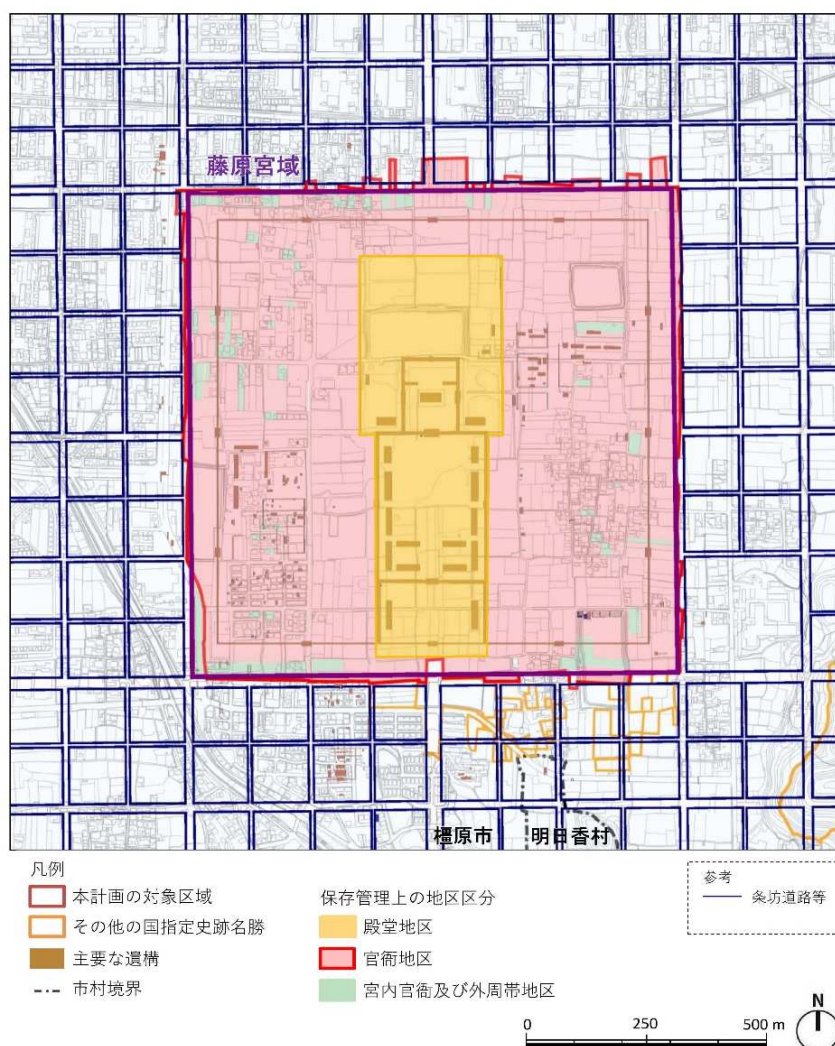


図33 特別史跡藤原宮跡の整備における地区区分

表 36 特別史跡藤原宮跡における地区毎の整備の方向性

地区区分	整備の方向性
殿堂地区	藤原宮の中心にあたり、既にその大部分で国有化が完了しており、積極的な活用を推進する ・大極殿院、朝堂院、朝集殿院に建てられた殿堂の位置や規模が理解できる遺構表示を行う。 ・内裏跡については、当面は発掘調査による解明を待つとともに、上記と連携した表現を目指す。
官衙地区	藤原宮の実務空間（官衙等）で、国有地、田園と住宅地等が混在しており、官衙の広がり伝える解説機能の充実を図る。 ・国有化を推進する。 ・殿堂地区に隣接する範囲については、緩衝地、名勝大和三山の眺望する際の中近景として、風景づくりを行う。 ・藤原宮域が、来訪者に理解される解説の充実、大垣の遺構の表示を図る。 ・歴史の雰囲気誘う環境、景観の形成を行う。

①都城における宮殿跡の価値を伝える仕掛けづくり、解説の充実

- ・藤原宮域及び主要施設の建築物跡等を表現し、藤原宮の往時の大きさと姿を感じさせる工夫を行う。特に殿堂地区内の大極殿院、朝堂院、朝集殿院は、我が国における律令政治成立時の舞台として最も重要であり、大極殿院、朝堂院、朝集殿院に建てられた殿堂等の位置や規模が理解できる遺構表示を行うといった整備が望ましい。内裏跡については調査事例が少なく、内裏に建てられた殿舎の位置、規模の表示が困難なため、当面は発掘調査による解明を待つとともに、大極殿院、朝堂院、朝集殿院と連携した表示を目指す。
- ・大垣及び門の一部が既に整備されている官衙地区については、藤原宮域が来訪者に理解されるような表示の検討を行い、当面は整備が完了した場所の位置や最新の発掘調査成果をもとにした官衙地区に関する解説の充実を図る。
- ・名勝大和三山の眺望は、古代東アジアの宮殿の造営思想である三山鎮護の思想を具現化した藤原宮の本質的価値の重要な要素であり、名勝大和三山への眺望の確保を行う。
- ・史跡藤原京跡への視認は良好なため、両者の壮大さや連続性を体感できる整備を行う。

②来訪者を魅了する風景づくり

- ・四季を通じて特別史跡藤原宮跡を美しく彩り、人々の来訪を積極的に促すとともに、藤原宮の広大さ、今に伝わる条里制地割による田園景観（本質的価値と密接に関わり、本格整備まで保全が望ましい要素）、『万葉集』に詠われた名勝大和三山の眺望、地下に埋蔵されている遺構・遺物を適切に保存し、濠や藤原宮内に張り巡らされた水路網を連想させる水を生かした史跡整備の手法といった、特別史跡藤原宮跡らしい魅力を表現することで、来訪者に感動を与えるような風景を創造する。四季の美しい彩りには、現在の春、夏、秋の花の彩りに、「藤原宮」の名の由来となった藤を加えることで、土地の由来に根ざした初夏の風景づくりも可能である。

Ⅱ. 方法

1. 主として保存のための整備の方法（案）

①「地上に表出している遺構・遺物」（要素ア-①）の保存のための整備

- ・大極殿跡基壇の遺構については、降雨等による表土流出を防ぐ必要がある。経過観察を行い、その成果を踏まえて、保護層の設置及びその被覆を伴う整備を行う。その際には、祠・樹木等についても配慮する。

②「地下に埋蔵されている遺構・遺物」（要素ア-②）の保存のための整備

- ・現時点では保存のための整備の必要性は見られない。今後も保護層の維持を継続する。

③本質的価値の普及、啓発のための解説ツール（その他の諸要素-エ）の充実

- ・解説サインに発掘調査時の写真や遺構の分布を効果的に掲載することで、特別史跡藤原宮跡の重要性の周知を図る。

2. 主として活用のための整備の方法（案）

①【大垣】藤原宮域の表示

- ・藤原宮域を地上に表現することで、藤原宮の広大な規模を伝える。

<手法例>

○植栽の整備

- ・大垣の位置に植栽を整備し、藤原宮の規模を表現する。

②【殿堂地区】殿堂地区の空間構成の表現、来訪者を魅了する風景づくり

- ・内裏、大極殿院、朝堂院、朝集殿院の殿堂や礎敷き、朱雀門等を地上に表示することで、殿堂地区の空間構成を伝える。
- ・四季の彩りを感じられる整備を実施し、人々の来訪を積極的に促す。

<手法例>

○花苑の整備

- ・四季折々の花を用いた主要な殿堂の位置や規模を表示することで、殿堂地区の空間構成を伝えるとともに、人々の来訪を積極的に促し、感動を与える風景の創出を図る。

③【大極殿院周辺】三山鎮護の思想を体感できる視点場の設置

- ・名勝大和三山を眺望できる視点場を設置することで、藤原宮、特に大極殿院が名勝大和三山の中央に位置することを伝える。

④【官衙地区】官衙地区の空間構成の表現、名勝大和三山を眺望する風景づくり

- ・官衙を地上に表示することで、藤原宮における官衙地区の空間構成を伝える。
- ・名勝大和三山への眺望の中近景として、条里制地割を活かした風景づくりを行う。

⑤【門】藤原宮の入口の表現

- ・藤原宮に計画的に配置された門を地上に表示することで、藤原宮の空間構成を伝えるとともに、動線の再現を図る。特に、藤原宮の南正面の門である朱雀門を史跡藤原京跡の朱雀大路

第10章 整備

と一体となって地上に表示することで、朱雀門から藤原宮への入城を迫体験できるようにする。

<手法例>

○列柱の設置

- ・門の位置に列柱を設置する。

⑥【現代建築周辺】修景

- ・特別史跡藤原宮跡と一体となって形づくっている歴史的風土や周辺環境の保全を図るため、藤原宮域内の既存の現代建築周辺を修景する。

<手法例>

○樹林帯の整備

- ・殿堂地区から周辺への景観、特に名勝大和三山を眺望する際の景観阻害要因を、樹林帯により遮蔽する。

⑦来訪者の安全性、快適性に資する施設の整備

- ・来訪者の安全性、快適性に資する施設として、ユニバーサルデザインに配慮したトイレやベンチ、駐輪場、駐車場、遊歩道、日よけ等の必要性について検討し、設置する。
- ・来訪者の増加に伴う交通渋滞等に対応するための駐車場を適切な場所に整備する。
- ・来訪者のための仮設駐車場やレクリエーション、地域住民の利用に供する多目的な広場を設ける。
- ・特別史跡藤原宮跡の価値を損なわないようにバリアフリー化を実施する。

⑧ガイダンス施設等の整備

- ・藤原宮の本質的価値を伝え理解を深めるためガイダンス施設を整備する。

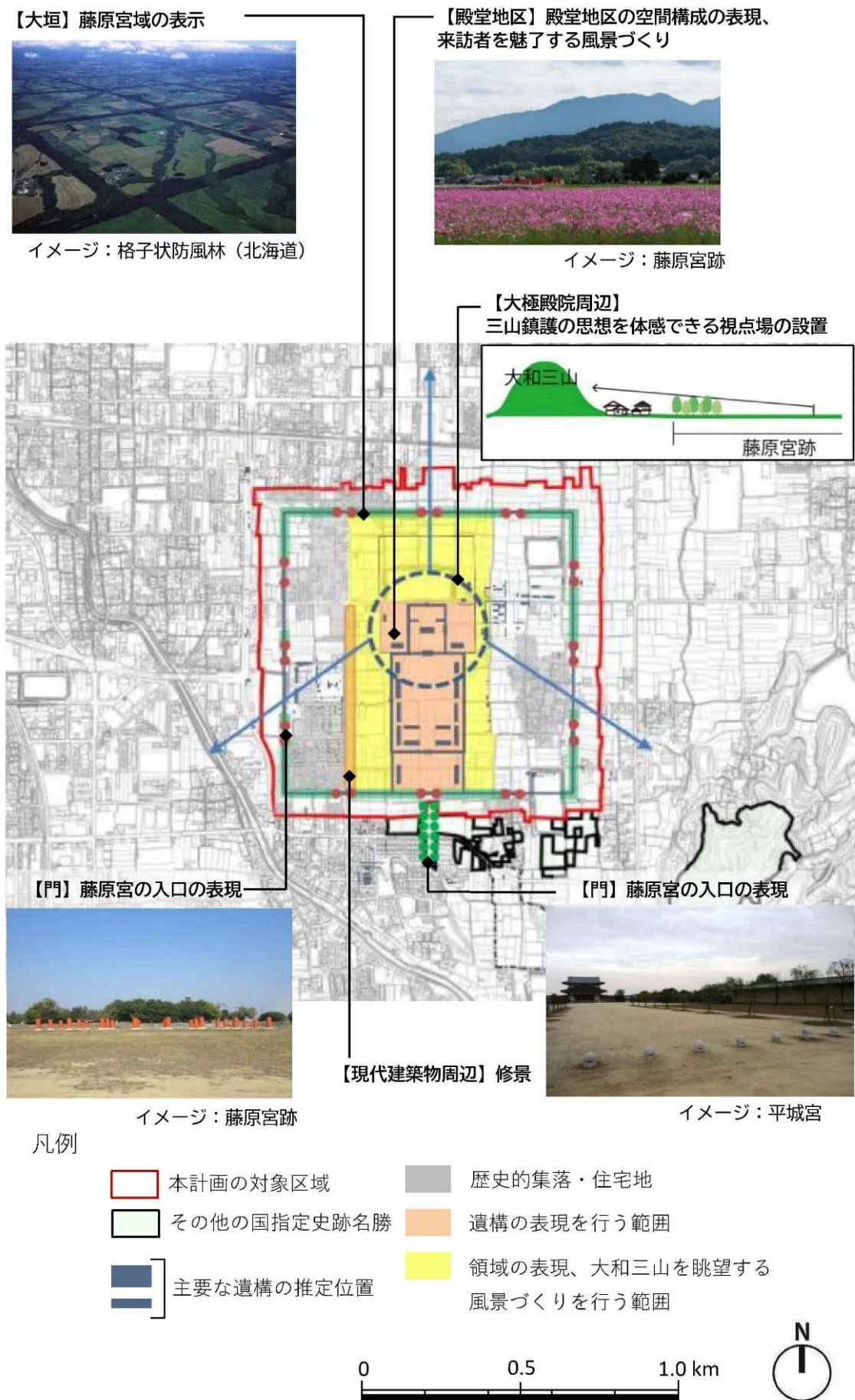


図34 整備イメージ図

■ 周辺資源との連携

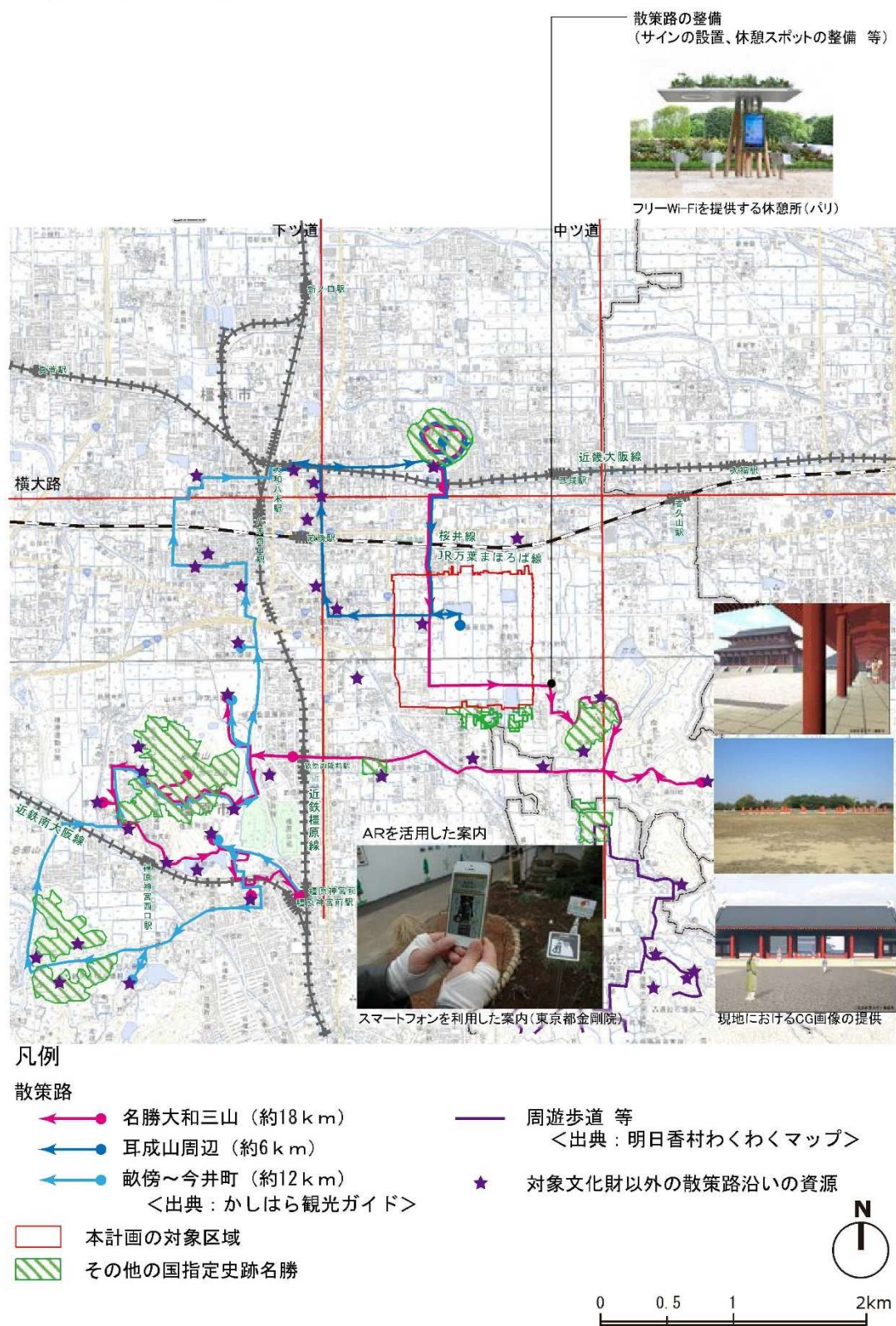


図 35 周辺資源との連携イメージ

第 1 1 章 運営・体制

I. 基本的考え方

特別史跡藤原宮跡の保存管理及び活用にあたっては、文化財や周辺地域を含む現況の土地利用やさまざまな法規制、地域活性化や観光等、市の各部局と連携した体制が望ましい。また、藤原京関係文化財の保存活用、世界遺産登録の推進、日本遺産の地域活性化では、市の組織に加えて、県及び関係機関との調整のもと包括的な保存管理と活用を検討していくための連携、協力体制も求められている。

特別史跡藤原宮跡の保存管理、活用を効果的かつ円滑に実施していくための運営及び体制構築に向けた基本的考え方について、以下に示す。

＜本市の保存活用体制の強化＞

既に文化財保護法及び関係法令の規制により本計画書に記載する保存管理は適切に運用されているが、特別史跡藤原宮跡の本質的価値の確実な継承のため、文化財部局だけではなく、本市のさまざまな部局との情報共有や協議といった連携を強化し、特別史跡藤原宮跡の保存管理、活用に係る十分な検討、調整のもとで本市が示すべき方針を明確化し、多様な関係者との協議を円滑に進めることができるよう調整会議等を図り、庁内体制の強化を図る。今後は、保存管理、活用に関する経過観察に必要となる組織体制や人材の育成について検討を進める。

＜多様な関係者が参画、連携する保存管理、活用体制の構築＞

特別史跡藤原宮跡の保存管理、活用にあたっては、多様な関係者が本計画で述べる保存管理、活用に関する共通認識のもと、事業等を推進していくための体制構築が重要である。

今回策定対象である特別史跡藤原宮跡は藤原京関係文化財に属しており、専門家や学識経験者の指導のもと、本市・国・奈良県・桜井市・明日香村・奈良文化財研究所・奈良県立橿原考古学研究所と土地所有者・開発行為者・市民・ボランティア等の多様な関係者が参加できる包括的な保存管理体制を構築し、保存管理、活用についての連携や協働を進める。

保存管理、活用のための整備事業を進めるにあたっては、特別史跡藤原宮跡の本質的価値への影響と解説機能の拡充に関する検討が必要であることから、橿原市文化財審議会第 1 部会で整備の方向性や手法等を十分検討するとともに、まちづくりや観光振興など文化財以外の行政機関、部局や専門家を交えた検討委員会を組織して検討を進め、適切に事業を進める。

＜世界遺産登録に向けた連携推進、日本遺産地域活性化計画の推進に伴う連携体制強化＞

「飛鳥・藤原の宮都」の世界遺産登録に向けては、奈良県・本市・桜井市・明日香村で組織した世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会により、包括的保存管理計画を策定し、保存管理体制の連携を推進している。

本計画はそのための本市所在構成資産候補の保護及び周辺保全のための計画とも位置づけられる。

また、文化庁により平成 27 年に認定された「日本国創成のとき～飛鳥を翔た女性たち～」は、構成文化財が本市、高取町、明日香村に広がる、奈良県初の日本遺産である。今後は、3 市町村に所在する関係団体、大学等で組織された、日本遺産「飛鳥」魅力発信事業推進協議会によ

第11章 運営・体制

る地域活性化計画を遂行することで、女性の活躍ストーリーに焦点をあてた国指定史跡名勝の活用を推進し、連携体制の強化を図る。

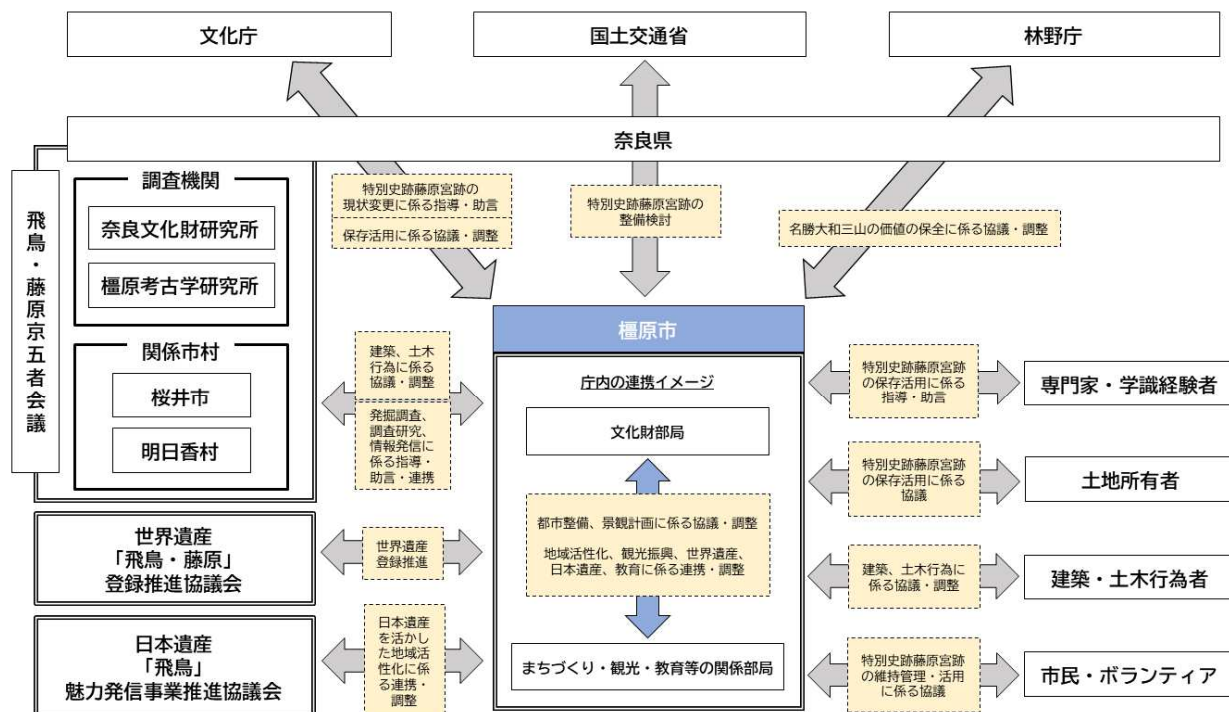


図 36 特別史跡藤原宮跡の保存活用の連携イメージ

第 1 2 章 実施計画

藤原宮跡について、第 7 章から第 1 0 章にまとめた保存活用の基本的な考え方をもとに、本市として短期間に実施すべき施策、中長期の展望の下に実施すべき施策を以下に整理し、総括表にまとめる。

短期とは令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とし、最も急ぐべき施策を実施するための期間であり、中期は令和 7 年度からの 10 年間、長期は史跡の本格整備を最終目標として進めるべき、更に期間を要する施策を記す。ただし、中・長期の計画については状況が整えば前倒しして実施することも検討する。

特別史跡藤原宮跡は、地上に表出している大極殿の基壇跡以外、地下に埋蔵されている遺構・遺物が良好に保存されている。特別史跡の本格整備を目指し以下の項目を推進する。

＜短期施策＞

①追加指定の推進及び実効的な施策の検討

特別史跡指定は、まず昭和 55 年の追加指定で本計画書に述べる殿堂地区の全域が特別史跡に指定された。現在は官衙地区のほぼ全域が特別史跡に指定されているが、地下に埋蔵されている遺構・遺物の確実な保存のために、残る未指定地の土地所有者との十分な協議のもと追加指定を進める現在の施策を継続する。

未指定地は、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地である。奈良県は「重要遺跡藤原京跡における埋蔵文化財取り扱い基準【令和 6 (2024) 年 10 月 8 日付け奈良県知事通知 (文財第 377 号)】」（詳細は巻末参考資料を参照）を策定し、この基準に基づき藤原宮跡の本質的価値を表す要素の保護を行っている。なお、確実に遺跡の保存をするための実効的な施策を検討する。

②国有化の推進

殿堂地区は、藤原宮を語る上で最も整備が望まれており、特に国有化を推進する。官衙地区については、価値解説や来訪者の安全性、快適性に資する施設を適切な配置のもとで整備を進めるために、必要に応じ土地所有者の理解のもと国有化を進める現在の施策を継続する。

③遺構等表現に係る基礎調査

文化庁による南西隅の大垣跡や西面南門跡の唐居敷の復元整備や、本市による朝堂院四門の列柱設置等の遺構表示等、重要施設の位置や領域の一部が地上に表現されている。しかし広大な藤原宮の価値解説の点では連携しているとは言い難く、来訪者が特別史跡藤原宮跡内の各所を巡り本質的価値を理解できる仕掛けが必要である。

そのため、本格整備までの間、地下に埋蔵されている遺構・遺物の保存を前提に、周囲の営農や市民生活に配慮しつつ、殿堂地区、官衙地区それぞれに関する価値解説を交えた遺構等表現の検討を進める。

第 12 章 実施計画

④学校教育における「飛鳥・藤原の宮都」副読本活用

将来世代へ藤原宮跡の価値を継承していくために、「飛鳥・藤原の宮都」の副読本を作成し市内小学校において世界遺産学習の授業を行う。

<中長期の展望>

①追加指定の推進

地下に埋蔵されている遺構・遺物の確実な保存や広大な藤原宮の価値解説のため、追加指定に向けた協議や調整を継続し、藤原宮域全域の指定を目指す。

②国有化の推進

発掘調査の進展で解明が進む殿堂地区や官衙地区の詳細な状況を、藤原宮の構造を踏まえた上で来訪者への確に伝えるとともに、多くの未整備地を市民や来訪者の学び、交流の場として活用するためには、来訪者の安全性、快適性に資する施設を特別史跡藤原宮跡内各所に適切に配置した上で、価値解説を拡充していく必要があり、そのための国有化を推進する。

③殿堂地区の整備

本市を代表する文化財であり、藤原京関係文化財の中核である特別史跡藤原宮跡の遺構・遺物の確実な保存とより一層の活用に向けた整備が必要である。なお、昭和 45 年の閣議決定には「藤原宮跡の適切な整備を行う。」と記されていることから、国による早期の事業化を目指す。整備にあたっては、殿堂地区内の諸要素の保存活用方針に基づき適切に実施する。

④藤原宮を理解する活用の推進

現地の整備については、国による早期の事業化を目指し、並行してデジタル技術を活用した藤原宮の理解の促進に寄与するコンテンツ（AR・VR 等）の作成を行う。

表 37 実施計画

短期				中長期
施策・事業	指標	令和 6 年度末	令和 11 年度	施策・事業
①追加指定の推進 ②国有化の推進 ③遺構等表現に係る基礎調査 ④学校教育における「飛鳥・藤原の宮都」副読本の活用	①指定面積 ②国有化面積 ③調査の実施 ④実施校	①100.7ha ②57.8ha ③実施済（文化庁） ④作成中	①101.7ha ②60.3ha ③ - ④15 校	①追加指定の推進 ②国有化の推進 ③殿堂地区の整備 ④藤原宮を理解する活用の推進

第13章 経過観察

特別史跡藤原宮跡の保存活用は、継続して行うものであるため、一定基準に基づいた経過観察を行う必要がある。この観察により、現状の把握、分析が可能となり、問題点の改善や本計画を実行する上で有効となると考えられる。

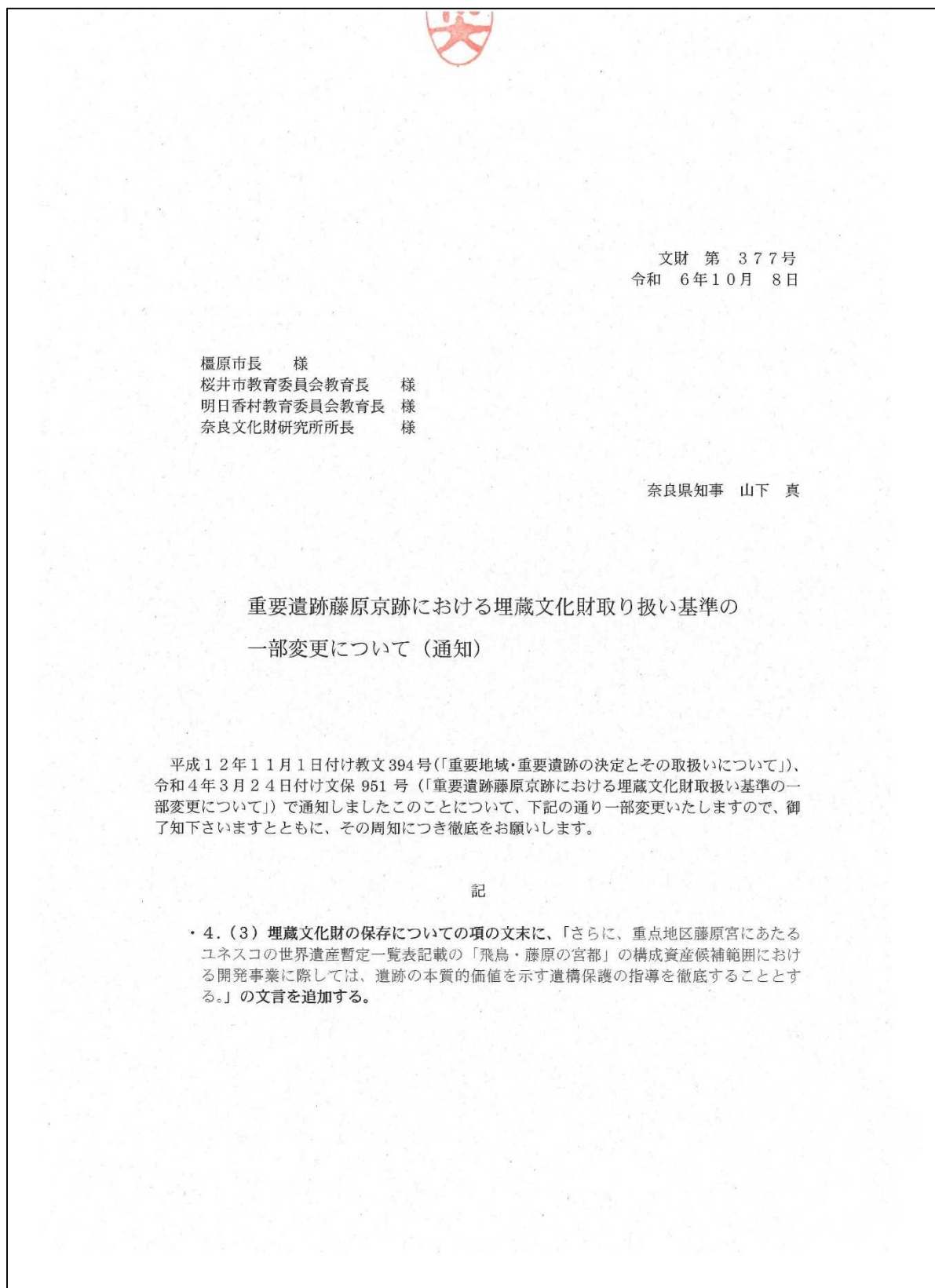
表 38 経過観察の対象、指標、手法及び観察周期

	対象	指標	手法	観察周期
	「第4章－Ⅱ．特別史跡藤原宮跡を構成する要素」等			
保存に関する項目	全要素共通	1) 現状変更等の状況	・現状変更等の申請数、内容、許可数等の把握	毎年
		2) 国有化の状況	・国有化の進捗状況の把握	毎年
		3) 土地利用の状況	・都市計画基礎調査の結果を基に土地利用の変化の把握	毎年
	アー① 地上に表出している地形 ・大極殿跡（基壇跡と一体となった土壇状の地形）	1) 表土の崩落、流出の状況	・現地確認、写真撮影等による記録 ・毀損届の回数、内容等の把握	毎年
		2) 樹木等の生育、枯死、倒木による影響		毎年
		3) 来訪者による毀損の状況		毎年
	アー② 地下に埋蔵されている遺構・遺物 ・内裏、大極殿院、朝堂院、朝集殿院、官衙、大垣、宮城門、濠等の遺構（宮殿・官衙跡 [東西南北を大路に囲まれ、大垣を巡らした東西約 925m、南北約 907m の範囲]の遺構） ・宮殿・官衙跡の造営過程を物語る遺構（先行条坊跡、運河跡、管理施設跡） ・遺物（礎石、瓦、土器、木製品等）	1) 遺構・遺物の保存状況（覆土の流出、踏圧による摩耗等）	・目視等による現地確認	毎年／災害後
	イ 条里制地割による田園、古代の荘園由来の歴史的集落 ・田園 ・醍醐、高殿、別所等の歴史的集落	1) 営農状況	・日常の維持管理状況の把握	毎年
		2) 歴史的集落内での現状変更による景観への影響	・目視等による現地確認	毎年
		3) 来訪者による毀損の状況		毎年
	ウ 信仰関連施設 ・鴨公神社（玉垣、鎮守の杜） ・小宮土壇（鎮守の樹）	1) 玉垣の状況	・現地確認、写真撮影等による記録	毎年
		2) 樹木等の生育、枯死、倒木、折損状況		毎年／災害後
		3) 機能維持の状況	・信仰の場としての利用状況	毎年

第13章 経過観察

	対象	指標	手法	観察周期
	「第4章－Ⅱ．特別史跡藤原宮跡を構成する要素」等			
	エー①保存管理のための施設	該当なし		
	エー④本質的価値と関わりのない施設 ・道路、水路、溜池等の土木構造物部分 ・電柱等地上の工作物 ・現代建築物（公共施設、集合住宅等）	1) 日常維持管理の状況	・目視等による現地確認	毎年／災害後
	オー①歴史的風土、周辺環境	1) 要素の保全状況	・要素の保全に影響を与える建築・土木行為等の把握	毎年
		2) 宮殿から名勝大和三山への眺望の保全状況	・眺望阻害要因の有無点検	毎年
		3) 官衙地区から殿堂地区への眺望の保全状況		毎年
活用に関する項目	エー②価値解説のための施設 ・地下遺構の平面表示 大極殿、朝堂院四門 西南隅、南面、西面の大垣 西面南門、内濠、外濠の位置 東面中門の一部、東方官衙地区の一部 ・標柱サイン、解説サイン ・ビジターセンター ・万葉歌碑（持統天皇御製歌）	1) 設置状況	・設置数、設置箇所、設置時期等の把握	毎年
		2) 機能維持の状況	・現地確認（劣化、毀損、故障等の有無）	毎年／災害後
		3) 解説内容の正確さ	・最新の調査、研究成果との整合性の有無	毎年
	エー③来訪者の安全性、快適性に資する施設 ・案内サイン ・多目的広場、遊歩道 ・トイレ・ベンチ・日よけ ・来訪者用駐車場 ・バス停（橿原市コミュニティバス等） ・樹木（多目的広場その他） ・花壇植栽（菜の花、ハナハス、コスモス等）	1) 設置状況	・設置数、設置箇所、設置時期等の把握	毎年
		2) 機能維持の状況	・現地確認（劣化、毀損等の有無）	毎年／災害後
		3) 利用状況	・来訪者数、利用用途等の把握	毎年
整備に関する項目	・『整備基本計画』、『整備基本設計』、『整備実施設計』 ・整備工事	1) 計画の策定、設計 行動計画の進捗状況	・発注者への確認	随時
		2) 工事の進捗状況		
運営、体制に関する項目		体制整備の進捗状況	・文化庁、奈良文化財研究所、奈良県、周辺自治体との連携状況の把握	毎年

参考資料



重要遺跡藤原京跡における埋蔵文化財取扱い基準

1. 目的

平成12年9月29日付け奈良県教育長通知（教文第393号「奈良県における開発事業に伴う埋蔵文化財取扱い基準」、以下、県基準と呼ぶ）で定めた、重要遺跡藤原京跡における埋蔵文化財にかかる発掘届・通知に対して、その取扱いの適正化を図るため、以下のとおり取扱い基準を定める。

2. 適用範囲

本基準の適用は、藤原京跡（別添図1）の範囲とする。

3. 開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて

開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いは、別に定めた県基準による判断に基づくものとするが、藤原京跡の重要性ならびに、遺跡をとりまく社会情勢等を考慮し、下記のとおり取扱いを定めることとする。

（1）発掘調査を要する場合

藤原京跡内で実施される土木工事に対し、記録作成のための発掘調査の実施を指示するのは、原則として県基準で定めた場合と、下記に挙げる重点地区内で実施される土木工事とする。

【宮及び寺院等】

藤原宮 大官大寺跡 本薬師寺跡 紀寺跡 国分寺跡 膳夫寺跡 興善寺跡
木之本廃寺 田中廃寺 和田廃寺 石川廃寺 久米寺跡 大窪寺跡 日向寺跡
小壘田宮推定地 吉備池廃寺 山田寺跡周辺 奥山廃寺

【京条坊関連】

京極にかかる部分 宮周辺地域

* 宮及び寺院・京極にかかる部分については、別に定める軽微な土木工事を除き発掘調査を実施する。

宮周辺地域については、事業規模や周辺の調査結果などから発掘調査の要否を判断する。

* なお、京極にかかる部分とは、奈良県及び橿原市文化財担当部局作成の遺跡地図の推定ライン以外にも京極の可能性が指摘されている部分も含めることとする。

（2）工事の際に埋蔵文化財専門職員による立会を行うもの

原則として、記録作成のための発掘調査を要する場合に該当しないもの、もしくは(3)に記す慎重工事とするもの以外については、工事の際に埋蔵文化財専門職員による立会を要する。

（3）慎重工事

A,掘削工事が過去に行われた工事等による地下遺構の損壊範囲に収まることが明白であり、新たな埋蔵文化財への影響が生じない場合。

B,過去に発掘調査を実施した範囲で、掘削、盛土工事を行う場合。

4. その他

(1) 本基準で定めのないものについて

県基準で定めた内容で、本基準に記載のないものについては、県基準を運用することとする。

(2) 重点地区について

地中に埋蔵されているという埋蔵文化財の本来の性格上、その性格・内容についても発掘調査の進展によって変動する要素を持つものである。従って、先に挙げた重点地区についても、発掘調査の進展により見直すことができるものとし、また、上記以外の地区においても、特に重要であると判断される地区については重点地区と同様の扱いを行うことにより、遺構の保存をはかることとする。

(3) 埋蔵文化財の保存について

基本的な理念として全ての埋蔵文化財は、保存・活用等の措置を講ずるべきものであることから、藤原京跡における開発事業に際しても、設計変更等で地下遺構に影響を及ぼさないよう事業者に対し、指導を行うこととする。

さらに、重点地区藤原宮にあたるユネスコの世界遺産暫定一覧表記載の「飛鳥・藤原の宮都」の構成資産候補範囲における開発事業に際しては、遺跡の本質的価値を示す遺構保護の指導を徹底することとする。

(4) 疑義

この基準に定めのない事項、取扱いの疑義等については、奈良文化財研究所、奈良県・橿原市・桜井市・明日香村の各文化財担当部局による五者において協議の上、取り扱うものとする。

付則（平成 12 年 11 月 1 日付け教文第 394 号）

(1) この基準は平成 12 年 11 月 1 日から適用する。

(2) この基準の適用を開始する時点で事業者等と通知済みまたは、調整中の遺跡、もしくは複数年次にわたる調査を継続中の遺跡等については、経過措置としてこの基準の適用を除外し、従前の通知に基づくものとする。

付則（令和 4 年 3 月 24 日付け文保第 951 号）

(1) この基準は令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

付則（令和 6 年 10 月 10 日付け 文財 377 号）

(1) この基準は令和 6 年 10 月 10 日から適用する。

(別紙)

重点地区内において工事立会とする開発事業

- 1, 2年以内の期限を限って設置される仮設物。
建築物の場合は、床面積 120 m²以内で、地階を有さないもの。
仮設物には、掘削を行わない工事用道路を含む。
- 2, 建物以外の簡易な工作物の設置・改修
簡易な工作物とは、門・生け垣・塀・電柱・道路標識・信号機・ガードレール・
小規模な各種観測機器の設置等を指す。
- 3, 道路の舗装若しくは修繕
道路の舗装とは既設の未舗装道路の舗装を言う。修繕とは、既設道路の破損、
劣化に対応して行われる部分的な修復や、路床の掘削を伴わない舗装のやりかえ
を指す。
- 4, 電線・ガス管・水道又は下水道管その他これらに類する工作物の改修
改修とは過去に掘削された範囲内における工事を指す。
- 5, 河川・水路及び溝の改修
改修とは過去に掘削された範囲内における工事を指す。

その他上記以外のものについても、掘削範囲が極めて狭小なもの等については県文化
財担当部局と関係諸機関との協議により工事立会対応とすることができる。

なお、上記に該当するもののうち、地下遺構への新たな影響が生じないことが明確で
あり、工事立会が不要と判断できるものについては、慎重工事対応とすることができる。

文財 第 90 号
令和 7 年 5 月 22 日

橿原市長 様

奈良県知事 山下 真

重要遺跡藤原京跡における埋蔵文化財取り扱い基準の
一部変更について（通知）

平成12年11月1日付け教文第394号（「重要地域・重要遺跡の決定とその取扱いについて」）、令和4年3月24日付け文保第951号ならびに令和6年10月8日付け文財第377号（「重要遺跡藤原京跡における埋蔵文化財取扱い基準の一部変更について」）で通知しましたこのことについて、下記の通り一部変更いたしますので、御了知下さいますとともに、その周知につき徹底をお願いします。

記

- ・重要遺跡藤原京跡重点地区詳細図を、下記のとおり、旧）から新）に変更する。
旧）重点地区範囲（平成12年11月1日現在）
新）重点地区範囲（令和7年5月22日現在）

重要遺跡藤原京跡における埋蔵文化財取扱い基準

1. 目的

平成12年9月29日付け奈良県教育長通知（教文第393号「奈良県における開発事業に伴う埋蔵文化財取扱い基準」、以下、県基準と呼ぶ）で定めた、重要遺跡藤原京跡における埋蔵文化財にかかる発掘届・通知に対して、その取扱いの適正化を図るため、以下のとおり取扱い基準を定める。

2. 適用範囲

本基準の適用は、藤原京跡（別添図1）の範囲とする。

3. 開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて

開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いは、別に定めた県基準による判断に基づくものとするが、藤原京跡の重要性ならびに、遺跡をとりまく社会情勢等を考慮し、下記のとおり取扱いを定めることとする。

（1）発掘調査を要する場合

藤原京跡内で実施される土木工事に対し、記録作成のための発掘調査の実施を指示するのは、原則として県基準で定めた場合と、下記に挙げる重点地区内で実施される土木工事とする。

【宮及び寺院等】

藤原宮 大官大寺跡 本葉師寺跡 紀寺跡 国分寺跡 膳夫寺跡 興善寺跡
木之本廃寺 田中廃寺 和田廃寺 石川廃寺 久米寺跡 大窪寺跡 日向寺跡
小墾田宮推定地 吉備池廃寺 山田寺跡周辺 奥山廃寺

【京条坊関連】

京極にかかる部分 宮周辺地域

* 宮及び寺院・京極にかかる部分については、別に定める軽微な土木工事を除き発掘調査を実施する。

宮周辺地域については、事業規模や周辺の調査結果などから発掘調査の要否を判断する。

* なお、京極にかかる部分とは、奈良県及び橿原市文化財担当部局作成の遺跡地図の推定ライン以外にも京極の可能性が指摘されている部分も含めることとする。

（2）工事の際に埋蔵文化財専門職員による立会を行うもの

原則として、記録作成のための発掘調査を要する場合に該当しないもの、もしくは(3)に記す慎重工事とするもの以外については、工事の際に埋蔵文化財専門職員による立会を要する。

（3）慎重工事

A,掘削工事が過去に行われた工事等による地下遺構の損壊範囲に収まることが明白であり、新たな埋蔵文化財への影響が生じない場合。

B,過去に発掘調査を実施した範囲で、掘削、盛土工事を行う場合。

4. その他

(1) 本基準で定めのないものについて

県基準で定めた内容で、本基準に記載のないものについては、県基準を運用することとする。

(2) 重点地区について

地中に埋蔵されているという埋蔵文化財の本来の性格上、その性格・内容についても発掘調査の進展によって変動する要素を持つものである。従って、先に挙げた重点地区についても、発掘調査の進展により見直すことができるものとし、また、上記以外の地区においても、特に重要であると判断される地区については重点地区と同様の扱いを行うことにより、遺構の保存をはかることとする。

(3) 埋蔵文化財の保存について

基本的な理念として全ての埋蔵文化財は、保存・活用等の措置を講ずるべきものであることから、藤原京跡における開発事業に際しても、設計変更等で地下遺構に影響を及ぼさないよう事業者に対し、指導を行うこととする。

さらに、重点地区藤原宮にあたるユネスコの世界遺産暫定一覧表記載の「飛鳥・藤原の宮都」の構成資産候補範囲における開発事業に際しては、遺跡の本質的価値を示す遺構保護の指導を徹底することとする。

(4) 疑義

この基準に定めのない事項、取扱いの疑義等については、奈良文化財研究所、奈良県・橿原市・桜井市・明日香村の各文化財担当部局による五者において協議の上、取り扱うものとする。

付則（平成 12 年 11 月 1 日付け教文第 394 号）

(1) この基準は平成 12 年 11 月 1 日から適用する。

(2) この基準の適用を開始する時点で事業者等と通知済みまたは、調整中の遺跡、もしくは複数年次にわたる調査を継続中の遺跡等については、経過措置としてこの基準の適用を除外し、従前の通知に基づくものとする。

付則（令和 4 年 3 月 24 日付け文保第 951 号）

(1) この基準は令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

付則（令和 6 年 10 月 8 日付け 文財第 377 号）

(1) この基準は令和 6 年 10 月 10 日から適用する。

付則（令和 7 年 5 月 22 日付け 文財第 90 号）

(1) この基準は令和 7 年 5 月 22 日から適用する。

(別紙)

重点地区内において工事立会とする開発事業

- 1, 2年以内の期限を限って設置される仮設物。
建築物の場合は、床面積 120 m²以内で、地階を有さないもの。
仮設物には、掘削を行わない工事用道路を含む。
- 2, 建物以外の簡易な工作物の設置・改修
簡易な工作物とは、門・生け垣・塀・電柱・道路標識・信号機・ガードレール・
小規模な各種観測機器の設置等を指す。
- 3, 道路の舗装若しくは修繕
道路の舗装とは既設の未舗装道路の舗装を言う。修繕とは、既設道路の破損、
劣化に対応して行われる部分的な修復や、路床の掘削を伴わない舗装のやりかえ
を指す。
- 4, 電線・ガス管・水道又は下水道管その他これらに類する工作物の改修
改修とは過去に掘削された範囲内における工事を指す。
- 5, 河川・水路及び溝の改修
改修とは過去に掘削された範囲内における工事を指す。

その他上記以外のものについても、掘削範囲が極めて狭小なもの等については県文化
財担当部局と関係諸機関との協議により工事立会対応とすることができる。

なお、上記に該当するもののうち、地下遺構への新たな影響が生じないことが明確で
あり、工事立会が不要と判断できるものについては、慎重工事対応とすることができる。

(旧) 重点地区範囲

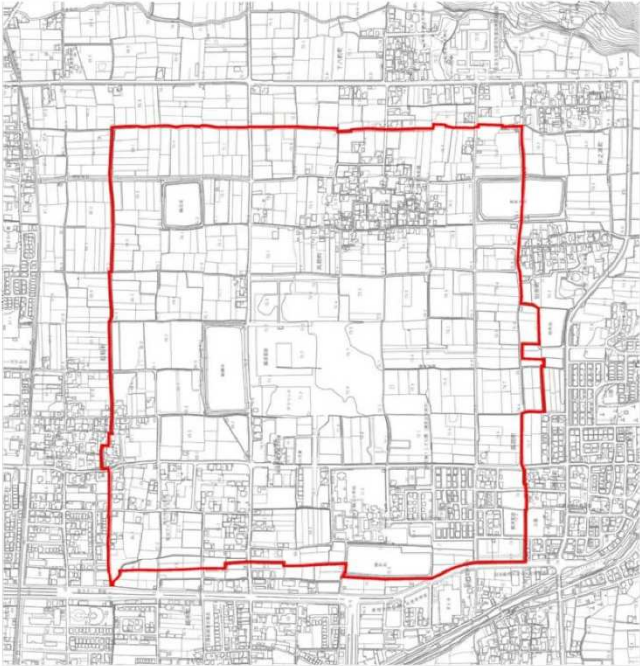
重要遺跡藤原京重点地区詳細図

番号	2-1	遺跡名	藤原宮跡	所在する市町村名	橿原市
備考	中心部分は国史跡				

平成12年10月 / 日現在

新) 重点地区範囲

重要遺跡藤原京跡重点地区詳細図

番号	2-1	遺跡名	藤原宮	所在する市町村名	橿原市
					
備考	国特別史跡内であるが、一部未指定あり。				

令和 7年 5月 22日現在

特別史跡藤原宮跡 指定地一覧（奈良県橿原市）

町名	地番	町名	地番	町名	地番
高殿町	8番	高殿町	36番3	高殿町	50番1
高殿町	10番	高殿町	37番1	高殿町	50番2
高殿町	13番	高殿町	37番2	高殿町	50番3
高殿町	14番1	高殿町	38番1	高殿町	50番5
高殿町	15番1	高殿町	38番2	高殿町	50番6
高殿町	15番2	高殿町	39番1	高殿町	51番1
高殿町	24番1	高殿町	40番1	高殿町	51番2
高殿町	24番2	高殿町	40番3	高殿町	52番1
高殿町	25番1	高殿町	40番4	高殿町	52番2
高殿町	25番2	高殿町	40番5	高殿町	52番3
高殿町	26番1	高殿町	41番1	高殿町	53番1
高殿町	26番2	高殿町	42番1	高殿町	53番2
高殿町	27番1	高殿町	42番3	高殿町	53番3
高殿町	27番2	高殿町	42番4	高殿町	53番4
高殿町	27番3	高殿町	42番5	高殿町	53番5
高殿町	28番1	高殿町	42番6	高殿町	54番1
高殿町	28番2	高殿町	43番1	高殿町	54番2
高殿町	29番1	高殿町	44番1	高殿町	54番3
高殿町	29番2	高殿町	45番1	高殿町	55番1
高殿町	30番1	高殿町	45番3	高殿町	55番2
高殿町	30番2	高殿町	45番4	高殿町	55番3
高殿町	31番1	高殿町	45番5	高殿町	55番4
高殿町	31番2	高殿町	46番1	高殿町	55番5
高殿町	32番1	高殿町	46番2	高殿町	55番6
高殿町	32番2	高殿町	47番1	高殿町	55番7
高殿町	33番1	高殿町	47番2	高殿町	55番8
高殿町	33番2	高殿町	47番3	高殿町	56番1
高殿町	33番3	高殿町	48番1	高殿町	56番2
高殿町	33番4	高殿町	48番2	高殿町	56番3
高殿町	34番	高殿町	49番1	高殿町	56番4
高殿町	35番1	高殿町	49番2	高殿町	56番5
高殿町	35番2	高殿町	49番3	高殿町	57番1
高殿町	36番1	高殿町	49番4	高殿町	57番2
高殿町	36番2	高殿町	49番5	高殿町	57番3

参考資料

特別史跡藤原宮跡 指定地一覧（奈良県橿原市）

町名	地番	町名	地番	町名	地番
高殿町	57番4	高殿町	74番2	高殿町	87番1
高殿町	57番5	高殿町	75番1	高殿町	87番2
高殿町	59番1	高殿町	75番2	高殿町	87番3
高殿町	59番2	高殿町	76番1	高殿町	88番1
高殿町	59番3	高殿町	76番2	高殿町	88番3
高殿町	60番1	高殿町	76番3	高殿町	90番1
高殿町	60番2	高殿町	76番4	高殿町	90番2
高殿町	60番3	高殿町	76番5	高殿町	90番3
高殿町	61番1	高殿町	77番1	高殿町	90番4
高殿町	61番2	高殿町	77番2	高殿町	90番5
高殿町	61番3	高殿町	77番3	高殿町	90番6
高殿町	62番1	高殿町	77番4	高殿町	91番
高殿町	62番2	高殿町	77番5	高殿町	92番1
高殿町	62番3	高殿町	77番6	高殿町	92番2
高殿町	63番	高殿町	78番1	高殿町	93番1
高殿町	64番1	高殿町	78番2	高殿町	93番2
高殿町	64番2	高殿町	78番3	高殿町	93番5
高殿町	65番1	高殿町	78番4	高殿町	93番6
高殿町	65番2	高殿町	79番	高殿町	95番
高殿町	66番1	高殿町	80番	高殿町	96番
高殿町	66番2	高殿町	81番1	高殿町	97番1
高殿町	67番1	高殿町	81番2	高殿町	97番2
高殿町	67番2	高殿町	82番1	高殿町	97番3
高殿町	68番1	高殿町	82番2	高殿町	97番4
高殿町	68番2	高殿町	83番1	高殿町	97番5
高殿町	69番1	高殿町	83番3	高殿町	98番
高殿町	69番2	高殿町	83番4	高殿町	99番
高殿町	70番	高殿町	84番1	高殿町	100番
高殿町	71番	高殿町	84番2	高殿町	101番
高殿町	72番	高殿町	84番3	高殿町	102番
高殿町	73番1	高殿町	85番1	高殿町	103番
高殿町	73番3	高殿町	85番2	高殿町	104番
高殿町	73番4	高殿町	86番1	高殿町	105番
高殿町	74番1	高殿町	86番2	高殿町	106番

特別史跡藤原宮跡 指定地一覧（奈良県橿原市）

町名	地番	町名	地番	町名	地番
高殿町	107番1	高殿町	120番7	高殿町	145番
高殿町	107番2	高殿町	120番8	高殿町	146番
高殿町	107番3	高殿町	120番9	高殿町	147番
高殿町	108番1	高殿町	121番	高殿町	148番
高殿町	108番2	高殿町	122番	高殿町	149番
高殿町	108番3	高殿町	123番	高殿町	150番1
高殿町	109番	高殿町	124番	高殿町	150番3
高殿町	111番	高殿町	125番	高殿町	150番4
高殿町	112番	高殿町	126番1	高殿町	151番1
高殿町	113番	高殿町	126番2	高殿町	151番2
高殿町	114番1	高殿町	126番3	高殿町	151番3
高殿町	114番2	高殿町	127番	高殿町	152番1
高殿町	114番3	高殿町	128番1	高殿町	152番2
高殿町	114番4	高殿町	128番2	高殿町	152番3
高殿町	116番2	高殿町	128番3	高殿町	153番1
高殿町	117番1	高殿町	129番1	高殿町	153番2
高殿町	117番2	高殿町	129番2	高殿町	154番1
高殿町	117番3	高殿町	130番1	高殿町	154番2
高殿町	118番1	高殿町	130番2	高殿町	154番3
高殿町	118番2	高殿町	130番3	高殿町	154番4
高殿町	118番4	高殿町	132番	高殿町	155番1
高殿町	118番5	高殿町	132番1	高殿町	155番2
高殿町	119番1	高殿町	133番1・133番2合併	高殿町	155番3
高殿町	119番2	高殿町	134番	高殿町	156番1
高殿町	119番3	高殿町	135番	高殿町	156番2
高殿町	119番4	高殿町	138番	高殿町	157番1
高殿町	119番5	高殿町	139番	高殿町	157番2
高殿町	119番6	高殿町	140番	高殿町	158番1
高殿町	120番1	高殿町	141番1	高殿町	158番2
高殿町	120番2	高殿町	141番2	高殿町	158番3
高殿町	120番3	高殿町	142番1	高殿町	158番4
高殿町	120番4	高殿町	142番2	高殿町	159番1
高殿町	120番5	高殿町	143番	高殿町	159番2
高殿町	120番6	高殿町	144番	高殿町	159番3

参考資料

特別史跡藤原宮跡 指定地一覧（奈良県橿原市）

町名	地番	町名	地番	町名	地番
高殿町	160番1	高殿町	175番	高殿町	192番4
高殿町	160番2	高殿町	176番1	高殿町	192番5
高殿町	160番3	高殿町	176番2	高殿町	193番1
高殿町	160番4	高殿町	177番1	高殿町	193番2
高殿町	161番	高殿町	177番2	高殿町	193番3
高殿町	162番	高殿町	177番3	高殿町	193番4
高殿町	163番1	高殿町	178番	高殿町	194番
高殿町	163番2	高殿町	179番	高殿町	195番
高殿町	164番	高殿町	180番	高殿町	196番
高殿町	165番1	高殿町	181番	高殿町	197番
高殿町	165番2	高殿町	182番	高殿町	198番
高殿町	165番3	高殿町	183番	高殿町	199番
高殿町	166番1	高殿町	184番1	高殿町	200番1
高殿町	166番2	高殿町	184番2	高殿町	200番2
高殿町	166番3	高殿町	185番1	高殿町	200番3
高殿町	166番4	高殿町	185番2	高殿町	201番1
高殿町	167番1	高殿町	185番3	高殿町	201番2
高殿町	167番2	高殿町	185番4	高殿町	202番1
高殿町	168番1	高殿町	185番5	高殿町	202番2
高殿町	168番2	高殿町	186番1	高殿町	202番3
高殿町	169番1	高殿町	186番2	高殿町	203番1
高殿町	169番2	高殿町	186番3	高殿町	203番2
高殿町	169番3	高殿町	186番4	高殿町	203番3
高殿町	170番	高殿町	186番5	高殿町	203番4
高殿町	171番1	高殿町	187番	高殿町	204番1
高殿町	171番3	高殿町	188番	高殿町	204番2
高殿町	171番4	高殿町	189番	高殿町	205番1
高殿町	172番	高殿町	190番1	高殿町	205番2
高殿町	173番1	高殿町	190番2	高殿町	206番
高殿町	173番2	高殿町	190番3	高殿町	207番1
高殿町	174番1	高殿町	190番4	高殿町	207番2
高殿町	174番2	高殿町	192番1	高殿町	208番
高殿町	174番3	高殿町	192番2	高殿町	209番
高殿町	174番4	高殿町	192番3	高殿町	210番

特別史跡藤原宮跡 指定地一覧（奈良県橿原市）

町名	地番	町名	地番	町名	地番
高殿町	211番1	高殿町	227番・228番合併	高殿町	258番2
高殿町	211番2	高殿町	229番1	高殿町	258番3
高殿町	212番1	高殿町	229番2	高殿町	259番1
高殿町	212番2	高殿町	230番	高殿町	259番2
高殿町	213番1	高殿町	231番	高殿町	260番
高殿町	213番2	高殿町	232番1	高殿町	261番
高殿町	214番1	高殿町	232番2	高殿町	262番・263番合併
高殿町	214番2	高殿町	233番	高殿町	264番
高殿町	214番3	高殿町	234番	高殿町	265番
高殿町	214番4	高殿町	236番	高殿町	266番1
高殿町	215番1	高殿町	237番	高殿町	266番2
高殿町	215番2	高殿町	238番	高殿町	267番1
高殿町	216番	高殿町	239番	高殿町	267番2
高殿町	217番1	高殿町	240番1	高殿町	268番
高殿町	217番2	高殿町	240番2	高殿町	269番
高殿町	217番3	高殿町	241番	高殿町	270番・271番・276番2合併
高殿町	218番1	高殿町	242番	高殿町	273番
高殿町	218番2	高殿町	243番	高殿町	274番
高殿町	219番1	高殿町	244番1	高殿町	275番1
高殿町	219番2	高殿町	244番2	高殿町	275番2
高殿町	220番1	高殿町	245番	高殿町	275番3
高殿町	220番2	高殿町	247番	高殿町	275番4
高殿町	220番3	高殿町	248番	高殿町	276番1
高殿町	221番	高殿町	249番	高殿町	277番1
高殿町	222番	高殿町	250番	高殿町	277番2
高殿町	223番1	高殿町	251番	高殿町	278番
高殿町	223番2	高殿町	252番	高殿町	279番
高殿町	223番3	高殿町	253番	高殿町	281番1
高殿町	224番1	高殿町	255番・256番3合併	高殿町	281番2
高殿町	224番2	高殿町	256番1	高殿町	283番1
高殿町	224番3	高殿町	256番2	高殿町	283番2
高殿町	225番	高殿町	256番4	高殿町	283番3
高殿町	226番1	高殿町	257番	高殿町	284番
高殿町	226番2	高殿町	258番1	高殿町	284番1

参考資料

特別史跡藤原宮跡 指定地一覧（奈良県橿原市）

町名	地番	町名	地番	町名	地番
高殿町	284番2	高殿町	300番3	高殿町	314番4
高殿町	285番	高殿町	301番1	高殿町	314番5
高殿町	285番1	高殿町	301番2	高殿町	314番6
高殿町	286番1	高殿町	301番3	高殿町	314番7
高殿町	286番2	高殿町	301番4	高殿町	315番1
高殿町	286番3	高殿町	301番5	高殿町	315番2
高殿町	286番4	高殿町	302番1	高殿町	315番3
高殿町	286番5	高殿町	302番2	高殿町	315番4
高殿町	287番1	高殿町	302番3	高殿町	315番5
高殿町	287番2	高殿町	303番	高殿町	316番1
高殿町	287番3	高殿町	304番1	高殿町	316番2
高殿町	287番4	高殿町	304番2	高殿町	316番3
高殿町	288番1	高殿町	305番1	高殿町	316番4
高殿町	288番2	高殿町	305番2	高殿町	316番5
高殿町	288番3	高殿町	306番	高殿町	316番6
高殿町	289番1	高殿町	307番1	高殿町	317番1
高殿町	289番2	高殿町	307番2	高殿町	317番2
高殿町	289番3	高殿町	308番	高殿町	317番3
高殿町	290番	高殿町	309番1	高殿町	317番4
高殿町	291番1	高殿町	309番2	高殿町	317番5
高殿町	291番2	高殿町	310番1	高殿町	318番1
高殿町	292番	高殿町	310番2	高殿町	318番2
高殿町	293番	高殿町	311番1	高殿町	319番1
高殿町	294番	高殿町	311番3	高殿町	319番2
高殿町	295番	高殿町	311番4	高殿町	320番1
高殿町	296番	高殿町	311番5	高殿町	320番2
高殿町	297番1	高殿町	311番6	高殿町	320番3
高殿町	297番2	高殿町	312番1	高殿町	321番1
高殿町	298番	高殿町	312番2	高殿町	321番2
高殿町	299番1	高殿町	313番1	高殿町	321番3
高殿町	299番2	高殿町	313番2	高殿町	321番4
高殿町	299番3	高殿町	314番1	高殿町	321番5
高殿町	299番4	高殿町	314番2	高殿町	322番1
高殿町	300番2	高殿町	314番3	高殿町	322番2

特別史跡藤原宮跡 指定地一覧（奈良県橿原市）

町名	地番	町名	地番	町名	地番
高殿町	322番3	高殿町	342番	高殿町	362番1
高殿町	322番4	高殿町	343番1	高殿町	362番2
高殿町	322番5	高殿町	343番2	高殿町	363番
高殿町	322番6	高殿町	344番1	高殿町	364番1
高殿町	323番1	高殿町	344番2	高殿町	364番2
高殿町	323番2	高殿町	345番1	高殿町	364番3
高殿町	324番1	高殿町	345番2	高殿町	364番4
高殿町	324番2	高殿町	346番1	高殿町	364番5
高殿町	325番1	高殿町	346番2	高殿町	365番1
高殿町	325番2	高殿町	347番1	高殿町	365番2
高殿町	325番3	高殿町	347番2	高殿町	365番3
高殿町	325番4	高殿町	348番1	高殿町	365番4
高殿町	325番5	高殿町	348番2	高殿町	365番5
高殿町	326番1	高殿町	348番3	高殿町	366番1
高殿町	326番2	高殿町	349番1	高殿町	366番2
高殿町	327番	高殿町	349番2	高殿町	366番3
高殿町	328番	高殿町	350番1	高殿町	366番4
高殿町	329番	高殿町	350番2	高殿町	367番1
高殿町	330番	高殿町	351番1	高殿町	367番2
高殿町	331番	高殿町	351番2	高殿町	367番3
高殿町	332番	高殿町	351番3	高殿町	367番4
高殿町	333番1	高殿町	352番	高殿町	367番5
高殿町	333番2	高殿町	353番1	高殿町	368番1
高殿町	334番	高殿町	353番2	高殿町	368番2
高殿町	335番1	高殿町	354番1	高殿町	368番3
高殿町	335番2	高殿町	354番2	高殿町	368番4
高殿町	336番1	高殿町	355番	高殿町	369番1
高殿町	336番2	高殿町	356番	高殿町	369番2
高殿町	337番	高殿町	357番	高殿町	369番3
高殿町	338番	高殿町	358番1	高殿町	369番4
高殿町	339番	高殿町	358番2	高殿町	369番5
高殿町	340番1	高殿町	359番	高殿町	370番1
高殿町	340番2	高殿町	360番	高殿町	370番2
高殿町	341番	高殿町	361番	高殿町	370番3

特別史跡藤原宮跡 指定地一覧（奈良県橿原市）

町名	地番	町名	地番	町名	地番
高殿町	371番	高殿町	382番2	高殿町	400番1
高殿町	372番1	高殿町	382番3	高殿町	400番2
高殿町	372番2	高殿町	382番4	高殿町	400番3
高殿町	372番3	高殿町	383番1	高殿町	400番4
高殿町	373番1	高殿町	383番2	高殿町	401番1
高殿町	373番2	高殿町	383番3	高殿町	401番2
高殿町	373番3	高殿町	384番1	高殿町	401番3
高殿町	373番4	高殿町	384番2	高殿町	401番4
高殿町	374番1	高殿町	384番3	高殿町	402番1
高殿町	374番2	高殿町	385番	高殿町	402番2
高殿町	374番3	高殿町	386番	高殿町	402番3
高殿町	374番4	高殿町	387番	高殿町	403番1
高殿町	374番5	高殿町	388番	高殿町	403番2
高殿町	375番	高殿町	389番	高殿町	404番1
高殿町	376番	高殿町	390番1	高殿町	404番2
高殿町	377番	高殿町	390番2	高殿町	404番3
高殿町	378番1	高殿町	390番3	高殿町	405番1
高殿町	378番2	高殿町	391番1	高殿町	405番2
高殿町	378番3	高殿町	391番2	高殿町	406番2
高殿町	378番4	高殿町	391番3	高殿町	407番1
高殿町	379番1	高殿町	392番1	高殿町	407番2
高殿町	379番2	高殿町	392番2	高殿町	408番1
高殿町	379番3	高殿町	392番3	高殿町	408番2
高殿町	380番1	高殿町	393番1	高殿町	408番3
高殿町	380番2	高殿町	393番2	高殿町	409番
高殿町	380番3	高殿町	395番	高殿町	410番1
高殿町	381番1	高殿町	396番	高殿町	410番2
高殿町	381番2	高殿町	397番1	高殿町	411番1
高殿町	381番3	高殿町	397番2	高殿町	411番2
高殿町	381番4	高殿町	397番3	高殿町	411番3
高殿町	381番5	高殿町	398番1	高殿町	411番4
高殿町	381番6	高殿町	398番2	高殿町	412番1
高殿町	381番7	高殿町	399番1	高殿町	412番2
高殿町	382番1	高殿町	399番2	高殿町	412番3

特別史跡藤原宮跡 指定地一覧（奈良県橿原市）

町名	地番	町名	地番	町名	地番
高殿町	412番4	高殿町	429番3	高殿町	444番2
高殿町	413番	高殿町	430番1	高殿町	445番1
高殿町	414番	高殿町	430番2	高殿町	445番2
高殿町	415番1	高殿町	430番3	高殿町	451番
高殿町	415番2	高殿町	431番1	高殿町	452番
高殿町	416番1	高殿町	431番2	高殿町	453番1
高殿町	416番2	高殿町	431番3	高殿町	453番2
高殿町	416番3	高殿町	432番1	高殿町	454番
高殿町	417番1	高殿町	432番2	高殿町	455番
高殿町	417番2	高殿町	433番1	高殿町	456番1
高殿町	418番1	高殿町	433番2	高殿町	456番2
高殿町	418番2	高殿町	433番3	高殿町	456番3
高殿町	418番3	高殿町	434番	高殿町	457番1
高殿町	418番4	高殿町	435番1	高殿町	457番2
高殿町	418番5	高殿町	435番2	高殿町	458番1
高殿町	419番1	高殿町	435番3	高殿町	458番2
高殿町	419番2	高殿町	436番1	高殿町	459番1
高殿町	419番3	高殿町	436番2	高殿町	459番2
高殿町	419番4	高殿町	436番3	高殿町	459番3
高殿町	420番1	高殿町	437番	高殿町	461番1
高殿町	420番2	高殿町	438番	高殿町	461番2
高殿町	421番	高殿町	439番	高殿町	462番1
高殿町	422番1	高殿町	440番1	高殿町	462番2
高殿町	422番2	高殿町	440番2	高殿町	463番1
高殿町	422番3	高殿町	440番3	高殿町	463番2
高殿町	422番4	高殿町	440番4	高殿町	464番1
高殿町	424番	高殿町	441番1	高殿町	464番2
高殿町	425番1	高殿町	441番2	高殿町	464番3
高殿町	425番2	高殿町	442番1	高殿町	465番1
高殿町	426番	高殿町	442番2	高殿町	465番2
高殿町	427番1	高殿町	442番3	高殿町	466番
高殿町	427番2	高殿町	443番1	高殿町	467番
高殿町	428番	高殿町	443番2	高殿町	468番1
高殿町	429番1	高殿町	444番1	高殿町	468番2

参考資料

特別史跡藤原宮跡 指定地一覧（奈良県橿原市）

町名	地番	町名	地番	町名	地番
高殿町	469番1	高殿町	482番4	醍醐町	1番2
高殿町	469番2	高殿町	482番5	醍醐町	2番1
高殿町	470番1	高殿町	484番	醍醐町	2番2
高殿町	470番3	高殿町	485番	醍醐町	3番
高殿町	470番4	高殿町	486番1	醍醐町	4番
高殿町	471番1	高殿町	486番2	醍醐町	5番1
高殿町	471番3	高殿町	486番3	醍醐町	5番2
高殿町	472番1	高殿町	486番4	醍醐町	6番1
高殿町	472番2	高殿町	489番	醍醐町	6番2
高殿町	472番3	高殿町	492番	醍醐町	6番3
高殿町	473番1	高殿町	495番	醍醐町	7番
高殿町	473番2	高殿町	496番	醍醐町	8番
高殿町	473番3	高殿町	497番1	醍醐町	9番1
高殿町	474番1	高殿町	497番2	醍醐町	9番2
高殿町	474番2	高殿町	498番1	醍醐町	9番3
高殿町	475番1	高殿町	498番2	醍醐町	10番1
高殿町	475番2	高殿町	499番	醍醐町	10番2
高殿町	475番3	高殿町	500番	醍醐町	10番3
高殿町	476番1	高殿町	501番	醍醐町	10番4
高殿町	476番2	高殿町	507番	醍醐町	11番
高殿町	477番1	高殿町	508番	醍醐町	12番1
高殿町	477番2	高殿町	509番1	醍醐町	12番2
高殿町	477番3	高殿町	509番2	醍醐町	13番1
高殿町	478番	高殿町	510番1	醍醐町	13番2
高殿町	479番1	高殿町	510番2	醍醐町	14番
高殿町	479番2	高殿町	511番1	醍醐町	15番1
高殿町	479番3	高殿町	511番3	醍醐町	15番3
高殿町	480番1	高殿町	511番4	醍醐町	15番4
高殿町	480番2	高殿町	512番1	醍醐町	15番5
高殿町	480番3	高殿町	607番	醍醐町	15番6
高殿町	481番	高殿町	609番1	醍醐町	15番7
高殿町	482番1	高殿町	609番2	醍醐町	15番8
高殿町	482番2	高殿町	610番	醍醐町	15番9
高殿町	482番3	醍醐町	1番1	醍醐町	15番10

特別史跡藤原宮跡 指定地一覧（奈良県橿原市）

町名	地番	町名	地番	町名	地番
醍醐町	15番11	醍醐町	32番10	醍醐町	43番5
醍醐町	17番1	醍醐町	33番1	醍醐町	43番6
醍醐町	17番2	醍醐町	33番2	醍醐町	43番7
醍醐町	17番3	醍醐町	33番3	醍醐町	43番8
醍醐町	18番	醍醐町	33番4	醍醐町	43番9
醍醐町	19番1	醍醐町	34番1	醍醐町	43番10
醍醐町	19番2	醍醐町	34番2	醍醐町	43番11
醍醐町	19番3	醍醐町	35番1	醍醐町	43番12
醍醐町	19番4	醍醐町	35番2	醍醐町	43番13
醍醐町	20番1	醍醐町	36番1	醍醐町	45番1
醍醐町	20番2	醍醐町	36番2	醍醐町	45番2
醍醐町	20番3	醍醐町	37番1	醍醐町	45番3
醍醐町	21番1	醍醐町	37番2	醍醐町	45番4
醍醐町	21番2	醍醐町	38番1	醍醐町	45番5
醍醐町	22番	醍醐町	38番2	醍醐町	48番1
醍醐町	23番	醍醐町	39番1	醍醐町	48番5
醍醐町	24番1	醍醐町	39番2	醍醐町	48番6
醍醐町	24番2	醍醐町	40番1	醍醐町	48番7
醍醐町	25番	醍醐町	40番2	醍醐町	48番8
醍醐町	26番1	醍醐町	41番1	醍醐町	48番9
醍醐町	26番2	醍醐町	41番3	醍醐町	48番10
醍醐町	28番	醍醐町	41番4	醍醐町	48番11
醍醐町	29番	醍醐町	41番5	醍醐町	48番12
醍醐町	30番	醍醐町	42番2	醍醐町	48番13
醍醐町	31番	醍醐町	42番3	醍醐町	48番14
醍醐町	32番1	醍醐町	42番4	醍醐町	48番15
醍醐町	32番2	醍醐町	42番5	醍醐町	48番16
醍醐町	32番3	醍醐町	42番6	醍醐町	49番1
醍醐町	32番4	醍醐町	42番7	醍醐町	49番3
醍醐町	32番5	醍醐町	42番8	醍醐町	49番4
醍醐町	32番6	醍醐町	43番1	醍醐町	49番5
醍醐町	32番7	醍醐町	43番2	醍醐町	49番6
醍醐町	32番8	醍醐町	43番3	醍醐町	49番7
醍醐町	32番9	醍醐町	43番4	醍醐町	49番8

特別史跡藤原宮跡 指定地一覧（奈良県橿原市）

町名	地番	町名	地番	町名	地番
醍醐町	50番	醍醐町	72番2	醍醐町	88番3
醍醐町	51番	醍醐町	73番	醍醐町	89番1
醍醐町	52番1	醍醐町	74番1	醍醐町	89番2
醍醐町	52番2	醍醐町	74番2	醍醐町	90番
醍醐町	53番1	醍醐町	75番1	醍醐町	91番
醍醐町	53番2	醍醐町	75番2	醍醐町	92番1
醍醐町	54番1	醍醐町	75番3	醍醐町	92番2
醍醐町	54番2	醍醐町	76番	醍醐町	92番3
醍醐町	54番3	醍醐町	77番1	醍醐町	93番1
醍醐町	54番4	醍醐町	77番2	醍醐町	93番2
醍醐町	55番1	醍醐町	78番1	醍醐町	93番3
醍醐町	55番2	醍醐町	78番2	醍醐町	93番5
醍醐町	55番3	醍醐町	78番3	醍醐町	93番6
醍醐町	56番	醍醐町	79番1	醍醐町	93番7
醍醐町	57番	醍醐町	79番2	醍醐町	93番8
醍醐町	58番	醍醐町	79番3	醍醐町	94番1
醍醐町	59番1	醍醐町	79番4	醍醐町	94番2
醍醐町	59番2	醍醐町	80番1	醍醐町	94番4
醍醐町	60番	醍醐町	80番2	醍醐町	94番5
醍醐町	61番	醍醐町	81番1	醍醐町	94番6
醍醐町	62番	醍醐町	81番2	醍醐町	95番1
醍醐町	63番	醍醐町	82番1	醍醐町	95番3
醍醐町	64番1	醍醐町	82番2	醍醐町	96番1
醍醐町	64番2	醍醐町	83番1	醍醐町	96番3
醍醐町	65番1	醍醐町	83番2	醍醐町	97番1
醍醐町	65番2	醍醐町	84番	醍醐町	97番3
醍醐町	66番	醍醐町	85番	醍醐町	97番4
醍醐町	67番	醍醐町	86番1	醍醐町	98番1
醍醐町	68番	醍醐町	86番2	醍醐町	98番2
醍醐町	69番1	醍醐町	87番1	醍醐町	98番3
醍醐町	69番2	醍醐町	87番2	醍醐町	99番1
醍醐町	70番	醍醐町	87番3	醍醐町	99番2
醍醐町	71番	醍醐町	88番1	醍醐町	99番3
醍醐町	72番1	醍醐町	88番2	醍醐町	99番4

特別史跡藤原宮跡 指定地一覧（奈良県橿原市）

町名	地番	町名	地番	町名	地番
醍醐町	100番	醍醐町	106番10	醍醐町	204番
醍醐町	101番1	醍醐町	106番11	醍醐町	205番
醍醐町	101番2	醍醐町	160番	醍醐町	205番1
醍醐町	101番3	醍醐町	161番	醍醐町	205番2
醍醐町	101番4	醍醐町	162番	醍醐町	231番1
醍醐町	101番5	醍醐町	163番	醍醐町	231番3
醍醐町	101番6	醍醐町	164番	醍醐町	235番1
醍醐町	101番7	醍醐町	165番	醍醐町	235番4
醍醐町	101番8	醍醐町	166番1	醍醐町	236番1
醍醐町	101番9	醍醐町	166番2	醍醐町	236番2
醍醐町	101番10	醍醐町	166番3	醍醐町	239番2
醍醐町	101番11	醍醐町	167番1	醍醐町	240番
醍醐町	101番12	醍醐町	167番2	醍醐町	241番
醍醐町	101番13	醍醐町	168番1	醍醐町	242番1
醍醐町	102番1	醍醐町	168番2	醍醐町	242番2
醍醐町	102番2	醍醐町	169番1	醍醐町	243番
醍醐町	102番3	醍醐町	169番3	醍醐町	244番
醍醐町	102番4	醍醐町	170番	醍醐町	486番1
醍醐町	104番5	醍醐町	171番1	醍醐町	486番2
醍醐町	105番1	醍醐町	171番2	醍醐町	486番3
醍醐町	105番3	醍醐町	172番	醍醐町	488番
醍醐町	105番8	醍醐町	173番	醍醐町	490番
醍醐町	105番9	醍醐町	174番	醍醐町	491番
醍醐町	105番10	醍醐町	175番・176番合併1	醍醐町	492番
醍醐町	105番11	醍醐町	175番・176番合併2	醍醐町	493番
醍醐町	105番12	醍醐町	177番	醍醐町	494番1
醍醐町	106番2	醍醐町	178番2	醍醐町	494番2
醍醐町	106番3	醍醐町	179番1	醍醐町	495番
醍醐町	106番4	醍醐町	179番2	醍醐町	497番
醍醐町	106番5	醍醐町	180番	醍醐町	498番
醍醐町	106番6	醍醐町	198番	醍醐町	625番
醍醐町	106番7	醍醐町	201番	別所町	4番
醍醐町	106番8	醍醐町	202番	別所町	5番
醍醐町	106番9	醍醐町	203番	別所町	6番1

参考資料

特別史跡藤原宮跡 指定地一覧（奈良県橿原市）

町名	地番	町名	地番	町名	地番
別所町	6番2	別所町	103番5	別所町	120番2
別所町	7番1	別所町	104番1	別所町	121番1
別所町	7番2	別所町	104番2	別所町	121番2
別所町	8番1	別所町	104番3	別所町	121番3
別所町	9番1	別所町	104番4	別所町	121番4
別所町	14番1	別所町	105番1	別所町	122番1
別所町	14番2	別所町	105番2	別所町	122番2
別所町	58番	別所町	105番3	別所町	123番1
別所町	59番	別所町	105番4	別所町	123番2
別所町	60番	別所町	106番1	別所町	123番3
別所町	62番1	別所町	106番2	別所町	124番
別所町	62番2	別所町	107番1	別所町	125番
別所町	64番	別所町	107番2	別所町	126番1
別所町	66番	別所町	107番3	別所町	126番2
別所町	66番1	別所町	108番1	別所町	127番
別所町	67番	別所町	108番2	別所町	128番1
別所町	68番	別所町	108番3	別所町	128番2
別所町	98番1	別所町	109番1	別所町	128番3
別所町	98番2	別所町	109番2	別所町	129番
別所町	98番3	別所町	109番3	別所町	130番1
別所町	98番4	別所町	110番1	別所町	130番2
別所町	98番5	別所町	110番2	別所町	130番3
別所町	99番1	別所町	111番	別所町	131番1
別所町	99番3	別所町	112番1	別所町	131番2
別所町	100番1	別所町	112番2	別所町	131番3
別所町	100番2	別所町	113番1	別所町	131番4
別所町	101番1	別所町	114番1	別所町	132番1
別所町	101番2	別所町	115番	別所町	132番2
別所町	101番3	別所町	116番1	別所町	133番1
別所町	102番	別所町	117番1	別所町	133番2
別所町	103番1	別所町	118番	別所町	134番1
別所町	103番2	別所町	119番1	別所町	134番2
別所町	103番3	別所町	119番2	別所町	134番3
別所町	103番4	別所町	120番1	別所町	135番

特別史跡藤原宮跡 指定地一覧（奈良県橿原市）

町名	地番	町名	地番	町名	地番
別所町	136番1	別所町	155番1	飛驒町	85番8
別所町	136番2	別所町	155番2	飛驒町	85番9
別所町	137番1	別所町	156番	飛驒町	85番10
別所町	137番2	別所町	157番1	飛驒町	85番11
別所町	138番	別所町	157番2	飛驒町	85番12
別所町	139番1	別所町	157番3	飛驒町	85番13
別所町	139番2	別所町	158番	飛驒町	86番2
別所町	139番3	飛驒町	81番	飛驒町	86番3
別所町	140番	飛驒町	82番1	飛驒町	86番4
別所町	141番1	飛驒町	82番2	飛驒町	87番1
別所町	141番2	飛驒町	82番3	飛驒町	87番2
別所町	141番3	飛驒町	82番4	飛驒町	87番4
別所町	142番	飛驒町	83番1	飛驒町	87番5
別所町	143番1	飛驒町	83番2	飛驒町	87番7
別所町	143番2	飛驒町	83番3	飛驒町	88番1
別所町	144番1	飛驒町	83番4	飛驒町	88番3
別所町	144番2	飛驒町	83番5	飛驒町	88番4
別所町	145番1	飛驒町	83番6	飛驒町	88番5
別所町	145番2	飛驒町	83番7	飛驒町	88番6
別所町	146番1	飛驒町	83番8	飛驒町	88番7
別所町	146番2	飛驒町	83番9	飛驒町	88番8
別所町	147番	飛驒町	83番10	飛驒町	88番9
別所町	148番	飛驒町	83番11	飛驒町	88番10
別所町	149番1	飛驒町	83番12	飛驒町	88番11
別所町	149番2	飛驒町	84番2	飛驒町	89番1
別所町	149番3	飛驒町	84番3	飛驒町	89番2
別所町	150番	飛驒町	84番4	飛驒町	89番3
別所町	151番	飛驒町	84番5	飛驒町	89番4
別所町	152番1	飛驒町	85番1	飛驒町	89番5
別所町	152番2	飛驒町	85番2	飛驒町	89番6
別所町	153番1	飛驒町	85番3	飛驒町	89番7
別所町	153番2	飛驒町	85番4	飛驒町	90番1
別所町	154番1	飛驒町	85番6	飛驒町	90番2
別所町	154番2	飛驒町	85番7	飛驒町	90番3

参考資料

特別史跡藤原宮跡 指定地一覧（奈良県橿原市）

町名	地番	町名	地番	町名	地番
飛驒町	90番4	四分町	267番8	四分町	274番3
飛驒町	90番5	四分町	267番9	四分町	274番4
飛驒町	90番6	四分町	267番13	四分町	274番5
飛驒町	90番7	四分町	267番14	四分町	274番6
飛驒町	90番8	四分町	267番15	四分町	274番7
飛驒町	90番9	四分町	267番16	四分町	275番1
飛驒町	90番10	四分町	267番17	四分町	275番2
飛驒町	90番11	四分町	267番18	四分町	275番3
飛驒町	90番12	四分町	267番19	四分町	275番5
飛驒町	90番14	四分町	267番20	四分町	275番6
飛驒町	90番15	四分町	267番21	四分町	278番1
飛驒町	90番16	四分町	267番22	四分町	278番3
飛驒町	92番1	四分町	267番23	四分町	278番5
飛驒町	92番2	四分町	267番24	四分町	278番6
飛驒町	92番3	四分町	267番25	四分町	280番1
飛驒町	92番4	四分町	267番26	四分町	280番2
飛驒町	98番9	四分町	267番27	四分町	280番3
飛驒町	99番4	四分町	267番28	四分町	280番4
飛驒町	99番5	四分町	267番29	四分町	280番5
四分町	265番1	四分町	268番2	四分町	280番6
四分町	265番2	四分町	268番3	四分町	281番1
四分町	265番3	四分町	268番4	四分町	281番2
四分町	265番4	四分町	268番5	四分町	281番3
四分町	266番1	四分町	270番1	四分町	281番4
四分町	266番2	四分町	270番2	四分町	282番1
四分町	266番3	四分町	270番3	四分町	282番2
四分町	266番4	四分町	270番4	四分町	282番3
四分町	267番1	四分町	270番5	四分町	282番4
四分町	267番2	四分町	271番1	四分町	283番1
四分町	267番3	四分町	271番2	四分町	283番2
四分町	267番4	四分町	273番2	四分町	283番3
四分町	267番5	四分町	273番3	四分町	283番4
四分町	267番6	四分町	274番1	四分町	283番5
四分町	267番7	四分町	274番2	四分町	284番1

特別史跡藤原宮跡 指定地一覧（奈良県橿原市）

町名	地番	町名	地番	町名	地番
四分町	284番3	四分町	292番2	四分町	303番5
四分町	284番4	四分町	293番1	四分町	303番6
四分町	284番5	四分町	293番2	四分町	304番1
四分町	285番1	四分町	293番3	四分町	317番1
四分町	285番3	四分町	293番4	四分町	317番3
四分町	285番4	四分町	293番5	四分町	317番5
四分町	286番1	四分町	294番	四分町	317番6
四分町	286番2	四分町	295番	四分町	317番7
四分町	286番3	四分町	296番	四分町	319番2
四分町	286番4	四分町	297番1	四分町	319番3
四分町	286番5	四分町	297番2	四分町	319番4
四分町	287番2	四分町	297番3	四分町	320番3
四分町	287番4	四分町	297番4	四分町	320番4
四分町	287番5	四分町	297番5	四分町	321番3
四分町	287番6	四分町	297番6	四分町	337番
四分町	287番7	四分町	298番1	縄手町	33番3
四分町	287番8	四分町	298番2	縄手町	34番1
四分町	287番9	四分町	298番3	縄手町	34番2
四分町	287番10	四分町	299番1	縄手町	35番1
四分町	287番11	四分町	299番2	縄手町	35番2
四分町	287番12	四分町	299番3	縄手町	36番1
四分町	287番14	四分町	300番1	縄手町	36番2
四分町	287番15	四分町	300番2	縄手町	37番1
四分町	287番16	四分町	300番3	縄手町	37番2
四分町	287番17	四分町	300番4	縄手町	37番3
四分町	287番18	四分町	300番5	縄手町	38番1
四分町	287番19	四分町	301番1	縄手町	38番2
四分町	287番20	四分町	301番2	縄手町	38番3
四分町	289番3	四分町	301番3	縄手町	39番1
四分町	290番1	四分町	302番1	縄手町	39番2
四分町	290番2	四分町	302番2	縄手町	40番1
四分町	290番3	四分町	303番1	縄手町	40番2
四分町	291番	四分町	303番3	縄手町	40番3
四分町	292番1	四分町	303番4	縄手町	40番4

参考資料

特別史跡藤原宮跡 指定地一覧（奈良県橿原市）

町名	地番	町名	地番	町名	地番
縄手町	41番	縄手町	50番2	縄手町	58番1
縄手町	42番1	縄手町	50番3	縄手町	58番2
縄手町	42番2	縄手町	50番4	縄手町	58番3
縄手町	43番1	縄手町	51番1	縄手町	59番1
縄手町	43番2	縄手町	51番2	縄手町	59番2
縄手町	43番3	縄手町	51番3	縄手町	59番3
縄手町	44番1	縄手町	52番1	縄手町	60番1
縄手町	44番2	縄手町	52番2	縄手町	60番2
縄手町	44番3	縄手町	52番3	縄手町	60番3
縄手町	45番	縄手町	52番4	縄手町	60番4
縄手町	46番1	縄手町	52番5	縄手町	60番5
縄手町	46番3	縄手町	52番6	縄手町	60番6
縄手町	46番4	縄手町	52番7	縄手町	60番7
縄手町	46番5	縄手町	52番8	縄手町	60番8
縄手町	46番6	縄手町	52番9	縄手町	60番9
縄手町	46番7	縄手町	53番1	縄手町	60番10
縄手町	46番8	縄手町	53番2	縄手町	60番11
縄手町	46番9	縄手町	53番3	縄手町	60番12
縄手町	46番10	縄手町	53番4	縄手町	60番13
縄手町	46番12	縄手町	54番1	縄手町	60番14
縄手町	46番13	縄手町	54番2	縄手町	61番1
縄手町	47番1	縄手町	54番3	縄手町	61番2
縄手町	47番2	縄手町	54番4	縄手町	62番1
縄手町	47番3	縄手町	55番1	縄手町	62番2
縄手町	47番4	縄手町	55番2	縄手町	62番3
縄手町	47番5	縄手町	56番1	縄手町	154番1
縄手町	47番6	縄手町	56番3	縄手町	154番2
縄手町	47番7	縄手町	57番1	縄手町	154番3
縄手町	47番8	縄手町	57番2	縄手町	154番4
縄手町	47番9	縄手町	57番3	縄手町	155番1
縄手町	48番1	縄手町	57番4	縄手町	155番2
縄手町	48番3	縄手町	57番5	縄手町	155番3
縄手町	49番1	縄手町	57番6	縄手町	156番1
縄手町	50番1	縄手町	57番7	縄手町	156番2

特別史跡藤原宮跡 指定地一覧（奈良県橿原市）

町名	地番	町名	地番	町名	地番
縄手町	156番3	縄手町	167番7	縄手町	174番6
縄手町	157番1	縄手町	167番8	縄手町	174番7
縄手町	157番2	縄手町	167番9	縄手町	175番1
縄手町	157番3	縄手町	167番10	縄手町	175番2
縄手町	157番4	縄手町	168番1	縄手町	175番3
縄手町	157番5	縄手町	168番2	縄手町	175番4
縄手町	158番2	縄手町	168番4	縄手町	175番5
縄手町	158番3	縄手町	168番5	縄手町	175番7
縄手町	158番5	縄手町	169番1	縄手町	175番8
縄手町	159番3	縄手町	169番2	縄手町	175番10
縄手町	159番5	縄手町	169番4	縄手町	175番11
縄手町	159番6	縄手町	169番5	縄手町	175番12
縄手町	159番7	縄手町	170番1	縄手町	175番13
縄手町	160番2	縄手町	170番2	縄手町	176番6
縄手町	161番1	縄手町	170番3	縄手町	176番7
縄手町	161番2	縄手町	170番4	縄手町	176番8
縄手町	162番1	縄手町	170番5	縄手町	176番9
縄手町	162番2	縄手町	170番6	縄手町	177番1
縄手町	163番1	縄手町	170番7	縄手町	177番2
縄手町	163番4	縄手町	171番1	縄手町	177番3
縄手町	163番5	縄手町	171番2	縄手町	177番4
縄手町	163番7	縄手町	171番3	縄手町	177番5
縄手町	163番8	縄手町	171番4	縄手町	177番7
縄手町	165番1	縄手町	172番1	縄手町	177番8
縄手町	165番2	縄手町	172番2	縄手町	178番1
縄手町	165番3	縄手町	172番3	縄手町	178番3
縄手町	166番1	縄手町	173番1	縄手町	178番5
縄手町	166番2	縄手町	173番2	縄手町	179番
縄手町	166番3	縄手町	173番3	縄手町	180番
縄手町	167番1	縄手町	174番1	縄手町	181番1
縄手町	167番2	縄手町	174番2	縄手町	181番2
縄手町	167番3	縄手町	174番3	縄手町	181番3
縄手町	167番5	縄手町	174番4	縄手町	181番4
縄手町	167番6	縄手町	174番5	縄手町	181番5

参考資料

特別史跡藤原宮跡 指定地一覧（奈良県橿原市）

町名	地番	町名	地番	町名	地番
縄手町	182番1	縄手町	188番6	縄手町	195番2
縄手町	182番2	縄手町	188番7	縄手町	195番3
縄手町	182番3	縄手町	189番2	縄手町	195番4
縄手町	182番5	縄手町	189番4	縄手町	195番5
縄手町	182番6	縄手町	189番6	縄手町	196番1
縄手町	182番7	縄手町	190番1	縄手町	196番2
縄手町	182番8	縄手町	190番2	縄手町	196番3
縄手町	182番9	縄手町	190番3	縄手町	196番4
縄手町	182番10	縄手町	190番4	縄手町	196番5
縄手町	183番	縄手町	191番1	縄手町	196番6
縄手町	184番1	縄手町	191番2	縄手町	196番7
縄手町	184番2	縄手町	191番3	縄手町	197番
縄手町	184番3	縄手町	191番4	縄手町	198番1
縄手町	184番4	縄手町	192番1	縄手町	199番2
縄手町	184番5	縄手町	192番2	縄手町	199番3
縄手町	184番6	縄手町	192番5	縄手町	199番4
縄手町	185番1	縄手町	192番6	縄手町	199番5
縄手町	185番2	縄手町	192番7	縄手町	199番6
縄手町	185番3	縄手町	192番8	縄手町	199番9
縄手町	185番4	縄手町	192番10	縄手町	199番10
縄手町	185番5	縄手町	192番11	縄手町	199番11
縄手町	185番6	縄手町	192番12	縄手町	200番2のうち実測12.39㎡
縄手町	185番7	縄手町	192番13	縄手町	200番3
縄手町	186番2	縄手町	192番14	縄手町	200番5
縄手町	186番3	縄手町	193番1	縄手町	293番1
縄手町	187番1	縄手町	193番2	縄手町	294番
縄手町	187番2	縄手町	193番3	縄手町	295番1
縄手町	187番3	縄手町	193番4	縄手町	295番3
縄手町	187番4	縄手町	193番5	縄手町	296番1
縄手町	188番1	縄手町	193番6	縄手町	296番2
縄手町	188番2	縄手町	194番2	縄手町	296番3
縄手町	188番3	縄手町	194番3	縄手町	297番1
縄手町	188番4	縄手町	194番4	縄手町	297番2
縄手町	188番5	縄手町	195番1	縄手町	297番3

特別史跡藤原宮跡 指定地一覧（奈良県橿原市）

町名	地番	町名	地番	町名	地番
縄手町	297番4	縄手町	307番5	縄手町	324番3
縄手町	297番5	縄手町	308番1	縄手町	324番4
縄手町	297番6	縄手町	308番2	縄手町	324番5
縄手町	298番1	縄手町	309番1	縄手町	324番6
縄手町	299番1	縄手町	309番2	縄手町	324番7
縄手町	299番2	縄手町	310番2	縄手町	324番8
縄手町	300番1	縄手町	310番3	縄手町	324番9
縄手町	300番2	縄手町	310番4	縄手町	331番1
縄手町	300番3	縄手町	310番5	縄手町	331番2
縄手町	300番4	縄手町	310番6	縄手町	332番1
縄手町	301番1	縄手町	310番7	縄手町	332番2
縄手町	301番3	縄手町	311番1	縄手町	333番1
縄手町	304番1	縄手町	312番1	縄手町	333番2
縄手町	304番2	縄手町	313番1	縄手町	334番1
縄手町	304番3	縄手町	313番3	縄手町	334番2
縄手町	304番4	縄手町	313番4	縄手町	390番1
縄手町	304番5	縄手町	313番5	縄手町	390番2
縄手町	304番6	縄手町	313番6	縄手町	390番3
縄手町	304番7	縄手町	314番1	縄手町	390番4
縄手町	304番8	縄手町	314番3	縄手町	390番5
縄手町	304番9	縄手町	314番4	縄手町	390番6
縄手町	304番10	縄手町	314番5	縄手町	390番7
縄手町	304番11	縄手町	315番1	縄手町	391番
縄手町	305番1	縄手町	315番3	縄手町	392番
縄手町	305番2	縄手町	315番4	縄手町	393番1
縄手町	305番3	縄手町	315番5	縄手町	393番2
縄手町	305番4	縄手町	315番6	縄手町	394番1
縄手町	306番1	縄手町	315番7	縄手町	394番2
縄手町	306番2	縄手町	315番8	縄手町	395番1
縄手町	306番3	縄手町	316番2	縄手町	395番2
縄手町	307番1	縄手町	317番2	縄手町	395番3
縄手町	307番2	縄手町	318番2	縄手町	395番4
縄手町	307番3	縄手町	324番1	縄手町	396番1
縄手町	307番4	縄手町	324番2	縄手町	396番2

参考資料

特別史跡藤原宮跡 指定地一覧（奈良県橿原市）

町名	地番	町名	地番
縄手町	396番3	木之本町	175番3
縄手町	396番4	木之本町	176番
縄手町	396番6	木之本町	177番1
縄手町	396番7	木之本町	177番2
縄手町	396番8	木之本町	178番
縄手町	396番9	木之本町	179番
縄手町	396番10	木之本町	182番1
縄手町	396番11	木之本町	182番2
縄手町	396番12	木之本町	183番1
縄手町	396番13	木之本町	183番2
縄手町	397番1	法花寺町	1番
縄手町	397番2	法花寺町	2番
縄手町	397番3	法花寺町	7番1
木之本町	165番1	法花寺町	7番2
木之本町	165番2	法花寺町	8番1
木之本町	165番3	法花寺町	8番2
木之本町	166番1	法花寺町	11番1
木之本町	166番2	法花寺町	11番2
木之本町	167番1	法花寺町	42番
木之本町	167番2		
木之本町	167番3		
木之本町	167番4		
木之本町	167番5		
木之本町	168番		
木之本町	169番1		
木之本町	169番2		
木之本町	170番1のうち実測203.73㎡		
木之本町	170番2		
木之本町	171番1のうち実測49.36㎡		
木之本町	172番		
木之本町	173番		
木之本町	174番		
木之本町	175番1		
木之本町	175番2		

奈良県橿原市

特別史跡 藤原宮跡 保存活用計画書

作成日 令和 7 年 7 月 28 日

発行日 令和 7 年 7 月 28 日

発行 橿原市